

# 大竹市地域防災計画

## (資料編)

令和8年3月

大竹市防災会議



# 大竹市地域防災計画／資料編・目次

1	別表	1
	別表 1 主な気象災害一覧表	2
	別表 2 災害危険箇所一覧表	6
	1 傾斜地崩壊危険区域一覧	6
	2 砂防指定地一覧	11
	3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定箇所	15
	(1) がけ崩れ	15
	(2) 土石流	24
	(3) 地すべり	31
	4 重要水防箇所	32
	5 ため池箇所一覧表	34
	別表 3 備蓄資機材状況調	35
	別表 4 市内浸水想定区域内における要配慮者関連施設一覧	37
	別表 4-2 土砂災害警戒区域内における要配慮者関連施設一覧	38
	別表 4-3 津波災害警戒区域における要配慮者関連施設一覧	39
	別表 5 大竹市に係る各観測所一覧表	40
	別表 6 災害関係機関連絡一覧表	41
	別表 6-2 大竹市防災行政無線 子局等一覧表	44
	1 災害時の大竹市役所内線電話番号表	44
	2 防災行政無線 子局番号・無線電話番号・無線 F A X 番号一覧表	44
	別表 7 避難場所一覧表	46
	別表 8 医療救護班編成表	50
	別表 8-2 医療機関一覧表	51
	1 医科	51
	2 歯科	52
	別表 8-3 薬局一覧表	53
	別表 9 本部並びに学校間の非常連絡組織	54
	別表 10 清掃事業の機動力、人員等	55
	別表 11 災害時優先電話番号	56
	別表 12 生業回復資金の支給、貸付、減免、融資制度等	57
	別表 13 樋門、堰、スクリーン、ポンプ場一覧表	60
2	様式	62
	様式 1 非常配置体制の動員、配備完了報告	63
	様式 2 小瀬川ダム放流通報簿	64
	様式 3 渡ノ瀬ダム放流通知内容	72
	様式 4 弥栄ダム洪水警戒体制の通知	73
	様式 5 水防警報用紙	88
	様式 6 被害状況連絡書	93
	様式 7 被害総括表	94
	様式 7-2 用語の定義	96
	様式 7-3 被害速報事項例示	99
	様式 8 災害発生報告	101
	様式 9 水防活動実績報告書	102
	様式 10 被災者台帳	103
3	資料	105
	資料 1 大竹市防災会議条例	106
	資料 2 大竹市災害対策本部条例	108

資料3	大竹市災害対策本部条例施行規則	109
資料4	大竹市災害対策本部組織系統図	116
資料5	本部及び支部の標識	117
資料6	腕章	118
資料7	車両旗	119
資料8	広島県防災ヘリコプター応援協定	120
資料9	広島県内航空消防応援協定書	123
資料9-2	広島県内航空消防の運航に関する要綱	125
資料10	災害時の医療救護活動に関する協定書	134
資料10-2	災害時の医療救護活動に関する協定書実施細目	137
資料11	米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故に関する緊急措置要綱	148
資料12	災害時の相互応援に関する協定書	157
資料13	広島県内広域消防相互応援協定書	161
資料13-2	広島県内広域消防相互応援協定実施細目	164
資料13-3	広島県内高速道路等消防相互応援実施基準	172
資料13-4	広島県内大規模災害時等広域消防相互応援実施基準	175
資料14	消防相互応援協定書	183
資料14-2	消防相互応援協定実施細目	186
資料15	大規模災害時の相互応援に関する協定	193
資料15-2	大規模災害時の相互応援に関する協定の一部を改定する協定	195
資料15-3	大規模災害時の相互応援に関する協定の一部を改定する協定	196
資料16	相互応援協定	197
1	中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定	198
2	中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定	200
3	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	202
資料17	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	206
資料18	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	212
資料19	災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い	218
資料19-2	災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施要綱	220
資料20	大竹市と株式会社イズミとの災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書	221
資料20-2	災害時における物資供給に関する協定書 (NPO法人コメリ災害対策センター)	224
資料20-3	災害時におけるLPガス等の調達及び供給に関する協定 (広島県LPガス協会)	229
資料20-4	災害発生時における大竹市と大竹市内郵便局の協力に関する協定書	231
資料20-5	災害発生時における生活関連物資の供給等に関する協定書 (生活協同組合ひろしま)	234
資料20-6	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (医療法人社団いちご会)	239
資料20-7	大竹市と株式会社栗本五十市商店との災害時における食料品等の供給の協力に関する協定書	241
資料20-8	災害救助物資の調達に関する協定書 (株式会社ジュンテンドー)	243
資料20-9	災害に係る情報発信等に関する協定(ヤフー株式会社)	247
資料20-10	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書(広島県行政書士会)	249
資料20-11	災害時における物資の調達に関する協定書 (王子コンテナ 三原工場)	251

資料20-12	災害時における物資の調達に関する協定書 (王子コンテナ 防府工場) -----	254
資料20-13	災害時における物資供給に関する協定 (株式会社ナフコ) -----	257
資料20-14	災害に係る情報発信等に関する協定書 (株式会社テレビ新広島) -----	259
資料20-15	防災パートナーシップに関する協定書 (広島テレビ株式会社) -----	261
資料20-16	災害時における物資の調達に関する協定書 (石原工芸株式会社) -----	263
資料20-17	災害時等におけるドローンを使用した支援活動に関する協定書 (一般社団法人山口県産業ドローン協会) -----	265
資料20-18	浸水時緊急退避施設としての使用に関する協定書 (株式会社サンクリエイト) -----	268
資料20-19	災害時における応急対策資機材の供給等に関する協定書 (株式会社 村中産機) -----	271
資料20-20	災害時における応急対策資機材の供給に関する協定書 (株式会社 キロク) -----	273
資料20-21	災害時の物流に係る協力に関する協定書 (日本通運株式会社) -----	275
資料20-22	災害時における福祉用具等物資の緊急調達及び供給等の 協力に関する協定 (一般社団法人日本福祉用具供給協会) -----	278
資料20-23	災害時における応急対策資機材の供給等に関する協定書 (光東株式会社) -----	281
資料20-24	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (希望の杜さかえ) -----	283
資料20-25	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (グループホームソラストゆめか大竹) -----	285
資料20-26	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (グループホームさくら) -----	287
資料21	弥栄ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書-----	289
資料21-2	弥栄ダム放流警報設備を利用した災害情報等の 伝達に関する実施要領-----	292
資料22	小瀬川ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定書-----	297
資料22-2	小瀬川ダム放流警報設備を利用した災害情報等の 伝達に関する実施要領-----	300
資料23	渡ノ瀬ダム放流警報設備等による避難情報の伝達に関する協定書-----	305
資料23-2	渡ノ瀬ダム放流警報装置における無線設備の 運用に関する覚書-----	309
資料23-3	渡ノ瀬ダム放流警報設備等による避難情報の 伝達に関する実施要領-----	312



# 1 別表

別表1 主な気象災害一覧表

区分	年月日	種類																					
		M 2. 5~ 7月	M 5. 7. 8	M 7. 8. 21	M 15. 5. 8	M 17. 8. 25	M 19. 8. 31	M 24. 9. 14	M 33. 8. 19	M 35. 7. 15 ~ 8. 11	M 45	T 3. 6. 3	T 11	T 12. 6. 22	T 13. 8. 21	T 14. 9. 1	T 15. 9. 10 ~ 11	S 3. 6. 24 ~ 25	S 5. 8. 12	S 17. 8. 27	S 18. 9. 20	S 20. 9. 16 ~ 17	S 26. 10. 14 ~ 15
要素	種類	梅雨 前線	梅雨 前線	台風 (高潮) (洪水)	梅雨 前線 (洪水)	台風 (高潮)	台風 (洪水)	台風 (高潮)	台風 (高潮)	梅雨 前線 台風	台風 (洪水)	梅雨 前線 (高潮)	台風 (洪水)	梅雨 前線 (洪水)	台風 (洪水)	台風 (洪水)	梅雨 前線 (洪水)	台風 (洪水)	台風 (高潮)	台風 (洪水)	枕崎 台風 (洪水)	ルース 台風 (洪水)	
人的 被害	死者			32人		2人	5人					1人											13人
	負傷者		4人	9人																		32人	33人
	行方不明																						7人
物的 被害	全壊家屋		7戸				9戸										46戸		50戸		51戸	73戸	
	半壊家屋						10戸		30戸				1戸		173戸				117戸			388戸	
	流失家屋			7戸			27戸	3戸	32戸	20戸					5戸	3戸			17戸	7戸	16戸	90戸	
	床上浸水		20戸	1,137戸						20戸		58戸		69戸	52戸	2戸	179戸	112戸	183戸		503戸	80戸	1,915戸
	床下浸水																		111戸	10戸	286戸	700戸	229戸
	田畑流失			176.9町			52町											3.5町				18町	1,125町
	田畑冠水											0.6町		4町	15.3町		33.2町	2.8町	36.1町	1町	81町	36町	1,110町
	道路決壊											5ヶ所	3ヶ所	19ヶ所	5ヶ所	10ヶ所	3ヶ所	10ヶ所	1町冠水	8,000m			38ヶ所
	橋梁決壊	1ヶ所	1ヶ所	4ヶ所							1ヶ所	3ヶ所		1ヶ所	2ヶ所	4ヶ所	2ヶ所		2ヶ所		150m		14ヶ所
	堤防決壊	3ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	1ヶ所	3ヶ所	2ヶ所		1ヶ所	2ヶ所		12ヶ所		6ヶ所		11ヶ所	6ヶ所	2ヶ所		370m			18ヶ所
そ の 他	罹災者数								117人														
	船舶被害							8隻		11隻		52隻										4隻	30隻
	家畜流失																		944頭				

資料：大竹市史

資料編 1 別表  
No. 2

区分	種類 要素	年月日																					
		S 30.9.30	S 31.8.17	S 32.6.28	S 35.7.8	S 49.9.8 ~ 9	S 50.6.24 ~ 25	S 50.8.17 ~ 18	S 51.9.13	S 55.5.21	S 55.7.9	S 55.7.11	S 55.8.23	S 55.9.11	S 56.6.26	S 57.8.23	S 58.9.28	S 60.6.22 ~ 7.5	S 62.7.14	H 1.7.12	H 3.9.27	H 4.8.8	
		台風 22号	台風 9号	台風 5号	梅雨 前線	台風 18号	梅雨 前線	台風 5号	集中 豪雨 (大雨)	梅雨 前線 (大雨)	梅雨 前線 (大雨)	梅雨 前線 (大雨)	集中 豪雨 (大雨)	台風 13号	梅雨 前線 (大雨)	集中 豪雨 (大雨)	台風 10号	長雨 (大雨)	台風 5号	梅雨 前線 (大雨)	台風 19号	台風 10号	
人的 被害	死者																						
	負傷者																						
	行方不明																						
物的 被害	全壊家屋	3戸	1戸																				
	半壊家屋	13戸															1戸						
	一部損壊家屋	32戸																					
	床上浸水	159戸							6戸									1戸	17戸				
	床下浸水	191戸		1戸		17戸	29戸	21戸	42戸	18戸	7戸	20戸	26戸	4戸	3戸	9戸	12戸	19戸	97戸	23戸	60戸	2戸	
	田畑冠水	79町		13町	14町	田畑 16.5 <small>ヶ</small>	田畑 18 <small>ヶ</small>	田畑 2 <small>ヶ</small>	田畑 42.8 <small>ヶ</small>									17.8 <small>ヶ</small>	2ヶ所				
	田畑風・塩害	18町	6町			その他 26.1 <small>ヶ</small>	その他 8 <small>ヶ</small>	その他 5.5 <small>ヶ</small>	その他 13 <small>ヶ</small>														
	道路決壊・陥没	5ヶ所		3ヶ所	2ヶ所													17ヶ所	18ヶ所	3ヶ所	ビニールハウス22棟全壊		
	橋梁決壊・流出	4ヶ所	1ヶ所																				
	堤防・護岸決壊	35ヶ所														5ヶ所	2ヶ所		12ヶ所	3ヶ所	1ヶ所	6ヶ所	1ヶ所
土砂・山崩れ										3ヶ所	2ヶ所	2ヶ所			5ヶ所	1ヶ所	4ヶ所	33ヶ所	11ヶ所	20ヶ所	漁具倉庫4棟全壊		
その他	罹災者数	300人																					
	船舶被害	35隻	2隻																				
	かきいかだ等被害																						

資料編 1 別表  
No.3

区分	種類	年月日	H 5.7.2	H 5.7.28 ～ 29	H 5.8.19	H 7.9.22 ～ 24	H 9.6.28	H 9.9.16	H 11.6.29	H 11.8.17 ～ 19	H 11.9.24	H 12.8.18	H 13.3.24	H 13.6.19	H 14.9.16	H 15.7.18 ～21	H 16.5.13	H 16.7.31 ～8.2	H 16.8.30 ～ 31	H 16.9.7	H 16.9.29	H 16.10.20	H 17.9.6	
		要素	梅雨 前線	長雨 (大雨)	集中 豪雨 (大雨)	台風 14号	台風 8号	台風 19号	梅雨 前線	集中 豪雨 (大雨)	台風 18号	集中 豪雨 (大雨)	芸予 地震	梅雨 前線 (大雨)	集中 豪雨 (大雨)	長雨 (大雨)	集中 豪雨 (大雨)	台風 10号	台風 16号	台風 18号	台風 21号	台風 23号	台風 14号	
人的被害	死者																							
	負傷者												1人											
	行方不明																							
物的被害	全壊家屋																							
	半壊家屋												2戸							4戸				
	一部損壊家屋				1戸								518戸							339戸	4戸		2戸	
	床上浸水										4戸										1戸		6戸	
	床下浸水			1戸	1戸	2戸	1戸	6戸	43戸	33戸	23戸				6戸	2戸		1戸	11戸	12戸			19戸	
	田畑冠水		3ヶ所						0.5ヶ所												倒木 37件	倒木 7件	6.7ヶ所	
	田畑風・塩害																				倒壊 13件	倒壊 1件	6.1ヶ所	
	道路決壊・陥没		2ヶ所											ブロック 塀など 損壊 133件							3ヶ所			17ヶ所
	橋梁決壊・流出																			1ヶ所				1ヶ所
	堤防・護岸決壊		6ヶ所																1ヶ所	3ヶ所	4ヶ所			26ヶ所
土砂・山崩れ	4ヶ所	9ヶ所	1ヶ所	3ヶ所					23ヶ所	2ヶ所				2ヶ所		1ヶ所	3ヶ所		4ヶ所	7ヶ所			7ヶ所	
その他	罹災者数																							
	船舶被害																			10隻	26隻			
	かきいかた等被害																		4台	5台	287台		45台	35台

区分	種類 要素	年月日																		
		H 18.9.17	H 21.7.21 ～ 26	H 22.7.13 ～ 15	H 23.8.21	H 24.7.6	H 26.8.6	H 30.7.5 ～ 9	R 元.6.7	R 4.9.18 ～ 19	R 5.7.1	R 7.9.10								
		台風 13号	中国・ 九州北 部豪雨	梅雨 前線 (大雨)	豪雨	梅雨 前線 (大雨)	豪雨	平成30 年7月豪 雨	豪雨	台風 14号	豪雨	豪雨								
人的 被害	死者																			
	負傷者							1名												
	行方不明																			
物的 被害	全壊家屋																			
	半壊家屋						1戸													
	一部損壊家屋	1戸		1戸		1戸		1戸												
	床上浸水						25戸	7戸												
	床下浸水		9戸	12戸	7戸	5戸	116戸	31戸	1戸	4戸	1戸	2戸								
	田畑冠水		倒木 4件	4ヶ所						2ヶ所										
	田畑風・塩害																			
	道路決壊・陥没			9ヶ所		7ヶ所	16ヶ 所	5ヶ所												
	橋梁決壊・流出																			
	堤防・護岸決壊			2ヶ所																
	土砂・山崩れ		13ヶ 所	23ヶ 所	2ヶ所	1ヶ所	60ヶ 所	49ヶ 所												
そ の 他	罹災者数						52人													
	船舶被害																			
	かきいかだ等被害																			

## 別表2 災害危険箇所一覧表

## 1 急傾斜地崩壊危険区域一覧

番号	地区名	告示 年月日・番号	所在地				指定面積 (a)	人家 戸数
			郡市	町	大字・ 字	地番		
1	小方地区	S 44. 12. 26 県告第 981 号	大竹市	小方一丁目		18 番 86 号-1	15. 58	64
2	玖波地区	S 45. 3. 27 県告第 281 号	大竹市	玖波七丁目		440	6. 61	小学校 のみ
3	木野地区	S 45. 3. 27 県告第 281 号	大竹市	木野二丁目		480-12	265. 67	5
4	立戸地区	S 45. 9. 29 県告第 818 号	大竹市	立戸三丁目		1844	23. 77	6
5	穂仁原地区	S 45. 9. 27 県告第 818 号	大竹市	穂仁原		504-2	24. 93	1
6	中津原地区	S 46. 3. 30 県告第 338 号	大竹市	木野一丁目		683-1	169. 73	22
7	三ツ石地区	S 46. 3. 30 県告第 338 号	大竹市	三ツ石町		809	21. 53	7
8	阿多田地区	S 46. 3. 30 県告第 338 号	大竹市	阿多田		71-5	6. 20	6
9	白石地区	S 47. 3. 31 県告第 282 号	大竹市	平原山		16	71. 43	22
10	穂仁原地区 (追加)	S 51. 4. 13 県告第 334 号	大竹市	穂仁原		3590	30. 12	5
11	小方地区 (追加)	S 53. 3. 20 県告第 231 号	大竹市	小方二丁目		331-5	70. 71	13
12	宮の下地区	S 53. 3. 20 県告第 231 号	大竹市	阿多田		230	15. 35	17

13	立戸三丁目 地 区	S 54. 10. 26 県告第 868 号	大竹 市	立戸三丁目		1736-1	67. 31	14
14	立戸二丁目 地 区	S 55. 2. 13 県告第 125 号	大竹 市	立戸二丁目		2958-2	40. 94	20
15	安条地区	S 55. 2. 13 県告第 125 号	大竹 市	安条		3952-1	153. 51	18
16	防鹿地区	S 56. 3. 27 県告第 311 号	大竹 市	防鹿		410	381. 75	53
17	唐船浜地区	S 57. 1. 8 県告第 11 号	大竹 市	玖波七丁目		275-1	27. 76	16
18	立戸一丁目 地 区	S 58. 1. 20 県告第 74 号	大竹 市	立戸一丁目		2878-1	10. 15	9
19	松ヶ原地区	S 58. 1. 20 県告第 74 号	大竹 市	松ヶ原町		1835	46. 98	6
20	上木野地区	S 58. 7. 18 県告第 729 号	大竹 市	木野二丁目		甲 72-1	180. 24	28
21	元町四丁目 地 区	S 58. 7. 18 県告第 729 号	大竹 市	元町四丁目		140-1	43. 44	11
22	早瀬ヶ迫 地 区	S 58. 9. 29 県告第 976 号	大竹 市	木野二丁目		390 地先	209. 35	18
23	下木野地区	S 59. 3. 29 県告第 315 号	大竹 市	木野二丁目		76-1	32. 55	10
24	木野地区 (追加)	S 60. 1. 28 県告第 104 号	大竹 市	木野一丁目		147	173. 36	42
25	元町三丁目 地 区	S 61. 2. 13 県告第 138 号	大竹 市	元町四丁目		193-1	91. 32	34
26	白石二丁目 地 区	S 61. 2. 13 県告第 138 号	大竹 市	白石二丁目		2667-4	54. 33	35
27	鞍掛地区	S 61. 2. 13 県告第 138 号	大竹 市	立戸三丁目		1760-4	34. 81	13

28	宮の下B 地 区	S 61. 7. 17 県告第 661 号	大竹 市	阿多田		402-2	19. 17	5
29	宮の下地区 (追加)	S 61. 12. 25 県告第 1130 号	大竹市	阿多田		384	3. 15	5
30	下木野B 地 区	S 62. 3. 9 県告第 228 号	大竹市	木野二丁目		291-2	38. 69	14
31	元町一丁目 地 区	S 62. 3. 9 県告第 228 号	大竹市	元町一丁目		2750-2	134. 04	14
32	平原地区	S 62. 3. 9 県告第 228 号	大竹市	白石一丁目		24-4	44. 88	10
33	川見坂地区	S 62. 3. 9 県告第 228 号	大竹市	木野	高畑山	271	82. 89	17
34	元町一丁目 地区(追加)	S 62. 3. 30 県告第 344 号	大竹市	白石二丁目		2667-4	54. 75	26
35	白石二丁目 地区(追加)	S 62. 8. 31 県告第 849 号	大竹市	白石二丁目		2890-2	4. 89	6
36	穂仁原地区 (追加)	S 63. 2. 25 県告第 189 号	大竹市	穂仁原		3576-3	111. 31	7
27	元町三丁目 地区(追加)	S 63. 3. 28 県告第 345 号	大竹市	元町四丁目		157-2	159. 27	37
38	元町一丁目 地区(追加)	S 63. 3. 28 県告第 345 号	大竹市	元町一丁目		2816-9	89. 5	36
39	黒川二丁目 地 区	H 1. 3. 27 県告第 390 号	大竹市	黒川二丁目		292-3	28. 70	12
40	玖波三丁目 地 区	H 1. 8. 14 県告第 881 号	大竹市	玖波三丁目		356-1	15. 52	10
41	宮の下地区 (追加)	H 4. 7. 30 県告第 825 号	大竹市	阿多田		403-3	140. 53	17
42	御園一丁目 地 区	H 4. 7. 30 県告第 825 号	大竹市	御園一丁目		1636-1	66. 17	14

43	元町三丁目 地区(追加)	H 4. 11. 16 県告第 1163 号	大竹市	元町三丁目		211-6	50. 39	7
44	玖波六丁目 地 区	H 4. 11. 16 県告第 1163 号	大竹市	玖波六丁目		533-1	21. 57	21
45	立戸二丁目 (B) 地区	H 4. 11. 16 県告第 1163 号	大竹市	立戸二丁目		3030-1	24. 71	14
46	立戸二丁目 C 地 区	H 5. 12. 2 県告第 1191 号	大竹市	立戸二丁目		3104-15	13. 77	8
47	油見一丁目 地 区	H 6. 3. 10 県告第 242 号	大竹市	油見一丁目		2310	35. 64	11
48	小方二丁目 地 区	H 6. 6. 13 県告第 613 号	大竹市	小方二丁目		349	25. 05	14
49	宮の下地区 (追加)	H 6. 8. 15 県告第 780 号	大竹市	阿多田		403-3	10. 88	3
50	白石一丁目 大滝地区	H 6. 12. 28 県告第 1053 号	大竹市	白石一丁目		2966	134. 48	33
51	本浦西地区	H. 7. 11. 9 県告第 1170 号	大竹市	阿多田		273	93. 04	18
52	玖波地区 (追加)	H. 8. 2. 8 県告第 156 号	大竹市	玖波七丁目		440	88. 49	14
53	立戸三丁目 B 地 区	H. 9. 6. 12 県告第 669 号	大竹市	立戸三丁目		1861-4	29. 40	11
54	三ツ石地区 (追加)	H. 10. 3. 2 県告第 257 号	大竹市	三ツ石町		900-4 地先 里道敷	194. 00	36
55	玖波地区 (追加)	H. 11. 4. 19 県告第 484 号	大竹市	玖波七丁目		733-2	20. 39	1
56	玖波三丁目 A 地 区	H. 12. 7. 3 県告第 678 号	大竹市	玖波三丁目		339	93. 40	25
57	比作B地区	H. 12. 7. 3 県告第 678 号	大竹市	比作		3701	54. 34	5
58	玖波七丁目 地 区	H. 13. 12. 25 県告第 1128 号	大竹市	玖波町	唐船浜	251-1	34. 00	13

59	黒川三丁目 地 区	H. 15. 12. 15 県告第 1531 号	大竹市	黒川三丁目		1597-1	20. 17	5
60	大栗林地区	H. 17. 3. 28 県告第 562 号	大竹市	栗谷町 大栗林	下場	下場 406	41. 05	7
61	玖波六丁目 地 区	H. 22. 12. 16 県告第 992 号	大竹市	玖波六丁目		1741-3	52. 75	22
62	立戸B地区	H. 23. 10. 3 県告第 908 号	大竹市	小方町小方	苦ノ坂 東山	苦ノ坂東山	54. 04	16
63	宮ノ下地区 (追加)	H. 23. 10. 6 県告第 918 号	大竹市	阿多田		369-5	145. 16	0
64	宮ノ下B地 区 (追加)	H. 24. 2. 6 県告第 116 号	大竹市	阿多田		400-1	4. 83	7
65	後原A地区	H. 27. 2. 26 県告第 121 号	大竹市	栗谷町 後原	平側内	76-2	212. 1	13
66	立戸C地区	H28. 12. 12 県告第 724 号	大竹市	小方町		3018-20 外	58. 52	7
67	鞍掛地区 (追加)	H28. 12. 12 県告第 724 号	大竹市	立戸二丁目		3018-14 外	9. 86	4
68	奥谷尻地区	R6. 3. 28 県告第 310 号	大竹市	栗谷町	奥谷尻	中田 80 外	37. 23	3
69	玖波五丁目 2 地区	R6. 10. 17 県告第 928 号	大竹市	玖波五丁目		1173-2 外	89. 85	1

※人家戸数については調査時のものである

※地番については代表地番である

## 2 砂防指定地一覽

番号	溪流名	所 在	告示年月日 番 号	延 長 (m)	指定面積 (ha)
1	恵 川	大竹市玖波町字大人原	S 22. 9. 12 内告第 296 号	1,850	2.81
2		大竹市玖波町字大迫	S 24. 10. 8 建告第 840 号	1,900	30.27
3	黒草川	大竹市玖波町字神田	S 22. 9. 12 内告第 296 号	700	0.33
4	土石川	大竹市玖波町字大人原	S 22. 9. 12 内告第 296 号	1,500	0.26
5	新町川	大竹市小方町（上流水源）	S 22. 12. 29 内告第 400 号	2,250	6.87
6		大竹市小方町長尾平	H16. 1. 28 国告第 49 号	425	1.3
7	三ツ石川	大竹市小方町（上流水源）	S 22. 12. 29 内告第 400 号	2,500	5.00
8		大竹市小方町大字小方字三ツ石後山	S 59. 3. 30 建告第 796 号	63	0.14
9		大竹市小方町大字小方字熊ヶ尾山	S 61. 3. 17 建告第 660 号	126	0.54
10	三ツ石川 支 川	大竹市小方町小方字三ツ石後山	H5. 3. 25 建告第 949 号	180	304
11	三ツ石後 谷 川	大竹市小方町大字小方字三ツ石後山	S 39. 7. 28 建告第 1871 号	232	1.14
12	大膳川	大竹市小方町	S 22. 12. 29 内告第 400 号	4,400	8.80
13		大竹市小方町大字黒川字西本谷山	S 63. 3. 18 建告第 810 号	447	1.99
14		大竹市黒川二丁目・三丁目・小方町大 字黒川	H28. 11. 16 国告第 1340 号	69	0.39
15		大竹市玖波町大字西山	H5. 3. 25 建告第 949 号	190	1.73
16	比作川	大竹市小方町小方字比作	S 23. 11. 13 建告第 170 号	2,000	6.68
17		大竹市小方町小方字比作西山	S 60. 12. 21 建告第 1869 号	180	0.65
18	比作川 支 川	大竹市小方町比作字比作西山	S 45. 11. 27 建告第 1708 号	520	1.72

19	本浦川	大竹市小方町大字阿多田島字本浦	S 26. 11. 13 建告第 964 号	200	0. 17
20	本浦川 支 川	大竹市阿多田町	H5. 3. 25 建告第 949 号	355	38. 2
21	大谷川	大竹市栗谷町小栗林字大木場	S 27. 7. 11 建告第 940 号	2, 500	1. 77
22		大竹市栗谷町小栗林字大木場	S 60. 2. 9 建告第 158 号	251	0. 57
22		大竹市栗谷町小栗林字大木場	S 62. 3. 16 建告第 670 号	266	0. 92
24	観音谷川	大竹市栗谷町奥谷尻下中原	S 27. 7. 11 建告第 940 号	280	0. 15
		大竹市栗谷町広原	H22. 12. 8 国告第 1453 号	100	0. 20
25	二井川	大竹市大竹町木野字高畑	S 27. 7. 11 建告第 940 号	200	0. 17
26		大竹市大竹町木野字中津原山・高畑山	H1. 1. 31 建告第 145 号	145	0. 57
27	薬師川	大竹市大竹町木野字周防見坂	S 27. 7. 11 建告第 940 号	400	0. 29
28		大竹市大竹町木野字周防	S 33. 6. 16 建告第 1170 号	200	0. 60
29	八丁川	大竹市小方町小方字安城山中倉下	S 27. 8. 6 建告第 1507 号	1, 180	0. 95
30	前飯谷川	大竹市小方町小方字飯谷上田	S 27. 8. 6 建告第 1507 号	1, 890	2. 02
31		大竹市小方町小方字ヌクイガ浴・飯谷上田・シモクイ	H2. 2. 6 建告第 204 号	309	3. 05
32	前飯谷川 及び支川	大竹市小方町前飯谷	S 55. 4. 2 建告第 790 号	890	7. 43
33	卸場川	大竹市小方町小方字卸場 (H18. 10. 27 一部解除)	S 27. 8. 6 建告第 1507 号	956. 5	0. 79
34		大竹市小方町大字小方字揚ヶ山・卸場	H8. 3. 15 建告第 651 号	140	0. 71
35		大竹市小方町・小方 2 丁目 卸場・揚ヶ山	H15. 2. 13 国告第 120 号	344. 8	0. 85
36	登里川	大竹市栗谷町大字後原字長原	S 27. 8. 6 建告第 1507 号	145	0. 08
37	町ヶ原川	大竹市栗谷町大字後原字町ヶ原	S 27. 11. 15 建告第 1386 号	400	0. 30

38	堂の谷川	大竹市栗谷町大字広原字伊勢ヶ原	S 27. 11. 15 建告第 1386 号	600	0. 26
39	大滝谷川	大竹市栗谷町大字広原字下中原	S 27. 11. 15 建告第 1386 号	650	0. 22
40	井瀬ヶ原川	大竹市栗谷町大字広原字井瀬ヶ原	S 28. 12. 11 建告第 1484 号	400	0. 18
41	谷和川	大竹市栗谷町大栗林字谷和	S 29. 12. 7 建告第 1577 号	1, 700	9. 50
42	中の川 及び支川	大竹市小方町大字阿多田島字本浦	S 37. 10. 30 建告第 2732 号	649	2. 00
43		大竹市小方町大字阿多田	S 60. 12. 21 建告第 1869 号	60	0. 14
44	稲荷谷川 及び支川	大竹市大竹町木野字下木野山	S 39. 6. 2 建告第 1377 号	340	1. 36
45	上稲荷谷川	大竹市大竹町木野字下木野	S 39. 6. 2 建告第 1377 号	500	2. 04
46	中稲荷谷川	大竹市大竹町木野字下木野山	S 51. 6. 10 建告第 950 号	200	0. 54
47	小森谷川	大竹市小方町木野字早瀬ヶ迫山	S 41. 8. 1 建告第 2436 号	280	1. 18
48	谷郷川	大竹市小方町大字小方字苦の坂・東山	S 41. 8. 1 建告第 2436 号 H23. 11. 28 国告第 1225 号 H26. 8. 5 国告 771 号	714	3. 02
49	秋葉川	大竹市元町三丁目大河原	S 42. 3. 31 建告第 1001 号	663	1. 37
50	平原川	大竹市大竹町百町	S 43. 5. 23 建告第 1503 号	618	1. 37
51	郷谷川	大竹市大竹町字丸子山	S 43. 5. 23 建告第 1503 号	715	1. 63
52	立戸川 支川	大竹市立戸三丁目字東山	S 45. 11. 27 建告第 1708 号	330	4. 48
53	古森川	大竹市油見二丁目丸子山	S 46. 12. 6 建告第 1948 号	362	2. 53
54	西山谷川	大竹市玖波町字西山	S 53. 4. 18 建告第 857 号	900	36. 89
55	玖波川右 支 溪 1	大竹市玖波町唐船浜	H16. 12. 22 国告第 1605 号	—	0. 71

56	大膳川左支 溪 1 及び 2	大竹市玖波町湯舟山	H15. 9. 25 国告第 1305 号	368	1. 20
57	森の谷川	大竹市松ヶ原町	S27. 8. 6 建告第 1507 号	1, 000	0. 28
58	出合川	大竹市松ヶ原町字東河内	S28. 4. 27 建告第 640 号	1, 400	0. 79
59	北谷川	大竹市松ヶ原町	S27. 8. 6 建告第 1507 号	—	—
60	恵川支川 1	大竹市玖波五丁目・玖波町字神田	R7. 2. 19 国告第 101 号	290	1. 09

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定箇所  
 (1) がけ崩れ

番号	自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	下端延長 (m)	最大勾配 (°)	最大高さ (m)	人家戸数	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
									告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号
1	がけ崩れ	安条	I-1-1624	安条 (1624)	394.4	45.3	89.4	27	H24.2.16	県告146号	H24.2.16	県告146号
2	がけ崩れ		III-1-746	安条 A (746)	114	40.3	40.2	4	H24.2.16	県告146号	H24.2.16	県告146号
3	がけ崩れ		III-1-745	安条 (745)	95.7	44.8	57	1	H24.2.16	県告146号	H24.2.16	県告146号
4	がけ崩れ	玖波	II-1-841	大迫 (841)	65.1	37.2	37.2	0	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
5	がけ崩れ		II-1-6796, 756	玖波N (6796) 玖波六丁目B (756)	283	81.5	115.5	2	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
6	がけ崩れ		II-1-6785	玖波 J (6785)	29.1	36.3	31.4	2	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
7	がけ崩れ		II-1-6785 隣1	玖波 J (6785隣1)	121	39.8	81.8	0	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
8	がけ崩れ		II-1-6785 隣2	玖波 J (6785隣2)	31.5	37.7	57	0	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
9	がけ崩れ		II-1-6777	玖波I (6777)	90.7	34.1	24.1	1	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
10	がけ崩れ		I-1-1644	玖波五丁 目 (1644)	207.4	36.5	65.8	18	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
11	がけ崩れ		II-2-772	大迫 C (772)	36.4	34.7	44.6	1	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
12	がけ崩れ		II-2-772 隣	大迫 C (772隣)	33.7	35.2	28.3	1	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
13	がけ崩れ		II-1-6758	大迫 A (6758)	96.2	45.6	26.9	2	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
14	がけ崩れ		II-1-4445	大人原 (4445)	89.8	45.3	43.6	1	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
15	がけ崩れ		II-1-6786, 751	玖波K (6786) 玖波町C (751)	172.5	43.3	30.3	1	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
16	がけ崩れ		I-1-5955, 6787, 752	玖波G (5955) 玖波L (6787) 玖波町D (752)	446.2	50	37.2	7	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
17	がけ崩れ		I-1-5958	玖波六丁 目 (5958)	90.9	41.3	16.3	0	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
18	がけ崩れ		III-1-755	玖波六丁 目A (755)	97.7	73.3	27.9	1	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
19	がけ崩れ		I-1-1687	玖波 C (1687)	201.3	88.9	22.2	12	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
20	がけ崩れ		I-1-1687 隣	玖波C (1687隣)	95.4	39.5	15.2	3	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
21	がけ崩れ		I-1-1686	玖波 B (1686)	52	62.2	21.2	3	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
22	がけ崩れ		II-1-6789	玖波N (6789)	37.3	36.3	13	4	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
23	がけ崩れ		II-1-6789 隣	玖波N (6789隣)	40	41.8	10.5	1	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
24	がけ崩れ		II-1-6788	玖波 M (6788)	17.8	35.6	12.2	1	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
25	がけ崩れ		I-1-1688	玖波D (1688)	20.5	45.7	36.6	10	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
26	がけ崩れ		I-1-1688 隣1	玖波D (1688隣1)	94.4	38	22.9	4	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
27	がけ崩れ		I-1-1688 隣2	玖波D (1688隣2)	48.5	39.7	13.3	0	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
28	がけ崩れ		I-1-5963 隣	玖波墓 苑 (5963隣)	47	49	14.4	1	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
29	がけ崩れ		I-1-1650	唐船浜 (1650)	260.7	38.7	27.4	14	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
30	がけ崩れ		I-1-1650 隣1	唐船 浜 (1650隣1)	333	57.8	38.8	7	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号

## 資料編 1 別表

番号	自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	下端延長 (m)	最大勾配 (°)	最大高さ (m)	人家戸数	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		
									告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号	
31	がけ崩れ	玖波	I-1-1650 隣2	唐船 浜 (1650隣2)	124.4	46.6	22.2	18	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
32	がけ崩れ		I-1-1650 隣3	唐船 浜 (1650隣3)	132.9	56.8	16.1	9	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
33	がけ崩れ		I-1-5954	玖波 F (5954)	109.7	37.3	29.3	14	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
34	がけ崩れ		I-1-1655	玖波 A (1655)	183	35.7	25.5	20	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
35	がけ崩れ		I-2-1023	玖波三丁 目 (1023)	77	51.8	12.7	1	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
36	がけ崩れ		I-1-1689	玖波 E (1689)	118.1	64.1	16.7	7	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
37	がけ崩れ		I-1-1645	玖波 (1645)	346.8	46.4	23.5	29	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
38	がけ崩れ		I-1-5045	玖波六丁 目 (5045)	62.8	44	19.9	2	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
39	がけ崩れ		I-1-5960	老人保健施設 (5960)	130.1	40.5	37.7	0	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
40	がけ崩れ		I-1-5960 隣1	老人保健施設 (5960隣1)	100.5	55.9	16.3	3	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
41	がけ崩れ		I-1-5960 隣2	老人保健施設 (5960隣2)	66.6	55.4	16	7	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
42	がけ崩れ		I-1-5960 隣3	老人保健施設 (5960隣3)	39.6	38.8	13.7	0	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
43	がけ崩れ		III-1-777	玖波 Q (777)	81.3	72.8	22.8	2	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
44	がけ崩れ		II-1-6760	大道C (6760)	15.8	33.2	16.1	1	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
45	がけ崩れ		III-1-748	玖波 町 (748)	89.3	38.1	24.7	3	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
46	がけ崩れ		II-1-6759	大道 B (6759)	38	44.5	15.9	1	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
47	がけ崩れ		II-2-168	大道 B (168)	68	38.7	26	1	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
48	がけ崩れ		II-2-168 隣1	大道B (168隣1)	13	63.4	9.4	1	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
49	がけ崩れ		II-2-168 隣2	大道 B (168隣2)	39.2	44	15.4	2	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
50	がけ崩れ		I-1-1687-1	玖波 C (1687-1)	43.2	34.9	12.9	0	R2.5.28	県告663号	R2.5.28	県告663号	
51	がけ崩れ		栗谷町 奥尻谷	I-1-1656	奥尻谷 (1656)	228.7	73.8	30.3	5	H26.6.26	県告484号	H26.6.26	県告484号
52	がけ崩れ			II-1-6742	奥尻 尻 (6742)	69.5	34.8	67.9	2	H26.6.26	県告484号	H26.6.26	県告484号
53	がけ崩れ			II-1-4444	奥尻谷 A (4444)	150.3	41.4	34.3	3	H26.6.26	県告484号	H26.6.26	県告484号
54	がけ崩れ			II-1-6779	奥尻谷 A (6779)	39.7	41.5	53.7	1	H26.6.26	県告484号	H26.6.26	県告484号
55	がけ崩れ		栗谷町 後原	III-1-773a	後原 K (773)	30.9	40.4	14.7	0	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号
56	がけ崩れ			II-1-736, 828	後原I(736) 後原C(828)	132.6	35.2	27.9	5	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号
57	がけ崩れ			II-1-6738	後原E (6738)	67.8	37.8	46.6	1	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号
58	がけ崩れ			II-1-6740	後原 G (6740)	124.9	42	27.9	5	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号
59	がけ崩れ			I-1-1657	後原 (1657)	80.1	34.7	39.4	3	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号
60	がけ崩れ			I-1-1663	後原B (1663)	157.6	36.7	44.9	6	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号
61	がけ崩れ			II-1-6739	後原 F (6739)	47.7	34.5	35.6	2	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号
62	がけ崩れ			I-1-1658	後原 A (1658)	393.9	41.4	59.9	12	R6.1.25	県告74号	R6.1.25	県告74号

## 資料編 1 別表

番号	自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	下端延長(m)	最大勾配(°)	最大高さ(m)	人家戸数	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		
									告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号	
63	がけ崩れ	栗谷町 広原	Ⅱ-1-830	後原 D (830)	86.5	35.3	14.7	1	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号	
64	がけ崩れ		Ⅱ-1-772	後原 J (772)	87.1	38.8	64.8	1	H25.3.11	県告202号	.3.11	H25 県告202号	
65	がけ崩れ		Ⅱ-2-166	広原 (166)	184.8	65.8	22.2	5	H26.6.26	県告485号	H26.6.26	県告485号	
66	がけ崩れ		Ⅱ-1-832	広原 (832)	50.2	30.9	10.6	1	H26.6.26	県告485号	H26.6.26	県告485号	
67	がけ崩れ		Ⅱ-1-6743	広原 (6743)	45	55.7	18.2	1	H26.6.26	県告485号	H26.6.26	県告485号	
68	がけ崩れ		Ⅱ-1-6743-1	広原 (6743-1)	27.2	47.1	13	1	H26.6.26	県告485号	H26.6.26	県告485号	
69	がけ崩れ		Ⅱ-1-6743-2	広原 (6743-2)	28.7	45.5	12.9	1	H26.6.26	県告485号	H26.6.26	県告485号	
70	がけ崩れ		Ⅱ-2-166-1	広原 (166-1)	147.4	44.3	14.3	0	H26.6.26	県告485号	H26.6.26	県告485号	
71	がけ崩れ		栗谷町 小栗林	Ⅱ-1-824	小栗林 A (824)	42.1	55.1	32.5	2	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号
72	がけ崩れ			Ⅱ-1-824-1	小栗林 A (824-1)	10.5	47.6	5	1	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号
73	がけ崩れ	Ⅱ-1-6737		小栗林 D (6737)	114.7	52.6	14.1	4	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号	
74	がけ崩れ	Ⅱ-1-825		小栗林 B (825)	74.5	32.6	24.5	2	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号	
75	がけ崩れ	I-1-5952		小栗林 (5952)	220.4	54.9	36.1	9	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号	
76	がけ崩れ	Ⅱ-1-827		小栗林 C (827)	151.4	36.4	56.5	3	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号	
77	がけ崩れ	Ⅱ-1-827-1		小栗林C (827-1)	37.8	71.4	6.4	0	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号	
78	がけ崩れ	Ⅱ-1-827-2		小栗林 C (827-2)	7.7	34.6	5.3	1	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号	
79	がけ崩れ	Ⅱ-1-827-3		小栗林 C (827-3)	117.9	38	24.9	9	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号	
80	がけ崩れ	Ⅱ-1-827-4		小栗林C (827-4)	69	32.4	26.1	2	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号	
81	がけ崩れ	Ⅱ-1-827-5		小栗林 C (827-5)	238.3	46	41.5	8	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号	
82	がけ崩れ	Ⅲ-1-771-2		花熊 (771-2)	94	46.3	8.4	0	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号	
83	がけ崩れ	Ⅲ-1-771-1		花熊 (771-1)	204.7	44.2	18.8	1	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号	
84	がけ崩れ	Ⅲ-1-771-3		花熊 (771-3)	29.5	63.0	5.5		R2.5.28	県告655号			
85	がけ崩れ	I-2-1022		能行A (1022)	242.8	44.9	15.1	6	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号	
86	がけ崩れ	Ⅱ-1-6732		能行 B (6732)	70.6	48.6	16.7	1	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号	
87	がけ崩れ	Ⅲ-1-733-1		沖窪 (733-1)	16.5	74.8	6.1	0	H25.3.11	県告202号			
88	がけ崩れ	Ⅱ-1-6734		沖 (6734)	31.9	37.3	14.3	0	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号	
89	がけ崩れ	Ⅱ-1-6734-1		沖 (6734-1)	76.6	42.6	16.8	1	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号	
90	がけ崩れ	Ⅱ-1-6734-2		沖 (6734-2)	13.1	73.9	5	0	H25.3.11	県告202号			
91	がけ崩れ	Ⅱ-1-6734-3		沖 (6734-3)	164.2	34	6.4	0	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号	
92	がけ崩れ	Ⅱ-1-6734-4		沖 (6734-4)	29.7	37.1	8	1	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号	
93	がけ崩れ	I-1-1660-3		大栗林 (1660-3)	53.3	38.5	7.2	0	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号	
94	がけ崩れ	I-1-1660		大栗林 (1660)	304.5	66.1	39.1	9	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号	
95	がけ崩れ	I-1-1660-1		大栗林 (1660-1)	105.1	35.9	28.1	2	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号	

## 資料編 1 別表

番号	自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	下端延長(m)	最大勾配(°)	最大高さ(m)	人家戸数	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		
									告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号	
96	がけ崩れ		I-1-1660-2	大栗林 (1660-2)	29.9	45.3	7.7	1	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号	
97	がけ崩れ		II-1-6735-1	大栗林B (6735-1)	15.2	33.8	29.8	1	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号	
98	がけ崩れ		II-1-6735, 6736	大栗林B (6735) 大栗林C (6736)	161.4	52.2	28.7	6	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号	
99	がけ崩れ		II-1-823	大栗林 A (823)	143.3	40.2	33.1	4	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号	
100	がけ崩れ		II-1-6733-1	能行 C (6733-1)	44	44.9	13.7	2	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号	
101	がけ崩れ		II-1-6733	能行C (6733)	93	48	16	1	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号	
102	がけ崩れ		I-1-5951	能行 (5951)	274	50.1	50.5	8	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号	
103	がけ崩れ		II-1-820	下ヶ 原 (820)	100	39.1	14.3	2	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号	
104	がけ崩れ		栗谷町 大栗林	II-1-821	下ヶ原A (821)	53.3	32.6	12.5	2	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号
105	がけ崩れ			III-1-731-1	下ヶ原 A (731-1)	138.3	48.3	33.4	1	R2.5.28	県告665号	R2.5.28	県告665号
106	がけ崩れ	III-1-731		下ヶ原 A (731)	152.8	38.6	77.1	4	H25.3.11	県告202号	H25.3.11	県告202号	
107	がけ崩れ	栗谷町 谷和	II-1-6767	谷和 (6767)	19.5	50.2	6	1	H26.6.26	県告486号	H26.6.26	県告486号	
108	がけ崩れ		II-1-6763	谷和 (6763)	39.5	53	9.6	1	H26.6.26	県告486号	H26.6.26	県告486号	
109	がけ崩れ		II-2-774	谷和 (774)	31.3	39.7	11.3	1	H26.6.26	県告486号	H26.6.26	県告486号	
110	がけ崩れ		I-2-1021	谷和 (1021)	96.4	58.2	12.6	2	H26.6.26	県告486号	H26.6.26	県告486号	
111	がけ崩れ		I-2-1021-1	谷和 (1021-1)	25.2	40.9	6.8	1	H26.6.26	県告486号	H26.6.26	県告486号	
112	がけ崩れ		II-1-6764	谷和 (6764)	14.6	56.4	8.5	1	H26.6.26	県告486号	H26.6.26	県告486号	
113	がけ崩れ		II-1-6765	谷和 (6765)	51.5	40	16.6	1	H26.6.26	県告486号	H26.6.26	県告486号	
114	がけ崩れ		II-1-6761	谷和 (6761)	24.1	51.5	6.6	1	H26.6.26	県告486号	H26.6.26	県告486号	
115	がけ崩れ		II-1-6762	谷和 (6762)	89.4	43.3	13.9	1	H26.6.26	県告486号	H26.6.26	県告486号	
116	がけ崩れ		II-1-843	谷和 (843)	59	34.8	16.7	2	H26.6.26	県告486号	H26.6.26	県告486号	
117	がけ崩れ	元町 三丁目 ～白石 一丁目	I-1-1634, 849, 6793, 762	白石二丁目(1634) 元町三丁目(849) 元町三丁目(6793) 元町三丁目(762)	963.6	49.6	125.9	166	H21.3.26	県告288号	H21.3.26	県告288号	
118	がけ崩れ	元町 四丁目	I-1-1632-1	元町四丁目 (1632-1)	164.6	42.5	78.4	13	H21.3.26	県告288号	H21.3.26	県告288号	
119	がけ崩れ	元町 三・四 丁目	I-1-1632, 849, 762	元町四丁目(1632) 元町三丁目(849) 元町三丁目(762)	1019.4	52.1	123	115	H21.3.26	県告288号	H21.3.26	県告288号	
120	がけ崩れ	後飯谷	II-1-6769	後飯谷A (6769)	43.3	40.7	46	2	H24.2.16	県告146号	H24.2.16	県告146号	
121	がけ崩れ		II-1-6769-1	後飯谷A (6769-1)	33.5	58.4	8.1	2	H24.2.16	県告146号	H24.2.16	県告146号	
122	がけ崩れ		II-1-6769-2	後飯谷A (6769-2)	22.9	57.1	6.4	1	H24.2.16	県告146号	H24.2.16	県告146号	
123	がけ崩れ		II-1-6769-3	後飯谷A (6769-3)	12.8	47.9	12.7	1	H24.2.16	県告146号	H24.2.16	県告146号	
124	がけ崩れ		II-1-6771-1	後飯谷C (6771-1)	25.3	51.6	11.1	2	H24.2.16	県告146号	H24.2.16	県告146号	
125	がけ崩れ		I-1-5965	後飯谷公民館 (5965)	74.8	49.6	26.5	2	H24.2.16	県告146号	H24.2.16	県告146号	

## 資料編 1 別表

番号	自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	下端延長 (m)	最大勾配 (°)	最大高さ (m)	人家戸数	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		
									告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号	
126	がけ崩れ	後飯谷	I-1-5965-1	後飯谷公民館 (5965-1)	31	45.6	19.5	1	H24.2.16	県告146号	H24.2.16	県告146号	
127	がけ崩れ		II-1-6768	後飯谷 (6768)	35.2	34.5	20.8	1	H24.2.16	県告146号	H24.2.16	県告146号	
128	がけ崩れ		I-1-5965-2	後飯谷公民館 (5965-2)	16.9	53.2	6.9	0	H24.2.16	県告146号	H24.2.16	県告146号	
129	がけ崩れ	後飯谷	III-1-741-1	後飯谷 (741-1)	311.1	40.9	36.7	0	H28.10.6	県告607号	H28.10.6	県告607号	
130	がけ崩れ		I-1-5965-3	後飯谷公民館 (5965-3)	239.2	37.6	12.6	0	H28.10.6	県告607号			
131	がけ崩れ		I-1-1676	御園 (1676)	96.1	40.3	21.3	8	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
132	がけ崩れ	御園	II-1-6775	御園B (6775)	58.9	46.5	32.7	1	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
133	がけ崩れ		I-1-1675	御園三丁目 (1675)	329.7	38.9	53.2	13	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
134	がけ崩れ		I-1-1675 隣	御園三丁目 (1675隣)	21.5	37.3	30.8	1	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
135	がけ崩れ	御園	I-1-1674	御園台 (1674)	254.3	60.4	28.4	15	H22.11.18	県告903号	H22.11.18	県告903号	
136	がけ崩れ		I-1-1674 隣1	御園台 (1674隣1)	49.6	41.4	22.5	2	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
137	がけ崩れ		I-1-1674 隣2	御園台 (1674隣2)	473.6	44.1	36.6	17	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
138	がけ崩れ	御園二丁目	III-1-758	玖波P (758)	71.8	40.8	32.7	2	H28.10.6	県告607号	H28.10.6	県告607号	
139	がけ崩れ		III-1-759-1	御園二丁目 (759-1)	93.3	72.1	66.8	0	H28.10.6	県告607号	H28.10.6	県告607号	
140	がけ崩れ		I-1-5961	御園二丁目 (5961)	68.5	68.9	8.4	3	H28.10.6	県告607号	H28.10.6	県告607号	
141	がけ崩れ	黒川	I-1-6001	広島西医療センター (6001)	195.3	68.2	24.1	9	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
142	がけ崩れ		I-1-6001 隣1	広島西医療センター (6001隣1)	121	60.3	18.7	5	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
143	がけ崩れ		I-1-6001 隣2	広島西医療センター (6001隣2)	86.4	53.1	10.3	7	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
144	がけ崩れ	黒川	I-1-1643	黒川 (1643)	77.2	44	51.9	12	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
145	がけ崩れ		II-1-6791	黒川二丁目 (6791)	104.3	44.8	36.8	6	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
146	がけ崩れ		三ツ石	I-1-1638	三ツ石 (1638)	305.6	69.7	24.5	23	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
147	がけ崩れ	I-1-1638 隣1		三ツ石 (1638隣1)	189.6	46.9	42.9	13	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
148	がけ崩れ	I-1-1638 隣2		三ツ石 (1638隣2)	95.9	43.4	21.9	4	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
149	がけ崩れ	I-1-1638 隣3		三ツ石 (1638隣3)	53.6	42.6	38.7	0	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
150	がけ崩れ	I-1-1638 隣4		三ツ石 (1638隣4)	98.9	33.7	51.1	1	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
151	がけ崩れ	I-1-1638-5		三ツ石 (1638-5)	59.0	31.7	15	5	H28.10.6	県告607号	H28.10.6	県告607号	
152	がけ崩れ	三ツ石		I-1-1680	三ツ石B (1680)	14.2	69.8	5.2	1	H28.10.6	県告607号	H28.10.6	県告607号
153	がけ崩れ			I-1-1682	三ツ石D (1682)	152.3	58.8	15.7	0	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
154	がけ崩れ			I-1-1681	三ツ石C (1681)	143.5	39.9	26.5	19	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
155	がけ崩れ			I-1-1681 隣	三ツ石C (1681隣)	59.8	43.1	18.9	4	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
156	がけ崩れ		三ツ石	I-1-5962	三ツ石浄水場 (5962)	181.7	50.7	57.8	0	H28.10.6	県告607号	H28.10.6	県告607号

## 資料編 1 別表

番号	自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	下端延長 (m)	最大勾配 (°)	最大高さ (m)	人家戸数	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		
									告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号	
157	がけ崩れ	小方	I-1-1679	三ツ石 (1679)	154.9	37.8	68.2	15	H28.10.6	県告607号	H28.10.6	県告607号	
158	がけ崩れ		I-1-5962-1	三ツ石浄水場 (5962-1)	223.7	88.2	27.7	0	R2.5.28	県告664号	R2.5.28	県告664号	
159	がけ崩れ		I-1-5964	小方二丁目 (5964)	100.3	35.3	38.2	8	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
160	がけ崩れ		I-1-5964 隣1	小方二丁目 (5964隣1)	35	39.4	26.9	2	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
161	がけ崩れ		I-1-5964 隣2	小方二丁目 (5964隣2)	34.8	38.5	13.4	2	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
162	がけ崩れ		I-1-1642	小方 (1642)	130	44.8	36.5	16	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
163	がけ崩れ		I-1-1642 隣1	小方 (1642隣1)	177.3	53.5	21.4	11	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
164	がけ崩れ		I-1-1642 隣2	小方 (1642隣2)	385.5	56.6	26.4	52	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
165	がけ崩れ		I-1-1640	小方二丁目 (1640)	364.7	44.6	39.3	36	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
166	がけ崩れ		III-2-123	小方町小方 (123)	42.2	35	14.7	0	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
167	がけ崩れ		小方(御園)	I-1-1677, 770	御園(1677) 小方二丁目B(770)	251	40.1	30.9	20	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
168	がけ崩れ		小方ヶ丘	I-1-1638-6	三ツ石 (1638-6)	57.6	34.5	20	0	H28.10.6	県告607号	H28.10.6	県告607号
169	がけ崩れ			I-1-1680-1	三ツ石 B (1680-1)	142.6	63.7	24.2	0	H28.10.6	県告607号	H28.10.6	県告607号
170	がけ崩れ		小方町	II-1-6790	小方町黒川 (6790)	59.4	38.3	57.6	2	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
171	がけ崩れ			II-1-6790 隣	小方町黒川 (6790隣)	15.4	37.6	130.7	1	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
172	がけ崩れ		小方町小方	III-1-747	小川津 (747)	143.1	42.3	159.8	0	H24.2.16	県告146号	H24.2.16	県告146号
173	がけ崩れ	小方町小方	I-1-1638-7	三ツ石 (1638-7)	33	40.9	13.9	1	H28.10.6	県告607号	H28.10.6	県告607号	
174	がけ崩れ	松ヶ原町	II-1-4443-1	松ヶ原D (4443-1)	61	33.2	16	3	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
175	がけ崩れ		II-1-833	松ヶ原 (833)	87.3	41.4	30.2	5	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
176	がけ崩れ		II-1-833-1	松ヶ原 (833-1)	49.2	37.7	33.8	4	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
177	がけ崩れ		II-1-835	松ヶ原 A (835)	166.1	70.1	23.8	3	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
178	がけ崩れ		II-1-835-1	松ヶ原 A (835-1)	25.9	58.9	5.3	0	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
179	がけ崩れ		II-1-836	松ヶ原 B (836)	186.5	60.1	25.7	3	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
180	がけ崩れ		II-1-836-1	松ヶ原B (836-1)	29	63.2	7	1	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
181	がけ崩れ		II-1-837	松ヶ原C (837)	49.7	33.5	29	1	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
182	がけ崩れ		II-1-4443	松ヶ原 D (4443)	111.2	37	37.4	9	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
183	がけ崩れ		II-1-6744	松ヶ原 E (6744)	18.1	48.2	9.9	1	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
184	がけ崩れ		II-1-6746	松ヶ原 G (6746)	33.7	30	17.3	1	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
185	がけ崩れ		II-1-6746-1	松ヶ原 G (6746-1)	91.2	46.9	23.3	1	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
186	がけ崩れ		II-1-6746-2	松ヶ原 G (6746-2)	35.5	35.9	16.2	1	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
187	がけ崩れ		II-1-6749	松ヶ原J (6749)	48.3	40.8	20.1	2	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	

## 資料編 1 別表

番号	自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	下端延長 (m)	最大勾配 (°)	最大高さ (m)	人家戸数	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		
									告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号	
188	がけ崩れ	松ヶ原	Ⅱ-1-6750	松ヶ原 K (6750)	85.1	36.7	35.1	1	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
189	がけ崩れ		Ⅱ-1-6751-1	松ヶ原L (6751-1)	39.9	43.3	27.8	1	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
190	がけ崩れ		Ⅱ-1-6751	松ヶ原 L (6751)	37.8	61.4	7.1	1	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
191	がけ崩れ		Ⅱ-1-6752	松ヶ原 M (6752)	107.6	62.4	15.6	1	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
192	がけ崩れ		Ⅱ-1-6752-1	松ヶ原 M (6752-1)	28.6	48.1	12.3	1	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
193	がけ崩れ		Ⅱ-1-6757	松ヶ原 N (6757)	38.1	54.4	11.3	1	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
194	がけ崩れ		Ⅱ-1-6756-1	松ヶ原 Q (6756-1)	34.9	43	12.2	0	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
195	がけ崩れ		Ⅱ-1-6756-2	松ヶ原 Q (6756-2)	118.2	35.3	23.1	0	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
196	がけ崩れ		Ⅱ-1-6756	松ヶ原 Q (6756)	67	63.4	11.9	2	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
197	がけ崩れ		Ⅱ-1-6781	松ヶ原T (6781)	190.1	50.8	25.8	1	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
198	がけ崩れ		Ⅱ-1-6782	松ヶ原U (6782)	27.8	65.3	7.2	1	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
199	がけ崩れ		Ⅱ-1-6782-1	松ヶ原 U (6782-1)	37.7	63.4	7.7	3	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
200	がけ崩れ		Ⅱ-1-6797	松ヶ原 W (6797)	56.1	38.1	24.5	2	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
201	がけ崩れ		Ⅱ-1-6798	松ヶ原X (6798)	45.2	38.8	38	1	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
202	がけ崩れ		Ⅱ-1-6799	松ヶ原Y (6799)	105.4	48.4	12.8	3	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
203	がけ崩れ		Ⅱ-2-167	松ヶ原Z (167)	114.1	40.3	28.3	1	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
204	がけ崩れ		Ⅱ-2-771	松ヶ原AA (771)	148.7	44.8	58.3	1	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
205	がけ崩れ		Ⅲ-1-738-1	松ヶ原AC (738-1)	23.9	41.3	23.3	1	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
206	がけ崩れ		Ⅲ-1-738-2	松ヶ原AC (738-2)	61.1	37	10.2	1	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
207	がけ崩れ		Ⅲ-1-740-1	松ヶ原AE (740-1)	32	68.2	5.2	1	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号	
208	がけ崩れ		松ヶ原町	Ⅱ-1-6748, 775	松ヶ原I(6748) 松ヶ原AF(775)	170.9	42.9	41.6	2	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号
209	がけ崩れ			Ⅲ-1-738, 121	松ヶ原AC(738) 松ヶ原AJ(121)	403.1	42.5	21.5	2	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号
210	がけ崩れ			Ⅱ-1-6754, 6755, 6782, 740	松ヶ原O(6754) 松ヶ原P(6755) 松ヶ原U(6782) 松ヶ原AE(740)	476.6	37.4	27	10	H22.9.9	県告746号	H22.9.9	県告746号
211	がけ崩れ		前飯谷	Ⅱ-1-846	前飯谷 B (846)	89	35.4	60.5	4	H24.2.16	県告146号	H24.2.16	県告146号
212	がけ崩れ			Ⅱ-1-844	前飯谷 (844)	29.4	38	16.7	1	H24.2.16	県告146号	H24.2.16	県告146号
213	がけ崩れ			Ⅱ-1-845	前飯谷A (845)	55.4	40	23.7	1	H24.2.16	県告146号	H24.2.16	県告146号
214	がけ崩れ			Ⅱ-1-845-1	前飯谷 A (845-1)	44.3	46.5	15.5	2	H24.2.16	県告146号	H24.2.16	県告146号
215	がけ崩れ	Ⅱ-1-845-2		前飯谷A (845-2)	22	47.9	7	1	H24.2.16	県告146号	H24.2.16	県告146号	
216	がけ崩れ	Ⅱ-1-6772		前飯谷 D (6772)	36.3	59.3	10.6	1	H24.2.16	県告146号	H24.2.16	県告146号	
217	がけ崩れ	Ⅱ-1-6772-1		前飯谷 D (6772-1)	43	65.8	14.5	1	H24.2.16	県告146号	H24.2.16	県告146号	

## 資料編 1 別表

番号	自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	下端延長(m)	最大勾配(°)	最大高さ(m)	人家戸数	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
									告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号
218	がけ崩れ		Ⅱ-1-6772-2	前飯谷D (6772-2)	11.2	72.4	6.4	1	H24.2.16	県告146号	H24.2.16	県告146号
219	がけ崩れ		Ⅱ-1-6772-3	前飯谷D (6772-3)	33.8	52.3	8.7	2	H24.2.16	県告146号	H24.2.16	県告146号
220	がけ崩れ		I-1-1665	前飯谷 (1665)	50.3	47.3	17.8	1	H24.2.16	県告146号	H24.2.16	県告146号
221	がけ崩れ		I-1-1665-1	前飯谷 (1665-1)	78.5	50.1	21.5	1	H24.2.16	県告146号	H24.2.16	県告146号
222	がけ崩れ		大迫	Ⅱ-1-6800	大迫A (6800)	146.7	36.2	37.3	4	H20.3.27	県告321号	H20.3.27
223	がけ崩れ	Ⅱ-1-6800 隣		大迫A (6800隣)	32.4	59.6	61.2	0	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
224	がけ崩れ	Ⅲ-1-769		大迫D (769)	40.8	36.2	28.7	0	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
225	がけ崩れ	湯舟	I-1-1662	湯舟 (1662)	206.6	55.9	45.6	29	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
226	がけ崩れ		I-1-1662 隣1	湯舟 (1662隣1)	30.4	60.5	35.4	6	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
227	がけ崩れ		I-1-1662 隣2	湯舟 (1662隣2)	133.9	61.6	50.9	10	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
228	がけ崩れ		I-1-1662 隣3	湯舟 (1662隣3)	52.5	45	9.7	3	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
229	がけ崩れ		I-1-1662 隣4	湯舟 (1662隣4)	24.5	63.4	16.5	0	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
230	がけ崩れ		I-1-1662 隣5	湯舟 (1662隣5)	186.4	56.5	23.3	18	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
231	がけ崩れ	白石	I-1-1692	白石 (1692)	167.7	56.8	21.7	12	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
232	がけ崩れ		I-1-1635	白石一丁目 (1635)	194.3	67.2	28.9	19	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
233	がけ崩れ	白石大滝	I-1-5043	白石一丁目A (5043)	561.2	49	21.7	16	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
234	がけ崩れ	八丁	Ⅲ-1-745-1	八丁 (745-1)	105.3	34.7	84.1	2	H24.2.16	県告146号	H24.2.16	県告146号
235	がけ崩れ	比作	Ⅲ-1-766	比作B (766)	184.1	41.6	113.8	1	H24.2.16	県告146号	H24.2.16	県告146号
236	がけ崩れ		I-1-1625	比作 (1625)	454.3	70.7	164	8	H24.2.16	県告146号	H24.2.16	県告146号
237	がけ崩れ		Ⅱ-1-847	比作A (847)	75.5	38.5	122	3	H24.2.16	県告146号	H24.2.16	県告146号
238	がけ崩れ		I-1-1667	比作 (1667)	143.3	40.2	121.2	8	H24.2.16	県告146号	H24.2.16	県告146号
239	がけ崩れ	穂仁原	Ⅱ-1-848	穂仁原A (848)	47.1	40.9	71.3	1	H23.3.10	県告203号	H23.3.10	県告203号
240	がけ崩れ		Ⅱ-1-848-1	穂仁原A (848-1)	147.3	42.5	80.8	1	H23.3.10	県告203号	H23.3.10	県告203号
241	がけ崩れ		Ⅱ-1-6773	穂仁原E (6773)	73.9	48.9	63	1	H23.3.10	県告203号	H23.3.10	県告203号
242	がけ崩れ	穂仁原	I-1-765・1626	穂仁原C(765) 穂仁原E(1626)	304.8	41.3	63.8	5	H23.3.10	県告203号	H23.3.10	県告203号
243	がけ崩れ	防鹿	I-1-1627	防鹿 (1627)	666.1	50.1	108.2	48	H23.3.10	県告203号	H23.3.10	県告203号
244	がけ崩れ	木野一丁目	I-1-1631	中津原 (1631)	818.5	54.6	112.1	84	H21.3.26	県告288号	H21.3.26	県告288号
245	がけ崩れ		I-1-1631-1	中津原 (1631-1)	220.7	43.5	77.9	19	H21.3.26	県告288号	H21.3.26	県告288号
246	がけ崩れ	木野二丁目	Ⅱ-1-6794	木野二丁目 (6794)	60.6	39	88.6	1	H21.3.26	県告288号	H21.3.26	県告288号
247	がけ崩れ		Ⅱ-1-6795	木野二丁目A (6795)	217.9	42.7	33.8	9	R4.4.25	県告345号	R4.4.25	県告345号
248	がけ崩れ		Ⅱ-1-6795-1	木野二丁目A (6795-1)	13.2	80.5	5	0	H21.3.26	県告288号	H21.3.26	県告288号
249	がけ崩れ		Ⅲ-1-763	木野A (763)	95.3	41	98.3	2	H21.3.26	県告288号	H21.3.26	県告288号
250	がけ崩れ		Ⅲ-1-763-1	木野A (763-1)	32.6	35.2	84.4	1	H21.3.26	県告288号	H21.3.26	県告288号
251	がけ崩れ		Ⅲ-1-776	木野C (776)	131.6	38.8	130	1	H21.3.26	県告288号	H21.3.26	県告288号

## 資料編 1 別表

番号	自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	下端延長 (m)	最大勾配 (°)	最大高さ (m)	人家戸数	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		
									告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号	
252	がけ崩れ		I-1-1628, 6774, 764	上木野(1628), 木野(6774), 木野B(764)	707	57	139.5	32	H21.3.26	県告288号	H21.3.26	県告288号	
253	がけ崩れ		I-1-1629	下木野B(1629)	141.6	44.2	39.7	14	H21.3.26	県告288号	H21.3.26	県告288号	
254	がけ崩れ		I-1-1629-1	下木野B(1629-1)	14.7	45.7	17.3	0	H21.3.26	県告288号	H21.3.26	県告288号	
255	がけ崩れ		I-1-1630	早瀬ヶ迫(1630)	215.8	44.2	80.9	17	H21.3.26	県告288号	H21.3.26	県告288号	
256	がけ崩れ		I-1-1630-1	早瀬ヶ迫(1630-1)	152.3	41.9	29.2	8	H21.3.26	県告288号	H21.3.26	県告288号	
257	がけ崩れ		油見	II-1-852	油見A(852)	171.8	54.3	23.2	10	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
258	がけ崩れ	I-1-5953		油見(5953)	65.7	34.9	25	6	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
259	がけ崩れ	II-1-6731		油見B(6731)	93.2	64.1	11.9	2	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
260	がけ崩れ	II-1-6731 隣		油見B(6731隣)	59.2	40	19.1	0	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
261	がけ崩れ	I-1-5042		油見一丁目(5042)	132.6	55.4	17.9	6	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
262	がけ崩れ	油見二丁目	II-2-775	油見二丁目(775)	24.9	33.6	24.1	2	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
263	がけ崩れ		II-2-775 隣	油見二丁目(775隣)	30.3	39.8	12.5	2	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
264	がけ崩れ	立戸	I-1-1670	立戸(1670)	143.2	52.4	52.4	16	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
265	がけ崩れ		I-1-1670 隣	立戸(1670隣)	77.7	43.1	22.5	18	R5.2.24	県告172号			
266	がけ崩れ		I-1-1652	鞍掛(1652)	155.7	57.3	16.3	11	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
267	がけ崩れ		I-1-1652 隣	鞍掛(1652隣)	148.2	60.1	15.3	15	R5.11.24	県告1281号	R5.11.24	県告1281号	
268	がけ崩れ		I-1-1636	立戸二丁目(1636)	154.7	57	22.8	7	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
269	がけ崩れ		I-1-1636 隣	立戸二丁目(1636隣)	87.5	61.8	8.6	6	H20.3.27	県告321号			
270	がけ崩れ		I-1-1672	立戸B(1672)	58.8	63.9	7.6	7	H20.3.27	県告321号			
271	がけ崩れ		II-1-854 隣	立戸一丁目(854隣)	29.4	51.9	12.4	1	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
272	がけ崩れ		III-1-760, 6792	立戸一丁目(760, 6792)	129.0	62.5	20.2	3	H28.10.6	県告607号	H28.10.6	県告607号	
273	がけ崩れ		I-1-1637	立戸三丁目(1637)	53.3	62.2	15.7	4	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
274	がけ崩れ		I-1-1671	立戸A(1671)	123.9	52.6	11.8	10	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
275	がけ崩れ		I-1-1653	立戸三丁目A(1653)	194.3	44.3	66.5	16	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号	
276	がけ崩れ		立戸	I-1-1653 隣1	立戸三丁目A(1653隣1)	120.1	62.4	24.3	8	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
277	がけ崩れ			I-1-1653 隣2	立戸三丁目A(1653隣2)	187.3	63.4	18.2	24	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
278	がけ崩れ		阿多田	I-1-5956, 5957	阿多田(5956), 阿多田(5957)	582.1	58.2	25.4	22	R5.1.26	県告78号	R5.1.26	県告78号
279	がけ崩れ	I-1-1649		阿多田(1649)	217.3	71.9	22.8	13	H28.7.14	県告468号	H28.7.14	県告468号	
280	がけ崩れ	I-1-1648		阿多田(1648)	172.6	64.4	11.5	14	H28.7.14	県告468号			
281	がけ崩れ	II-1-860		阿多田(860)	109.9	62	8.5	9	H28.7.14	県告468号	H28.7.14	県告468号	
282	がけ崩れ	I-1-1646		阿多田(1646)	435.9	66.5	23.6	7	H28.7.14	県告468号	H28.7.14	県告468号	
283	がけ崩れ	III-1-779		阿多田(779)	444	57.3	23.3	2	H28.7.14	県告468号	H28.7.14	県告468号	

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定箇所  
 (2) 土石流

番号	自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	人家 戸数	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		
						告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号	
1	土石流	安条	I-1-8-11 隣 d	比作川支川 (11 隣 d)	0	H31.3.25	県告 249 号	H31.3.25	県告 249 号	
2	土石流	玖波 三丁目	I-3-56-28	鳴川 (28)	67	H29.2.23	県告 87 号	H29.2.23	県告 87 号	
3	土石流	玖波 五丁目	I-3-54-5035	恵川支川 (5035)	3	H20.3.27	県告 321 号	H20.3.27	県告 321 号	
4	土石流	玖波町	I-3-54-5034	恵川支川 (5034)	4	H29.11.2	県告 590 号	H29.11.2	県告 590 号	
5	土石流		I-3-54-18	黒草川 (18)	11	H29.11.2	県告 590 号	H29.11.2	県告 590 号	
6	土石流		I-3-54-892	恵川支川 (892)	44	H20.3.27	県告 321 号	H20.3.27	県告 321 号	
7	土石流		I-3-54-891	恵川支川 (891)	44	H20.3.27	県告 321 号	H29.8.31	県告 467 号	
8	土石流		I-3-54-891 隣 1	恵川支川 (891 隣 1)	12	H29.11.2	県告 590 号	H29.11.2	県告 590 号	
9	土石流		I-3-54-891 隣 2	恵川支川 (891 隣 2)	46	H20.3.27	県告 321 号			
10	土石流		I-3-54-894	恵川支川 (894)	10	H29.11.2	県告 590 号	H29.11.2	県告 590 号	
11	土石流		I-3-54-17	西山谷川 (17)	47	H20.3.27	県告 321 号	H20.3.27	県告 321 号	
12	土石流		I-3-54-17 隣	西山谷川 (17 隣)	2	H20.3.27	県告 321 号	H20.3.27	県告 321 号	
13	土石流		I-3-53-16 隣 1	大膳川 (16 隣 1)	28	H20.3.27	県告 321 号	H29.8.31	県告 467 号	
14	土石流		I-3-53-16	大膳川 (16)	67	H20.3.27	県告 321 号			
15	土石流		I-3-53-16 隣 4	大膳川 (16 隣 4)	31	H20.3.27	県告 321 号	H20.3.27	県告 321 号	
16	土石流		I-3-55-26 隣 1	玖波川 (26 隣 1)	96	H29.11.2	県告 590 号			
17	土石流		I-3-55-26	玖波川 (26)	17	H20.3.27	県告 321 号	H20.3.27	県告 321 号	
18	土石流		I-3-55-27 a	玖波川 (27 a)	22	H29.11.2	県告 590 号	H29.11.2	県告 590 号	
19	土石流		I-3-55-27 b	玖波川 (27 b)	22	H29.11.2	県告 590 号	H29.11.2	県告 590 号	
20	土石流		I-3-55-27 隣 1	玖波川 (27 隣 1)	20	H29.11.2	県告 590 号	H29.11.2	県告 590 号	
21	土石流		I-3-55-27 隣 2	玖波川 (27 隣 2)	0	H20.3.27	県告 321 号	H20.3.27	県告 321 号	
22	土石流		I-3-55-26 隣 2	玖波川 (26 隣 2)	4	H29.11.2	県告 590 号			
23	土石流		I-3-55-26 隣 3	玖波川 (26 隣 3)	32	H20.3.27	県告 321 号	H20.3.27	県告 321 号	
24	土石流		玖波町 大迫	II-3-54-5036 隣	恵川支川 (5036 隣)	2	H29.11.2	県告 590 号	H29.11.2	県告 590 号
25	土石流			II-3-54-5037 隣	恵川支川 (5037 隣)	1	H29.11.2	県告 590 号	H29.11.2	県告 590 号
26	土石流			II-3-54-5036	恵川支川 (5036)	2	H29.11.2	県告 590 号	H29.11.2	県告 590 号
27	土石流	栗谷町 奥谷尻	I-1-8-40	玖島川支川 (40)	7	R2.2.27	県告 163 号	R2.2.27	県告 163 号	
28	土石流		I-1-8-41d	玖島川支川 (41d)	1	R2.2.27	県告 163 号	R2.2.27	県告 163 号	
29	土石流		I-1-8-41a	玖島川支川 (41a)	1	R2.2.27	県告 163 号	R2.2.27	県告 163 号	
30	土石流		I-1-8-41b	玖島川支川 (41b)	1	R2.2.27	県告 163 号	R2.2.27	県告 163 号	
31	土石流		I-1-8-41c	玖島川支川 (41c)	1	R2.2.27	県告 163 号	R2.2.27	県告 163 号	
32	土石流	栗谷町 奥谷尻	I-1-8-41 隣	玖島川支川 (41 隣)	6	R2.2.27	県告 163 号	R2.2.27	県告 163 号	
33	土石流	栗谷町 後原	I-1-8-5109 隣 1	玖島川支川 (5109 隣 1)	0	R2.2.27	県告 163 号	R2.2.27	県告 163 号	

番号	自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	人家 戸数	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
						告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号
34	土石流	栗谷町 広原	I-1-8-42	玖島川支川 (42)	9	R2.2.27	県告163号		
35	土石流		I-1-8-5109	玖島川支川 (5109)	9	R2.2.27	県告163号	R2.2.27	県告163号
36	土石流		II-1-8-5108 隣1	玖島川支川 (5108隣1)	1	R2.2.27	県告163号	R2.2.27	県告163号
37	土石流		II-1-8-5108	玖島川支川 (5108)	2	R2.2.27	県告163号	R2.2.27	県告163号
38	土石流		I-1-8-5107 隣1	玖島川支川 (5107隣1)	4	R2.2.27	県告163号	R2.2.27	県告163号
39	土石流		I-1-8-5107	玖島川支川 (5107)	2	R2.2.27	県告163号	R2.2.27	県告163号
40	土石流		I-1-8-45	玖島川支川 (45)	6	R2.2.27	県告163号	R2.2.27	県告163号
41	土石流		I-1-8-45 隣1	玖島川支川 (45隣1)	2	R2.2.27	県告163号	R2.2.27	県告163号
42	土石流		I-1-8-45 隣2	玖島川支川 (45隣2)	5	R2.2.27	県告163号	R2.2.27	県告163号
43	土石流		I-1-8-45 隣3	玖島川支川 (45隣3)	1	R2.2.27	県告163号	R2.2.27	県告163号
44	土石流		II-1-8-5051	観音谷川 (5051)	3	R2.2.27	県告163号		
45	土石流		I-1-8-5052b	堂の谷川 (5052b)	2	R2.2.27	県告163号		
46	土石流		II-1-8-6612	玖島川支川 (6612)	0	R2.2.27	県告163号	R2.2.27	県告163号
47	土石流		II-1-8-6613	玖島川支川 (6613)	2	R2.2.27	県告163号		
48	土石流		II-1-8-6613 隣	玖島川支川 (6613隣)	2	R2.2.27	県告163号	R2.2.27	県告163号
49	土石流	II-1-8-5053	玖島川支川 (5053)	1	R2.2.27	県告163号	R2.2.27	県告163号	
50	土石流	II-1-8-5053 隣	玖島川支川 (5053隣)	0	R2.2.27	県告163号	R2.2.27	県告163号	
51	土石流	II-1-8-6612 隣	玖島川支川 (6612隣)	3	R2.2.27	県告163号	R2.2.27	県告163号	
52	土石流	II-1-8-5050 隣	玖島川支川 (5050隣)	0	R2.2.27	県告163号	R2.2.27	県告163号	
53	土石流	II-1-8-5051 隣	観音谷川 (5051隣)	4	R2.2.27	県告163号	R2.2.27	県告163号	
54	土石流	I-1-8-5052a	堂の谷川 (5052a)	2	R2.2.27	県告163号	R2.2.27	県告163号	
55	土石流	II-1-8-5050	玖島川支川 (5050)	7	R2.2.27	県告163号	R2.2.27	県告163号	
56	土石流	栗谷町 小栗林	I-1-8-35	玖島川支川 (35)	3	R2.2.27	県告163号	R2.2.27	県告163号
57	土石流		I-1-8-36 隣1	玖島川支川 (36隣1)	2	R2.2.27	県告163号		
58	土石流		I-1-8-37c	玖島川支川 (37c)	2	R2.2.27	県告163号	R2.2.27	県告163号
59	土石流		I-1-8-37a	玖島川支川 (37a)	2	R2.2.27	県告163号	R2.2.27	県告163号
60	土石流		I-1-8-37b	玖島川支川 (37b)	5	R2.2.27	県告163号	R2.2.27	県告163号
61	土石流		I-1-8-38	玖島川支川 (38)	9	R2.2.27	県告163号	R2.2.27	県告163号
62	土石流		I-1-8-39	玖島川支川 (39)	15	R2.2.27	県告163号	R2.2.27	県告163号
63	土石流		I-1-8-6609a	玖島川支川 (6609a)	25	R2.2.27	県告163号	R2.2.27	県告163号
64	土石流		I-1-8-6609b	玖島川支川 (6609b)	22	R2.2.27	県告163号	R2.2.27	県告163号
65	土石流		I-1-8-6609 隣1	玖島川支川 (6609隣1)	15	R2.2.27	県告163号	R2.2.27	県告163号
66	土石流		I-1-8-6609 隣2	玖島川支川 (6609隣2)	11	R2.2.27	県告163号	R2.2.27	県告163号
67	土石流		I-1-8-6609 隣3	玖島川支川 (6609隣3)	1	R2.2.27	県告163号	R2.2.27	県告163号

番号	自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	人家 戸数	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
						告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号
68	土石流		I-1-8-6609 c	玖島川支川 (6 6 0 9 c)	19	R2. 2. 27	県告 163 号	R2. 2. 27	県告 163 号
69	土石流	栗谷町 大栗林	I-1-8-5113 隣 2	小瀬川支川 (5 1 1 3 隣 2)	2	R2. 2. 27	県告 163 号	R2. 2. 27	県告 163 号
70	土石流		I-1-8-5113 隣 1	小瀬川支川 (5 1 1 3 隣 1)	14	R2. 2. 27	県告 163 号	R2. 2. 27	県告 163 号
71	土石流		I-1-8-5113	小瀬川支川 (5 1 1 3)	4	R2. 2. 27	県告 163 号	R2. 2. 27	県告 163 号
72	土石流		I-1-8-6608 隣 3	玖島川支川 (6 6 0 8 隣 3)	5	R2. 2. 27	県告 163 号	R2. 2. 27	県告 163 号
73	土石流		I-1-8-6608 隣 2	玖島川支川 (6 6 0 8 隣 2)	2	R2. 2. 27	県告 163 号	R2. 2. 27	県告 163 号
74	土石流		I-1-8-6608 隣 1	玖島川支川 (6 6 0 8 隣 1)	3	R2. 2. 27	県告 163 号	R2. 2. 27	県告 163 号
75	土石流		I-1-8-6608	玖島川支川 (6 6 0 8)	1	R2. 2. 27	県告 163 号	R2. 2. 27	県告 163 号
76	土石流		I-1-8-6608 隣 4	玖島川支川 (6 6 0 8 隣 4)	4	R2. 2. 27	県告 163 号	R2. 2. 27	県告 163 号
77	土石流		I-1-8-6608 隣 5	玖島川支川 (6 6 0 8 隣 5)	3	R2. 2. 27	県告 163 号	R2. 2. 27	県告 163 号
78	土石流		I-1-8-44	玖島川支川 (4 4)	9	R2. 2. 27	県告 163 号	R2. 2. 27	県告 163 号
79	土石流		I-1-8-43	玖島川支川 (4 3)	0	R2. 2. 27	県告 163 号	R2. 2. 27	県告 163 号
80	土石流		II-1-8-5112	玖島川支川 (5 1 1 2)	2	R2. 2. 27	県告 163 号	R2. 2. 27	県告 163 号
81	土石流		I-1-8-177	玖島川支川 (1 7 7)	7	R2. 2. 27	県告 163 号	R2. 2. 27	県告 163 号
82	土石流		II-1-8-5048	玖島川支川 (5 0 4 8)	1	R2. 2. 27	県告 163 号	R2. 2. 27	県告 163 号
83	土石流		II-1-8-5048 隣	玖島川支川 (5 0 4 8 隣)	1	R2. 2. 27	県告 163 号	R2. 2. 27	県告 163 号
84	土石流		II-1-8-34	玖島川支川 (3 4)	7	R2. 2. 27	県告 163 号	R2. 2. 27	県告 163 号
85	土石流		II-1-8-34 隣 1	玖島川支川 (3 4 隣 1)	7	R2. 2. 27	県告 163 号	R2. 2. 27	県告 163 号
86	土石流		II-1-8-34 隣 2	玖島川支川 (3 4 隣 2)	7	R2. 2. 27	県告 163 号	R2. 2. 27	県告 163 号
87	土石流		II-1-8-5049	玖島川支川 (5 0 4 9)	3	R2. 2. 27	県告 163 号	R2. 2. 27	県告 163 号
88	土石流		I-1-8-5047 隣 2	小瀬川支川 (5 0 4 7 隣 2)	3	R2. 2. 27	県告 163 号	R2. 2. 27	県告 163 号
89	土石流	I-1-8-5047 隣 1	小瀬川支川 (5 0 4 7 隣 1)	3	R2. 2. 27	県告 163 号	R2. 2. 27	県告 163 号	
90	土石流	I-1-8-5047	小瀬川支川 (5 0 4 7)	3	R2. 2. 27	県告 163 号	R2. 2. 27	県告 163 号	
91	土石流	栗谷町 谷和	II-1-8-5115 隣	八丁川 (5 1 1 5 隣)	1	R2. 2. 27	県告 163 号	R2. 2. 27	県告 163 号
92	土石流		II-1-8-5115	八丁川 (5 1 1 5)	0	R2. 2. 27	県告 163 号	R2. 2. 27	県告 163 号
93	土石流		I-1-8-5116	八丁川 (5 1 1 6)	1	R2. 2. 27	県告 163 号	R2. 2. 27	県告 163 号
94	土石流		I-1-8-5116 隣	八丁川 (5 1 1 6 隣)	2	R2. 2. 27	県告 163 号	R2. 2. 27	県告 163 号
95	土石流		II-1-8-5117	八丁川 (5 1 1 7)	0	R2. 2. 27	県告 163 号	R2. 2. 27	県告 163 号
96	土石流	後飯谷	I-1-8-6600	後飯谷川 (6 6 0 0)	1	H31. 3. 25	県告 249 号	H31. 3. 25	県告 249 号
97	土石流	御園 二丁目	I-3-51-890	新町川支川 4 (8 9 0)	11	H20. 3. 27	県告 321 号	H20. 3. 27	県告 321 号
98	土石流		I-3-51-5 隣	新町川支川 5 (5 隣)	1	H20. 3. 27	県告 321 号	H20. 3. 27	県告 321 号
99	土石流		I-3-51-5	新町川支川 5 (5)	1	H20. 3. 27	県告 321 号	H20. 3. 27	県告 321 号
100	土石流		準-3-51-889	新町川支川 (8 8 9)	41	H28. 10. 6	県告 607 号	H28. 10. 6	県告 607 号
101	土石流	黒川 二丁目	I-3-53-15 a	大膳川 (1 5 a)	1	H31. 3. 25	県告 249 号	H31. 3. 25	県告 249 号

番号	自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	人家 戸数	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		
						告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号	
102	土石流	湯舟	I-3-53-16 隣2	大膳川 (16 隣2)	83	H29.11.2	県告 590 号	H29.11.2	県告 590 号	
103	土石流		I-3-53-16 隣3	大膳川 (16 隣3)	76	H29.11.2	県告 590 号	H29.11.2	県告 590 号	
104	土石流	三ツ石町	I-3-51-8 隣	新町川 (8 隣)	8	H31.3.25	県告 249 号	H31.3.25	県告 249 号	
105	土石流		I-3-51-8	新町川 (8)	27	H31.3.25	県告 249 号	H31.3.25	県告 249 号	
106	土石流		I-3-51-7	新町川 (7)	42	H31.3.25	県告 249 号	H31.3.25	県告 249 号	
107	土石流		I-3-51-6629	新町川 (6629)	75	H31.3.25	県告 249 号	H31.3.25	県告 249 号	
108	土石流		I-3-51-6629 隣	新町川 (6629 隣)	50	H20.3.27	県告 321 号	H20.3.27	県告 321 号	
109	土石流		I-3-51-9a	三ツ石川 (9a)	0	H28.10.6	県告 607 号	H28.10.6	県告 607 号	
110	土石流		I-3-51-9b	三ツ石川 (9b)	0	H28.10.6	県告 607 号	H28.10.6	県告 607 号	
111	土石流		I-3-51-9c	三ツ石川 (9c)	13	H28.10.6	県告 607 号	H28.10.6	県告 607 号	
112	土石流		I-3-51-9d	三ツ石川 (9d)	13	H28.10.6	県告 607 号	H28.10.6	県告 607 号	
113	土石流		I-3-51-9e	三ツ石川 (9e)	14	H28.10.6	県告 607 号	H28.10.6	県告 607 号	
114	土石流		I-3-51-9f	三ツ石川 (9f)	14	H28.10.6	県告 607 号	H28.10.6	県告 607 号	
115	土石流		I-3-51-9g	三ツ石川 (9g)	14	H28.10.6	県告 607 号	H28.10.6	県告 607 号	
116	土石流		I-3-51-9h	三ツ石川 (9h)	14	H28.10.6	県告 607 号	H28.10.6	県告 607 号	
117	土石流		I-3-51-9i	三ツ石川 (9i)	13	H28.10.6	県告 607 号	H28.10.6	県告 607 号	
118	土石流		I-3-51-9j	三ツ石川 (9j)	0	H28.10.6	県告 607 号	H28.10.6	県告 607 号	
119	土石流		I-3-51-9k	三ツ石川 (9k)	0	H28.10.6	県告 607 号	H28.10.6	県告 607 号	
120	土石流		I-3-51-6-1	新町川 (6-1)	27	H28.10.6	県告 607 号			
121	土石流		I-3-51-6-2	新町川 (6-2)	27	H28.10.6	県告 607 号	H28.10.6	県告 607 号	
122	土石流		I-3-51-6-3	新町川 (6-3)	27	H28.10.6	県告 607 号	H28.10.6	県告 607 号	
123	土石流		I-3-51-6-4	新町川 (6-4)	27	H28.10.6	県告 607 号	H28.10.6	県告 607 号	
124	土石流		I-3-51-6-5	新町川 (6-5)	13	H28.10.6	県告 607 号	H28.10.6	県告 607 号	
125	土石流		小方ヶ丘	I-3-51-9 隣	三ツ石川 (9 隣)	32	H28.10.6	県告 607 号		
126	土石流		小方 二丁目	I-3-52-13 隣1	黒川 (13 隣1)	0	H31.3.25	県告 249 号	H31.3.25	県告 249 号
127	土石流			I-3-52-13 隣2	黒川 (13 隣2)	0	H31.3.25	県告 249 号	H31.3.25	県告 249 号
128	土石流	I-3-52-13 隣3		黒川 (13 隣3)	0	H31.3.25	県告 249 号	H31.3.25	県告 249 号	
129	土石流	I-3-52-13 隣4		黒川 (13 隣4)	2	H20.3.27	県告 321 号	H20.3.27	県告 321 号	
130	土石流	I-3-52-13		黒川 (13)	21	H31.3.25	県告 249 号			
131	土石流	I-3-52-12		黒川 (12)	23	H28.10.6	県告 607 号	H28.10.6	県告 607 号	
132	土石流	松ヶ原町	II-3-54-5038 隣b	恵川支川 (5038 隣b)	1	H29.11.2	県告 591 号	H29.11.2	県告 591 号	
133	土石流		I-3-54-5040 隣	恵川支川16 (5040 隣)	11	H29.11.2	県告 591 号	H29.11.2	県告 591 号	
134	土石流		I-3-54-5040a	恵川支川16 (5040a)	14	H29.11.2	県告 591 号	H29.11.2	県告 591 号	
135	土石流		I-3-54-5040b	恵川支川16 (5040b)	10	H29.11.2	県告 591 号	H29.11.2	県告 591 号	

番号	自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	人家 戸数	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
						告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号
136	土石流	松ヶ原町	I-3-54-5042a	恵川支川17 (5042a)	4	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
137	土石流		I-3-54-5042b	恵川支川17 (5042b)	4	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
138	土石流		I-3-54-20a-1	出合川 (20a-1)	13	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
139	土石流		I-3-54-20a-2	出合川 (20a-2)	13	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
140	土石流		I-3-54-20b	出合川 (20b)	13	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
141	土石流		I-3-54-21a	出合川支川 (21a)	24	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
142	土石流		I-3-54-21b	出合川支川 (21b)	31	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
143	土石流		I-3-54-21c	出合川支川 (21c)	33	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
144	土石流		I-3-54-21d	出合川支川 (21d)	30	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
145	土石流		I-3-54-21e	出合川支川 (21e)	30	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
146	土石流		I-3-54-21f	出合川支川 (21f)	30	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
147	土石流		I-3-54-21g	出合川支川 (21g)	30	H29.11.2	県告591号		
148	土石流		I-3-54-21h	出合川支川 (21h)	30	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
149	土石流		I-3-54-21i	出合川支川 (21i)	29	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
150	土石流		I-3-54-21j	出合川支川 (21j)	27	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
151	土石流		I-3-54-21k	出合川支川 (21k)	27	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
152	土石流		I-3-54-21 隣a	出合川支川 (21 隣a)	26	H29.11.2	県告591号		
153	土石流		I-3-54-21 隣b	出合川支川 (21 隣b)	25	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
154	土石流		I-3-54-19	恵川支川 (19)	13	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
155	土石流		II-3-54-23	恵川支川 (23)	25	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
156	土石流		I-3-54-24	恵川支川 (24)	4	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
157	土石流		I-3-54-24 隣	恵川支川 (24 隣)	4	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
158	土石流		I-3-54-895	恵川支川 (895)	13	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
159	土石流		I-3-54-896	恵川支川 (896)	7	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
160	土石流		I-3-54-896 隣	恵川支川 (896 隣)	4	H29.11.2	県告591号		
161	土石流		II-3-54-897	恵川支川 (897)	2	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
162	土石流		II-3-54-897 隣	恵川支川 (897 隣)	3	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
163	土石流		II-3-54-898	恵川支川 (898)	6	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
164	土石流		II-3-54-898 隣	恵川支川 (898 隣)	2	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
165	土石流	I-3-54-899a	恵川支川 (899a)	2	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号	
166	土石流	I-3-54-899b	恵川支川 (899b)	3	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号	
167	土石流	I-3-54-900	恵川支川 (900)	19	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号	
168	土石流	I-3-54-900 隣	恵川支川 (900 隣)	2	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号	
169	土石流	II-3-54-5037	恵川支川 (5037)	2	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号	

番号	自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	人家 戸数	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
						告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号
170	土石流	松ヶ原町	Ⅱ-3-54-5038	恵川支川 (5038)	2	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
171	土石流		Ⅱ-3-54-5038 隣a	恵川支川 (5038隣a)	0	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
172	土石流		Ⅱ-3-54-5039	恵川支川 (5039)	7	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
173	土石流		I-3-54-5043	恵川支川 (5043)	14	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
174	土石流		Ⅱ-3-54-5045a	恵川支川 (5045a)	3	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
175	土石流		Ⅱ-3-54-5045b	恵川支川 (5045b)	3	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
176	土石流		Ⅱ-3-54-5046	恵川支川 (5046)	1	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
177	土石流		I-3-54-6630	恵川支川 (6630)	3	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
178	土石流		I-3-54-22	北谷川 (22)	21	H29.11.2	県告591号	H29.11.2	県告591号
179	土石流		前飯谷	I-1-8-33 隣b	前飯谷川 (33隣b)	4	H31.3.25	県告249号	H31.3.25
180	土石流	I-1-8-33 隣a		前飯谷川 (33隣a)	4	H31.3.25	県告249号	H31.3.25	県告249号
181	土石流	I-1-8-33		前飯谷川 (33)	5	H31.3.25	県告249号		
182	土石流	I-1-8-32		前飯谷川支川 (32)	7	H31.3.25	県告249号		
183	土石流	I-1-8-31		前飯谷川支川 (31)	5	H31.3.25	県告249号	H31.3.25	県告249号
184	土石流	I-1-8-31 隣		前飯谷川支川 (31隣)	2	H31.3.25	県告249号	H31.3.25	県告249号
185	土石流	I-1-8-98 隣		前飯谷川支川 (98隣)	1	H31.3.25	県告249号	H31.3.25	県告249号
186	土石流	I-1-8-98		前飯谷川支川 (98)	1	H31.3.25	県告249号	H31.3.25	県告249号
187	土石流	大人原	Ⅱ-3-54-893 隣3	恵川支川 (893隣3)	0	H29.11.2	県告590号	H29.11.2	県告590号
188	土石流		I-3-54-901	恵川支川 (901)	5	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
189	土石流		I-3-54-901 隣1	恵川支川 (901隣1)	6	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
190	土石流		I-3-54-901 隣2	恵川支川 (901隣2)	6	H20.3.27	県告321号	H29.8.31	県告467号
191	土石流		Ⅱ-3-54-5048 a	恵川支川 (5048 a)	1	H29.11.2	県告590号	H29.11.2	県告590号
192	土石流		Ⅱ-3-54-5048 b	恵川支川 (5048 b)	1	H29.11.2	県告590号	H29.11.2	県告590号
193	土石流		I-3-54-25	土石川 (25)	9	H29.11.2	県告590号	H29.11.2	県告590号
194	土石流		I-3-54-25 隣1	土石川 (25隣1)	1	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
195	土石流		I-3-54-25 隣2	土石川 (25隣2)	1	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
196	土石流		大竹	I-1-8-4	秋葉川 (4)	—	R1.10.24	県告829号	R1.10.24
197	土石流	I-1-8-5		薬師川 (5)	—	H21.3.26	県告288号	H21.3.26	県告288号
198	土石流	大迫	I-3-54-894 隣	恵川支川 (894隣)	6	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
199	土石流		I-3-54-894	恵川支川 (894)	6	H29.11.2	県告590号	H29.11.2	県告590号
200	土石流		Ⅱ-3-54-893	恵川支川 (893)	8	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
201	土石流		Ⅱ-3-54-893 隣	恵川支川 (893隣)	11	H29.11.2	県告590号	H29.11.2	県告590号
202	土石流		Ⅱ-3-54-893 隣1	恵川支川 (893隣1)	2	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号
203	土石流		Ⅱ-3-54-893 隣2	恵川支川 (893隣2)	1	H20.3.27	県告321号	H20.3.27	県告321号

番号	自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	人家 戸数	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		
						告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号	
204	土石流	白石 一丁目	I-1-8-1 隣 2	小瀬川支川 (1 隣 2)	89	R1. 10. 24	県告 829 号	R1. 10. 24	県告 829 号	
205	土石流		I-1-8-1 隣 1	小瀬川支川 9 (1 隣 1)	42	H20. 3. 27	県告 321 号	H20. 3. 27	県告 321 号	
206	土石流		I-1-8-1	小瀬川支川 9 (1)	23	H20. 3. 27	県告 321 号	H20. 3. 27	県告 321 号	
207	土石流	白石 一丁目	I-1-8-2	平原川 (2)	68	H20. 3. 27	県告 321 号	H20. 3. 27	県告 321 号	
208	土石流		I-1-8-3	平原川 (3)	36	R5. 2. 24	県告 171 号			
209	土石流		I-1-8-3 隣	平原川 (3 隣)	26	H20. 3. 27	県告 321 号	H20. 3. 27	県告 321 号	
210	土石流	比作	I-1-8-5003	小瀬川支川 (5 0 0 3)	1	H31. 3. 25	県告 249 号	H31. 3. 25	県告 249 号	
211	土石流		I-1-8-5003 隣	小瀬川支川 (5 0 0 3 隣)	1	H31. 3. 25	県告 249 号	H31. 3. 25	県告 249 号	
212	土石流		I-1-8-10 隣 d	比作川 (1 0 隣 d)	0	H31. 3. 25	県告 249 号	H31. 3. 25	県告 249 号	
213	土石流		I-1-8-10 隣 c	比作川 (1 0 隣 c)	1	H31. 3. 25	県告 249 号			
214	土石流		I-1-8-10 隣 b	比作川 (1 0 隣 b)	8	H31. 3. 25	県告 249 号	H31. 3. 25	県告 249 号	
215	土石流		I-1-8-10 隣 a	比作川 (1 0 隣 a)	17	H31. 3. 25	県告 249 号	H31. 3. 25	県告 249 号	
216	土石流		I-1-8-10	比作川 (1 0)	17	H31. 3. 25	県告 249 号			
217	土石流		I-1-8-11	比作川支川 (1 1)	17	H31. 3. 25	県告 249 号			
218	土石流		I-1-8-11 隣 a	比作川支川 (1 1 隣 a)	16	H31. 3. 25	県告 249 号	H31. 3. 25	県告 249 号	
219	土石流		I-1-8-11 隣 b	比作川支川 (1 1 隣 b)	10	H31. 3. 25	県告 249 号	H31. 3. 25	県告 249 号	
220	土石流		I-1-8-11 隣 c	比作川支川 (1 1 隣 c)	1	H31. 3. 25	県告 249 号	H31. 3. 25	県告 249 号	
221	土石流		穂仁原	I-1-8-10 隣 e	比作川 (1 0 隣 e)	0	H31. 3. 25	県告 249 号	H31. 3. 25	県告 249 号
222	土石流		木野	I-1-8-5001	小瀬川支川 (5 0 0 1)	4	H21. 3. 26	県告 288 号	H21. 3. 26	県告 288 号
223	土石流	I-1-8-5002a		小森谷川 (5 0 0 2 a)	3	H21. 3. 26	県告 288 号	H21. 3. 26	県告 288 号	
224	土石流	I-1-8-5002b		小森谷川 (5 0 0 2 b)	72	H21. 3. 26	県告 288 号	H21. 3. 26	県告 288 号	
225	土石流	I-1-8-5002 隣		小森谷川 (5 0 0 2 隣)	1	H21. 3. 26	県告 288 号	H21. 3. 26	県告 288 号	
226	土石流	I-1-8-6606		小瀬川支川 7 (6 6 0 6)	9	H21. 3. 26	県告 288 号	H21. 3. 26	県告 288 号	
227	土石流	I-1-8-7		上稲荷谷川 (7)	—	R1. 10. 24	県告 829 号	R1. 10. 24	県告 829 号	
228	土石流	I-1-8-8		小瀬川支川 6 (8)	5	H21. 3. 26	県告 288 号	H21. 3. 26	県告 288 号	
229	土石流	I-1-8-8 隣		小瀬川支川 6 (8 隣)	7	H21. 3. 26	県告 288 号	H21. 3. 26	県告 288 号	
230	土石流	I-1-8-9		上稲荷谷川 (9)	1	H21. 3. 26	県告 288 号	H21. 3. 26	県告 288 号	
231	土石流	I-1-8-95		小森谷川 (9 5)	8	H21. 3. 26	県告 288 号	H21. 3. 26	県告 288 号	
232	土石流	I-1-8-96		中稲荷谷川 (9 6)	11	H21. 3. 26	県告 288 号	H21. 3. 26	県告 288 号	
233	土石流	I-1-8-9 隣		上稲荷谷川 (9 隣)	1	H21. 3. 26	県告 288 号	H21. 3. 26	県告 288 号	
234	土石流	準-1-8-6605		小瀬川支川 5 (6 6 0 5)	1	H21. 3. 26	県告 288 号	H21. 3. 26	県告 288 号	
235	土石流	木野 一丁目		I-1-8-6	二井川 (6)	8	H21. 3. 26	県告 288 号	H21. 3. 26	県告 288 号
236	土石流	油見 二丁目	I-3-50-887 隣	谷郷川 (8 8 7 隣)	102	H20. 3. 27	県告 321 号	H20. 3. 27	県告 321 号	
237	土石流		I-3-50-887	谷郷川 (8 8 7)	59	H31. 3. 25	県告 249 号			

番号	自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	人家戸数	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
						告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号
238	土石流		I-3-50-2	郷谷川 (2)	—	R1.10.24	県告 829 号		
239	土石流		I-3-50-2 隣	郷谷川 (2 隣)	73	H20.3.27	県告 321 号	H20.3.27	県告 321 号
240	土石流		I-3-50-6607	郷谷川支川 2 (6607)	58	H20.3.27	県告 321 号	H20.3.27	県告 321 号
241	土石流	立戸 三丁目	I-3-50-888	郷谷川支川 1 (888)	137	H20.3.27	県告 321 号		
242	土石流	立戸 三丁目	I-3-50-4	立戸川支川 (4)	182	H20.3.27	県告 321 号	H20.3.27	県告 321 号
243	土石流	立戸 二丁目	I-3-50-3	立戸川 (3)	84	H20.3.27	県告 321 号	H20.3.27	県告 321 号
244	土石流	阿多田	I-3-227-367	本浦川 (367)	42	H28.7.14	県告 468 号	H28.7.14	県告 468 号
245	土石流		I-3-227-367 隣 a	本浦川 (367 隣 a)	4	H28.7.14	県告 468 号	H28.7.14	県告 468 号
246	土石流		I-3-227-367 隣 b	本浦川 (367 隣 b)	4	H28.7.14	県告 468 号	H28.7.14	県告 468 号
247	土石流		I-3-227-368	本浦川 (368)	43	H28.7.14	県告 468 号	H28.7.14	県告 468 号
248	土石流		I-3-227-907a	中の川及び支川 (907a)	45	H28.7.14	県告 468 号	H28.7.14	県告 468 号
249	土石流		I-3-227-907b	中の川及び支川 (907b)	45	H28.7.14	県告 468 号	H28.7.14	県告 468 号
250	土石流		I-3-227-907c	中の川及び支川 (907c)	49	H28.7.14	県告 468 号	H28.7.14	県告 468 号

## (3) 地すべり

番号	自然現象	字	区域(箇所)番号	区域(箇所)名	面積 (h a)	人家戸数	土砂災害警戒区域	
							告示年月日	告示番号
1	地すべり	元町 四丁目	3	薬師 (3)	1.4	10	H23.3.10	県告 203 号
2	地すべり	後飯谷		後飯谷 (2)	2.2	6	H24.2.16	県告 146 号

## 4 重要水防箇所

水系名	河川名	危 険 な 区 域					摘 要
		場 所	左右等	延長m	予想される危険内容	対策水防	
小瀬川	小瀬川	大竹市東栄・南栄	左岸	1,420	高潮	積み土嚢	河川距離標 C0k620 ～ 0800
〃	〃	〃	〃	600	断面不足	積み土嚢	河川距離標 C0600 ～ 0k000
〃	〃	大竹市東栄二丁目	〃	780	漏水	月ノ輪	河川距離標 C0K080 ～ 0k700
〃	〃	大竹市東栄・南栄	〃	200	断面不足	積み土嚢	河川距離標 0k400 ～ 0k600
〃	〃	大竹市南栄・新町・元町	〃	2,200	堤体漏水・すべり	積み土嚢	河川距離標 0k600 ～ 2k800
〃	〃	大竹市南栄	〃	270	漏水	月ノ輪	河川距離標 0k800 ～ 1k070
〃	〃	大竹市南栄	〃	60	漏水（実績あり）	月ノ輪	河川距離標 1k070 ～ 1k130
〃	〃	大竹市南栄・新町	〃	220	漏水	月ノ輪	河川距離標 1k130 ～ 1k350
〃	〃	大竹市元町二丁目	〃	200	堤防高不足	積み土嚢	河川距離標 2k200 ～ 2k400
〃	〃	大竹市木野一丁目	〃	200	断面不足	積み土嚢	河川距離標 4k400 ～ 4k600
〃	〃	大竹市木野一丁目	〃	200	漏水	月ノ輪	河川距離標 4k500 ～ 4k700
〃	〃	大竹市木野二丁目	〃	500	堤体漏水・すべり	積み土嚢	河川距離標 5k200 ～ 5k700
〃	〃	大竹市木野二丁目	〃	200	堤防高不足	積み土嚢	河川距離標 5k800 ～ 6k000
〃	〃	大竹市木野	〃	300	漏水（実績あり）	月ノ輪	河川距離標 5k400 ～ 5k700
〃	〃	大竹市木野	〃	1,200	堤体漏水・すべり	積み土嚢	河川距離標 6k200 ～ 7k400
〃	〃	大竹市木野	〃	1,200	漏水	月ノ輪	河川距離標 6k200 ～ 7k400

水系名	河川名	危険な区域					摘要
		場所	左右等	延長m	予想される危険内容	対策水防	
小瀬川	小瀬川	大竹市防鹿	左岸	1,000	堤体漏水・すべり	積み土嚢	河川距離標 7k800 ~ 8k800
〃	〃	大竹市木野二丁目防鹿	〃	200	断面不足	積み土嚢	河川距離標 9k800 ~ 10k000
〃	〃	大竹市比作	〃	200	堤防高不足	積み土嚢	河川距離標 10k200 ~ 10k400
〃	〃	大竹市比作	〃	200	断面不足	積み土嚢	河川距離標 10k200 ~ 10k400
〃	〃	大竹市比作	〃	600	堤防高不足	積み土嚢	河川距離標 10k400 ~ 11k000
〃	〃	大竹市比作	〃	200	断面不足	積み土嚢	河川距離標 10k600 ~ 10k800
〃	〃	大竹市比作	〃	400	断面不足	積み土嚢	河川距離標 11k000 ~ 11k400
〃	〃	大竹市安条	〃	200	堤防高不足	積み土嚢	河川距離標 12k400 ~ 12k600
〃	〃	大竹市安条	〃	200	堤防高不足	積み土嚢	河川距離標 12k600 ~ 12k800
玖波漁港海岸	玖波地区	大竹市玖波二丁目 から三丁目		590	越水	積み土嚢	

## 5 ため池箇所一覧表

施設コード	名称	ため池所在地	総貯水量(m <sup>3</sup> )	堤高(m)	堤長(m)
342110001	大屈A	栗谷町大栗林	253	2.6	16.0
342110002	大屈B	栗谷町大栗林	500	3.8	15.0
342110004	白石	栗谷町谷和字白石原甲2	1,401	3.5	42.0
342110005	能行A	栗谷町大栗林字尻高 324-4、323-6	200	3.6	15.0
342110009	平野	栗谷町大栗林字沖の窪 543 番地	173	1.8	24.0

## 防災重点ため池

施設コード	名称	ため池所在地	総貯水量(m <sup>3</sup> )	堤高(m)	堤長(m)
342110003	大屈C	栗谷町大栗林	1,500	3.7	20.0
342110006	油見	油見二丁目 376 番地	1,473	3.7	85.0
342110010	新	油見二丁目 291-1	50	2.0	34.0
342110011	能行B	栗谷町大栗林字能行 325-2	200	3.0	25.0

別表3 備蓄資機材状況調

令和7年7月17日現在

水防倉庫名	木野・川手支部				大竹支部	小方支部	玖波支部	松ヶ原支部	栗谷支部	阿多田支部	本部建設部	本部上下水道部	合計	
	所在	防塵	安条	集会所講堂										木野支所
備蓄資機材名	土のう袋	900	900	2000		50	92	600	300	500	0	1,600	0	6942
	縄	2	2	2		0	2	10	0	1	0	0	0	19
	ビニールひも	1	1	0		0	0	4	0	0	0	0	0	6
	杭	66	25	0		0	24	4	0	25	0	0	0	144
	剣スコップ	12	14	5		30	9	20	14	4	0	3	6	117
	角スコップ	0	2	0		0	7	1	0	4	0	5	6	25
	ツルハシ	0	1	0		5	10	4	4	2	0	0	0	26
	掛矢	5	1	0		0	14	6	4	2	0	0	1	33
	ハンマー	0	0	0		8	0	0	0	0	0	1	1	10
	鎌	0	7	0		0	5	3	0	2	0	3	6	26
	手斧	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉋(なた)	0	0	0		2	3	1	0	2	0	1	0	9
	手鋸	0	0	0		5	1	5	0	0	0	0	0	11
	のこぎり	2	1	0		3	6	2	2	2	0	4	3	25
	糸のこ	0	0	0		0	3	0	0	0	0	0	2	5
	鎌(くわ)	0	0	0		0	5	0	1	0	0	0	0	6
	熊手	0	0	0		0	14	0	4	0	0	4	0	22
	竹ぼうき	0	0	0		0	9	0	2	0	0	10	0	21
	トンボ	0	0	0		3	1	0	0	0	0	0	0	4
	ひばさみ	2	35	0		0	49	0	10	0	0	0	3	99
	雨合羽(上)	4	0	0		5	0	0	0	1	4	0	0	14
	雨合羽(下)	4	0	0		5	0	0	0	1	4	0	0	14
	懐中電灯	6	5	8		9	20	0	11	10	11	10	6	96
	ロープ(m)	0	20	0		0	0	0	0	0	0	0	0	20
	ヘルメット	11	12	0		1	0	0	13	8	1	0	2	48
	ブルーシート	3	10	10		3	240	41	1	0	0	13	0	321
	一輪車	0	2	0		0	4	3	1	0	0	0	0	10
毛布	0	0	10		30	0	60	10	19	40	0	0	169	
作業用ガリフタ	0	1	0		280	0	120	0	20	20	0	45	486	
電池	0	0	36		53	0	12	36	12	30	0	41	220	
腕章	0	0	0		32	0	0	0	0	1	0	0	33	
軍手	0	40	0		28	0	12	0	15	0	200	15	310	
防寒シート	0	0	0		109	117	99	88	110	60	0	0	583	
ベンチ	0	0	0		5	0	0	0	0	0	2	1	8	
拡声器	1	1	1		1	0	1	0	1	0	0	0	6	
ロールマット	0	0	0		(費3)	0	0	10	0	0	0	0	10	
サンシェード	0	0	0		0	0	0	2	2	2	0	0	6	

## 備蓄資機材状況調

消防部

R7年5月現在

資機材	数量	資機材	数量
土のう袋	400	背負式手動ポンプ	8
縄	適量	組立式水槽	5
ビニールひも	適量	チェーンソー	3
杭	25	エンジンカッター	5
剣スコップ	34	防火水槽	32
角スコップ	7	発電機	15
ツルハシ	5	投光機	10
掛矢	5	可搬式ポンプ	1
ハンマー	10	とび口	12
鎌	6	ヘッドライト	45
手斧	14	ウォーターチャージャー	1
鉈(なた)	44	背負子	27
手鍵	4	水中ポンプ	1
のこぎり	3		
糸のこ	1		
鍬(くわ)	5		
熊手	6		
竹ぼうき	5		
トンボ	0		
ひばさみ	0		
雨合羽(上)	47		
雨合羽(下)	47		
懐中電灯	27		
ロープ	500		
ヘルメット	47		
ブルーシート	40		
一輪車	1		
毛布	20		
非常用ポリタンク	5		
電池	適量		
腕章	適量		
軍手	適量		
防寒シート	30		
ペンチ	8		
動力草刈り機	2		

## 別表4 市内浸水想定区域内における要配慮者関連施設一覧

## 医療施設（病床のある施設）

No.	施設名称	所在地
1	やまと病院	元町一丁目1番5号

## 老人福祉施設等

No.	施設名称	所在地
1	グループホームさくら	南栄二丁目6番31号
2	グループホームソラストゆめか大竹	南栄三丁目3番45号
3	サントピア大竹	西栄二丁目4番1号
4	秀東館若竹	木野二丁目7番38号
5	ハートリンク広島大竹	南栄二丁目7番10号
6	大竹市医師会デイセンター	油見三丁目6番8号
7	デイサービスセンター さくらんぼ大竹ケアセンター	新町二丁目6番6号
8	HEROES	元町二丁目4番18号
9	希望の杜さかえデイサービス	北栄3番21号

## 児童福祉施設

No.	施設名称	所在地
1	大竹保育所	白石一丁目14番15号
2	ひまわりさかえこども園	西栄三丁目12番23号
3	HOORAY	本町一丁目1番5号
4	ふーれい	立戸一丁目4番29号
5	ひかり児童クラブ	白石二丁目1番2号
6	IRISA	油見三丁目19番18号
7	フルムーンインターナショナル こども園おおたけ	東栄一丁目8番33号
8	こぐま園	油見一丁目15番8号
9	退所児童等アフターケア事務所まつり	油見三丁目22番13号

## 教育施設

No.	施設名称	所在地
1	大竹中学校	白石一丁目8番1号
2	大竹小学校	白石二丁目1番1号

## 子育て支援センター

No.	施設名称	所在地
1	さかえ子育て支援センター	西栄三丁目12番25号

## 別表4-2 土砂災害警戒区域内における要配慮者関連施設一覧

## 医療施設

No.	施設名称	所在地	区分
1	広島西医療センター	玖波四丁目1番1号	土砂災害警戒区域
2	メープルヒル病院	玖波五丁目2番1号	土砂災害警戒区域

## 老人福祉・障害者福祉施設等

No.	施設名称	所在地	区分
1	ゆうあいの里	玖波四丁目7番1号	土砂災害警戒区域
2	ゆうあいホーム	玖波四丁目8番8号	土砂災害警戒区域
3	グループホームふきのとう	松ヶ原町854番地1	土砂災害警戒区域
4	介護老人保健施設ゆうゆ	玖波五丁目2番2号	土砂災害特別警戒区域
5	地域活動支援センター みらい	玖波町向田1160番地	土砂災害特別警戒区域
6	けあビジョンホーム大竹	松ヶ原町215番地1	土砂災害警戒区域
7	おおたけ松美園	松ヶ原町813番地1	土砂災害警戒区域
8	サンライズ大竹	玖波六丁目8番30号	土砂災害警戒区域
9	グループホームあすなろ大竹	大竹市油見二丁目2番17号	土砂災害警戒区域

## 児童福祉施設

No.	施設名称	所在地	区分
1	知恩保育園	玖波三丁目11番12号	土砂災害特別警戒区域
2	玖波保育所	玖波五丁目8番5号	土砂災害警戒区域
3	阿多田保育園(休園中)	阿多田403番地9	土砂災害警戒区域
4	あすなろ児童クラブ	玖波七丁目1番1号	土砂災害警戒区域
5	ファミリーホームのぞみ	立戸一丁目9番8号	土砂災害警戒区域

## 教育施設

No.	施設名称	所在地	区分
1	大竹中央幼稚園	油見一丁目16番14号	土砂災害警戒区域
2	玖波小学校	玖波七丁目1番1号	土砂災害警戒区域
3	玖波中学校	玖波四丁目12番1号	土砂災害特別警戒区域
4	大竹高等学校	白石一丁目3番1号	土砂災害警戒区域
5	広島西特別支援学校	玖波四丁目6番10号	土砂災害警戒区域

## 別表4-3 津波災害警戒区域における要配慮者関連施設一覧

## 老人福祉施設等

No.	施設名称	所在地
1	グループホームさくら	南栄二丁目6番31号
2	グループホームソラストゆめか大竹	南栄三丁目3番45号
3	サントピア大竹	西栄二丁目4番1号
4	ハートリンク広島大竹	南栄二丁目7番10号
5	大竹市医師会デイセンター	油見三丁目6番8号
6	デイサービスセンター さくらんぼ大竹ケアセンター	新町二丁目6番6号
7	希望の杜さかえデイサービス	北栄3番21号
8	グループホームあすなる大竹	油見二丁目2番17号

## 児童福祉施設

No.	施設名称	所在地
1	大竹保育所	白石一丁目14番15号
2	ひまわりさかえこども園	西栄三丁目12番23号
3	阿多田保育園(休園中)	阿多田403番地9
4	HOORAY	本町一丁目1番5号
5	ふーれい	立戸一丁目4番29号
6	ひかり児童クラブ	白石二丁目1番2号
7	IRISA	油見三丁目19番18号
8	フルムーンインターナショナルこども園おおたけ	東栄一丁目8番33号
9	こぐま園	油見一丁目15番8号
10	退所児童等アフターケア事務所まつり	油見三丁目22番13号

## 教育施設

No.	施設名称	所在地
1	大竹中学校	白石一丁目8番1号
2	大竹小学校	白石二丁目1番1号

## 子育て支援センター

No.	施設名称	所在地
1	さかえ子育て支援センター	西栄三丁目12番25号

別表5 大竹市に関する各観測所一覧表

観測所名	管理者	観測内容
両国橋	国土交通省	水位・流量
防鹿	国土交通省	水位・流量
小川津	国土交通省	水位・流量
下ヶ原	国土交通省	水位・流量
釜ヶ原	広島地方气象台	水位
中市堰	国土交通省	水位
小瀬	国土交通省	雨量
栗谷	広島県	雨量
弥栄ダム	国土交通省	雨量・流量・風速・震度
小瀬川ダム	広島県・山口県	雨量・流量・風速
渡ノ瀬ダム	中国電力	雨量・流量
大竹市消防本部	広島地方气象台	雨量・風速・風向・気温・湿度
大竹市役所	広島県	雨量・震度
大竹	広島県	潮位
湯舟	国土交通省	雨量

別表6 災害関係機関連絡一覧表

	名 称 ( ) 内は本部設置のとき	所在地	加入電話	その他
大竹市役所災害対策本部関係	市役所 (本部、上下水道部、建設部、小方支部)	大竹市小方一丁目11-1	59-2119	FAX 57-7130
	木野集会所(木野・川手支部)	大竹市木野一丁目10-15	—	
	大竹支所(大竹支部)	大竹市本町一丁目9-3	52-4331	内線 702 " 703
	阿多田漁村センター (阿多田支部)	大竹市阿多田1019	53-7174	
	玖波小学校(玖波支部)	大竹市玖波七丁目1-1	57-3101	
	松ヶ原集会所(松ヶ原支部)	大竹市松ヶ原445-3	57-4804	
	栗谷支所(栗谷支部)	大竹市栗谷町小栗林652	56-0301	農林振興センター内
	防鹿水源地	大竹市防鹿3425	57-7413	(運転管理受託者) 株ジェイ・チーム
	リサイクルセンター	大竹市東栄三丁目4	52-5101	内線 706 " 709
	大竹下水処理場	大竹市東栄三丁目4	52-6409 53-6901	(運転管理受託者) 三機環境サービス株
	給食センター	大竹市小方ヶ丘1-19	57-7626	内線 705
消防関係	市消防本部(消防部)	大竹市立戸一丁目2-10	54-0119	内線 701
	市消防署	大竹市立戸一丁目2-10	"	内線 700
	市消防団	大竹市立戸一丁目2-10	"	
警察関係	大竹警察署	大竹市本町一丁目8-10	53-0110	
	大竹駅前交番	大竹市新町一丁目1-2	"	
	小方交番	大竹市小方一丁目10-9	"	
	玖波警察官駐在所	大竹市玖波一丁目11-3	"	
広島県	広島県危機管理監 危機管理課	広島市中区基町10-52	(082) 513-2786	直通 (082)511-6720
	広島県西部建設事務所 廿日市支所	廿日市市桜尾本町11-1	(0829) 32-1141	
	広島県西部厚生環境事務所 広島県西部保健所	廿日市市桜尾二丁目 2-68	(0829) 32-1181	

	名 称 ( ) 内は本部設置のとき	所在地	加入電話	その他
	小瀬川ダム管理事務所	廿日市市浅原1030-27	56-0321	
指定 機 関 等	国土交通省中国地方整備局 広島国道事務所広島維持出張所	安芸郡海田町 南つくも町7-32	(082) 822-4191	F A X (082) 823-9730
	国土交通省中国地方整備局 太田川河川事務所小瀬川出張所	岩国市小瀬沖原282-6	52-2245	
	国土交通省中国地方整備局 弥栄ダム管理所	大竹市小方町小方 813-1	57-3135	
	岩国海上保安署	岩国市新港町三丁目 9-57	21-6118	F A X も同様
	廿日市公共職業安定所 大竹出張所	大竹市白石一丁目18-16	52-8609	
	N T T 西日本株式会社 山口支店	山口県山口市熊野町 4-5	(083) 923-4281	F A X (083) 934-3599
	中国電力ネットワーク株式会社 広島北ネットワークセンター	広島市安佐南区緑井一 丁目25-28	(082) 830-0202	営業時間外 (0120) 516-850
	有限会社阿多田島汽船	大竹市晴海二丁目2	57-8123	
	社団法人大竹市医師会	大竹市油見三丁目6-8	52-3893	
	独立行政法人国立病院機構 広島西医療センター	大竹市玖波四丁目1-1	57-7151	
水 道 関 係	広島県健康福祉局 食品生活衛生課	広島市中区基町10-52	(082) 513-3098	F A X (082) 227-1057
	広島県水道広域連合企業団 技術管理課	広島市中区基町10-52	(050) 3785-2840	F A X (082) 227-5317
	日本水道協会 広島県支部事務局 呉市水道局	呉市西中央三丁目1-5	(0823) 26-1603	F A X (0823) 26-1656
	県支部 西部ブロック代表都市 広島市水道局	広島市中区基町9-32	(082) 511-6806	F A X (082) 221-5320
	広島県三ツ石浄水場	大竹市小方町下三ツ石 961-1	57-8316	(運転管理受託者) 株水みらい広島 F A X 57-2070
	岩国市水道局	岩国市山手町4-4-14	(0827) 22-1198	F A X (0827) 22-1199

	名 称 ( )内は本部設置のとき	所在地	加入電話	そのd他
福祉関係	社会福祉法人 大竹市社会福祉協議会	大竹市西栄2-4-1	(0827) 52-2211	F A X (0827)57-5569
近隣市町	廿日市市危機管理課	廿日市市下平良 1-11-1	(0829) (代表)20-0001 (直通)30-9102	F A X (0829)32-1059
	岩国市危機管理課	山口県 岩国市今津1-14-51	(0827) (代表)29-5000 (直通)29-5119	F A X (0827)24-4213
	和木町企画総務課	山口県 玖珂郡和木町和木 1-1-1	(0827) (代表)52-2135 (直通)52-2136	F A X (0827)52-5313

## 別表6-2 大竹市防災行政無線 子局等一覧表

## 1 災害時の大竹市役所内線電話番号表

危機管理課	355、356	当直室	613、627	消防署	700、701
災害対策本部（設置時）		550、551、552、553、554、560、561			

## 2 防災行政無線 子局番号・無線電話番号・無線FAX番号一覧表

番号	設置場所	無線電話番号	無線FAX	番号	設置場所	無線電話番号	無線FAX
1	阿多田島漁協（再送信）	0001	11#	30	新町3丁目自治会集会所	—	—
2	大迫ポンプ場	—	—	31	大竹保育所	—	—
3	大人原大歳神社前	—	—	32	大竹小学校	—	—
4	玖波5丁目集会所	—	—	33	中市公園（再送信）	—	—
5	玖波8丁目集会所	—	—	34	上市児童公園	—	—
6	玖波7丁目集会所	—	—	35	木野集会所	0035	14#
7	玖波小学校	—	—	36	木野2丁目善福寺前	—	—
8	くば漁協駐車場	—	—	37	木野2丁目集会所	—	—
9	玖波公民館	0009	12#	38	防鹿手すき和紙の里	0038	—
10	玖波中学校	—	—	39	—	—	—
11	港町消防屯所	—	—	40	比作集会所	0040	—
12	湯舟公園	—	—	41	安条福祉センター	0041	—
13	黒川児童公園	—	—	42	前飯谷集会所	0042	—
14	小方公民館	—	—	43	後飯谷公民館	0043	—
15	大竹市役所	1000	01#	44	谷和集会所	0044	—
16	市営御園アパート3号棟	—	—	45	広原公民館	0045	—
17	市営御園アパート5号棟	—	—	46	谷尻集会所	0046	—
18	御園台2号公園	—	—	47	後原バス停前	—	—
19	御園台1号公園	—	—	48	後原集会所	0048	—
20	三ツ石公民館	—	—	49	町が原バス停前	—	—
21	立戸保育所	—	—	50	旧栗谷中学校	—	—
22	消防本部	—	—	51	農林振興センター	0051	15#
23	総合市民会館	—	—	52	栗谷小学校北方	—	—
24	北栄丸子山神社	—	—	53	能行	—	—
25	さかえ公園	—	—	54	186号・栗谷大野線分かれ	—	—
26	栄公民館	—	—	55	蛇喰口	—	—
27	南栄3丁目5叉路	—	—	56	下ヶ原大三郎橋	—	—
28	油見公園	—	—	57	下松ヶ原恵橋	—	—
29	大竹会館	0029	13#	58	松ヶ原集会所	0058	16#

番号	設置場所	無線電話番号	無線FAX
59	松ヶ原大畑橋	—	—
60	南栄一丁目・二丁目集会所	—	—
61	小方学園サブグラウンド	—	—
62	小方ヶ丘公園	—	—
63	黒川第2公園	—	—
64	港町公園	—	—
65	晴海臨海公園	—	—
66	晴海第2公園	—	—

## 別表7 避難場所等一覧表

## 【自主避難者への対応】

災害対策本部設置前において、市内に大雨・洪水警報が発令された場合や台風が接近している時、自主避難者受入施設は「市役所」である。なお、「大竹市総合市民会館」は開館中受け入れ可能である。

また、避難する前に緊急連絡先 57-7120(危機管理課)に問い合わせるよう伝えること。

## 【市の管理する緊急避難場所】

## ◆市に災害対策本部が設置されたと同時に開設する避難場所（第1次避難場所）

(防災無線等により開設を通知)

番号	名 称	電話番号	対応災害				
			土砂	高潮	洪水	地震	津波
1	大竹市総合市民会館 ※ペット同行可	53-6677	○	○	2階以上	△	2階以上
2	アゼリアおおたけ（大竹会館） ※ペット同行可	52-4331	○	○	2階以上	○	2階以上
3	大竹市役所（小方支部）	59-2111	○	○	○	○	○
4	玖波小学校（校舎内）（玖波支部）	57-3101	○	○	○	○	○
5	阿多田漁村センター（阿多田支部）	53-7174	○	2階以上	○	○	×

## ◆災害状況や規模に応じて順次開設していく避難場所（第2次避難場所）

(防災無線等により開設を通知)

番号	名 称	電話番号	対応災害				
			土砂	高潮	洪水	地震	津波
1	木野集会所（木野川手支部=支所）	—	○	○	×	○	○
2	松ヶ原集会所（松ヶ原支部）	57-4808	○	○	○	○	○
3	農林振興センター（栗谷支部）	56-0301	○	○	2階以上	△	○
4	大竹小学校（校舎内）	—	○	○	2階以上	○	2階以上
5	サントピア大竹 （大竹市総合福祉センター）	53-8120	○	○	2階以上	○	2階以上
6	栄公民館	53-6688	○	○	2階以上	○	2階以上
7	小方小学校 小方中学校 （小方学園校舎内）	—	○	○	○	○	○
8	玖波公民館	57-7084	○	2階以上	○	×	2階以上
9	玖波中学校（校舎内）	—	○	○	○	○	○

## ◆巨大地震のような大規模災害発生時に開設する避難場所（第3次避難場所）

番号	名 称	電話番号	対応災害				
			土砂	高潮	洪水	地震	津波
1	大竹中学校体育館	—	○	○	2階以上	○	2階以上
2	地域福祉会館(おがたピア)	59-0707	○	○	2階以上	○	○
3	旧本町保育所	53-1995	○	○	2階以上	○	2階以上
4	大竹保育所	52-2268	○	○	2階以上	○	2階以上
5	旧立戸保育所	53-5585	×	○	○	○	○
6	旧なかはま保育所	57-3355	×	○	○	○	○
7	栗谷小学校体育館	—	○	○	2階以上	○	○
8	旧栗谷中学校体育館	—	○	○	×	○	○
9	コミュニティサロン元町	53-7774	○	○	2階以上	○	○
10	コミュニティサロン玖波	57-1138	○	○	○	○	○

## 【他機関及び地域で管理する避難場所】

他の団体や地域の自治会、自主防災組織などで運営する避難場所。地域の判断または市の要請で開設

番号	名 称	電話番号	対応災害				
			土砂	高潮	洪水	地震	津波
1	大竹高等学校	52-4325	×	○	○	○	○
2	コミュニティサロン栄町	53-7280	○	○	×	○	×
3	弥栄ダム管理所	57-3135	○	○	○	○	○
4	秀東館 若竹	—	○	○	2階以上	○	○
5	阿多田島漁業協同組合	53-7171	○	2階以上	○	×	×
6	元町4丁目集会所	—	○	○	2階以上	○	○
7	油見会館	52-4857	○	○	2階以上	×	2階以上
8	木野二丁目集会所	—	○	○	×	○	○
9	立戸集会所	—	○	○	2階以上	○	2階以上
10	御園台自治会館	53-7280	○	○	○	○	○
11	三ツ石会館	—	×	○	○	○	○
12	黒川会館	—	○	○	2階以上	○	○
13	後飯谷公民館	—	×	○	○	○	○
14	前飯谷公民館	—	×	○	×	○	○
15	防鹿集会所	—	○	○	×	○	○
16	旧阿多田小学校体育館	—	×	○	○	○	○
17	海の家あたた	53-7855	×	○	○	○	○
18	玖波8丁目老人集会所	—	○	○	○	○	○
19	後原集会所	—	×	○	×	○	○
20	谷尻集会所	—	×	○	○	○	○
21	広原公民館	—	×	○	○	○	○
22	谷和集会所	—	×	○	○	○	○
23	小栗林集会所	—	○	○	×	○	○

## 【福祉避難所】

高齢者や障がいのある方など、避難場所での生活において、特別な配慮が必要な方が避難する施設

番号	名 称	電話番号	対応災害				
			土砂	高潮	洪水	地震	津波
1	ゆうあいホーム	57-7500	○	○	○	○	○
2	コリーナ小方	59-1555	○	○	○	○	○
3	希望の杜さかえ	35-6652	○	2階以上	2階以上	○	2階以上
4	グループホームソラストゆめか大竹	52-3886	○	○	2階以上	○	2階以上
5	グループホームさくら	53-3130	○	○	×	○	×

## 【浸水時緊急退避施設】

避難場所等への避難途中で津波や洪水などの浸水が目前に迫った場合に、緊急一時的に退避するための施設

番号	名 称	電話番号	対応災害				
			土砂	高潮	洪水	地震	津波
1	ゆめタウン大竹	57-8000	○	○	○	○	○
2	大竹市第2期工業用水道管理棟	—	×	○	2階以上	○	○
3	サンホテル大竹	52-8810	×	○	2階以上	×	2階以上

## 【広域避難場所】

公園・緑地・グラウンド・校庭・公共空地等で、総面積10ヘクタール以上の安全な面積を確保できるもの

番号	名 称	所在地 (電話番号)	対応災害				
			土砂	高潮	洪水	地震	津波
1	晴海臨海公園	晴海二丁目 57-4333	○	○	○	○	○

## 【一時避難場所】

大規模地震や広域災害により、地域の避難場所が危険になった場合に、多くの避難者を収容できる施設（総面積10ヘクタール未満）

番号	名 称	所在地	対応災害				
			土砂	高潮	洪水	地震	津波
1	旧木野小学校グラウンド	木野1-10-25	○	○	×	○	○
2	大竹小学校グラウンド	白石2-1-1	○	○	×	○	×
3	大竹中学校グラウンド	白石1-8-1	○	○	×	○	×
4	さかえ公園	東栄1-7	○	○	×	○	×
5	小方小・中学校（小方学園） グラウンド	小方ヶ丘1-1	○	○	○	○	○
6	穂仁原水辺の広場	穂仁原3603-1	×	○	×	○	○
7	阿多田防災コミュニティ グラウンド	阿多田68-1	×	○	○	○	○
8	玖波小学校グラウンド	玖波7-1-1	○	○	○	○	○
9	玖波中学校グラウンド	玖波4-12-1	○	○	○	○	○

10	栗谷小学校グラウンド	栗谷町小栗林 510	○	○	×	○	○
11	旧栗谷中学校グラウンド	栗谷町小栗林 901	○	○	×	○	○

### ■対応災害の見方

○：安全に避難ができます。

2階以上：避難できますが、2階以上に滞在してください。

△：地震の場合は状況に応じて避難可否を判断します。

×：避難場所として開設しません。

### 【指定避難所】

長期滞在が必要な避難の場合、各地域の緊急避難場所から下記施設などへ移動をお願いします。皆様のご協力をお願いします。

番号	名 称	電話番号	番号	名 称	電話番号
1	大竹市総合市民会館	5 3 - 6 6 7 7	9	栄公民館	5 3 - 6 6 8 8
2	アゼリアおおたけ (大竹会館)	5 3 - 4 3 3 1	10	小方小学校 小方中学校 (小方学園)	5 7 - 7 1 5 8 5 7 - 7 2 1 1
3	サントピア大竹 (大竹市総合福祉センター)	5 3 - 8 1 2 0	11	玖波小学校	5 7 - 3 1 0 1
4	阿多田漁村センター	5 3 - 7 1 7 4	12	玖波中学校	5 7 - 7 2 4 1
5	松ヶ原集会所	5 7 - 4 8 0 8	13	栗谷小学校	5 6 - 0 0 0 3
6	木野集会所・講堂	—	14	旧栗谷中学校体育館	—
7	大竹小学校	5 2 - 3 1 7 7	※	福祉避難施設 (ゆうあいホーム、コリーナ小方、希望の杜さかえ、グループホームソラストゆめか大竹、グループホームさくら)	
8	大竹中学校	5 2 - 5 1 7 7			

## 別表8 医療救護班編成表

大竹市医師会 会長 坪井クリニック 坪井 和彦  
 副会長 こうろ皮ふ科 高路 修  
 副会長 三菱ケミカル(株)広島事業所診療所 真鍋 憲幸  
 副会長 しまだファミリークリニック 嶋田 博光

班	班 長	副班長	班 員	
第1班	しまだファミリークリニック 嶋田 博光	古吉眼科医院 古吉 直彦	古吉眼科医院	古吉 三紀
			山下ケアクリニック	山下 久幾
			大竹中央クリニック	荒田 夕佳
			ないとうクリニック	内藤 温友
第2班	坪井クリニック 坪井 和彦	大和橋医院 山根 康彦	やまと病院	小熊 信夫
			村上クリニック	村上 博
			本町医院	渡辺 正朝
			糸谷整形外科医院	糸谷 富男
				糸谷 友志
			シルククリニック	長神 清
坪井クリニック	坪井 信治			
第3班	おだ整形外科 クリニック 小田 佳史	立川整形外科 リハビリリウマチ クリニック 立川 勝司	津村眼科医院	津村 清
			村井内科クリニック	村井 斎子
				村井 一樹
三菱ケミカル(株) 広島事業所診療所	真鍋 憲幸			
第4班	こうろ皮ふ科 高路 修	だいきく小児科クリ ニック 大黒 一成	メープルヒル病院	石井 伸弥
				メープル医師全員
			阿多田診療所	桐原 義昌
			おおえ内科クリニック	大江 啓常
				渡辺 健一郎
栗谷診療所	藤本 佳史			
第5班	広島西医療 センター院長 新甲 靖	広島西医療 センター副院長 鳥居 剛	広島西医療センター 医師全員	

別表 8-2 医療機関一覧表

## 1 医科

No.	医療機関名	診療科	所在地		電話
内科系	1 佐川内科医院	内	739-0651	玖波 2-4-2	57-2233
	2 しまだファミリークリニック	小・内	739-0612	油見 3-12-7	53-3022
	3 坪井クリニック	内・ア・呼・消	739-0613	本町 1-1-18	52-8337
	4 本町医院	内・消・胃	739-0613	本町 2-15-17	52-4427
	5 大竹中央クリニック	透析内	739-0605	立戸 2-5-2	52-6200
	6 村井内科クリニック	内・糖尿内・内分泌内	739-0602	南栄 1-6-15	52-8138
	7 大和橋医院	内・消内・外・放	739-0613	本町 2-9-4	52-3059
	8 おおえ内科クリニック	内・消・内視鏡内	739-0622	晴海 1-4-13	35-5552
	9 だいきこく小児科クリニック	小	739-0622	晴海 1-4-13-2F	57-5225
	10 山下ケアクリニック	内	739-0611	新町 1-2-7	54-0852
外科系	11 糸谷整形外科医院	整	739-0612	油見 1-9-12	53-1107
	12 立川整形外科リハビリリウマチクリニック	整・リウ・リハ	739-0603	西栄 1-12-1	52-1331
	13 おだ整形外科クリニック	整・リハ	739-0605	立戸 4-1-17	52-3236
	14 ないとうクリニック	整・麻	739-0614	白石 1-5-9	52-3063
婦人科	15 シルククリニック	婦・内	739-0613	本町 1-5-6	52-3313
皮膚科	16 こうろ皮ふ科	皮・ア	739-0605	立戸 2-6-26	52-1112
眼科系	17 津村眼科医院	眼	739-0603	西栄 2-15-17	52-4856
	18 古吉眼科医院	眼	739-0611	新町 2-7-1	52-4707
耳鼻科系	19 村上クリニック	耳	739-0615	元町 1-11-2	52-1133
病院	20 独立行政法人国立病院機構広島西医療センター	総・(精)・脳神内・血内・呼内・消内・循内・腎内・肝内・糖内代内・(ア)・(リ)・小・外・整外・皮・形外・泌・産婦・眼・(耳鼻)・リハ・放・麻・(歯科)※()内は休診中又は外来診療なし。(注)歯科については入院患者に対応するため	739-0696	玖波 4-1-1	57-7151
	21 メープルヒル病院	内・胃内・呼内・老内・精・心内・リハ・菌	739-0651	玖波 5-2-1	57-7451
	22 やまと病院	内	739-0615	元町 1-1-5	52-8010
〈き地診療所〉	23 阿多田診療所	内・外	739-0607	阿多田 403-2	53-7061
	24 栗谷診療所	内	739-0645	栗谷町小栗林 720	56-0260
二次救急	25 大竹市休日診療所	内・外・小	739-0605	立戸 2-1-16	52-0330

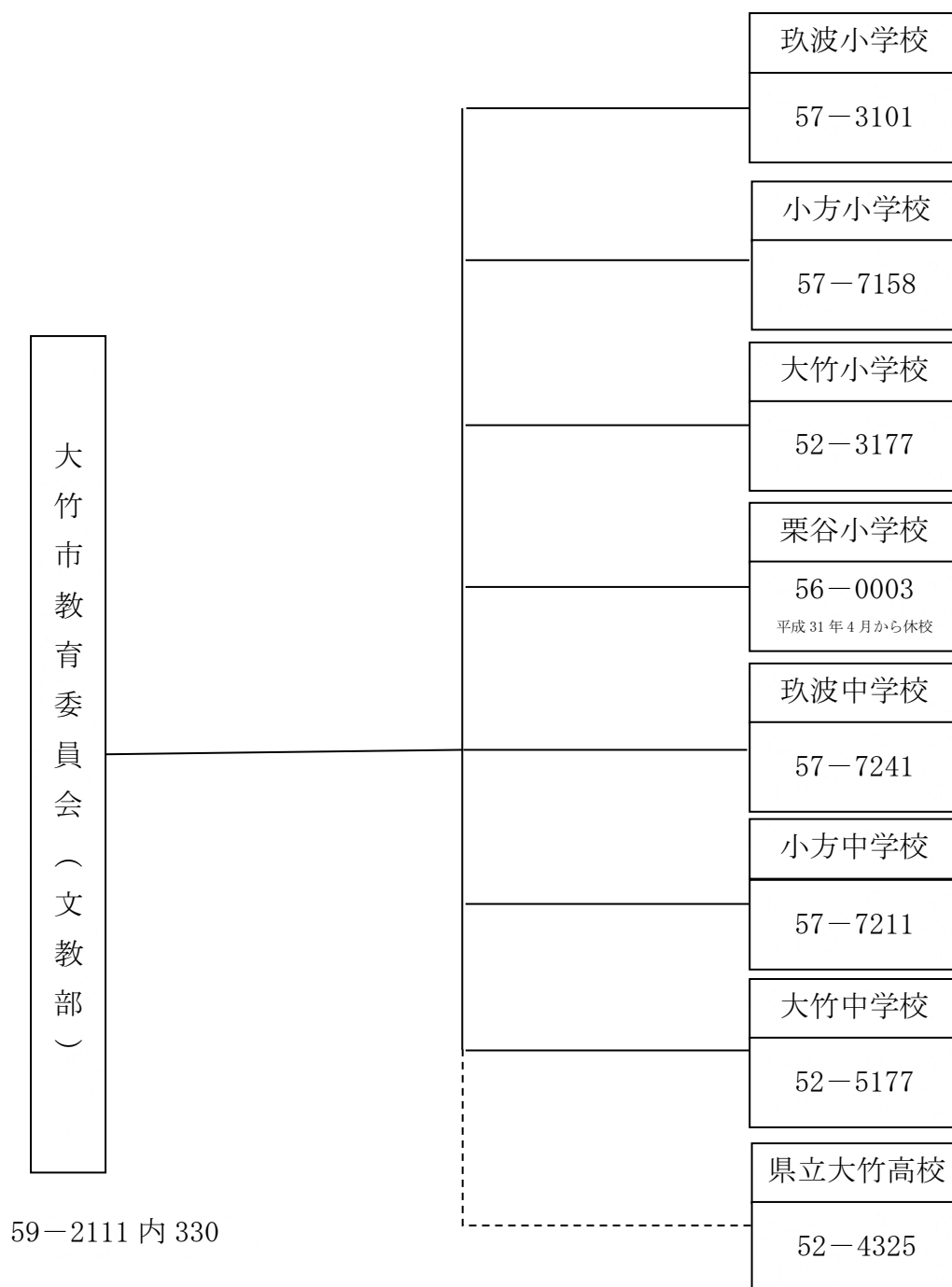
## 2 歯科

No.	医療機関名	電話	所在地	診療科
1	荒田歯科クリニック (荒田 齋)	52-6480 (FAX 52-2025)	〒739-0603 西栄1-8-19	歯
2	伊東歯科医院 (伊東 純子)	52-4756 (FAX 52-4756)	〒739-0611 新町1-12-13	歯
3	角田歯科医院 (角田 収司・角田 隆ほか)	53-0118 53-0648 (FAX 53-7783)	〒739-0613 本町2-9-9	歯・矯
4	川口歯科医院 (川口 裕之)	57-7350 (FAX 57-8350)	〒739-0651 玖波1-5-2	歯・小
5	神波歯科医院 (神波 治)	52-3240 (FAX 52-3283)	〒739-0611 新町1-11-17	歯・小・矯
6	谷口歯科クリニック (谷口 静登)	57-7456 (FAX 57-7456)	〒739-0623 小方1-13-32	歯・矯
7	長岡歯科医院 (長岡 隆)	57-6430	〒739-0653 黒川1-8-27	歯
8	広中歯科医院 (廣中 克三)	53-0888 (FAX 53-0777)	〒739-0611 新町1-2-11	歯
9	みどり橋歯科医院 (藤井 量一)	52-8110 (FAX 52-8110)	〒739-0605 立戸1-3-10	歯・矯
10	きらら歯科医院 (伊藤 光康)	54-1182 (FAX 54-1188)	〒739-0603 西栄3-17-7	歯・小
11	これなが歯科医院 (是永 佳成)	57-0118 (FAX 59-2030)	〒739-0622 晴海1-6-10	歯
12	坪井歯科クリニック (坪井 将洋)	52-1181 (FAX 52-1182)	〒739-0612 油見2-6-7	歯・口外・小・矯
13	バウムクーヘン歯科クリニック (神野 孝太)	28-4186 (FAX 28-4289)	〒739-0603 西栄1-13-3	歯・口外・小・矯
14	藤井歯科医院 (藤井 寛之)	53-2206 (FAX 53-2206)	〒739-0612 油見3-4-3	歯・小・口外

別表 8-3 薬局一覧表

No.	薬局名	郵便番号	所在地	電話番号
1	大竹元町薬局	739-0615	大竹市元町一丁目 11-2	53-6401
2	うみい薬局	739-0613	大竹市本町二丁目 9-22	53-7675
3	ウォンツ大竹薬局	739-0612	大竹市油見三丁目 20-9	54-0027
4	うみい薬局新町店	739-0611	大竹市新町一丁目 12-13	28-6878
5	大竹ヘルシー薬局	739-0603	大竹市西栄一丁目 12-18	53-4560
6	西栄薬局	739-0603	大竹市西栄三丁目 1-5	28-5917
7	ひまわり薬局	739-0602	大竹市南栄一丁目 8-7	53-5875
8	サン薬局	739-0612	大竹市油見一丁目 9-10	54-3050
9	タナダ薬局	739-0612	大竹市油見三丁目 12-9	52-3640
10	そうごう薬局大竹店	739-0605	大竹市立戸二丁目 6-25	54-2511
11	いまだ薬局	739-0605	大竹市立戸三丁目 1-8	53-5528
12	ヘルシー第一薬局	739-0653	大竹市黒川三丁目 16-16	59-2440
13	ヘルシー薬局本店	739-0653	大竹市黒川三丁目 16-19	57-5476
14	玖波駅前薬局	739-0651	大竹市玖波一丁目 13-5	57-8080
15	おおたけ駅前薬局	739-0611	大竹市新町一丁目 2-7-102	28-6180
16	立戸薬局	739-0605	大竹市立戸四丁目 1-30	52-6384
17	あおぞら薬局大竹晴海店	739-0622	大竹市晴海一丁目 4-13	59-1500
18	つつじ薬局	739-0614	大竹市白石一丁目 5-21	35-6287

別表9 本部並びに学校間の非常連絡組織



別表 10 清掃事業の機動力、人員等

令和6年4月1日現在

区分	ごみ		し尿	
	収集	処理	収集	処理
機動力	クレーン付ダンプ車 2台 パックマスター車 3台 軽トラック 1台	ダンプ車 1台 フォークリフト 4台 トラクターショベル 1台 バックホー 1台		下水終末処理と一部併設
面積	78.66km <sup>2</sup>		89.24km <sup>2</sup> (和木町10.58km <sup>2</sup> を含む)	

## ※ 処理能力

可燃ごみ広域処理施設 150t/日 (内大竹市 25t/日)

し尿処理場 12kl/日

不燃物処理場 11t/日

別表 1 1 災害時優先電話番号

番号	電話番号	所管先	施設等	備考
1	59-2111	総務課	代表電話	ダイヤルインを含む
2	57-7120	総務課	災害対策本部用	
3	57-7121	総務課	災害対策本部用	
4	57-7122	総務課	災害対策本部用	
5	57-7123	総務課	災害対策本部用	
6	57-7125	総務課	災害対策本部用	
7	57-8401	総務課	災害対策本部用 F A X	
8	57-7083	市民課	玖波支所	
9	52-4331	市民課	大竹支所	
10	56-0301	市民課	栗谷支所	
11	57-7413	上下水道局	上下水道局防鹿水源地	
12	52-6409	上下水道局	下水処理場管理棟	3 F 中央操作室
13	53-1165	地域介護課	大竹市総合福祉センター	サントピア大竹
14	53-6677	教育委員会	総合市民会館	
15	57-3101	教育委員会	玖波小学校	
16	57-7241	教育委員会	玖波中学校	
17	52-3177	教育委員会	大竹小学校	
18	52-5177	教育委員会	大竹中学校	
19	57-7158	教育委員会	小方学園	
20	57-7626	教育委員会	給食センター	
21	54-0119	消防本部	消防本部	

※ 災害時優先電話とは、災害等が発生した場合、被災地等への通話が集中することから重要な通話を確保するため、通話を制限する場合があるが、予め災害時優先電話として登録した電話から発信する通話については、優先的に取り扱うものとなっている。

別表 1 2 生業回復資金の支給、貸付、減免、融資制度等

	支給、貸付、減免、融資制度等の種類	対象者及び要件等	問い合わせ先及び相談窓口
福祉・医療全般	災害見舞金の支給	住宅が全壊・半壊した場合や市民が死亡・負傷（2週間以上の入院または1ヶ月異常通院）した場合	地域介護課福祉総務係 Tel. 59-2152
	災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付	災害による死亡や負傷により障害が残った場合、またはかざいや住宅に被害（全壊・半壊）を受けた場合	
	障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当の支給に係る所得制限の適用除外	住宅・家財などに2分の1以上の損害を受けた場合、所得制限の適用除外	福祉課障害福祉係 Tel. 59-2146
	心身障害者扶養共済制度掛金の減免	災害により市民税の免除を受けた人	
	障害福祉サービス介護給付費等の特例給付	災害により住宅・家財等に著しい損害を受けた場合	
	自立支援医療に要する費用の負担軽減	災害により住宅・家財等に著しい損害を受けた場合	
	療養介護医療に要する費用の負担軽減	災害により住宅・家財等に著しい損害を受けた場合	
	補装具費の購入又は修理に要する費用の負担軽減	災害により住宅・家財等に著しい損害を受けた場合	
	障害児通所支援に要する費用の負担軽減	災害により住宅・家財等に著しい損害を受けた場合	
	生活保護世帯への被服費、家具什器費、学用品費、住宅補修費の支給	生活保護世帯で、衣類、食器、布団類を失った場合または家屋の補修を必要とする場合	福祉課保護係 Tel. 59-2147
	母子・父子・寡婦福祉資金（住宅・転宅資金）の貸付	災害により住宅が全壊・半壊し補修する場合、または移転が必要となった場合	福祉課児童係 Tel. 59-2148
	母子・寡婦資金の支払猶予、据置期間の延長	事業開始資金・事業継続資金・住宅資金について、被害を受けた場合	
	特別児童扶養手当、児童扶養手当の支給に係る所得制限の適用除外	住宅・家財などに2分の1以上の損害を受けた場合、所得制限の適用除外	福祉課児童係 Tel. 59-2148
	保育料の減免	災害により所得税の減額があった人、または市民税の減免があった人	
	社会福祉施設入所者負担金の減免	災害により費用を負担することが困難な場合	地域介護課介護高齢者係 Tel. 59-2144
	介護保険利用料の減免	住宅・家財または農作物などに10分の3以上の損害を受けた場合（所得制限あり）	
	国民健康保険医療費の一部負担金の免除	災害により世帯の主たる生計維持者が死亡し、若しくは障害者となり、又は世帯の資産に重大な損害を受けたことで、その生活が一時的に著しく困窮し、一部負担金の支払が困難であると認められる世帯の国民健康保険被保険者	保健医療課国保年金係 Tel. 59-2141
	後期高齢者医療保険医療費の一部負担金の免除	後期高齢者医療の被保険者が、災害により住宅・家財等に著しい損害を受けた場合	
	重度心身障害者医療費助成の所得制限の緩和	災害を受けた人で、特別の事情があると認められる人	
	ひとり親家庭等医療費補助の所得制限の緩和	災害を受けた人で、特別の事情があると認められる人	
国民年金保険料の免除	災害により住宅・家財などに損害を受けた場合		

	支給、貸付、減免、融資制度等の種類	対象者及び要件等	問い合わせ先及び相談窓口
生活一般	市税の徴収猶予	一定条件に該当する場合	税務課収納係 Tel. 59-2127
	市民税の減免	住宅や家財に対して損害を受けた一定条件に該当する人	税務課市民税係 Tel. 59-2128
	国民健康保険料の減免	生活が著しく困難となった人またはこれに準ずると認められる人	
	介護保険料の減免	生活が著しく困難となった人またはこれに準ずると認められる人	
	固定資産税の減免	損害を受けた土地や家屋または償却資産のうち、10分の2以上の価値の損害を受けた場合	税務課資産税係 Tel. 59-2129
	後期高齢者医療保険料の減免	生活が著しく困難となった人またはこれに準ずると認められる人	税務課市民税係 Tel. 59-2128 広島県後期高齢者医療広域連合 Tel. 082-502-3060
	県税の納税猶予など	一定条件に該当する場合	広島県西部県税事務所 Tel. 0829-32-1181
	国税の納税猶予など	一定条件に該当する場合	廿日市税務署 Tel. 0829-32-1217
	国税の減額	災害による損害を対象に、一定条件に該当する場合	廿日市税務署 Tel. 0829-32-1217
上下水道料金の減免	水道管破損などにより漏水した場合	上下水道局業務課営業係 Tel. 59-2191	
住宅	市営住宅への一時入居	住宅が全壊・半壊した世帯	市営 都市計画課建築住宅係 Tel. 59-2168
	住宅金融支援機構による災害復興住宅資金の融資	災害により被害を受けたため、住宅を建設・購入、補修する人への低利融資	住宅金融支援機構中国支店 Tel. 082-221-8694
商工	災害復旧資金貸付 {緊急対応融資(倒産防止等資金(県指定等))}	災害により被害を受けた中小企業に対する融資	㈱商工組合中央金庫広島支店 Tel. 082-248-1151 ㈱日本政策金融金庫広島支店 Tel. 082-247-9151
	金融相談窓口	災害により被害を受けた中小企業に対する金融相談	県庁経営革新課 Tel. 082-513-3321
	経営安定特別相談事業	災害により被害を受けた中小企業に対する経営相談	大竹商工会議所 Tel. 52-3105
農林水産	農業共済	農業共済に加入している果樹などの農作物または、ビニールハウスなどの園芸に対する補償	県農業共済組合 Tel. 082-2626-4711
	漁業共済	漁業共済加入者の養殖施設や水産動植物被害に対する補償	広島県漁業共済組合 Tel. 082-544-3388
	漁船保険	漁船保険加入者の漁船被害に対する補償	県漁船保険組合 Tel. 082-249-1850
	農業制度資金	被害を受けた農作物の植え替えなどの経費に必要な資金または、農業用施設の補修や建て替え資金を融資	県庁就農支援課 Tel. 082-513-3554
	農林水産業施設災害復旧事業費補助	農地の復旧及びため池、水路、農道、揚水機などの原形復旧・効用回復などまたは、林道・共同利用施設の災害に対する助成	西部農林水産事務所 Tel. 082-228-2111

	支給、貸付、減免、融資制度等の種類	対象者及び要件等	問い合わせ先及び相談窓口
農 林 水 産	造林事業	被害地への造林に対する助成	県庁林業課 Tel. 082-513-3701
	日本政策金融公庫資金（林業基盤整備資金・農林漁業施設資金・農林漁業セーフティネット資金）	素材生産・造林・林道・林産物処理加工・森林レクリエーション施設の復旧に対する融資	県庁林業課 Tel. 082-513-3701
	森林国営保険	森林国営保険に加入している人工林の被害（風水害）	森林組合連合会 Tel. 082-228-5111 県庁森林保全課 Tel. 082-513-3694
	漁業制度資金	漁船や養殖施設の復旧整備などの資金を融資	県庁水産課 Tel. 082-513-3616 西部農林水産事務所 Tel. 082-228-2111 県信漁連 Tel. 082-247-2301
そ の 他	生活福祉資金（住宅資金）の貸付	低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯・生活保護世帯で、全壊・半壊した住宅の改修に要する経費に困窮した場合	大竹市社会福祉協議会 Tel. 52-2211
	生活福祉資金（災害援護資金）の貸付	低所得世帯・生活保護世帯で、住宅、家財などに被害を受けた場合	大竹市社会福祉協議会 Tel. 52-2211 大竹市「消費生活センター」 Tel. 57-3236
	消費生活に関する相談	消費生活上困っていることの相談	広島県「消費生活課」 Tel. 082-223-6111

別表 13 樋門、堰、スクリーン、ポンプ場一覧表

種 別	名 称	所 在 地
樋 門	下木野排水樋門	木野二丁目3番
	白石地区樋門	元町一丁目6番
	大竹会館前樋門	白石一丁目5番
	大樋筋樋門	西栄二丁目16番
	南栄三丁目樋門	南栄三丁目3番
	玖波新開樋門	玖波一丁目4番
	木野早瀬ヶ迫排水樋門	木野二丁目1番
堰	中市堰	元町三丁目1番地先
スクリーン	秋葉川（梅ヶ滝）スクリーン	元町三丁目13番
	国木光治宅前スクリーン	元町二丁目5番
	大竹会館前スクリーン	白石一丁目5番
	ハローワークスクリーン	白石一丁目18番
	山本宅前スクリーン	白石二丁目4番
	松原節夫宅横スクリーン	本町一丁目5番
	元岡実宅横スクリーン	油見三丁目1番
	貞森和真宅前スクリーン	新町三丁目10番
	藤沢慶成宅前スクリーン	新町三丁目7番
	新町二丁目架道下スクリーン	新町二丁目15番
	栄公園前スクリーン	西栄二丁目5番地
	もぐ太君入口スクリーン	小方二丁目12番
	広島西医療センター内スクリーン	玖波四丁目1番地
	ゆうあいホーム下スクリーン	玖波四丁目8番
	法華寺前スクリーン	玖波四丁目8番
	山口宅横排水ポンプ場スクリーン	玖波六丁目2番
	篠原宅前スクリーン	玖波七丁目1番
	石橋宅前スクリーン	立戸二丁目2番
立戸四丁目ポンプスクリーン	立戸四丁目6番	
玖波五丁目スクリーン	玖波五丁目7番	

種 別	名 称	所 在 地
ポンプ場	郷水第2踏切排水ポンプ場	西栄一丁目1番
	新町排水ポンプ場	新町二丁目14番
	郷水排水ポンプ場	油見三丁目21番
	港町排水ポンプ場	港町一丁目4番
	中浜樋門ポンプ場	玖波一丁目1番
	玖波一丁目公園横排水ポンプ場	玖波一丁目3番
	玖波排水ポンプ場	玖波一丁目4番
	山口富一宅横排水ポンプ場	玖波二丁目2番
	小方ポンプ場（雨水）	小方一丁目11番
	新町川地下道排水ポンプ場	小方二丁目1番
	立戸排水ポンプ場	立戸二丁目1番
	防鹿排水ポンプ場	防鹿
	立戸四丁目排水ポンプ場	立戸四丁目6番
	小島雨水排水ポンプ場	東栄一丁目17番
御幸ポンプ場	御幸町25番	

# 2 様式

## 様式 1

## 第 次非常配置体制の動員、配備完了報告

年 月 日

大竹市災害対策本部長 様

部長（支部長）\_\_\_\_\_

（本部連絡担当 \_\_\_\_\_）

班 名	人 員	動員・配備 完了日時 日 時 分	備 考
（当初配備完了時点）			
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
（配備 1 時間経過後）			
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
（配備 2 時間経過後、連絡不能者数記載）			備 考
班 名	配備数	未配備数	

※1 各部、各支部での災害対応が可能となる人数の参集が出来たと判断した時点  
を当初配備完了時点とする。

## 様式 2

## 小瀬川ダム放流通報簿（第\_\_\_\_—\_\_\_\_回）

1 予備放流開始  
事前放流開始

令和\_\_年\_\_月\_\_日 \_\_\_\_\_ による放流

\_\_\_\_時\_\_分 通報

小瀬川ダム  
担当者 \_\_\_\_\_

<b>ダムの状況</b>
・ ____月__日__時__分 現在の状況、貯水位E.L. ____m ____cm、 流入量毎秒____m <sup>3</sup> 、放流量毎秒____m <sup>3</sup> 、累計雨量____mm
<b>1 予備放流開始・事前放流開始</b>
・ _____による洪水が予想されるため、予め小瀬川ダムの水位を下げるための放流を ____時__分より行ないます。放流量は、毎秒____m <sup>3</sup> で____時間続く予定です。

後ほど、電話で、受信確認させていただきます。

広島県 河川課 ( : ) ★	大竹市役所 ( : ) ★	岩国警察署 ( : )
山口県 山形川 ( : ) ★	大竹市消防署 ( : )	廿日市市役所 ( : ) ★
太田川河川 小瀬川(出) ( : )	岩国地区 消防組合 ( : )	廿日市警察署 ( : )
弥栄ダム ( : ) ★	岩国市 美和支所 ( : )	廿日市消防署 ( : )
西部建設 廿日市支所 ( : )	岩国市役所 ( : ) ★	中国電力 西部水力C ( : )
岩国土建 ( : )	大竹警察署 ( : )	東部発電 事務所 ( : ) ★
大竹市上下 水道局 ( : ) ★	小瀬川工業用 水道事務所 ( : ) ★	( : )

※事前放流時については、発電放流及びバルブ放流の場合、★箇所を関係機関通知先とする。  
小瀬川ダム 電話：0827-56-0321 FAX：0827-56-0233

## 小瀬川ダム放流通報簿（第\_\_\_\_—\_\_\_\_回）

1-2 予備放流終了  
事前放流終了

令和\_\_年\_\_月\_\_日 \_\_\_\_\_ による放流

\_\_\_\_時\_\_分 通報

小瀬川ダム  
担当者 \_\_\_\_\_

<b>ダムの状況</b>
・ ____月__日__時__分 現在の状況、貯水位E.L. ____m ____cm、 流入量毎秒____m <sup>3</sup> 、放流量毎秒____m <sup>3</sup> 、累計雨量____mm
<b>1 予備放流終了・事前放流終了</b>
・ _____に備え、小瀬川ダムの水位を下げる放流が____日__時__分に完了しました。 ・ 今後は、洪水に備え現在の貯水位を維持する体制とします。最大放流量は____m <sup>3</sup> /sの予定です。

後ほど、電話で、受信確認させていただきます。

広島県 河川課 ( : ) ★	大竹市役所 ( : ) ★	岩国警察署 ( : )
山口県 山形川 ( : ) ★	大竹市消防署 ( : )	廿日市市役所 ( : ) ★
太田川河川 小瀬川(出) ( : )	岩国地区 消防組合 ( : )	廿日市警察署 ( : )
弥栄ダム ( : ) ★	岩国市 美和支所 ( : )	廿日市消防署 ( : )
西部建設 廿日市支所 ( : )	岩国市役所 ( : ) ★	中国電力 西部水力C ( : )
岩国土建 ( : )	大竹警察署 ( : )	東部発電 事務所 ( : ) ★
大竹市上下 水道局 ( : ) ★	小瀬川工業用 水道事務所 ( : ) ★	( : )

※事前放流時については、発電放流及びバルブ放流の場合、★箇所を関係機関通知先とする。  
小瀬川ダム 電話：0827-56-0321 FAX：0827-56-0233

## 小瀬川ダム放流通報簿（第\_\_\_\_—\_\_\_\_回）

2 洪水警戒体制発令

令和\_\_年\_\_月\_\_日 \_\_\_\_\_ による放  
流

\_\_\_\_時\_\_分 通報

小瀬川ダム  
担当者 \_\_\_\_\_

<b>ダムの状況</b>
・ ____月__日__時__分 現在の状況、貯水位E.L. ____m ____cm、 流入量毎秒____m <sup>3</sup> 、放流量毎秒____m <sup>3</sup> 、累計雨量____mm
<b>2 洪水警戒体制発令</b>
・ _____のため、____月__日__時__分より、洪水警戒体制に入りました。

後ほど、電話で、受信確認させていただきます。

広島県 河川課 ( : )	大竹市役所 ( : )	岩国警察署 ( : )
山口県 河川課 ( : )	大竹市消防署 ( : )	廿日市市役所 ( : )
太田川河川 小瀬川(出) ( : )	岩国地区 消防組合 ( : )	廿日市警察署 ( : )
弥栄ダム ( : )	岩国市 美和支所 ( : )	廿日市消防署 ( : )
西部建設 廿日市支所 ( : )	岩国市役所 ( : )	中国電力 西部水力C ( : )
岩国土建 ( : )	大竹警察署 ( : )	東部発電 事務所 ( : )

小瀬川ダム 電話：0827-56-0321 FAX：0827-56-0233

## 小瀬川ダム放流通報簿（第\_\_\_\_—\_\_\_\_回）

3 放流開始(大雨以外)

令和\_\_年\_\_月\_\_日 \_\_\_\_\_ による放  
流

\_\_\_\_時\_\_分 通報

小瀬川ダム  
担当者 \_\_\_\_\_

<b>ダムの状況</b>
・ ____月__日__時__分 現在の状況、貯水位E.L. ____m ____cm、 流入量毎秒____m <sup>3</sup> 、放流量毎秒____m <sup>3</sup> 、累計雨量____mm
<b>3 放流開始</b>
・ _____による大雨により、小瀬川ダム貯水池への流入量が増加し、気象状況からさらに増加することが 予想されますので、____月__日__時__分より、ダムから放流量を増やします。 なお、最大放流量は毎秒____m <sup>3</sup> の予定です。 ・ 放流に先立って、サイレンでお知らせしますが、下流河川の水位上昇に十分注意してください。

後ほど、電話で、受信確認させていただきます。

広島県 河川課 ( : )	大竹市役所 ( : )	岩国警察署 ( : )
山口県 河川課 ( : )	大竹市消防署 ( : )	廿日市市役所 ( : )
太田川河川 小瀬川(出) ( : )	岩国地区 消防組合 ( : )	廿日市警察署 ( : )
弥栄ダム ( : )	岩国市 美和支所 ( : )	廿日市消防署 ( : )
西部建設 廿日市支所 ( : )	岩国市役所 ( : )	中国電力 西部水力C ( : )
岩国土建 ( : )	大竹警察署 ( : )	東部発電 事務所 ( : )

小瀬川ダム 電話：0827-56-0321 FAX：0827-56-0233

## 小瀬川ダム放流通報簿（第\_\_\_\_—\_\_\_\_回）

3 放流開始(大雨)

令和\_\_年\_\_月\_\_日 \_\_\_\_\_ による放  
流

\_\_\_\_時\_\_分 通報

小瀬川ダム  
担当者 \_\_\_\_\_

## ダムの状況

・ \_\_月\_\_日\_\_時\_\_分 現在の状況、貯水位E.L. \_\_\_\_\_ m \_\_\_\_\_ cm、  
流入量毎秒 \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>、放流量毎秒 \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>、累計雨量 \_\_\_\_\_ mm

## 2 洪水警戒体制発令

・ \_\_\_\_\_ のため、 \_\_月\_\_日\_\_時\_\_分より、洪水警戒体制に入りました。

## 3 放流開始

・ \_\_\_\_\_ による大雨により、小瀬川ダム貯水池への流入量が増加し、気象状況からさらに増加することが  
予想されますので、 \_\_月\_\_日\_\_時\_\_分より、ダムから放流量を増やします。

なお、最大放流量は毎秒 \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>の予定です。

・ 放流に先立って、サイレンでお知らせしますが、下流河川の水位上昇に十分注意してください。

後ほど、電話で、受信確認させていただきます。

広島県 河川課 ( : )	大竹市役所 ( : )	岩国警察署 ( : )
山口県 河川課 ( : )	大竹市消防署 ( : )	廿日市市役所 ( : )
太田川河川 小瀬川(出) ( : )	岩国地区 消防組合 ( : )	廿日市警察署 ( : )
弥栄ダム ( : )	岩国市 美和支所 ( : )	廿日市消防署 ( : )
西部建設 廿日市支所 ( : )	岩国市役所 ( : )	中国電力 西部水力C ( : )
岩国土建 ( : )	大竹警察署 ( : )	東部発電 事務所 ( : )

小瀬川ダム 電話：0827-56-0321 FAX：0827-56-0233

## 小瀬川ダム放流通報簿（第\_\_\_\_—\_\_\_\_回）

4 放流開始(水位調整)

令和\_\_年\_\_月\_\_日 \_\_\_\_\_ による放  
流

\_\_\_\_時\_\_分 通報

小瀬川ダム  
担当者 \_\_\_\_\_

## ダムの状況

・ \_\_月\_\_日\_\_時\_\_分 現在の状況、貯水位E.L. \_\_\_\_\_ m \_\_\_\_\_ cm、  
流入量毎秒 \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>、放流量毎秒 \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>、累計雨量 \_\_\_\_\_ mm

## 4 放流開始

・ 貯水位調整のため、  
 \_\_月\_\_日\_\_時\_\_分より、ダムから放流を開始します。

なお、最大放流量は毎秒 \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>の予定です。

・ 放流に先立って、サイレンでお知らせしますが、下流河川の水位上昇に十分注意してください。

後ほど、電話で、受信確認させていただきます。

広島県 河川課 ( : )	大竹市役所 ( : )	岩国警察署 ( : )
山口県 河川課 ( : )	大竹市消防署 ( : )	廿日市市役所 ( : )
太田川河川 小瀬川(出) ( : )	岩国地区 消防組合 ( : )	廿日市警察署 ( : )
弥栄ダム ( : )	岩国市 美和支所 ( : )	廿日市消防署 ( : )
西部建設 廿日市支所 ( : )	岩国市役所 ( : )	中国電力 西部水力C ( : )
岩国土建 ( : )	大竹警察署 ( : )	東部発電 事務所 ( : )

小瀬川ダム 電話：0827-56-0321 FAX：0827-56-0233

## 小瀬川ダム放流通報簿（第\_\_\_\_—\_\_\_\_回）

5 放流中の増放流

令和\_\_年\_\_月\_\_日\_\_\_\_による放流

\_\_\_\_時\_\_分通報

小瀬川ダム  
担当者\_\_\_\_、\_\_\_\_

<b>ダムの状況</b>
・ ____月__日__時__分 現在の状況、貯水位E.L. ____m ____cm、 流入量毎秒____m <sup>3</sup> 、放流量毎秒____m <sup>3</sup> 、累計雨量____mm
<b>5 放流中の増放流</b>
・ 現在、ダム放流を行っていますが、大雨のため、小瀬川ダム貯水池への流入量が再び増加し、気象状況からさらに増加することが予想されますので、____月__日__時__分より、ダムからの放流量を増やします。 なお、最大放流量は毎秒____m <sup>3</sup> の予定です。 下流河川の水位上昇に十分注意してください。

後ほど、電話で、受信確認させていただきます。

広島県 河川課 ( : )	大竹市役所 ( : )	岩国警察署 ( : )
山口県 河川課 ( : )	大竹市消防署 ( : )	廿日市市役所 ( : )
太田川河川 小瀬川(出) ( : )	岩国地区 消防組合 ( : )	廿日市警察署 ( : )
弥栄ダム ( : )	岩国市 美和支所 ( : )	廿日市消防署 ( : )
西部建設 廿日市支所 ( : )	岩国市役所 ( : )	中国電力 西部水力C ( : )
岩国土建 ( : )	大竹警察署 ( : )	東部発電 事務所 ( : )

小瀬川ダム 電話：0827-56-0321 FAX：0827-56-0233

## 小瀬川ダム放流通報簿（第\_\_\_\_—\_\_\_\_回）

6 洪水調節開始

令和\_\_年\_\_月\_\_日\_\_\_\_による放流

\_\_\_\_時\_\_分通報

小瀬川ダム  
担当者\_\_\_\_、\_\_\_\_

<b>ダムの状況</b>
・ ____月__日__時__分 現在の状況、貯水位E.L. ____m ____cm、 流入量毎秒____m <sup>3</sup> 、放流量毎秒____m <sup>3</sup> 、累計雨量____mm
<b>6 洪水調節開始</b>
・ 現在、水位調節を行っていますが、大雨のため、流入量が大幅に増加し、流入量が200m <sup>3</sup> に達しました。 ダム下流の災害防止のため、水量を調節して（洪水調節）下流へ放流を行います。 なお、最大放流量は毎秒____m <sup>3</sup> の予定です。 下流河川の水位上昇に十分注意してください。

後ほど、電話で、受信確認させていただきます。

広島県 河川課 ( : )	大竹市役所 ( : )	岩国警察署 ( : )
山口県 河川課 ( : )	大竹市消防署 ( : )	廿日市市役所 ( : )
太田川河川 小瀬川(出) ( : )	岩国地区 消防組合 ( : )	廿日市警察署 ( : )
弥栄ダム ( : )	岩国市 美和支所 ( : )	廿日市消防署 ( : )
西部建設 廿日市支所 ( : )	岩国市役所 ( : )	中国電力 西部水力C ( : )
岩国土建 ( : )	大竹警察署 ( : )	東部発電 事務所 ( : )

小瀬川ダム 電話：0827-56-0321 FAX：0827-56-0233

## 小瀬川ダム放流通報簿（第\_\_\_\_—\_\_\_\_回）

7 洪水調節時の  
ダム放流情報(増水)令和\_\_年\_\_月\_\_日 \_\_\_\_\_ による放  
流

\_\_\_\_時\_\_分 通報

小瀬川ダム  
担当者 \_\_\_\_\_

## ダムの状況

・ \_\_\_\_月\_\_日\_\_時\_\_分 現在の状況、貯水位E.L. \_\_\_\_m \_\_\_\_cm、  
流入量毎秒 \_\_\_\_\_m<sup>3</sup>、放流量毎秒 \_\_\_\_\_m<sup>3</sup>、累計雨量 \_\_\_\_\_mm

## 7 洪水調節時のダム放流情報(増水)

・ 現在、水位洪水調節を行っていますが、大雨のため、流入量が大幅に増加しており、今後の流入量は、  
最大毎秒 \_\_\_\_\_m<sup>3</sup>になると思われます。従って \_\_\_\_時\_\_分から、毎秒 \_\_\_\_\_m<sup>3</sup>以上の放流を行います。  
このため、ダム下流域からの流量を含めて、下流河川の水位が急激に上昇する恐れがありますので、  
十分注意してください。

後ほど、電話で、受信確認させていただきます。

広島県 河川課 ( : )	大竹市役所 ( : )	岩国警察署 ( : )
山口県 河川課 ( : )	大竹市消防署 ( : )	廿日市役所 ( : )
太田川河川 小瀬川(出) ( : )	岩国地区 消防組合 ( : )	廿日市警察署 ( : )
弥栄ダム ( : )	岩国市 美和支所 ( : )	廿日市消防署 ( : )
西部建設 廿日市支所 ( : )	岩国市役所 ( : )	中国電力 西部水力C ( : )
岩国土建 ( : )	大竹警察署 ( : )	東部発電 事務所 ( : )

小瀬川ダム 電話：0827-56-0321 FAX：0827-56-0233

## 小瀬川ダム放流通報簿（第\_\_\_\_—\_\_\_\_回）

8 洪水調節時の  
ダム放流情報令和\_\_年\_\_月\_\_日 \_\_\_\_\_ による放  
流

\_\_\_\_時\_\_分 通報

小瀬川ダム  
担当者 \_\_\_\_\_

## ダムの状況

・ \_\_\_\_月\_\_日\_\_時\_\_分 現在の状況、貯水位E.L. \_\_\_\_m \_\_\_\_cm、  
流入量毎秒 \_\_\_\_\_m<sup>3</sup>、放流量毎秒 \_\_\_\_\_m<sup>3</sup>、累計雨量 \_\_\_\_\_mm

## 8 洪水調節時のダム放流情報

・ 現在、毎秒 \_\_\_\_\_m<sup>3</sup>の水を貯めて、洪水調節を行っています。そのため、下流釜ヶ原地点の水位は、  
ダムがなかったら \_\_\_\_cmですが、ダムで洪水調節をしているため \_\_\_\_cmに抑えられています。

後ほど、電話で、受信確認させていただきます。

広島県 河川課 ( : )	大竹市役所 ( : )	岩国警察署 ( : )
山口県 河川課 ( : )	大竹市消防署 ( : )	廿日市役所 ( : )
太田川河川 小瀬川(出) ( : )	岩国地区 消防組合 ( : )	廿日市警察署 ( : )
弥栄ダム ( : )	岩国市 美和支所 ( : )	廿日市消防署 ( : )
西部建設 廿日市支所 ( : )	岩国市役所 ( : )	中国電力 西部水力C ( : )
岩国土建 ( : )	大竹警察署 ( : )	東部発電 事務所 ( : )

小瀬川ダム 電話：0827-56-0321 FAX：0827-56-0233

## 小瀬川ダム放流通報簿（第\_\_\_\_—\_\_\_\_回）

9 ダム放流情報終了

令和\_\_年\_\_月\_\_日 \_\_\_\_\_ による放  
流

\_\_\_\_時\_\_分 通報

小瀬川ダム  
担当者 \_\_\_\_\_

## ダムの状況

・ \_\_月\_\_日\_\_時\_\_分 現在の状況、貯水位E.L. \_\_\_\_\_ m \_\_\_\_\_ cm、  
流入量毎秒 \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>、放流量毎秒 \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>、累計雨量 \_\_\_\_\_ mm

## 9 ダム放流情報終了

・ 現在、流入量が減少し、放流量も次第に減少していきますので、これで放流情報の通知を終わります。  
ご協力ありがとうございました。

後ほど、電話で、受信確認させていただきます。

広島県 河川課 ( : )	大竹市役所 ( : )	岩国警察署 ( : )
山口県 河川課 ( : )	大竹市消防署 ( : )	廿日市役所 ( : )
太田川河川 小瀬川(出) ( : )	岩国地区 消防組合 ( : )	廿日市警察署 ( : )
弥栄ダム ( : )	岩国市 美和支所 ( : )	廿日市消防署 ( : )
西部建設 廿日市支所 ( : )	岩国市役所 ( : )	中国電力 西部水力C ( : )
岩国土建 ( : )	大竹警察署 ( : )	東部発電 事務所 ( : )

小瀬川ダム 電話：0827-56-0321 FAX：0827-56-0233

## 小瀬川ダム放流通報簿（第\_\_\_\_—\_\_\_\_回）

10 緊急放流  
移行の予告令和\_\_年\_\_月\_\_日 \_\_\_\_\_ による放  
流\_\_\_\_時\_\_分  
通報小瀬川ダム  
担当者 \_\_\_\_\_

## ダムの状況

・ \_\_月\_\_日\_\_時\_\_分 現在の状況、貯水位E.L. \_\_\_\_\_ m \_\_\_\_\_ cm、  
流入量毎秒 \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>、放流量毎秒 \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>、累計雨量 \_\_\_\_\_ mm

下流河川 氾濫  
の恐れあり!

## 10 緊急放流(異常洪水時防災操作)移行の予告

・ ダムは現在、洪水調節を行なっていますが、ダム上流での降雨が非常に多く、  
ダムの貯水能力を超える洪水（予想最大流入量 毎秒 \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>）が予想されます。  
従って10時40分頃には、緊急放流(異常洪水時防災操作)（計画を超える放流 毎秒 \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>以上）に  
移行することが予想されますので、十分警戒してください。  
放流に先立って、サイレンでお知らせしますが、★水防体制に格段の配慮★をお願いします。

後ほど、電話で、受信確認させていただきます。

広島県 河川課 ( : )	大竹市役所 ( : )	岩国警察署 ( : )
山口県 河川課 ( : )	大竹市消防署 ( : )	廿日市役所 ( : )
太田川河川 小瀬川(出) ( : )	岩国地区 消防組合 ( : )	廿日市警察署 ( : )
弥栄ダム ( : )	岩国市 美和支所 ( : )	廿日市消防署 ( : )
西部建設 廿日市支所 ( : )	岩国市役所 ( : )	中国電力 西部水力C ( : )
岩国土建 ( : )	大竹警察署 ( : )	東部発電 事務所 ( : )

小瀬川ダム 電話：0827-56-0321 FAX：0827-56-0233

# 小瀬川ダム放流通報簿（第\_\_\_\_—\_\_\_\_回）

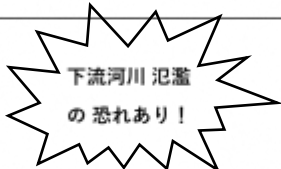
11 緊急放流 移行

令和\_\_年\_\_月\_\_日 \_\_\_\_\_ による放流

\_\_\_\_時\_\_分 通報

小瀬川ダム  
担当者 \_\_\_\_\_

<b>ダムの状況</b>
・ ____月__日__時__分 現在の状況、貯水位E.L. ____m ____cm、 流入量毎秒____m <sup>3</sup> 、放流量毎秒____m <sup>3</sup> 、累計雨量____mm
<b>11 緊急放流(異常洪水時防災操作)移行</b>
・ ____時__分、緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行しました。 今後の放流量は計画放流量を超え、最大毎秒____m <sup>3</sup> になる見込みですので、十分警戒してください。 つきましては、★水防体制に格段の配慮★をお願いします。



後ほど、電話で、受信確認させていただきます。

広島県河川課 ( : )	大竹市役所 ( : )	岩国警察署 ( : )
山口県河川課 ( : )	大竹市消防署 ( : )	廿日市市役所 ( : )
太田川河川小瀬川(出) ( : )	岩国地区消防組合 ( : )	廿日市警察署 ( : )
弥栄ダム ( : )	岩国市美和支所 ( : )	廿日市消防署 ( : )
西部建設廿日市支所 ( : )	岩国市役所 ( : )	中国電力西部水力C ( : )
岩国土建 ( : )	大竹警察署 ( : )	東部発電事務所 ( : )

小瀬川ダム 電話：0827-56-0321 FAX：0827-56-0233

# 小瀬川ダム放流通報簿（第\_\_\_\_—\_\_\_\_回）

12 洪水警戒体制解除

令和\_\_年\_\_月\_\_日 \_\_\_\_\_ による放流

\_\_\_\_時\_\_分 通報

小瀬川ダム  
担当者 \_\_\_\_\_

<b>12 洪水警戒体制解除</b>
・ 小瀬川ダムは、 ____日__時__分 洪水警戒体制を解除しました。

後ほど、電話で、受信確認させていただきます。

広島県河川課 ( : )	大竹市役所 ( : )	岩国警察署 ( : )
山口県河川課 ( : )	大竹市消防署 ( : )	廿日市市役所 ( : )
太田川河川小瀬川(出) ( : )	岩国地区消防組合 ( : )	廿日市警察署 ( : )
弥栄ダム ( : )	岩国市美和支所 ( : )	廿日市消防署 ( : )
西部建設廿日市支所 ( : )	岩国市役所 ( : )	中国電力西部水力C ( : )
岩国土建 ( : )	大竹警察署 ( : )	東部発電事務所 ( : )

小瀬川ダム 電話：0827-56-0321 FAX：0827-56-0233

## 小瀬川ダム放流通報簿（第\_\_\_\_—\_\_\_\_回）

13 放流停止

令和\_\_年\_\_月\_\_日 \_\_\_\_\_ による放  
流

\_\_\_\_時\_\_分 通報

小瀬川ダム  
担当者 \_\_\_\_\_

## 13 放流停止

・小瀬川ダムは、\_\_日\_\_時\_\_分 放流を終了しました。

後ほど、電話で、受信確認させていただきます。

広島県 河川課	( : )	大竹市役所	( : )	岩国警察署	( : )
山口県 河川課	( : )	大竹市消防署	( : )	廿日市市役所	( : )
太田川河川 小瀬川(出)	( : )	岩国地区 消防組合	( : )	廿日市警察署	( : )
弥栄ダム	( : )	岩国市 美和支所	( : )	廿日市消防署	( : )
西部建設 廿日市支所	( : )	岩国市役所	( : )	中国電力 西部水力C	( : )
岩国土建	( : )	大竹警察署	( : )	東部発電 事務所	( : )

小瀬川ダム 電話：0827-56-0321 FAX：0827-56-0233

## 様式 3

## 渡ノ瀬ダム放流通知内容

## 通知

用紙 No. ③ - 1	ダム放流開始予告
<p>内 容</p> <p>渡ノ瀬ダムは__日__時現在__m<sup>3</sup>/s 程度の流入がありますが出水が予想されますので、__日__時__分頃から__m<sup>3</sup>/s 程度のダム放流を開始する予定です。</p> <p>その後の放流量は徐々に増加して、その量が流入量程度になったときから流入量に相当する量を放流する見込です。</p>	

用紙 No. ③ - 2	予備放流開始予告
<p>内 容</p> <p>渡ノ瀬ダムは洪水の発生が予想されますので__日__時__分頃から__m<sup>3</sup>/s 程度の予備放流を開始する予定で、その後の放流量は10分間に__m<sup>3</sup>/s 程度ずつ増加する見込です。</p> <p>なお__日__時__分現在の流入は__m<sup>3</sup>/s で、放流は__m<sup>3</sup>/s です。</p>	

用紙 No. ③ - 3	洪水量以上の放流予告
<p>内 容</p> <p>渡ノ瀬ダムは__日__時__分現在__m<sup>3</sup>/s の流入があり__m<sup>3</sup>/s の放流を行っていますが__日__時__分頃から__m<sup>3</sup>/s (洪水量) 以上の放流を行う予定で、その後放流量は次第に増加する見込です。</p>	

用紙 No. ③ - 4	放流情報 (増水)
<p>内 容</p> <p>渡ノ瀬ダムは__日__時現在__m<sup>3</sup>/s の流入があり__m<sup>3</sup>/s の放流を行っていますが、流入量はまだ増加していますので、放流量もさらに増加する見込です。</p>	

用紙 No. ④ - 5	放流情報 (減水)
<p>内 容</p> <p>渡ノ瀬ダムは__日__時現在__m<sup>3</sup>/s の流入があり__m<sup>3</sup>/s の放流を行っていますが、流入量は減少の傾向にありますので、放流量も次第に減少する見込です。なお最大流入量は__日__時__分に約__m<sup>3</sup>/s に達し、最大放流量も__日__時__分に約__m<sup>3</sup>/s になりました。</p>	

用紙 No. ④ - 6	洪水終了
<p>内 容</p> <p>渡ノ瀬ダムの放流量は__日__時__分に__m<sup>3</sup>/s (無害流量) に減水しました。これから後もしばらく流入量に相当する量を放流します。</p>	

用紙 No. ④ - 7	ダム放流終了
<p>内 容</p> <p>渡ノ瀬ダムは__日__時__分に洪水吐ゲートを全閉しダムからの放流は終わりました。これで通知の方も終わります。</p>	

様式 4

通知 1

ダム連絡

通知（受信確認が必要）

### 弥栄ダム洪水警戒体制の通知

令和 年 月 日 時 分  
 弥栄ダム管理所  
 発信者：

#### <ダム操作に関する通知>

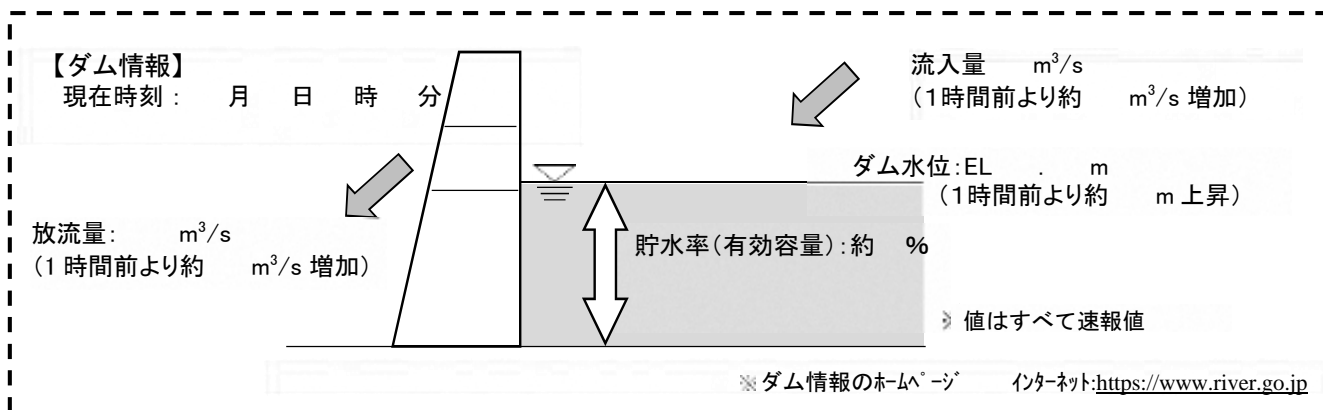
弥栄ダムでは、 月 日 時 分に洪水警戒体制に入りました。

今後、ダムは防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保するため、ダムへの流入量が増加するとダム流下量（放流量）を徐々に増加させる予定です。流入量の増加が大きい場合は、ダムからの放流を含めて急激に下流河川の水位が上昇することがあります。このような放流を行う場合にはおおむね 1 時間前に事前通知します。

今後の降雨状況やダム放流状況に注意してください。

ダムからの通知は FAX により行いますので、FAX を常に受信できる状態にし、今後のダムからの通知に注意してください。

洪水警戒体制 に入った理由	大雨洪水注意報 大雨洪水警報 が発表された。発表時刻： 月 日 時 分
	台風 低気圧 前線 融雪 その他（ ） により洪水が予想されるため。



<受信確認> 弥栄ダム管理所 TEL : 0827-57-3135 FAX : 0827-57-2635

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻

情報 2 - (1)

ダム連絡

情報

## 弥栄ダム洪水警戒体制解除の情報

令和 年 月 日 時 分  
弥栄ダム管理所  
発信者：

### <ダム操作に関する連絡>

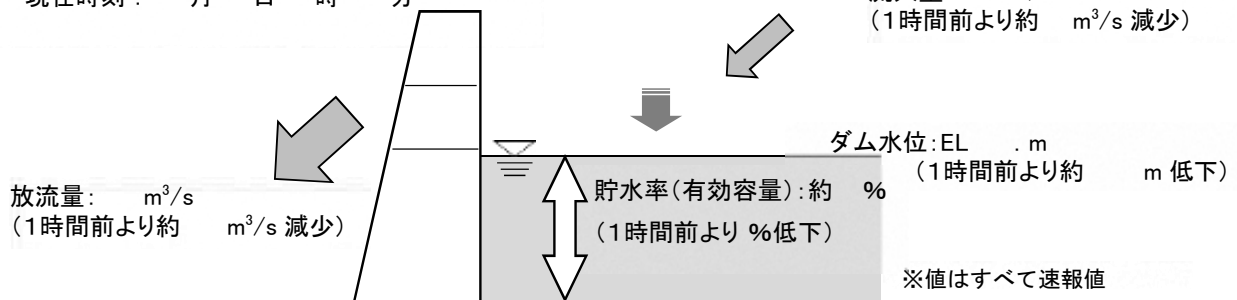
弥栄ダムでは、 月 日 時 分に洪水警戒体制を解除しました。

ダムへの流入量は洪水量以下に減少しており、雨量及び下流河川水位の状況から今回の出水に関してダムからの情報提供は終了します。

ただし、ダムでは、今後の出水に備え、ダム水位を平常時の水位まで低下させるため、ダムからの放流量は下流河川の安全を確認し、暫く流入量を上回った放流量となります。

#### 【ダム情報】

現在時刻： 月 日 時 分



※ダム情報のホームページ インターネット:<https://www.river.go.jp>

情報 2 - (2)

ダム連絡

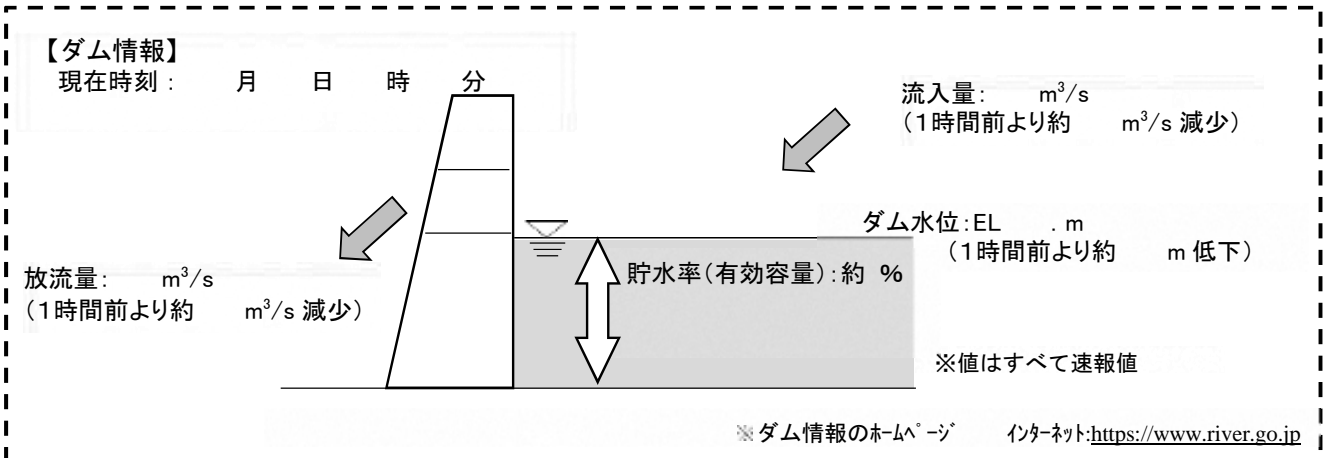
情報

## 弥栄ダム洪水警戒体制解除の情報

令和 年 月 日 時 分  
弥栄ダム管理所  
発信者：

### <ダム操作に関する連絡>

弥栄ダムでは、 月 日 時 分に洪水警戒体制を解除しました。  
雨量及び下流河川水位の状況から、ダムからの情報提供は終了します。



通知 3

ダム連絡

通知（受信確認が必要）

弥栄ダム放流開始の通知

令和 年 月 日 時 分  
 弥栄ダム管理所  
 発信者：

＜ダム操作に関する通知＞

弥栄ダムでは、 月 日 時 分から  $m^3/s$  の放流を開始します。  
 ダムは防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保するため、ダム流下量（放流量）を 月 日 時頃には  $m^3/s$  まで増加させる予定です。  
下流河川の水位上昇に注意してください。

放 流 開 始 の 目 的	事前放流	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、ダム水位を EL. . m に低下させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を拡大する。
	予備放流	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、ダム水位を EL. . m に低下させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保する。
	ダム水位維持	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、制限水位（又は常時満水位）EL. . m に低下させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保する。
	その他	( )

・ダム下流河川の水位上昇に注意してください。

【ダム情報】  
 現在時刻： 月 日 時 分

流入量:  $m^3/s$   
 (1時間前より約  $m^3/s$  増加)

放流量:  $m^3/s$   
 (1時間前より約  $m^3/s$  増加)

ダム水位: EL. . m  
 (1時間前より約 m 上昇)

貯水率(有効容量): 約 %  
 (1時間前より % 上昇)

※値はすべて速報値

※ダム情報のホームページ インターネット:<https://www.river.go.jp>

＜受信確認＞ 弥栄ダム管理所 TEL : 0827-57-3135 FAX : 0827-57-2635

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻

通知 4

ダム連絡

通知（受信確認が必要）

## 弥栄ダム放流量増加による急激な河川水位上昇の通知

令和 年 月 日 時 分  
弥栄ダム管理所  
発信者：

### <ダム操作に関する通知>

弥栄ダムでは、ダム流下量（放流量）を  $\text{m}^3/\text{s}$  から  $\text{m}^3/\text{s}$  に増加させる予定です。  
下流河川の水位上昇に注意してください。  
 また、河川内へ立ち入らないように注意してください。

放流量	予備放流	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、ダム水位を EL. . m に低下させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保する。
増加の目的	ダム水位維持	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、制限水位（又は常時満水位）EL. . m を維持し、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保する。
	その他	( )

・下流河川の水位上昇に注意してください。河川内へ立ち入らないように注意してください。

【ダム情報】現在時刻： 月 日 時 分      【河川水位状況】現在時刻： 月 日 時 分  
 小瀬川小川津地点  
 ※値はすべて速報値

※計画高水位は河川を整備する上での基本となる水位で、計画の洪水を流すことができる最高の水位です。  
 ※氾濫危険水位は、堤防の高さの低い危険な箇所をもとに設定された、氾濫等により重大な災害が起こるおそれのある水位です。

※ダム情報のホームページ    インターネット:<https://www.river.go.jp>

<受信確認> 弥栄ダム管理所 TEL：0827-57-3135 FAX：0827-57-2635

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻

# 第 号 第 報

情報 5

ダム連絡

情報

## 弥栄ダム防災操作（洪水調節）開始の情報

令和 年 月 日 時 分  
 弥栄ダム管理所  
 発信者：

### <ダム操作に関する連絡>

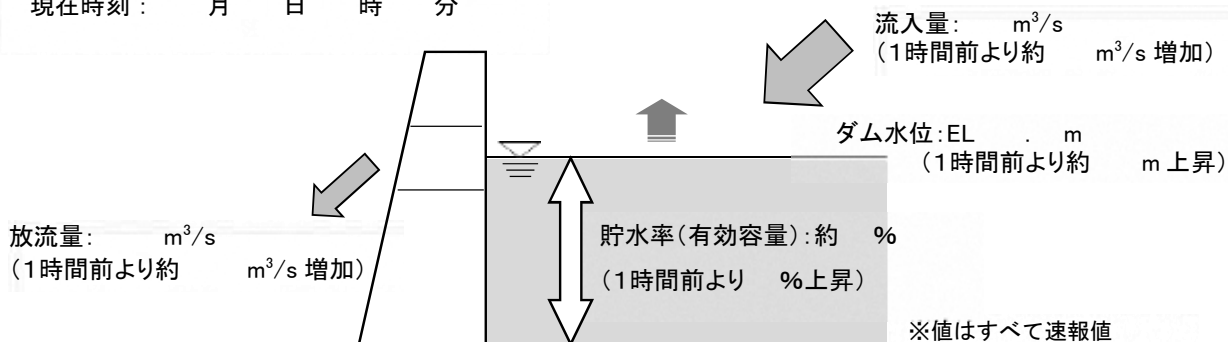
弥栄ダムでは、ダムへの流入量が洪水量（  $\text{m}^3/\text{s}$  ）に達したため、 月 日 時 分に防災操作（洪水調節）を開始しました。

今後、洪水規模にあわせて流入量の約 割をダムに貯留します。その後、計画最大のダム流下量（計画最大放流量）（  $\text{m}^3/\text{s}$  ）に達した場合、計画最大のダム流下量（計画最大放流量）を継続し、ダム流下量（放流量）を上回る流入量はダムに貯留します。

・河川の水量が増加しています。河川内やその周辺には立ち入らないでください。

#### 【ダム情報】

現在時刻： 月 日 時 分



※ダム情報のホームページ インターネット:<https://www.river.go.jp>

情報 6

ダム連絡

情報

弥栄ダム防災操作（洪水調節）終了の情報

令和 年 月 日 時 分  
 弥栄ダム管理所  
 発信者：

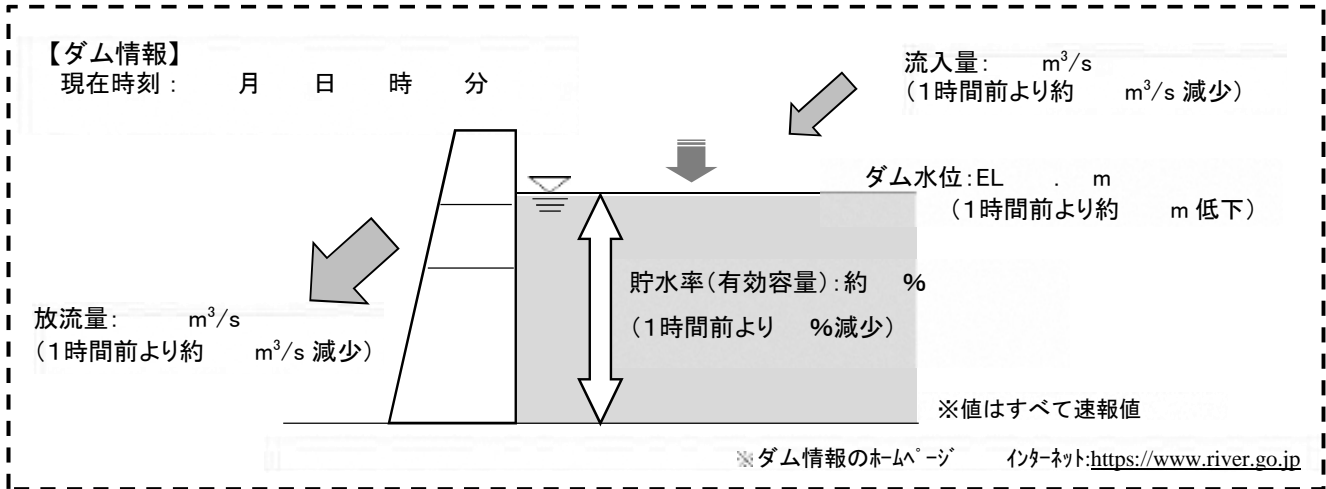
<ダム操作に関する連絡>

弥栄ダムでは、ダムへの流入量がダム流下量（放流量）を下回ったため、 月 日 時 分に防災操作（洪水調節）を終了しました。

今後、ダム水位を低下させるため、現在のダム流下量（放流量）を上限として放流を継続させます。河川水位は徐々に低下していきます。

防災操作（洪水調節）は終了しましたが、河川水位が平常時の状況に回復するまで、引き続き河川水位に注意してください。

放流の 目的	防災操作（洪水調節）後の ダム水位の低下	今回の防災操作（洪水調節）で上昇したダム水位を EL. . m に低下させ、次の防災操作（洪水調節）に備える。
-----------	-------------------------	---



情報 1 1

ダム連絡



# 弥栄ダム

情報

## 【重要情報 緊急放流 時間前】

令和 年 月 日 時 分  
弥栄ダム管理所  
発信者：

### <ダム操作に関する連絡>

弥栄ダムでは、現在、防災操作（洪水調節）を行っています。

予測では、今後、計画規模を超える洪水となるおそれがあるため、ダムに水を貯められなくなり、 月 日 時頃から、下流に流れる水量が増える緊急放流(異常洪水時防災操作)に移行する可能性があります。

移行する場合は、おおむね 時間前に事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意してください。

※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

**警戒レベル 4**

- ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあります。
- ・避難指示等の措置が必要

**【ダム情報】**  
 現在時刻： 月 日 時 分

流入量：  $m^3/s$   
 (1時間前より約  $m^3/s$  増加)

ダム水位: EL . m  
 (1時間前より約 m 上昇)

放流量：  $m^3/s$   
 (1時間前より約  $m^3/s$  増加)

貯水率(有効容量): 約 %  
 (1時間前より % 上昇)

※値はすべて速報値

※ダム情報のホームページ インターネット:<https://www.river.go.jp>

#### ■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

通知 7

ダム連絡

**緊急 弥栄ダム**

通知（受信確認が必要）

**【重要通知 緊急放流 3 時間前】**

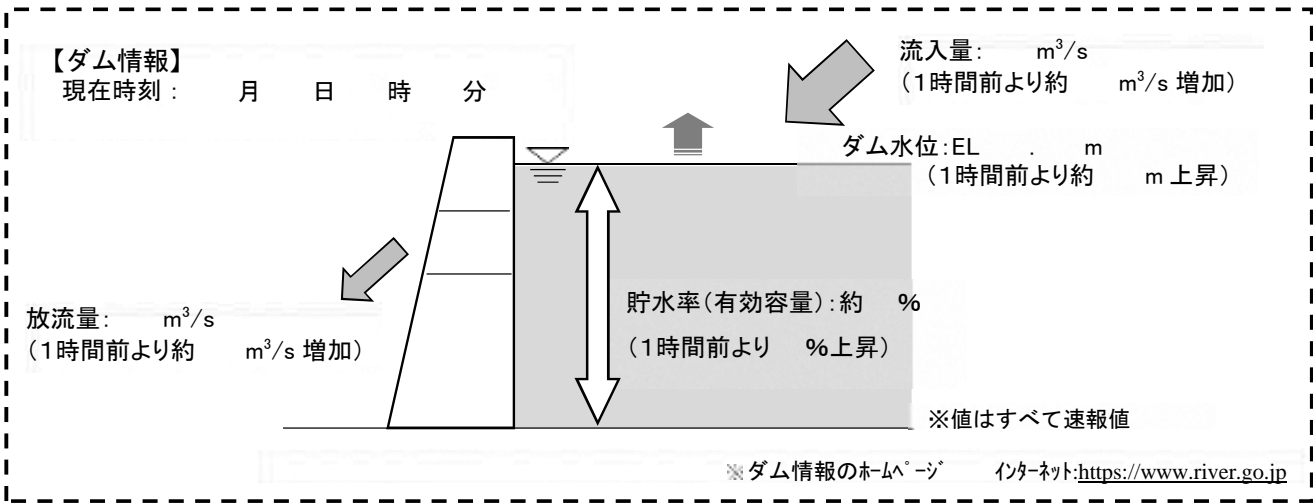
令和 年 月 日 時 分  
 弥栄ダム管理所  
 発信者：

**<ダム操作に関する通知>**

弥栄ダムでは、現在、防災操作（洪水調節）を行っています。  
 今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、 月 日 時 分頃から下流に流れる水量が増える緊急放流（異常洪水時防災操作）を実施します。  
 そのため、洪水氾濫のおそれがあります。  
 移行する場合は、おおむね 1 時間前にも事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意してください。  
 ※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

**警戒レベル 4**

- ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあります。
- ・避難指示等の措置が必要。



**<受信確認>** 弥栄ダム管理所 TEL : 0827-57-3135 FAX : 0827-57-2635

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻

■ 緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

通知 8

ダム連絡

# 緊急 弥栄ダム

通知 (受信確認が必要)

## 【重要通知 緊急放流 1 時間前】

令和 年 月 日 時 分  
 弥栄ダム管理所  
 発信者：

### <ダム操作に関する通知>

弥栄ダムでは、現在、防災操作（洪水調節）を行っていますが、防災操作（洪水調節）に使用できるダムの空容量が減少しています。

今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、月 日 時 分頃から下流に流れる水量が増える緊急放流(異常洪水時防災操作)を実施します。

そのため、洪水氾濫のおそれがあります。

緊急放流(異常洪水時防災操作)に移行した場合は、ただちにその旨を通知します。

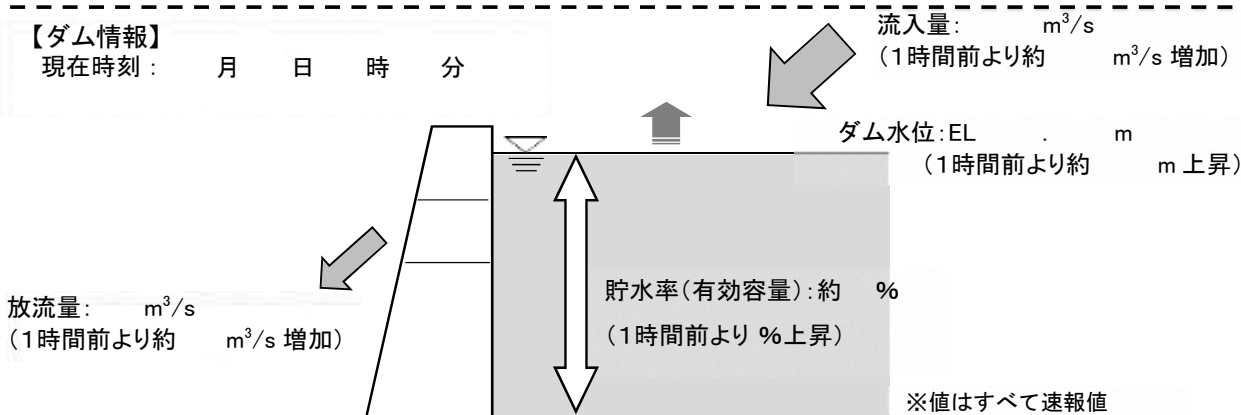
※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

#### 警戒レベル 4

- ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあり。
- ・避難指示等の措置が必要。

#### 【ダム情報】

現在時刻： 月 日 時 分



※ダム情報のホームページ インターネット:<https://www.river.go.jp>

<受信確認> 弥栄ダム管理所 TEL : 0827-57-3135 FAX : 0827-57-2635

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻

#### ■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

通知 9

ダム連絡

**緊急**

弥栄ダム

通知 (受信確認が必要)

**【重要通知 緊急放流 開始】**

令和 年 月 日 時 分  
 弥栄ダム管理所  
 発信者：

<ダム操作に関する通知>

弥栄ダムでは、計画規模を超える洪水のため、 月 日 時 分に緊急放流(異常洪水時防災操作)を開始しました。

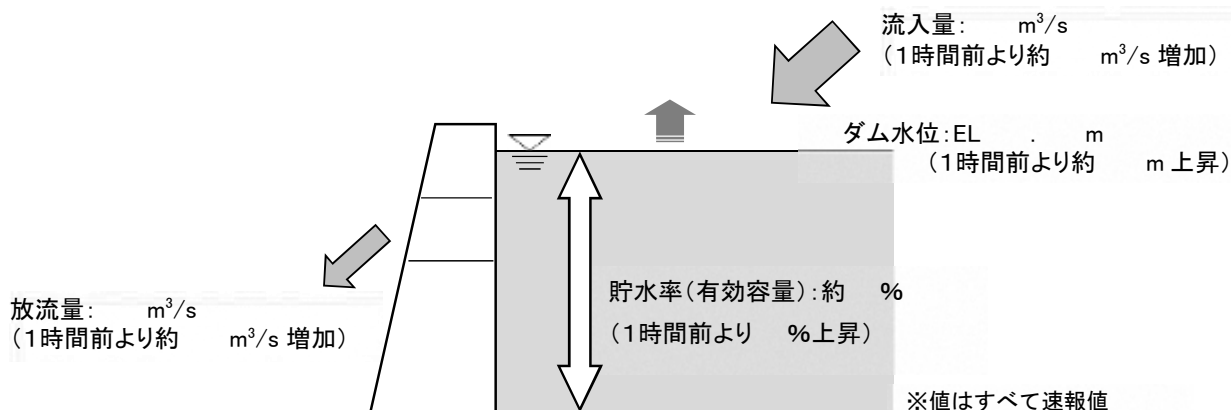
警戒レベル 4

- ・ダムの下流の河川で更に水量・水位が増加し、氾濫の危険あり。
- ・避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】

現在時刻： 月 日 時 分

ダムの空容量が減少したためダムに水を貯められなくなり、下流に流れる水量が増えています。



※ダム情報のホームページ インターネット:<https://www.river.go.jp>

<受信確認> 弥栄ダム管理所 TEL : 0827-57-3135 FAX : 0827-57-2635

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻

■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作 (異常洪水時防災操作) を行うことです。

情報 10

ダム連絡

情報

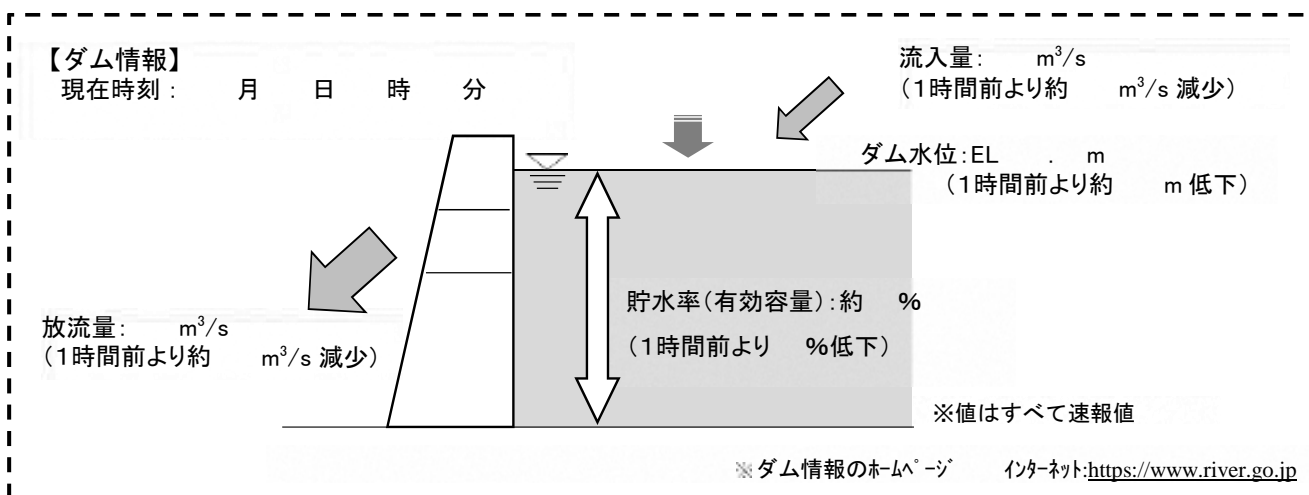
## 弥栄ダム緊急放流 終了の情報

令和 年 月 日 時 分  
 弥栄ダム管理所  
 発信者：

## ＜ダム操作に関する連絡＞

弥栄ダムでは、流入量が計画最大のダム流下量（計画最大放流量）を下回ったため、月 日 時 分に緊急放流（異常洪水時防災操作）を終了しました。

今後、ダム流下量（放流量）を低下させますが、河川水位は引き続き高い状態が続きますので、注意してください。



## ■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

通知-12

# 第 号 第 報

**ダム連絡**

通知（受信確認が必要です）

## 特別防災操作開始の通知 （更なるダム下流河川水位低減のためのダム操作）

令和 年 月 日 時 分

弥栄ダム管理所

発信者：

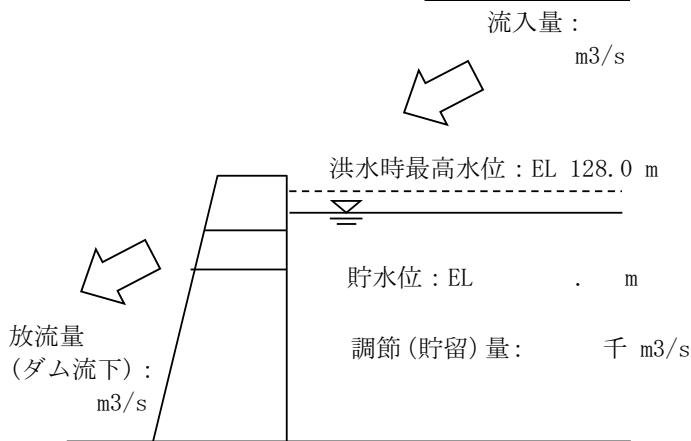
弥栄ダムでは、現在洪水調節（貯留）を行っていますが、ダム下流河川で氾濫の恐れがあるため、ダム下流河川水位を低減させることを目的に、特別防災操作を開始します。

これにより通常の洪水時よりも多くの水を貯めるため、ダム貯水池の水位が急激に上昇する恐れがありますので、注意してください。

1. 今後の放流（ダム流下）量

日 時 分より、放流（ダム流下）量を	m <sup>3</sup> /s に減量させます。
日 時 分より、放流（ダム流下）量を約	m <sup>3</sup> /s で一定とします。

2. ダム状況（ 日 時 分現在）(数字は速報値)    3. 雨量状況・ダム下流河川水位状況(数字は速報値)



雨量情報	種別	流域平均	観測所
	時間雨量	mm/時 ( 日 時～ 日 時)	
	累計雨量	mm ( 日 時～ 日 時)	
河川情報	観測所名	観測所	
	河川水位	m ( 日 時 分現在)	

※ダム情報のホームページ インターネット：<https://www.river.go.jp>

<受信確認> 弥栄ダム管理所 TEL：0827-57-3135 FAX：0827-57-2635

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻
弥栄ダム 管理所					

通知-13

**ダム連絡**

**第 号 第 報**

通知（受信確認が必要です）

**特別防災操作中止の通知**

令和 年 月 日 時 分  
 弥栄ダム管理所  
 発信者：

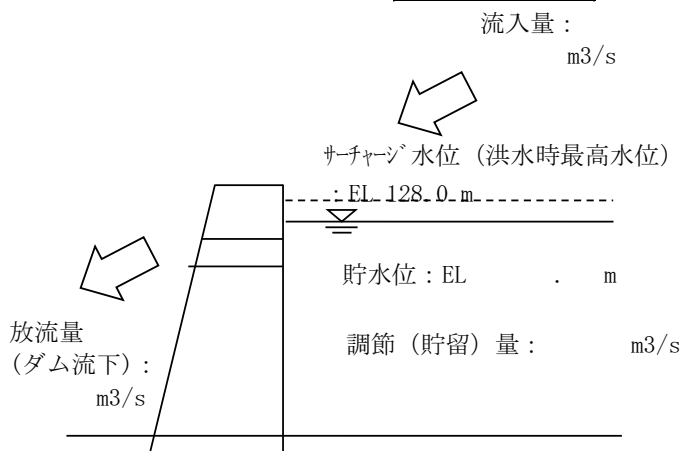
弥栄ダムでは、ダム下流河川で氾濫の恐れがあるため、ダム下流河川水位をさらに低下させるための特別防災操作（ダム放流量の特別減量操作）を実施していましたが、急激な降雨状況の変化により、さらなる洪水発生が予測されました。

このため洪水を貯留するための空容量を確保することを目的として、 日 時 分頃より、特別防災操作を中止（ダム放流量の特別減量操作を中止）します。

今後は、放流（ダム流下）量を  $m^3/s$  から  $m^3/s$  まで増加させ、ダムへ流入する洪水規模に合わせた洪水調節を実施します。

ダム下流の河川水位は、引き続き高い状態が続きますので、注意してください。

1. ダム状況（ 日 時 分現在）(数字は速報値)      2. 雨量状況・ダム下流河川水位状況 (数字は速報値)



雨量情報	種別	流域平均	観測所
	時間雨量	mm/時 ( 日 時～ 日 時)	
河川情報	累計雨量	mm ( 日 時～ 日 時)	
	観測所名	観測所	
	河川水位	m ( 日 時 分現在)	

※ダム情報のホームページ      インターネット：<https://www.river.go.jp>

<受信確認>      弥栄ダム管理所      TEL：0827-57-3135      FAX：0827-57-2635

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻
弥栄ダム 管理所					

情報－14

## 第 号 第 報

ダム連絡

情報

## 特別防災操作終了の情報

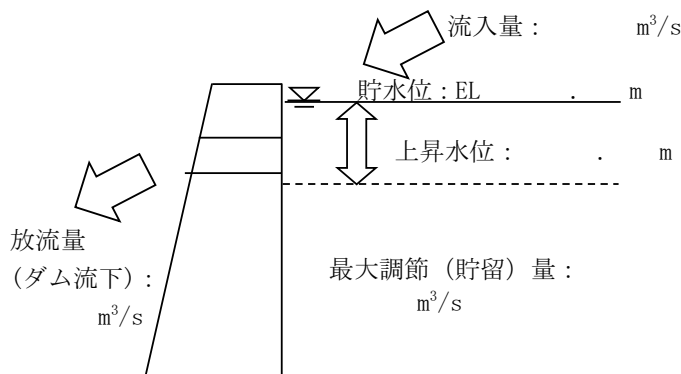
令和 年 月 日 時 分  
 弥栄ダム管理所  
 発信者：

弥栄ダムでは、ダム下流河川で氾濫の恐れが無くなりましたので、日 時 分に、特別防災操作（ダム放流量の特別減量操作）を終了しました。

今後、次回の洪水に対応するための空容量を確保するため、放流（ダム流下）量を  $m^3/s$  から  $m^3/s$  まで増加させる予定です。

ダム下流の河川水位は、一時的に増加し、引き続き高い状態が続きますので、注意してください。

## 1. 今回の出水におけるダムの洪水調節量（日 時 分時点）（数字は速報値）



## 2. 雨量状況・ダム下流河川水位状況（数字は速報値）

雨量情報	種別	流域平均	観測所
	時間雨量	mm/時 (日 時～日 時)	
	累計雨量	mm (日 時～日 時)	
河川情報	観測所名	観測所	
	河川水位	m (日 時 分現在)	

※ダム情報のホームページ インターネット：<https://www.river.go.jp>

## 様式 5

## 水 防 警 報 用 紙

待 機

市長	副市長	部長	課長	主幹	課長補佐	係長	主査	主任	係員
受信年月日時分			令和 年 月 日 時 分						
発信者					受信者				
水 防 警 報		種 類	河 川		基準水位観測所		警 報 番 号		
		待 機	川				第 号		
月 日 時 分			広島県水防		地方本部			発表	
1	台風が近づきました。								
2	前線が活発になりました。								
3	( ) 川洪水 ( ) 報によれば								
4	( ) の ( ) によれば								
5	( ) の雨量は ( ) 日 ( ) 時現在 ( ) mmに達しました。								
6	今後まだ ( ) 降るおそれがあります。								
7	( ) の水位は ( ) 日 ( ) 時現在 ( ) mmです。								
8	上昇中です。								
9	上流部では非常に大きな出水になりました。								
10	水位は下降していますが								
11	( ) ので								
12	水位は再び上昇する見込みです。								
13	滞水時間は長びく見込みです。								
14	水防機関は急に水が出ても、すぐ活動できるように待機して下さい。								
15	水防機関は状況の変化に応じて、すぐ活動できるように待機して下さい。								
16	水防機関は巡視員を現地に残し、待機して差しかえないと思われま								
処理事項									
発信月日時分		月 日 時 分			発信者		受信者		

## 水 防 警 報 用 紙

準 備

市長	副市長	部長	課長	主幹	課長補佐	係長	主査	主任	係員
受信年月日時分			令和 年 月 日 時 分						
発信者				受信者					
水 防 警 報		種 類	河 川		基準水位観測所		警 報 番 号		
		待 機	河 川				第 号		
月 日 時 分			広島県水防 地方本部 発表						
1	( ) の ( ) によれば								
2	( ) の雨量は ( ) 日 ( ) 時現在 ( ) mmに達しました。								
3	( ) 川上流域の雨量は ( ) 日 ( ) 時現在 ( ) ( ) mm ( ) ( ) mm ( ) ( ) mm ( ) ( ) mmに達しました。								
4	なお、強い雨が降り続けています。								
5	今後まだ ( ) 降るおそれがあります。								
6	( ) の水位は ( ) 日 ( ) 時現在 ( ) mmに達しました。								
7	引き続き増水しています。								
8	一時間に ( ) cm ぐらいの割合で上昇しています。								
9	急激に上昇しています。								
10	( ) では警戒水域に近づきました。								
11	( ) 川洪水 ( ) 報によれば								
12	( ) では警戒水位を超えるおそれがあります。								
13	( ) では ( ) 程度の出水になるおそれがあります。								
14	水防機関は出動の準備をして下さい。								
15	水防機関は出動の準備を行い、水防に関する情報連絡を確保して下さい。								
16	水防機関は今後の状況によりいつでも出動できるように準備して下さい。								
処理事項									
発信月日時分		月 日 時 分		発信者			受信者		

## 水防警報用紙

市長	副市長	部長	課長	主幹	課長補佐	係長	主査	主任	係員
受信年月日時分			令和 年 月 日 時 分						
発信者					受信者				
水防警報		種類	河川		基準水位観測所		警報番号		
		待機	川				第 号		
月 日 時 分			広島県水防		地方本部		発表		
1	( ) の ( ) によれば								
2	( ) の雨量は ( ) 日 ( ) 時現在 ( ) mmに達しました。								
3	( ) 川上流域の雨量は ( ) 日 ( ) 時現在 ( ) ( ) mm ( ) ( ) mm ( ) ( ) mm ( ) ( ) mmに達しました。								
4	今後まだ ( ) mm降るおそれがあります。								
5	( ) の水位は ( ) 日 ( ) 時現在 ( ) mに達しました。								
6	( ) では警戒水位を超えました。								
7	引き続き上昇しています。								
8	一時間に ( ) cm ぐらいの割合で上昇しています。								
9	( ) 川洪水 ( ) 報によれば								
10	( ) では ( ) 日 ( ) 時ごろに警戒水位を超える見込みです。								
11	( ) ではまもなく警戒水位を超える見込みです。								
12	大きな出水になるおそれがあります。								
13	( ) 程度の出水になるおそれがあります。								
14	警戒水位を相当に上回る出水になるおそれがあります。								
15	( ) ので								
16	水防機関は出動し、堤防その他を見回り、厳重に警戒して下さい。								
17	水防機関は、出動し危険箇所の早期水防をして下さい。								
18	なお、今後出水状況に応じて出動人員を増やして下さい。								
処理事項									
発信月日時分		月 日 時 分			発信者		受信者		

## 水 防 警 報 用 紙

指 示

市長	副市長	部長	課長	主 幹	課長補佐	係長	主 査	主任	係 員

受信年月日時分		令和 年 月 日 時 分							
発信者						受信者			
水 防 警 報	種 類	河 川		基準水位観測所		警 報 番 号			
	待 機	川				第 号			
月 日 時 分		広島県水防		地方本部		発表			
1	( ) の水位は ( ) 日 ( ) 時現在 ( ) mmです。								
2	( ) の水位は ( ) 日 ( ) 時に ( ) 水位を超えました。								
3	( ) 川洪水 ( ) 報によれば								
4	( ) では ( ) 程度の出水が予想されます。								
5	( ) の最高水位は ( ) 日 ( ) 時ごろに起こり ( ) くらいに達するものと予想されます。								
6	( ) の水位は ( ) 日 ( ) 時 ( ) 分最高水位 ( ) mに達しました。								
7	( ) では ( ) 日 ( ) 時ごろ ( ) くらいに達するものと予想されます。								
8	水位は少しずつ下がっています。								
9	( ) ので水位は再び上がるおそれがあります。								
10	高い水位が長く続くおそれがあります。								
11	水位は、今後次第に下がるものと予想されますが								
12	堤防は ( ) が起こりやすい状態になりました。								
13	堤防の低い所では越水するおそれがあります。								
14	( ) による被害が起こるおそれがあります。								
15	( ) はまだ ( ) されていませんので								
16	( ) 地先の ( ) は特に危険です。								
17	( ) 地先の ( ) に ( ) が発生しました。								
18	上流で ( ) が流れました。								
19	水防機関は、厳重に警戒して下さい。								
20	水防機関は、出動体制を強化して下さい。								
21	水防機関は、出動人員を増やして水防工法を行って下さい。								
22	水防機関は引き続き警戒して下さい。								
23	今後も気象状況の変化に十分注意し、警戒を続けて下さい。								
発信月日時分		月 日 時 分		発信者		受信者			

## 水 防 警 報 用 紙

解除

市長	副市長	部長	課長	主幹	課長補佐	係長	主査	主任	係員

受信年月日時分		令和		年	月	日	時	分	
発信者					受信者				
水 防 警 報	種 類	河 川		基準水位観測所		警 報 番 号			
	待 機	川				第 号			
月		日	時	分	広島県水防		地方本部		発表
1	( )の水位は( )日( )時警戒水位より低くなりました。								
2	( )の水位は( )日( )時現在( )mに下がりました。								
3	まもなく警戒水位より低くなるものと思われます。								
4	水防作業を必要とする状況は解消したものと認められます。								
5	洪水による危険は一応去ったものと認められます。								
6	( )の水防警報を解除します。								
7	ただし、被害にあった所は応急作業を続けて下さい。								
8	ただし、今後も気象状況の変化に十分注意して下さい。								
処理事項									
発信月日時分		月	日	時	分	発信者		受信者	

<h1 style="margin: 0;">被害状況連絡書</h1> <p style="margin: 0;">No. _____</p>				発信者	発信日時	発信者	班 員	班 長	副 部 長	部 長	本部長付	副本部長	本 部 長
					日 時 分								
日 時	発生場所	被害者, 所有者, 占有者, 管理者			損害見積額	原因	原因 (措置状況等)	発生地区別					
日 時 分	町 通 丁目 番地	住所 町通 丁目 番地	職業 氏名	年令	千円			<input type="checkbox"/> 大竹支部 <input type="checkbox"/> 小方支部 <input type="checkbox"/> 玖波支部 <input type="checkbox"/> 木野・川手支部 <input type="checkbox"/> 松ヶ原支部 <input type="checkbox"/> 栗谷支部 <input type="checkbox"/> 阿多田支部					
被 害 の 内 容 等													
1	<input type="checkbox"/> 人				<input type="checkbox"/> 死 亡 <input type="checkbox"/> 重 傷 <input type="checkbox"/> 軽 傷 <input type="checkbox"/> 行方不明			全治 日間 <input type="checkbox"/> 入 院 <input type="checkbox"/> 通 院					
2	<input type="checkbox"/> 建 物	<input type="checkbox"/> 住家(市営住宅) <input type="checkbox"/> 非住家 <input type="checkbox"/> 公共建物			<input type="checkbox"/> 全 壊 <input type="checkbox"/> 半 壊 <input type="checkbox"/> 一 部 損 壊 <input type="checkbox"/> 床下浸水			造 葺 建 <input type="checkbox"/> 公立 <input type="checkbox"/> 私立 <input type="checkbox"/> 小学校 <input type="checkbox"/> 中学校 <input type="checkbox"/> 高校 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 官公庁等 <input type="checkbox"/> 神社					
3	<input type="checkbox"/> 耕 地	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑			<input type="checkbox"/> 流 失 <input type="checkbox"/> 埋 没 <input type="checkbox"/> 冠 水 <input type="checkbox"/> そ の 他			_____ ha					
4	<input type="checkbox"/> 公共土 木建設	<input type="checkbox"/> 道 路 <input type="checkbox"/> 橋 梁 <input type="checkbox"/> 堤 防 <input type="checkbox"/> 港 湾 岸 線 <input type="checkbox"/> 港 湾 防 波 堤 <input type="checkbox"/> 海 岸 堤 防 <input type="checkbox"/> そ の 他			<input type="checkbox"/> 決 壊 <input type="checkbox"/> 破 壊 <input type="checkbox"/> 流 失 <input type="checkbox"/> 陥 没			長さ 高さ 幅 _____ × _____ × _____					
5	<input type="checkbox"/> 農 林 水 産施設	<input type="checkbox"/> 農 道 <input type="checkbox"/> 溜 池 <input type="checkbox"/> 林 道 <input type="checkbox"/> 水 産 施 設 <input type="checkbox"/> そ の 他			<input type="checkbox"/> 決 壊 <input type="checkbox"/> 破 壊 <input type="checkbox"/> 流 失 <input type="checkbox"/> 陥 没			長さ 高さ 幅 _____ × _____ × _____ m m <sup>2</sup>					
6	<input type="checkbox"/> 宅地, 山, 崖	<input type="checkbox"/> 山くずれ <input type="checkbox"/> 崖くずれ <input type="checkbox"/> 宅地くずれ ( <input type="checkbox"/> 土砂崖 <input type="checkbox"/> 石崖 <input type="checkbox"/> コンクリート崖 <input type="checkbox"/> ブロック崖 )						<input type="checkbox"/> 崩 壊 <input type="checkbox"/> 陥 没 <input type="checkbox"/> 埋 没 <input type="checkbox"/> 流 失 <input type="checkbox"/> そ の 他					
7	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> けい流崩壊 <input type="checkbox"/> 木材流, 焼失 <input type="checkbox"/> 通信被害 <input type="checkbox"/> 船舶沈没 <input type="checkbox"/> 船舶破損 <input type="checkbox"/> その他											

様式7 被害総括表

被害区分		被害内容		被害区分		被害内容	被害額(千円)
( ) 県支部 月 日 時 分現在 ( ) 市町村							
① 人	ア 死者	人	氏名	④ 公共建物	キ 幼稚園	公 棟	
	イ 行方不明者	人	氏名			私 棟	
	ウ 重傷者	人	氏名		ク 専修学校 各種学校	公 棟	
	エ 軽傷者	人	氏名			私 棟	
② 住家(市営住宅)	ア 全壊(全焼・流出)	棟	世帯	人	コ 病院	棟	
	イ 半壊(半焼)	棟	世帯	人	サ 官公庁・その他	棟	
	ウ 一部破損	棟	世帯	人	⑤ 神社・仏閣・文化財	棟	
	エ 床上浸水	棟	世帯	人	⑥ 公共土木施設	ア 道路被害	か所
	オ 床下浸水	棟	世帯	人		イ 棟梁被害	橋
③ 非住家	ア 全壊(全壊・流出)	公共建物			ウ 河川被害	か所	
		その他			エ 砂防設備被害	か所	
イ 半壊(半焼)	公共建物				オ 地すべり防止施設被害	か所	
	その他				カ 急傾斜地崩壊防止施設被害	か所	
被害区分		被害内容		被害区分		被害内容	被害額(千円)
④ 公共建物	ア 小学校	公	か所	⑦ 農林水産施設	キ 治山施設被害	か所	
		私	か所			ク 港湾施設被害	か所
	イ 中学校	公	か所			ケ 漁港施設被害	か所
		私	か所		コ 海岸施設被害	か所	
	ウ 高等学校	公	か所		サ その他	か所	
		私	か所		ア 流失・埋没	ha	
	エ 大学	公	か所		イ 冠水	ha	
		私	か所		イ 流失・埋没	ha	
	オ 高等専門学校	か所			イ 冠水	ha	
	カ 高等専門学校	か所			ウ 農道被害	か所	
					エ 溜池・水路被害	か所	
					オ 頭首工被害	か所	

被害区分		被害内容	被害額(千円)	被害区分	被害内容	被害額(千円)			
⑦ 農林水産施設	カ 林道	路面被害	か所	⑧	ヌ ブロック塀等被害	か所			
		橋梁被害	橋		ネ その他				
	キ	水産施設被害	か所	リ	災世帯数	世帯			
	ク	その他		リ	災者数	人			
⑧ その他	ア	農産被害		被害総額		千円			
	イ	林産被害		⑨ 火災発生	ア 建物	件			
	ウ	水産被害			イ 危険物	〃			
	エ	商工被害			ウ その他	〃			
	オ	山くずれ	山腹崩壊 ha	災害対策本部設置	分 月 日 時				
	カ	土石流	溪流						
	キ	地すべり	か所						
	ク	崖くずれ	か所						
	ケ	木材流出	m <sup>3</sup>		避難の指示状況	地区名	避難場所	世帯数	人数
	コ	山林焼失	ha						
	サ	鉄軌道被害	か所						
	シ 船舶	沈没	隻						
		流出	隻						
		破損	隻						
	ス	清掃施設被害	か所	合計					
	セ	都市施設被害	か所	消防職員等出動状況		消防職員		人	
	ソ	自然公園施設被害	か所		消防団員		人		
	タ	工業用水道被害	か所		警察官		人		
	チ	水道施設被害	か所		その他		人		
	ツ	水道(断水)	戸		計		人		
テ	電話(不通)	回線	その他						
ト	電気(停電)	戸							
ナ	ガス(停止)	戸							

## 様式7-2 用語の定義

人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊 (全焼・流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位とする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	官公庁、学校、病院、公民館、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※	非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

公 共 土 木 施 設	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設とする。
	道路被害	高速自動車道、一般国道、県道及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。
	橋梁被害	市町村道以外の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害とする。
	河川被害	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
	砂防設備被害	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
	地すべり防止施設被害	地すべり等防止法にいう地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
	急傾斜地崩壊防止施設被害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にいう急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものであるをいう。
	治山施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にいう林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
	港湾施設被害	港湾法にいう港湾施設の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
	漁港施設被害	漁港漁場法にいう漁港施設の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
海岸施設被害	海岸法にいう海岸施設の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。	
農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設とする。
	田畑の流失埋没	田畑の耕土流失、砂利等の堆積、湖畔の崩壊等により、耕作が不能になったものとする。
	田畑の冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	溜池・水路被害	溜池及び水路の堤防の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
そ の 他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。

その他	商工被害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	土石流	堆積土砂又は崩壊により、家屋・公共施設に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	地すべり	地すべりにより負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	崖くずれ	崖くずれにより負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	鉄軌道被害	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいろのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	清掃施設被害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。
	都市施設被害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。(維持管理に属することとなるものを含む。)
	自然公園等施設被害	自然公園法(昭和32年法律第161号)、広島県立自然公園条例及び広島県自然環境保全条例に定める施設等の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。
	水道(断水)	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話(不通)	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。
	電気(停電)	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス(停止)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
その他	各項に該当しない被害とする。	
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
り災者	り災世帯の構成員とする。	
被害総額	物的被害の概算額とする。(千円単位)	
火災発生	火災発生件数については、地震によるもののみ報告するものとする。	

## 様式7-3 被害速報事項例示

情報の種類	内容の例示
(1) 市災害対策本部設置状況 (設置日時、配備体制等)	本市に発生した地震に伴い〇月〇日〇時災害対策本部の設置を指示。
(2) 主要河川、ため池の情報 (水位、溢水箇所、決壊箇所等)	〇〇川は〇〇地点において〇〇時、地震津波により警戒水位に達し、今後も水位は上昇する見込である。 〇〇は〇〇地点において〇時頃、高さ〇mの津波により、浸水家屋が多数発生、現在水防団員〇〇名が出動し、応急復旧作業中。
(3) 主要道路橋梁の不通状況 交通機関の不通状況	県道〇〇線は〇時頃、地震による地割れのため〇〇地点において不通となった。復旧の見通しは現在のところ不明、〇時以降管内のバス交通は全て中止。
(4) 電力関係の情報 (停電状況、途絶状況等)	〇時以降管内〇〇地区約〇〇〇戸が停電中。 〇時以降市役所と〇〇地区間の電話不通。
(5) 水道施設関係の情報 (断水状況等)	〇時以降停電に伴い〇〇地区約〇〇戸が断水中。給水車〇台を派遣し、緊急給水中。(今後自衛隊の派遣を要請するかもしれない。)
(6) ガス施設関係の情報 (供給停止状況)	〇時以降〇〇地区約〇〇戸がガス供給停止、復旧の見通しは不明。
(7) 避難関係の情報 (避難命令発令状況、避難理由、避難世帯数、避難場所)	〇〇地区で多数の家屋が倒壊したので、〇時〇〇地区約〇〇世帯に対し避難命令を発令した。 現在約〇〇世帯が〇〇小学校に避難中。
(8) 死傷者の発生状況 (人数原因等、死傷者の姓名、性別、年齢)	〇時頃〇〇において地震による家屋の倒壊のため約〇名が行方不明になった。現在地元消防団員約〇〇名が出動し、救助にあたっている。
(9) 住家の被害状況 (全壊、全焼、流失、半壊、床上浸水、床下浸水等の概況、原因等)	地震により〇〇地区、〇〇地区において家屋の倒壊が多数発生しているもよう。なお今後も増加する見込である。(災害救助法適用基準に達するかもしれない。)
(10) 非住家の被害状況 (学校、公民館、公共施設、その他主要な建物の被害状況)	〇時頃〇〇小学校の講堂は、地震により倒壊した。
(11) 市災害対策本部がとった 主な応急対策実施状況	〇〇地区に〇〇時に避難命令を発令。 〇〇避難所に収容中の〇〇名に対し、炊き出しを実施中。 〇〇地区の地すべり箇所に消防団員約〇〇名を出動させ、応急復旧作業中。
(12) 県への要請事項 (市災害対策本部が応急対策を実施するための、 必用資機材の調達斡旋に関する要請等)	〇〇地区が孤立しているので、カンパン〇〇個を空輸してほしい。防疫用の薬剤〇〇kg至急調達してほしい。

情報の種類	内容の例示
(13) 災害写真 (フィルム及び説明書を添付したもの)	住家の倒壊、田畑の陥没、道路の地割れ、橋梁の損壊、その他重要な公共建物の倒壊等の被害状況写真。
(14) 作業日報	市における主要な活動状況について、毎日 17 時現在でとりまとめ報告する。ただし緊急なものについてはその都度行う。 報告すべき事項は、おおむね次のとおり。 1 災害対策本部の設置状況（開設、閉鎖の日時） 2 避難指示の状況、避難場所設置状況 3 消防機関の活動状況（作業内容別、団員数、職員数） 4 応援措置、救助活動の概要 5 音信不通、状況の把握できない地区名

## 様式 8

## 災 害 発 生 報 告

( ) 県支部

( ) 市町村

月 日 時 分 受		13 火災の発生状況					
信							
発信者 職氏名			14 交通途絶となった路線				
受信者	情報連絡班	氏名	15 破堤溢水した河川海岸ため池				
1 調査日時	月 日	時 分	16 その他の被害				
2 発生場所			17 災害対策本部設置		月 日	時 分	
人の被害	3 死者	人	氏名 (生年月日)				
	うち災害関連死者	人	氏名 (生年月日)				
	4 行方不明者	人	氏名 (生年月日)				
	5 重傷者	人	氏名 (生年月日)				
	6 軽傷者	人	氏名 (生年月日)				
住家(市営住宅)の被害	7 全焼(全壊流出)	棟	世帯	人			
	8 半焼	棟	世帯	人			
	9 床上浸水	棟	世帯	人			
	10 床下浸水	棟	世帯	人			
非住家の被害	11 学校等公共建物						
	12 その他						
		18 避難指示の発令状況		地区名	避難場所	人員	
		災害に対している措置				人	
				消防職員の出場状況		19 消防職員	人
						20 消防団員	人
						21 警察官	人
						22 その他	人
				計	人		
		23 その他の応急措置					

## 様式9

## 水防活動実績報告書

(管理団体で水防箇所毎に作成するもの)  
(作成責任者) ㊟

管理団体名		指定非指定の別													
水防実施時の台風名又は豪雨名		報告年月日		年 月 日		管理団体分		県支出分		計					
場 所	左 川 右 岸		地 先		m		要 経 費	人 件 費	手 当						
	自 年 月 日		至 年 月 日		時 時			物 件 費	資材費						
日 時	水防団員		消防団員		その他		計		材 費						
	人		人		人		人		器 材 費						
出動人員数	水防作業の概況及工法		工 法		箇 所		m		燃 料 費						
	水防の結果		効 果		被 害				雑 費						
		堤防		田		畑		家		鉄道		道路		人口	
		m		ha		ha		戸		m		m		人	
		m		ha		ha		戸		m		m		人	
		か		ま		す		使 用 資		か		ま		す	
		な		む		し		丸		な		む		し	
		丸		太		太		丸		丸		太		太	
他の団体からの応援の状況		立退きの状況及びそれを指示した理由													
居住者の出動状況		水防功勞者の氏名年令所属及びその功績概要													
警察の援助状況		堤防その他の施設等の異常の有無及び緊急工事を要するものが生じた時はその場所及び損傷状況													
現場の指導者職氏名		水防活動に関する自己批判													
水防関係者の死傷		備 考													

## 様式 10

## 被災者台帳

(整理番号第 号)

被災場所					家屋所有者							
大竹市		丁目		番地号	大竹市		丁目		番地号			
		番		号			番		号			
被災者		続柄	氏名	性別	生年月日	職業又は 学年別	現況		その他			
							健在 軽傷 重傷 死亡					
	1											
	2											
	3											
	4											
	5											
	6											
	7											
	8											
9												
10												
被災状況	住家	<input type="checkbox"/> 壊(焼) <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 家 <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 間借 <input type="checkbox"/> 自宅		その他の事項								
	家財	<input type="checkbox"/> 壊(焼) <input type="checkbox"/> き損 <input type="checkbox"/> 流失										
調査員の意見		避難所収用		<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	応急仮設住宅		<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	炊き出し		<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	その他	
被災	令和 年 月 日 時 分					調査員の職・氏名						
調査	令和 年 月 日 時 分											⑧

月. 日	物資交付及び援護状況	認 印
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		
.		



# 3 資 料

## 資料 1

## 大竹市防災会議条例

昭和39年3月30日  
条例第16号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき大竹市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大竹市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）第33号に規定する水防計画を調整審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員25名以内をもつて組織する。

- 2 会長は市長をもつて充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。
  - (1) 指定地方行政機関の職員
  - (2) 広島県の知事の部内の職員
  - (3) 広島県警察の警察官
  - (4) 市長の部内の職員
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- 6 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(会議の招集)

第4条 防災会議の会議は、会長が招集する。

(専門委員)

第5条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は関係地方行政機関の職員、広島県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任規定)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年6月26日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年9月20日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年2月15日条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月20日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年9月24日条例第26号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

資料 2

大竹市災害対策本部条例

昭和39年3月30日  
条例第17号  
改正  
平成24年9月20日  
条例第17号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき大竹市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部の設置)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任規定)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月20日条例17号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 3

## 大竹市災害対策本部条例施行規則

昭和40年9月6日  
規則第21号

改正	昭和41年9月13日規則第15号	昭和46年4月22日規則第14号
	昭和47年7月21日規則第17号	昭和48年6月25日規則第39号
	昭和51年6月10日規則第14号	昭和55年6月12日規則第10号
	昭和59年5月21日規則第7号	昭和61年6月24日規則第11号
	昭和63年6月13日規則第13号	平成3年5月16日規則第8号
	平成7年10月31日規則第31号	平成10年7月9日規則第21号
	平成17年8月1日規則第19号	平成17年11月1日規則第25号
	平成18年3月31日規則第15号	平成18年5月26日規則第31号
	平成19年3月30日規則第11号	平成19年6月4日規則第15号
	平成22年6月1日規則第21号	平成23年5月30日規則第23号
	平成27年5月29日規則第21号	平成31年3月1日規則第4号
	令和2年2月7日規則第3号	令和3年3月10日規則第7号
	令和3年4月30日規則第25号	

大竹市災害対策本部条例施行規則（昭和39年大竹市規則第19号）の全部を次のように改正する。

（この規則の趣旨）

第1条 この規則は、大竹市災害対策本部条例（昭和39年大竹市条例第17号）第4条の規定に基づき、大竹市災害対策本部（以下「本部」という。）の設置、運営等に関する必要な事項について定めるものである。

（本部の設置）

第2条 本部は、本市の地域に災害が発生し、または発生が予想される場合で、市長が必要と認めたときに設置する。

第3条 本部は、大竹市役所内に設置する。

2 本部は、市の各機関をもつて充て、支部は原則として各地域単位に設ける。

（本部組織）

第4条 本部長は市長をもつて充てる。

2 副本部長は副市長をもつて充てる。

第5条 本部の組織は、次のとおりとする。

本部長 1名

副本部長 1名

本部長付 若干名

部長 //

副部長 //

班長 //

班員 若干名

2 本部長付は、本市職員の中から市長が任命する。

3 部長および副部長は、本市職員の中から市長が任命する。

4 班長および班員は、本市職員又は部長が推薦した者の中から市長が任命又は委嘱する。

第6条 本部長は、本部諸般の事項を掌理する。

2 副本部長は、本部長の職務を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。

3 本部長付は、本部長および副本部長の職務を補佐する。

4 部長および副部長は所属員を指揮し部務を掌る。

5 班長は、班員を指揮監督し、班務を掌る。

6 部長に事故のあるときは、部長の定める順序により副部長および班長がその職務を代理する。

7 班員は、上司の指揮を受けて班務に従事する。

第7条 本部の部及び班の職務分掌は別表1のとおりとする。

(支部組織)

第8条 支部の位置及び所管区域は、次のとおりとする。

支部名	位置	所管区域
大竹支部	大竹市役所大竹支所	元町、本町、白石、新町、油見、東栄、西栄、南栄、北栄全域
小方支部	大竹市役所	黒川、小方、小方ヶ丘、御園、三ツ石町、御幸町、立戸、港町、御園台、晴海全域
阿多田支部	阿多田漁村センター	阿多田全域
玖波支部	玖波小学校	玖波、湯舟町及び明治新開全域
松ヶ原支部	松ヶ原集会所	松ヶ原町全域
栗谷支部	大竹市役所栗谷支所	栗谷町全域
木野・川手支部	木野集会所	木野、防鹿、安条、穂仁原、比作、八丁、前飯谷、後飯谷全域

第9条 支部の組織は、次のとおりとする。

支部長 1名

副支部長 若干名

班長 若干名

班員 〃

2 支部長および副支部長は、市職員またはその地域内の住民で適当と認められる者を市長が任命または委嘱する。

3 班長および班員は、市職員又は支部長が推薦した者の中から市長が任命または委嘱する。

第10条 支部長は、本部長の指揮監督を受け支部の職務を掌理する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故のあるときはその職務を代理する。

3 班長は、班員を指揮監督し班務を掌る。

4 班員は、上司の指掌を受けて班務に従事する。

第11条 支部の職務分掌は別表2のとおりとする。

(消防団)

第12条 消防団長は、本部長の指揮監督を受け災害対策業務に従事する。

2 消防団員は、上司の指揮を受けて災害対策業務に従事する。

第13条 消防団は、次の職務を分掌する。

(1) 災害の応急工作に関すること

(2) 救出、避難および交通整理に関すること

## (3) 非常警備に関すること

## (招集)

第14条 本部員の招集は、本部長が行なう。

2 本部長に事故のあるときは、副本部長が行なう。

第15条 招集は、警報、電話、電報および伝令等を用いて行なう。

第16条 本部員は、非常災害の発生または緊急事態の発生を知つたときは、第14条の規定にかかわらず、ただちに所定の場所に参集しなければならない。

## (訓練計画)

第17条 本部長は、毎年1回以上災害対応訓練を実施し、災害対策の充実を図らなければならない。

第18条 本部長は、毎年1回以上各部、支部保管の災害対策用資器材の整備、点検を実施しなければならない。

第19条 部長および支部長は、毎年12月末日までに個別災害対策計画を作成し、本部長に提出しなければならない。

## (補則)

第20条 この定めのほか、運営に関し必要な事項は、本部長がそのつど指示する。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和41年9月13日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年4月22日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年7月21日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年6月25日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年6月10日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年6月12日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年5月21日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年6月24日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年6月13日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年5月16日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年10月31日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年7月9日規則第21号)

この規則は、平成10年7月9日から施行する。

附 則 (平成17年8月1日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月1日規則第25号）

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第15号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月26日規則第31号）

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第11号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月4日規則第15号）

この規則は、平成19年6月4日から施行する。

附 則（平成22年6月1日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年5月30日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年5月29日規則第21号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成31年3月1日規則第4号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月7日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月10日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年4月30日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年7月31日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年2月19日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表1 (第7条関係)

## 災害対策本部職務分掌表

部	班	分 掌 事 務
総務部	庶務班	総合連絡統制に関する事 本部員の動員に関する事 市民の動員に関する事 気象及び災害情報の収集、伝達及び広報に関する事 被害報告に関する事 災害応急工作及び非常警備に関する事 部内の一般庶務に関する事
	輸送用度 ・ 給与班	庁用自動車の管理に関する事 輸送関係者の動員に関する事 食糧及び商工物資の調達に関する事 被服、寝具及び日用品の調達に関する事 給与対策の総合調整に関する事 義援金及び義援物資の配分に関する事 本部、支部並びに罹災者の炊出しに関する事
	会計班	本部の一般経理に関する事 義援金及び義援物資の受入れに関する事
消防部	庶務班	警報の伝達に関する事 消防職員・団員の動員に関する事 部内の一般庶務に関する事
	災害予防班	気象及び災害情報の収集、広報に関する事 巡視及び警戒に関する事 避難に関する事
	災害応急班	活動の編成に関する事 災害の応急工作及び非常警備に関する事 人命救助及び救出に関する事
市民生活部	庶務班	自治会との情報収集・伝達に関する事 公共交通の運行情報等に関する事 死体の火葬に関する事 部内の一般庶務に関する事
	清掃班	罹災地域のごみ及びし尿の処理に関する事 罹災地域の防疫及び消毒に関する事
健康福祉部	庶務救護・ 要配慮者支援班	罹災者の実態調査に関する事 義援金及び義援物資の配分に関する事 罹災者の救護に関する事 福祉施設の被害情報の収集に関する事 福祉施設への広報活動に関する事 死体の安置に関する事 要配慮者への情報伝達に関する事 要配慮者の状況把握、避難支援及び相談業務に関する事 福祉避難所への避難及び連絡調整に関する事 部内の一般庶務に関する事

部	班	分 掌 事 務
健康福祉部	医 療 班	医療関係者の動員に関する事。 医療品の調達及び保管に関する事。 負傷罹災者の救護に関する事。 医療救護及び防疫に関する事。 罹災地域の飲料水（上水道を除く）の消毒に関する事。
	福祉施設班	在所中保育児の避難及び誘導に関する事。 災害時の応急保育に関する事。 避難者の受入れに関する事。 ボランティアセンターとの連絡調整に関する事。
建設部	庶務資材 指導連絡班	応急復旧資器材の調達及び保管に関する事。 公共施設の被害情報の収集に関する事。 部内の一般庶務に関する事。 災害危険区域の非常警備に関する事。 災害の応急工作に関する事。 支部との情報連絡に関する事。
	第1技術班	玖波地区及び中山間地域の応急復旧工事に対する技術指導に関する事。 災害の応急工作及び非常警備に関する事。 担当地域の災害調査に関する事。
	第2技術班	大竹地区及び小方地区並びに小瀬川水系地域の応急復旧工事に対する技術指導に関する事。 災害の応急工作及び非常警備に関する事。 担当地域の災害調査に関する事。 住宅応急対策に関する事。
上下水道部	庶 務 班	広報活動に関する事。 応急復旧資材の調達に関する事。 飲料水の配給に関する事。 部内の一般庶務に関する事。
	工 務 班	水道及び下水道施設の警戒防護に関する事。 送配水及び排水に関する事。 水道及び下水道施設の応急復旧工事に関する事。 応急給水に関する事。
文教部	学校教育班	教育機関への広報活動に関する事。 在校中児童生徒の避難に関する事。 災害時の応急教育に関する事。 教育施設の被害情報の収集に関する事。 避難者の受入れに関する事。
	社会教育 施設班	社会教育施設の被害情報の収集に関する事。 避難者の受入れに関する事。

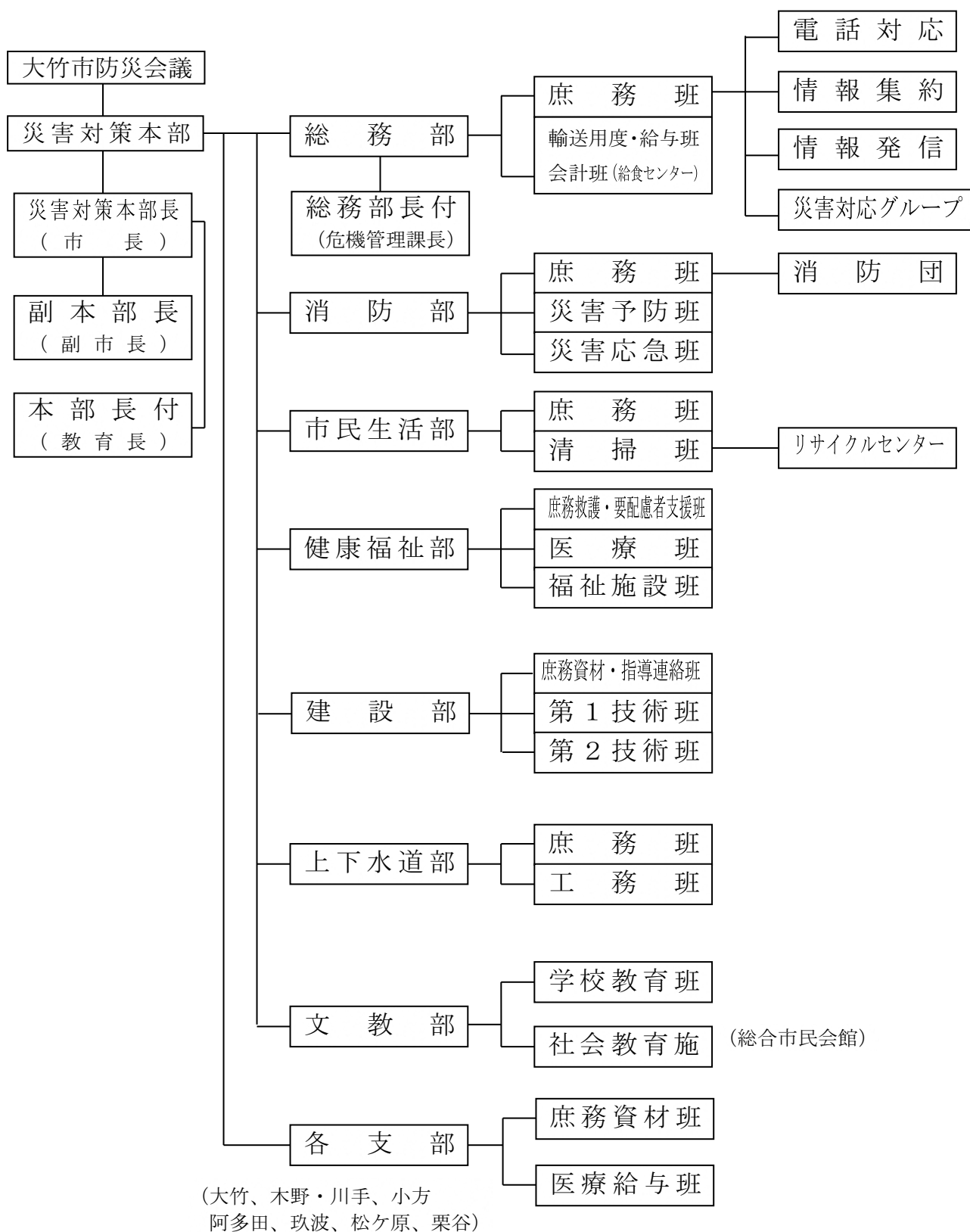
別表 2

支部職務分掌表

班	分 掌 事 務
庶務資材班	支部の連絡、統制に関する事。           支部員の動員に関する事。           気象及び災害情報の収集、伝達及び広報に関する事。           被害状況及び罹災者の実態調査に関する事。           災害の応急工作及び非常警備に関する事。           避難者の受入れに関する事。           支部の一般庶務に関する事。           災害の応急工作及び非常警備に関する事。           応急復旧資材の調達及び保管に関する事。           人命救助及び救出避難に関する事。
医療給与班	医療救護、防疫に関する事。           医療関係者の動員に関する事。           義援金及び義援物資の配分に関する事。           罹災者の炊出しに関する事。

資料 4

大竹市災害対策本部組織系統図

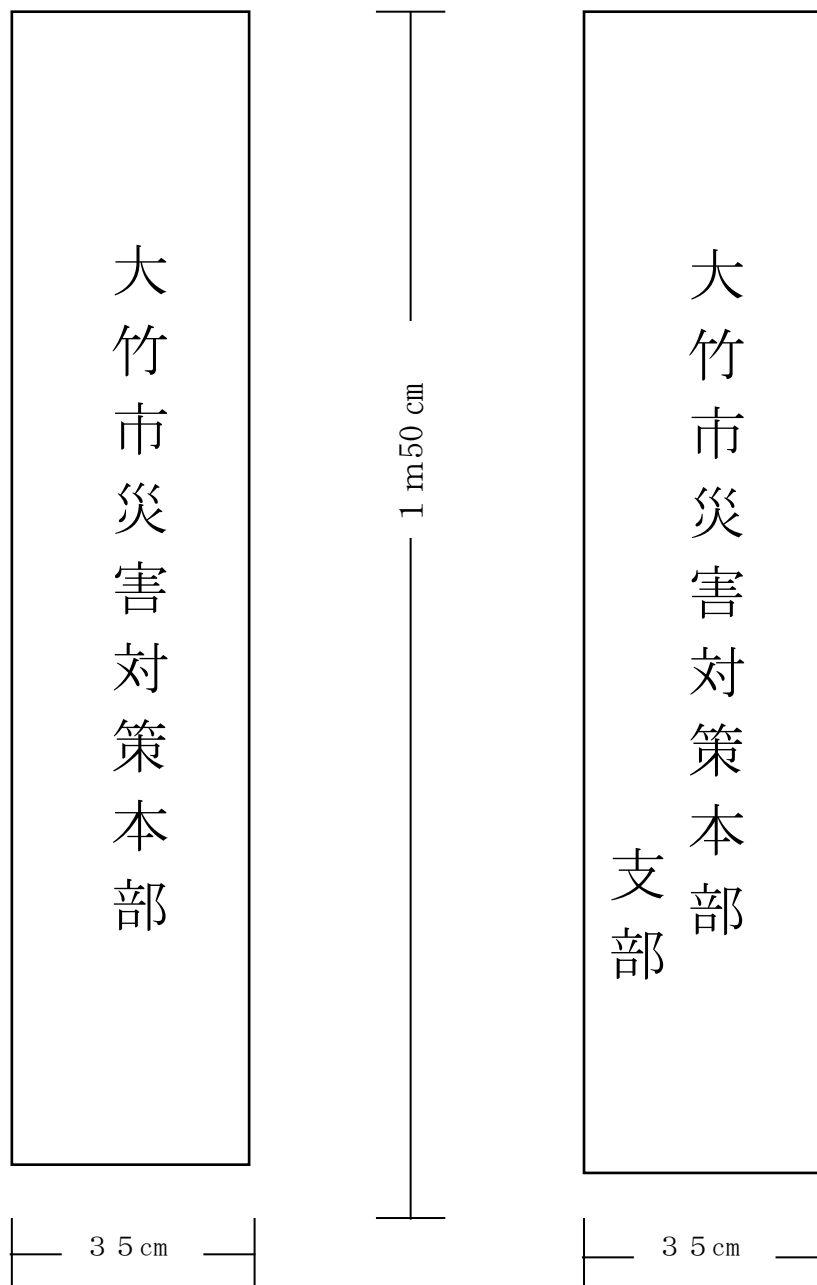


資料5

本部及び支部の標識

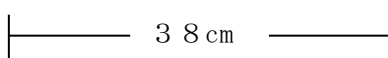
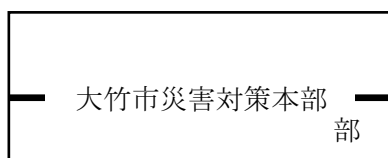
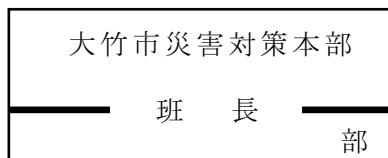
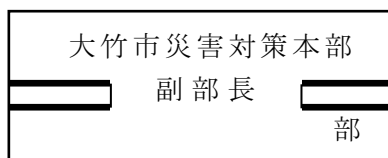
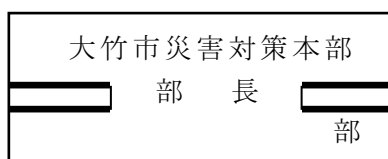
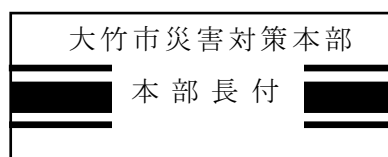
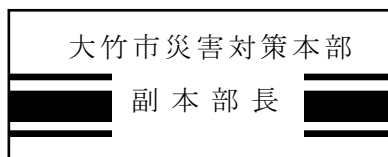
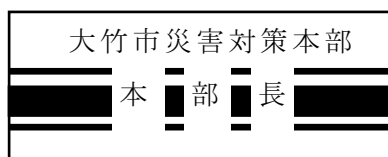
(本部用)

(支部用)

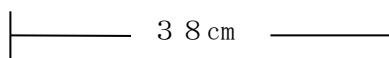
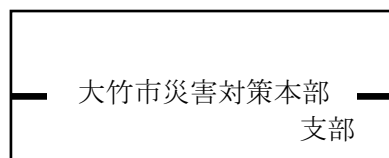
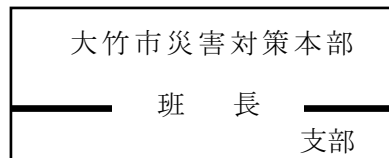
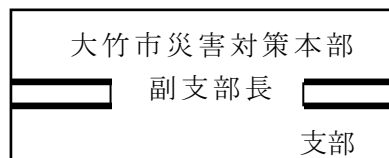
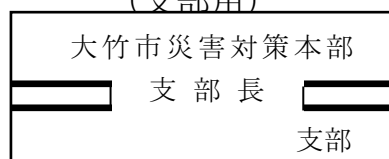


資料6

腕章

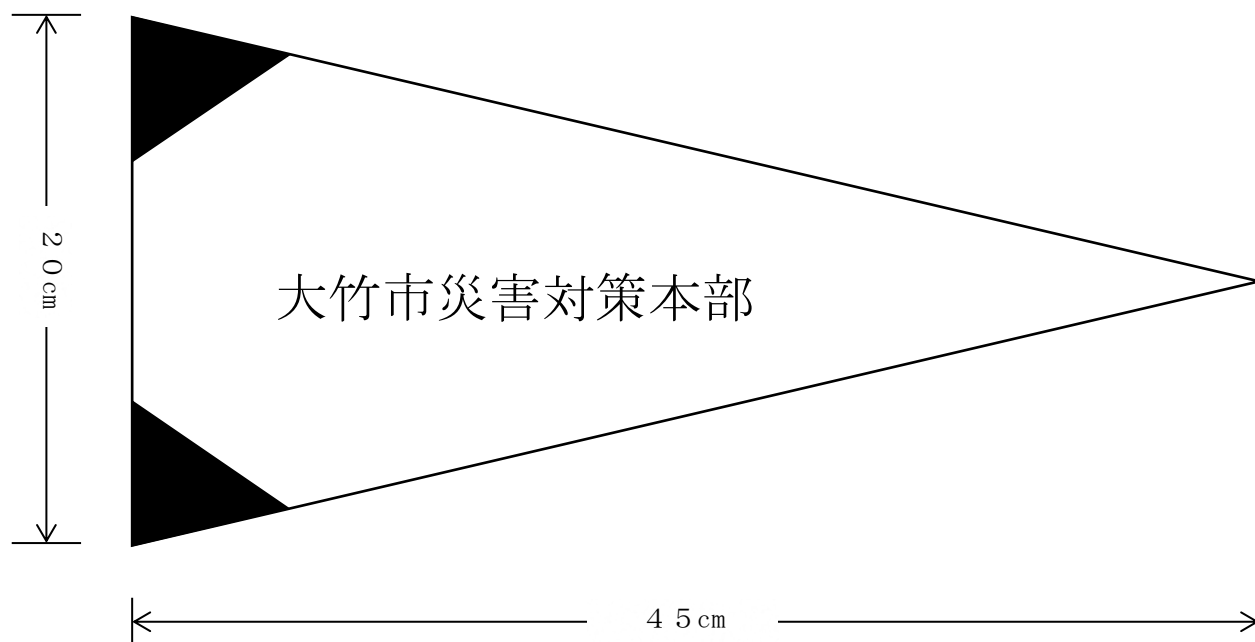


(支部用)



資料7

車両旗



## 資料8

## 広島県防災ヘリコプター応援協定

広島県を甲とし、大竹市を乙として、甲乙両当事者は、甲の所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を用いた災害時の応援について、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、乙が災害による被害を最小限に防止するため、航空機の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第2条 本協定に基づき乙が航空機による応援を求めることができる地域は、乙の区域とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、乙の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断する場合に、広島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- （1） 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響の与えるおそれのある場合
- （2） 乙の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- （3） その他救急救助活動等において、航空機による活動が最も有効な場合

（応援要請の方法）

第5条 応援要請は、広島県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- （1） 災害の種別
- （2） 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- （3） 災害発生現場の気象状況
- （4） 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- （5） 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- （6） 応援に要する資器材の品目及び数量
- （7） その他の必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態等を確認の上、応援するものとする。

2 前条の規定による応援要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに乙の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における広島県防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、乙の長又は消防長が行うものとする。

この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めるときは、その旨乙の長又は消防長に通告するものとする。

第8条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、乙の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、広島県内広域消防相互応援協定（以下「相互応援協

定」という。) 第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、甲が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、甲が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(適用)

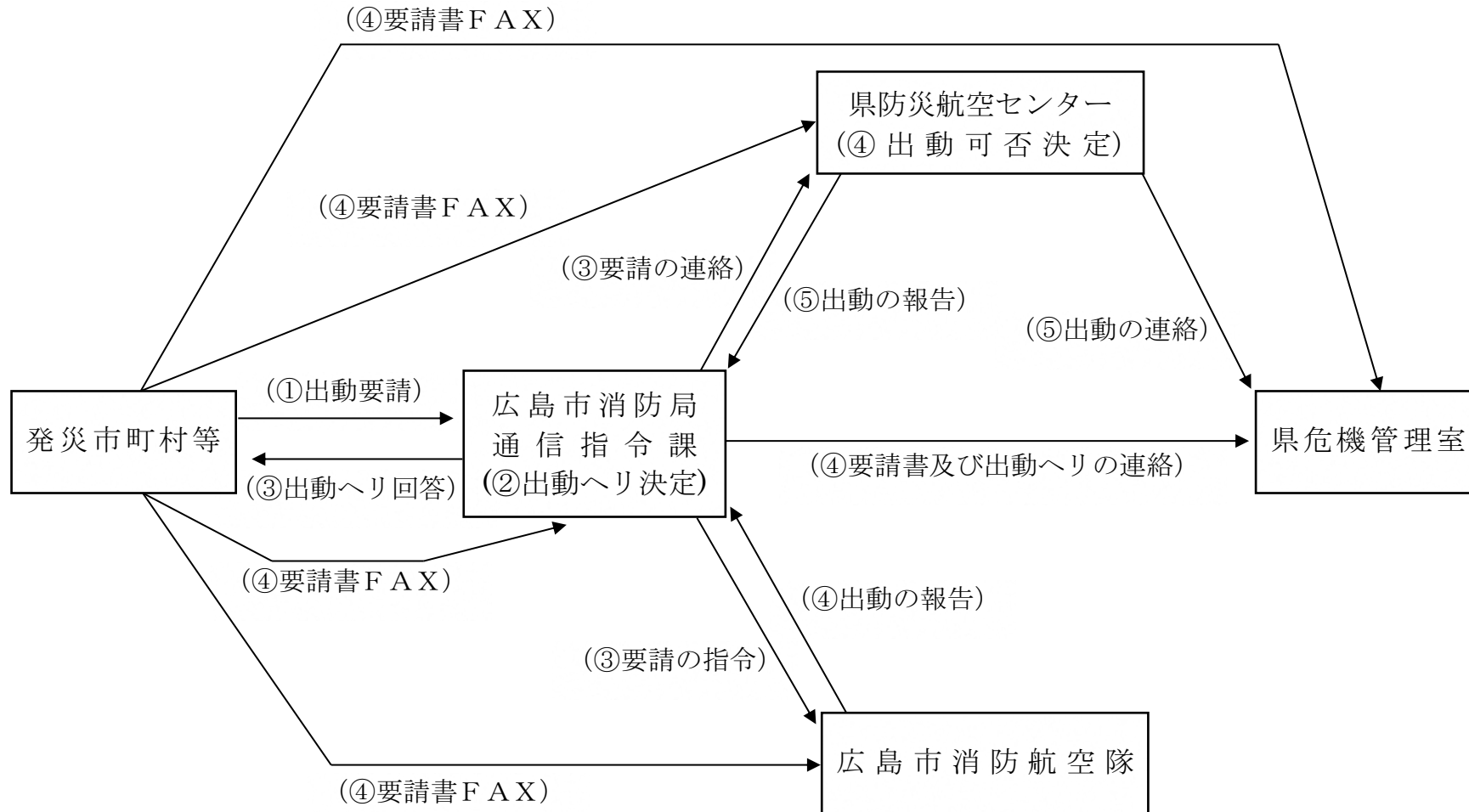
第11条 この協定は、平成8年7月11日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び乙の長は記名押印の上、各自それぞれ1通を所持する。

甲 広島県  
代表者 広島県知事

乙 大竹市  
代表者 大竹市長

ヘリコプター応援要請フロー



## 資料9

## 広島県内航空消防応援協定書

広島市を甲とし、大竹市を乙として、甲乙両当事者は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、甲の所有する回転翼航空機（以下「航空機」という。）を用いた災害の応援について、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、乙の区域内において発生した災害に甲は、航空機を活用して応援することにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、航空機の特性を十分に発揮することができ、かつ、その必要性が認められる災害とする。

（運営経費の負担）

第3条 乙は、甲の航空機を活用することに対し、航空機の運営に要する経費を負担するものとする。

（運航の基準）

第4条 航空機による災害の応援要請その他運航について必要な事項は、別に定める「広島県航空消防の運航に関する要綱」によるものとする。

（航空機の指揮）

第5条 乙の要請に基づく航空機の運航の指揮は、乙の長又は消防長が航空機の長に対して行うものとする。

2 航空機の長は、航空機運航上、気象条件が運航に適しない場合又は航空機の性能限界をこえる場合等支障があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、必要な措置をとることができる。

（応援経費の負担）

第6条 航空機の応援に要する経費の負担は、次の各項に定めるところによるものとする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費で次に掲げる経費は、要請した乙の負担とする。ただし、甲の重大な過失により発生した損害は、甲の負担とする。

（1）土地、建物、工作物等に対する補償費

（2）一般人の死傷に伴う損害補償

3 前項に定める乙の負担額は、航空保険により支払われる金額を控除した額とする。

4 前各項に定める経費以外の諸経費については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定施行の日から平成30年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日までに、甲又は乙からなんらの意思表示がないときは、協定の有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第8条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成29年9月1日から施行する。
- 2 広島県内航空消防応援協定書（平成2年3月7日施行）は、この協定の施行の前日をもって廃止する。
- 3 航空機による応援については、広島県内広域消防相互応援協定書（平成29年6月1日施行）は、適用しない。

平成29年9月1日

甲 広島市  
代表者 広島市長 松井 一實

乙 大竹市  
代表者 大竹市長 入山 欣郎

## 資料9-2

## 広島県内航空消防の運航に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広島県内航空消防協定第4条の規定に基づき、広島市の所有する回転翼航空機(以下「航空機」という。)の応援要請その他運航に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象災害及び運航範囲)

第2条 航空機の運航する災害は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条に規定する水火災又は地震等の災害における次の消防活動等で、航空機の特性を十分に発揮することができ、かつ、その必要性が認められる場合に限るものとする。

- (1) 火災防ぎょ活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 地震、風水害等の自然災害における救援活動
- (5) その他市町村長が特に必要と認める活動

(運航種別及び運航要件)

第3条 運航種別及び運航要件は、別表のとおりとする。

(運航時間)

第4条 航空機の運航は、日出から日没までとする。ただし、災害活動等で緊急を要する場合は、この限りでない。

2 前項に規定にかかわらず、荒天等で、飛行不能の場合は、運航しないものとする。

(運航計画)

第5条 航空機は、年間300時間を基準とした年間運航計画に基づき、運航するものとする。

(応援要請等)

第6条 市町村長は、災害の応援要請をするときは、応援要請書(第1号様式)に基づき電話等で要請するとともに、速やかに、広島市消防局へ送付するものとする。

2 市町村長は、前項以外の場合で航空機を使用するときは、あらかじめ次に定める書類を広島市消防局に提出して要請するものとする。ただし、緊急を要する場合で使用手続きをするいとまのないときは、口頭で要請し、事後航空機使用・搭乗依頼書を提出するものとする。

- (1) 航空機使用・搭乗依頼書(第2号様式)
- (2) 航空機搭乗誓約書(第3号様式)
- (3) 使用計画書

(搭乗)

第7条 航空機に搭乗するときは、広島市が発行する航空機使用・搭乗承認書(第4号様式)を航空隊長又は機長に提出しなければならない。

2 搭乗者は、航空機の飛行中、いかなる場合においても、機長の指示に従わなければならない。

(終了通報等)

第8条 市町村長は、航空機による消防活動等が終了したときは、速やかに広島市消防局に通報するものとする。

2 消防航空担当課長又は機長は、航空機による消防活動等が終了したときは、航空隊

活動報告書（第5号様式）を市町村長に提出するものとする。

（飛行場外離着陸場）

第9条 市町村長は、飛行場外離着陸場を選定し、常にその実態を把握しておくものとする。

（消防組合の特例）

第10条 消防の一部事務組合を構成する市町村にあつては、この要綱中の応援要請等、終了通報及び飛行場外離着陸場に関する規定は、当該消防組合の管理者が行うことができるものとする。

（準用）

第11条 航空機の運用に当たっては、この要綱に定めるほか、広島市消防局が定める航空機に関する諸規程等によるものとする。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月26日から施行する。

別表

## 運航種別及び運航要件

運航種別		運航要件		
活動区分	出動区分	内容	業務種別	
災害活動	火災出動	建物、林野等の火災で消火活動のための出動	災害活動	
	救急出動	救急搬送のための出動で、特別な人命救助等を伴わないもの		
	救助活動	人命救助のための特別な活動を要する場合の出動（これに付随する救急搬送活動を含む）		
	救援出動	救援物資、資器材、人員等の輸送のための出動		
	調査出動	現場把握、情報収集、指揮支援等のための出動		
航空業務活動		航空機の自隊訓練及び整備飛行等に必要航空業務のための活動	建物火災等	ア 密集地における炎上火災で延焼拡大の危険性が極めて高い場合 イ 中高層建築物の火災で航空機の活動が必要な場合 ウ 船舶火災で炎上中の場合 エ 石油コンビナート等特別防災区域又はこれに準ずる地域における火災の場合
			林野火災	ア 気象条件から大規模な林野火災になると判断される場合、又は1時間以上経過しても鎮圧の見込がない場合 イ 民家への延焼拡大危険が極めて高い場合 ウ 陸上からの消火活動が非常に困難な場合
			その他特殊災害	航空機による消火活動、人命救助、消防隊員又は資器材の搬送、消火活動の指揮、情報収集等を必要とする場合
航空業務			救急	ア 救急車による搬送が不可能な場合 イ 救急車による搬送が可能であっても、傷病者の救命効果又はその後の回復に大きな影響を与えると判断した場合 ウ 遠隔地へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師等が搭乗できる場合
			救助	ア 水難、海難、山岳遭難での捜索及び人命救助、救出活動を必要とする場合 イ 航空機、列車事故等の集団救急救助事故が発生した場合 ウ 航空機による人員又は資器材の搬送、救助活動の指揮、情報収集等を必要とする場合
			自然災害等	地震、風水害等の自然災害で、消火、救急、救助、情報収集、避難誘導、人員、資器材、救援物資等の搬送を必要とする場合
			航空業務	訓練及び整備等航空機の運航上必要とする場合
(注) 運航は、航空機の特性を十分に発揮することができ、かつ、その必要性が認められる場合に限るものとする。				

## 第1号様式

年 月 日

広島市長様

要請市町村名  
要請者職・氏名

## 応 援 要 請 書

広島県内航空消防応援協定に基づき、次のとおり要請します。

No. 1

1	要 請 日 時	年 月 日 時 分			
2	要 請 種 別	①火災 ②救急 ③救助 ④救援 ⑤調査 ⑥その他			
3	災 害 発 生 日 時	年 月 日 時 分頃			
4	災 害 発 生 場 所 名 称 ・ 目 標	場 所 名 称	目 標		
5	災 害 の 概 要				
6	要請の具体的内容				
7	活 動 拠 点 (現場指揮本部)				
8	必 要 資 器 材				
9	離着陸場	出動先	場 所 名 称 (目標)	①	②
		搬送先	場 所 名 称 (目標)	①	②
	準 備	誘導・散水状況			
	担 当 者	職 ・ 氏 名			
		無線(県内・全国)			
10	気 象 の 状 況	天候 視界	風向 m……	風力 m/s	付近の山頂より低い雲が(有・無)

※11 給油体制	可 否	可	整備所要時間 ( 時間)	否
	方 法	ドラム	ローリー	
	場 所	離発着場	飛行場	
※12 現場最高指揮者 職・氏名・無線		本部名	職	氏名
		TEL	FAX	
		無線 (県内・全国)		
13 要請側消防本部 連絡先・担当者		本部名	職	氏名
		TEL	FAX	
		無線 (県内・全国)		
※14 他機関の応援へリ 要請・活動状況				
15 医師等	要請側 病 院	病院名	職	氏名
		TEL	FAX	
	搬送先 病 院	病院名	職	氏名
		TEL	FAX	
16 搭乗者氏名等				
17 傷病者等	傷病者氏名		男 ・ 女	
	生年月日		年 月 日	歳
	傷病名 (重・中・軽)			
18 特記事項	地図(1/500,000、1/10,000)……発生場所, 臨時着陸場, 受水場所			

連絡先：広島県危機管理局危機管理室 TEL 082-228-2159 FAX 082-227-2122  
 広島市消防局通信指令課 TEL 082-546-3456 FAX 082-542-1007  
 広島県防災航空隊 TEL 0848-86-8931 FAX 0848-86-8933  
 広島市消防航空隊 TEL 082-546-3454 FAX 082-546-3455

※印は、ヘリコプター到着までの連絡項目

第2号様式

年 月 日

広島市長様

市町村長等

## 航空機使用・搭乗依頼書

航空機の使用・搭乗について次のとおり依頼します。

希望日時 (予備)	( 年 月 日 時 分～ 時 分 年 月 日 時 分～ 時 分)			
目的				
搭乗代表者の氏名等	職名	氏名	年齢	他人
目的地及び飛行経路				
搭載物	種 類	数 量	重 量	無
担当者	電話			
添付書類	誓約書・使用計画書			
受 付	承認欄	摘要欄		

## 第3号様式

年 月 日

広島市長様

市町村長等

## 航空機搭乗誓約書

航空機の搭乗にあたり、機長及び乗組員の指示に従って行動することを誓約します。

誓約日	搭乗者
年 月 日	住所 氏名 職業 年齢 才
年 月 日	住所 氏名 職業 年齢 才
年 月 日	住所 氏名 職業 年齢 才
年 月 日	住所 氏名 職業 年齢 才
年 月 日	住所 氏名 職業 年齢 才
年 月 日	住所 氏名 職業 年齢 才

※ 搭乗者に負傷事故等が生じた場合、労働（あるいは公務）中の災害として、それぞれの機関で災害認定や補償請求等をする必要がある場合もあります。

## 第4号様式

年 月 日

様

広島市長

## 航空機使用・搭乗承認書

令和 年 月 日に依頼のあった航空機の使用・搭乗については、次のとおり承認します。

日 時 (予 備)	( 年 月 日 時 分～ 時 分 年 月 日 時 分～ 時 分)
目 的	
搭乗代表者 の氏名等	職名 氏名 年齢 他人
目的地及び 飛行経路	
条 件	

## (注意事項)

- 1 使用・搭乗を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに消防航空担当課長に連絡すること。
- 2 搭乗者が航空機に搭乗するときは、この承認書を航空隊長又は機長に提出すること。
- 3 搭乗者は、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 搭乗時刻のおおむね20分前までに搭乗場所に到着していること。
  - (2) 航空機の運行中は、機長の指示に従うこと。
  - (3) 航空機内に機長の許可又は検査を受けない物品を持ち込まないこと。
  - (4) 承認された飛行以外の飛行及び危険を伴う飛行を機長に要求しないこと。
  - (5) 機内の機器にみだりに手を触れないこと。
  - (6) 機外に物を投げないこと。
  - (7) 機長等に必要以外のことを話しかけないこと。

## 第5号様式

## 航空隊活動報告書

市町村等名

区 分	航 空 隊		摘 要
要 請 年 月 日	年 月 日 ( ) 時 分		
出 動 年 月 日	年 月 日 ( )		
出 動 時 間	時 分	所要時間	
現 場 到 着 時 間	時 分	時間 分	
業 務 開 始 時 間	時 分	所要時間	
業 務 終 了 時 間	時 分	時間 分	
現 地 出 発 時 間	時 分	所要時間	
収 容 先 到 着 時 間	時 分	時間 分	
収 容 先 出 発 時 間	時 分	所要時間	
帰 隊 時 間	時 分	時間 分	
総 所 要 時 間	時間 分		
使 用 燃 料	リットル		
臨 発 着 場			
出 動 人 員			
活 動 内 容	消 火 活 動	回 リットル	特記事項
	救 助 活 動	回 人	
	救 急 活 動	回 人	
	人 員 搬 送	回 人	
	資 機 材 搬 送	回 kg	
	情 報 収 集	回	
	調 査	回	
	そ の 他	回	
活 動 資 機 材			

## 資料10

## 災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における救護活動の万全を期すため、大竹市を甲とし、一般社団法人大竹市医師会を乙とし、甲乙両当事者は、災害時の医療救護活動について次のとおり協定を締結した。

## (趣旨)

第1条 この協定は、甲が行う災害時の医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する大規模な事故（航空機事故、列車事故等）を含むものとする。

## (医療救護班の派遣)

第2条 甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して、医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の医療救護班は、甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

## (災害医療救護計画)

第3条 乙は、前条の規定による医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護組織の編成
- (2) 医療救護組織の活動計画
- (3) 他地区医師会及び広島県医師会と関連機関との通信連絡計画
- (4) 指揮命令系統
- (5) 医薬品、医療資機材等の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

## (医療救護班の業務)

第4条 乙が派遣する医療救護班は、避難所、災害現場等に甲が設置する救護所において、医療救護を行うことを原則とする。

2 甲は、必要と認めた場合は、前項に規定する救護所のほか、被災地周辺の医療救護活動が可能な医療機関に救護所を設置することができる。

3 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者に対する選別
- (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送の順位の決定
- (4) 被災者の死亡の確認及び死体の検案
- (5) その他状況に応じた措置

(医療救護班に対する指揮命令等)

第5条 乙が派遣する医療救護班に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。この場合、甲が指定する者は、乙が派遣する医療救護班の意見を尊重するものとする。

(医療救護班の輸送)

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医療品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置をとるものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 患者が収容された医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第9条 乙は、甲が実施する訓練に協力するものとする。

(実費弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に要する費用

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 医療救護班が医療救護活動において負傷し、傷病にかかり又は死亡した場合の扶助金

(4) 救護所が設置された医療機関において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る実費

(5) 前各号に該当しない費用であって、この協定を実施するために要した実費

(細目)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項については、別に甲及び乙が協議して定める。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定書締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成 8年 3月18日

甲 大竹市小方一丁目11番1号  
大竹市  
代表者 大竹市長

乙 大竹市油見三丁目6番8号  
一般社団法人 大竹市医師会  
代 表 者 大 竹 市 医 師 会 長

## 資料 10-2

## 災害時の医療救護活動に関する協定書実施細目

大竹市を甲とし、一般社団法人大竹市医師会を乙として、甲乙両当事者は、平成8年3月18日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第11条に基づき以下の実施細目を定める。（双方協議の上、次の事項について合意した。）

## （救護班の派遣要請）

第1条 協定第2条1項に規定する甲の乙に対する医療救護班の派遣要請は、大竹市（災害対策本部等）から大竹市医師会長に対して行うことを原則とする。

2 派遣要請は災害発生場所、日時及び概要を明らかにした文書によって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

## （医療救護活動の報告）

第2条 乙は、協定第2条の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、各医療救護班の「医療救護活動報告書」（第1号様式）、「医療救護班員名簿」（第2号様式）及び「医療品等使用報告書」（第3号様式）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

## （事故報告）

第3条 乙は、協定第2条の規定に基づく医療救護活動において、救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第4号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

## （医療救護班に係る実費弁償等の請求）

第4条 協定第10条に規定する医療救護班に係る費用については、乙が各医療救護班分を取りまとめ、「実費弁償請求書」（第5号様式）により甲に請求するものとする。

2 協定第10条に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が「扶助金支給申請書」（第6号様式）により甲に請求するものとする。

3 協定第10条に規定する救護所が設置された医療機関における施設・設備の損傷に係る実費については、当該医療機関が「物件損傷等報告書」（第7号様式）により甲に請求するものとする。

## （実費弁償の額等）

第5条 協定第10条第1号に規定する実費弁償の額は、原則として別表に定める額とする。

2 協定第10条第3号に規定する扶助金の支給については、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に準ずるものとする。

## （支払い）

第6条 甲は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに実費弁償等を乙に対して支払うものとする。

(医療救護班派遣の限界)

第7条 乙は、協定第2条の規定にかかわらず、災害が激甚であり、班員及びその周辺に危害又はその恐れがある場合は、派遣の要請に応じないことができる。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成 8年 3月18日

甲 大竹市小方一丁目11番1号  
大竹市  
代表者 大竹市長

乙 大竹市油見三丁目6番8号  
一般社団法人 大竹市医師会  
代表者 大竹市医師会長

## 別 表

区 分	日 当	旅 費	時間外勤務手当
医 師	災害救助法施行細則（昭和 23 年広島県規則 9 号）別表 2 に定める額		
看護師			
薬剤師			
補助員	災害救助法施行細則別表 2 に定める看護婦職と同額	職員の旅費に関する条例（昭和 28 年広島県条例第 23 号）に定める行政職 7 級の職務相当額	勤務 1 時間当たりの給与額（日当を 8 で除した額）に、職員の給与に関する条例（昭和 26 年広島県条例第 22 号）第 15 条第 1 項に規定する割合を乗じて得た額

第1号様式

医療救護活動報告書

班名	災害発注場所	医療救護活動場所	活動状況	備考
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 移送 死体処理 件 件 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 移送 死体処理 件 件 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 移送 死体処理 件 件 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 移送 死体処理 件 件 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 移送 死体処理 件 件 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 移送 死体処理 件 件 件	





第4号様式

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療  
救護活動において、別紙のとおり事故<sup>傷病</sup>死亡者が発生したので報告します。

年 月 日

大竹市長 殿

印

## 別 表

事 故 傷 病 者 概 要  
死 亡

氏 名		性別	男・女	年齢	歳
住 所					
職 種		勤務先		所属医療 救護班名	
傷病名		程度	重度・中等症・軽症		
外来・入院（ 月 日）		診療（入院） 医療機関名			
重傷(発病)日時	年 月 日				
重傷(発病)場所					
死 亡 原 因					
死 亡 日 時					
死 亡 場 所					
備 考					

第5号様式

実費弁償請求書

年 月 日

大竹市長 殿

住所  
氏名 印

次の金額を請求します。

金 額 円

ただし、 年 月 日から 年 月 日  
までにおける災害時の医療救護活動に対する実費弁償として

(実費弁償額請求明細書 別紙のとおり)

- 注 1 「扶助金支給基礎額」算出の証明書類(事業主の証明又は市町村長の証明あるもの)を付けること(療養扶助金申請の場合は不要)。  
2 療養扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収証又は請求書を付けること。  
3 休業扶助金申請の場合は、診断書(休業が必要と認められる機関の記載のあるもの)及び事業主の証明書を付けること。  
4 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を付した障害診断書を付けること。  
5 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を付けること。  
6 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を付けること。  
7 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書をつけること。

## 第6号様式

## 扶 助 金 支 給 申 請 書

年 月 日

大竹市長

殿

住所  
氏名

印

災害時の医療救護活動に関する協定書第10条第3号の規定による扶助金を支給されたく、別紙関係書類を添えて申請します。

負傷・疾病 又は死亡し た者の状況	氏名		性別	男・女	出生 年月日	
	住所					
	職種		勤務先		所属医療 救護班名	
	傷病 名		受傷(発病) 年 月 日			
	死亡 原因		死亡年月日			
障害級別		療養開始 年 月 日		治 ゆ 年月日		
休業日数	年 月 日から 年 月 日まで	日間	休業期間中における 業務上の収入の有無			
扶助金支給基礎額		災害救助法施行令第14条第2項 第 号該当				
扶助金支給申請額						
備 考						



## 資料 1 1

## 米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故に関する緊急措置要綱

米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会は、協議会規約第4条の規定に基づき、緊急措置要綱を次のとおり定める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、米軍、自衛隊又は民間の航空機にかかる航空事故が発生した場合の関係機関の緊急連絡通報及び人命の救助、消火活動、現場管理の応急措置活動について必要な事項を定めるものとする。

(情報収集の協力)

第2条 関係機関は、航空事故の発生に際し、迅速、かつ、的確な情報の収集及び伝達を行うため、平素から相互に緊密な連携を保持するものとする。

(連絡責任者及び補助者の指定)

第3条 関係機関は、緊急時における相互間の緊密、かつ、適切な連絡調整を図るため、あらかじめ勤務時間内及び夜間、休日等の勤務時間外の連絡責任者及び補助者(以下「連絡責任者等」という。)を指定しておくものとする。

2 前項の連絡責任者等の指定を行った場合又は変更を生じた場合は、速やかに中国四国防衛局(企画業務課)に通知するものとし、中国四国防衛局はその旨を関係機関に通知するものとする。

3 連絡責任者等職名指定名簿は、別表1によるものとする。

(事故発生時の緊急通報)

第4条 米軍、自衛隊又は大阪航空局岩国空港事務所の連絡責任者等は、航空事故の発生を知ったときは相互間に通報後、直ちに岩国防衛事務所に通報するとともに事故発生地の警察、消防又は海上保安部等の関係機関に通報するものとする。

2 事故発生地の警察、消防又は海上保安部等の関係機関の連絡責任者等は、航空事故等の発生を知ったときは、直ちに岩国防衛事務所、自衛隊及び大阪航空局岩国空港事務所に通報するものとする。

3 航空事故の発生時における通報の細部は、別表2-1、2-2「緊急連絡通報系統図(第1報)」によるものとする。

(緊急連絡通報の内容)

第5条 前条の規定による緊急通報は、次の各号に掲げる事項について、判明の都度行うものとする。

ただし、前条第1項の米軍又は自衛隊が通報を行う場合、次の(7)の事項についてはこの限りではない。

- (1) 事故の種類(墜落、不時着、器物・危険物の落下又は投棄)
- (2) 事故発生の日時、場所
- (3) 事故機の種別、乗員数及び危険物積載の有無
- (4) 事故現場の状況
- (5) 搭載燃料の概算量
- (6) 救助及び消火活動を阻害し得る危険な搭載物又は兵器の量及び種類に関

する情報

- (7) 死亡者及び負傷者の人数、住所、氏名、性別、年齢、職業、国籍及び傷害の程度、収容先並びに財産被害の状況
- (8) 必要に応じ、救助・復旧活動を行うために不可欠なその他の緊急情報
- (9) その他必要事項

2 緊急連絡通報は、別表3に掲げる記録事項にしたがって行うものとする。  
(現場連絡所の設置等)

第6条 中国四国防衛局、自衛隊又は大阪航空局岩国空港事務所は、航空事故により住民に被害が生じた場合には、関係機関との有機的な連絡調整を図り被害者の救護等に万全を期するため、必要に応じて、現地に現場連絡所を設置するものとする。

2 前項の現場連絡所を設置する場合、関係の県、市、町又は海上保安部等の関係機関は、現場連絡所の設置に必要な建物等施設の確保又は提供に協力するものとする。

3 関係機関は、中国四国防衛局、自衛隊又は大阪航空局岩国空港事務所から所要の措置について要請があったときは、これに協力するものとする。  
(関係機関の任務分担)

第7条 航空事故が発生した場合の関係機関の主な任務分担は、別表4から6に掲げるとおりとする。

(米軍の援助協力)

第8条 米軍は、航空事故が発生した場合の所要措置について関係機関から援助の要請があったときは、速やかに協力するものとする。

(自衛隊又は米軍の消防隊が派遣された場合の消防活動等)

第9条 自衛隊又は米軍の消防隊が災害現場に派遣された場合の消防活動等については、次によるものとする。

(1) 自衛隊及び消防又は海上保安部等の関係機関は、緊密な連携のもとに迅速かつ、効率的な消防活動等を実施するものとする。この場合、消防又は海上保安部等の関係機関の長は、自衛隊の派遣部隊の長と作業内容、担当部署等について調整するものとする。

(2) 自衛隊の派遣部隊の長は、災害現場に到着したときは、消防又は海上保安部等の関係機関の長に対し、装備の種類、数量、人員等について通報するとともに、支援活動が完了した場合においてもその状況を通報するものとする。

2 米軍消防隊の消防活動等については、米軍と消防機関との間で消防に関する相互援助協定等が締結されている場合のほかは、前項に準じて活動するものとする。

(警察又は海上保安部等の関係機関の協力)

第10条 警察又は海上保安部等の関係機関は、米軍の航空機による航空事故の被害調査のため、中国四国防衛局が現場の立入りを必要とする場合においては、捜査上支障とならない範囲で協力するものとする。

(細目事項の規定)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な細目については、協議会において別に定めるものとする。

附 則

この緊急措置要綱は、平成元年2月13日から施行する。

附 則

この緊急措置要綱は、平成3年2月6日から施行する。

附 則

この緊急措置要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

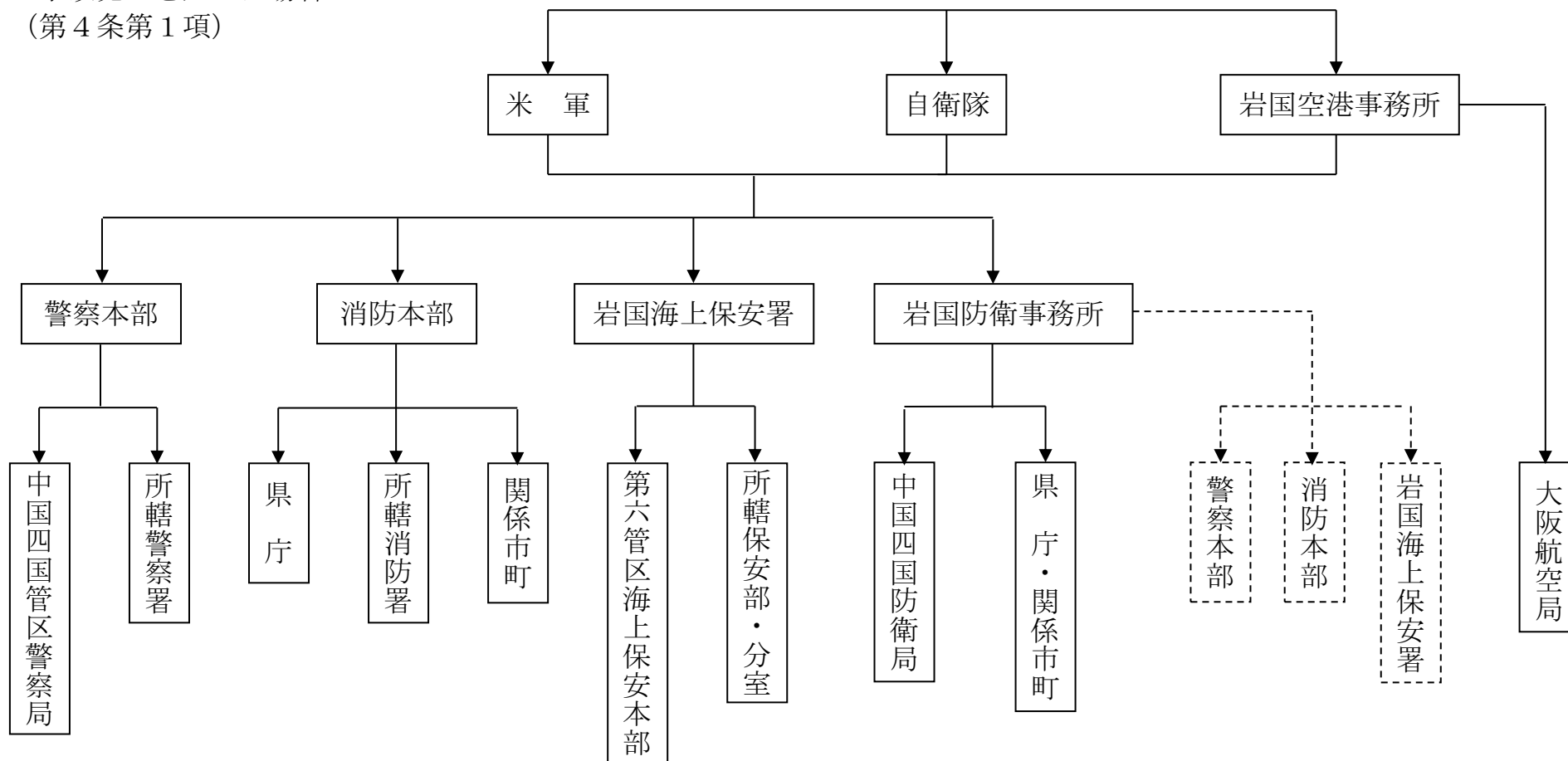
この緊急措置要綱は、平成20年2月15日から施行する。

附 則

この緊急措置要綱は、平成24年11月13日から施行する。

別表2-1  
米軍・自衛隊・大阪航空局岩国空港事務所  
が事故発生を知った場合  
(第4条第1項)

緊急連絡通報系統図 (第1報)

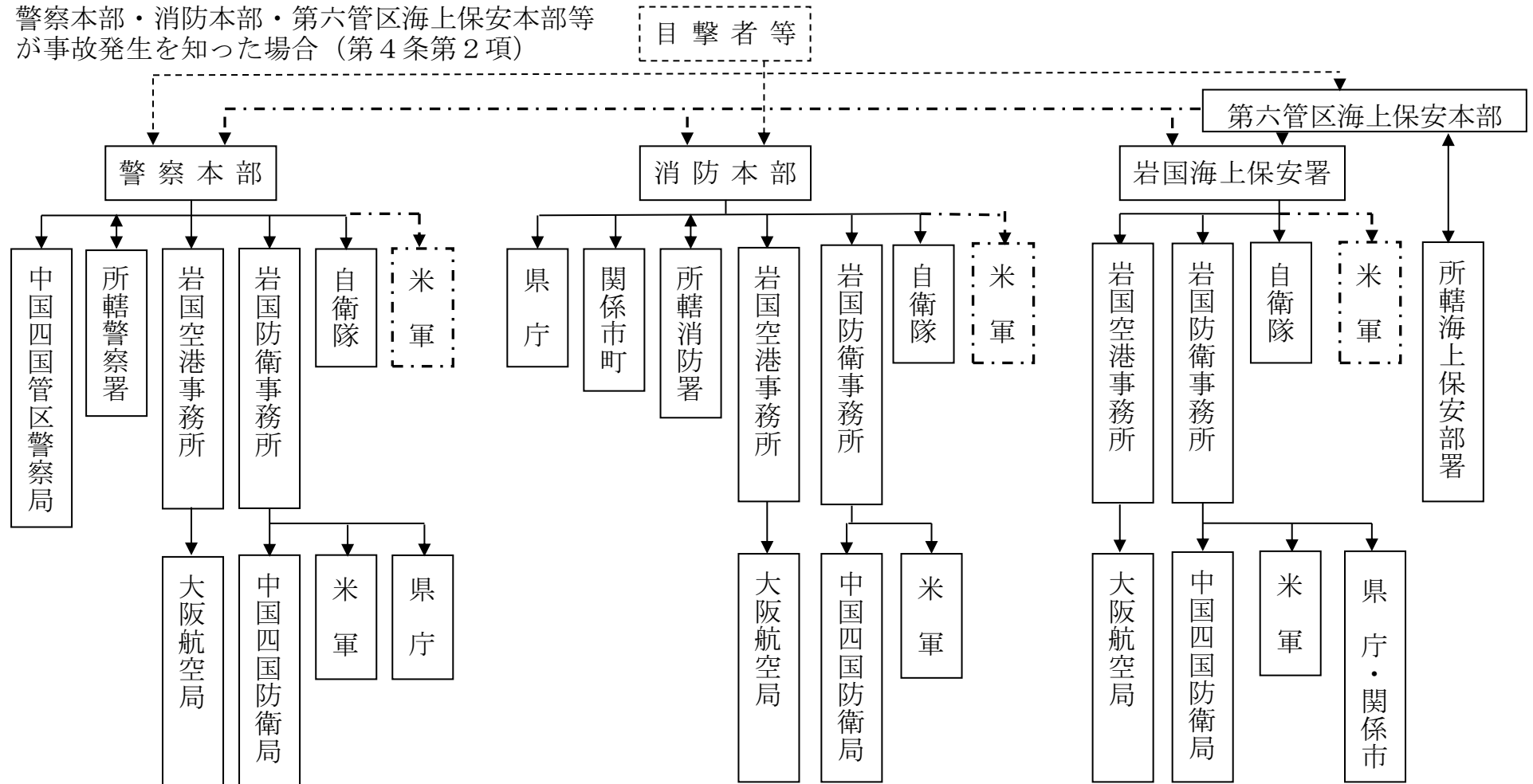


(注) ----- 米軍からの情報伝達を確認するための通報経路

別表2-2

緊急連絡通報系統図 (第1報)

警察本部・消防本部・第六管区海上保安本部等  
が事故発生を知った場合 (第4条第2項)



(注) ..... 必要に応じ通報する通報経路

別表 3

航空機事故発生通報記録表

機関名：

(整理番号No. )

発信年月日及び時刻：令和 年 月 日 ( 時 分)

受信年月日及び時刻：令和 年 月 日 ( 時 分)

発信者官職氏名：

受信者官職氏名：

(1) 事故の種類 (墜落, 不時着, 器物・危険物の落下, 投棄)

(2) 事故発生の日時： 年 月 日 ( 時 分)

" 場所：( )

(3) 事故機の種別, 乗員数及び危険物積載の有無

米軍機 ( ) 乗員数 ( )

自衛隊機 ( ) 搭載燃料の概算量 ( )

民間機 ( )

救助及び消火活動を阻害し得る危険な搭載物又は兵器の量及び種類

種類 ( ) , 数量 ( )

(4) 事故現場の状況：陸上 (市街地, 住宅密集地, 山林, 田, 畑, 河川, その他)

海上 (漁船, 客船, フェリー, タンカー, 貨物船, その他)

(5) 死亡者及び負傷者の人数, 住所, 氏名, 性別, 年齢, 職業, 国籍, 傷害の程度並びに収容先

(6) 財産被害者の人数, 住所, 氏名, 性別, 年齢, 職業, 国籍及び被害の状況

(7) 必要に応じ, 救助・復旧活動を行うために不可欠なその他の緊急情報

(8) その他必要な事項

別表4 米軍航空事故にかかる関係機関の任務分担表

事項内容	内容	機 関	県	市	消	警	海	航	防	米	自	適 用
				町	防	察	保	空	衛	軍	衛	
人身被害	被災死亡者の措置	(1) 住民等（他地域者を含む）		◎	○	◎			○	○	○	
		(2) 乗員等（事故機又は船舶の場合を含む）		○	○	◎	◎		○	◎	○	
	負傷者の救急活動	(1) 住民等（上記（1）に同じ）		○	◎	◎			○	○	○	
		(2) 乗員等（上記（2）に同じ）		○	◎	◎	◎			◎	○	
		(3) 救急病院の引受け確認		○	◎				○			
		(4) より適切な病院への転院		○	○				◎			
	(5) 負傷者の応急手当		◎	○		◎						
財産被害	消 防 活 動	(1) 陸上			◎					○	○	
		(2) 海上		○	○		◎					
	消防活動の統制	(1) 陸上		○	◎	○						
		(2) 海上					◎					
現場対策	警 備 活 動	(1) 現場保存				◎	◎			◎		
		(2) 立入制限				◎	◎			◎		
		(3) 財産保護, 警備		○		◎	◎					
		(4) 現場交通規制及び交通整理				◎	◎					
		(5) 残置財産保全		○		○	○		◎			
救護対策	財産被害者の救援及び協力	(1) 仮住居の斡旋, 提供		○					◎			
		(2) 生活必需品の支給							◎	○		

注：1 ◎印は、主務機関を示す。

2 ○印は、主務機関への援助協力を示す。

3 県は、当該県内の市町が処理する上記措置に関する業務の実施を助ける。

別表5 自衛隊航空事故にかかる関係機関の任務分担表

事項内容	内容	機 関	県	市	消	警	海	航	防	米	自	適 用
				町	防	察	保	空	衛	軍	衛	
人身被害	被災死亡者の措置	(1) 住民等（他地域者を含む）		◎	○	◎				○	○	
		(2) 乗員等（事故機又は船舶の場合を含む）		○	○	◎	◎			○	◎	
	負傷者の救急活動	(1) 住民等（上記（1）に同じ）		○	◎	◎				○	○	
		(2) 乗員等（上記（2）に同じ）		○	◎	◎	◎			○	◎	
		(3) 救急病院の引受け確認		○	◎						○	
		(4) より適切な病院への転院										
	(5) 負傷者の応急手当		◎	○		◎				◎		
財産被害	消 防 活 動	(1) 陸上			◎					○	○	
		(2) 海上		○	○		◎				○	
	消防活動の統制	(1) 陸上		○	◎	○						
		(2) 海上					◎					
現場対策	警 備 活 動	(1) 現場保存				◎	◎				○	
		(2) 立入制限				◎	◎				○	
		(3) 財産保護, 警備		○		◎	◎				○	
		(4) 現場交通規制及び交通整理				◎	◎					
		(5) 残置財産保全		○		○	○				◎	
救護対策	財産被害者の救援及び協力	(1) 仮住居の斡旋, 提供		○							◎	
		(2) 生活必需品の支給									◎	

注：1 ◎印は、主務機関を示す。

2 ○印は、主務機関への援助協力を示す。

3 県は、当該県内の市町が処理する上記措置に関する業務の実施を助ける。

別表6 民間航空事故にかかる関係機関の任務分担表

事項内容	内容	機 関	県	市 町	消 防	警 察	海 保	航 空 局	防 衛 局	米 軍	自 衛 隊	適 用
人身被害	被災死亡者の措置	(1) 住民等（他地域者を含む）		◎	○	◎		○		○	○	
		(2) 乗員等（事故機又は船舶の場合を含む）		○	○	◎	◎	◎		○	○	
	負傷者の救急活動	(1) 住民等（上記（1）に同じ）		○	◎	◎		○		○	○	
		(2) 乗員等（上記（2）に同じ）		○	◎	◎	◎	◎		○	○	
		(3) 救急病院の引受け確認		○	◎			○				
		(4) より適切な病院への転院										
(5) 負傷者の応急手当		◎	○		◎	◎						
財産被害	消 防 活 動	(1) 陸上			◎					◎	○	
		(2) 海上		○	○		◎					
	消防活動の統制	(1) 陸上		○	◎	○						
		(2) 海上					◎					
現場対策	警 備 活 動	(1) 現場保存				◎	◎	○				
		(2) 立入制限				◎	◎	○				
		(3) 財産保護，警備		○		◎	◎	○				
		(4) 現場交通規制及び交通整理				◎	◎					
		(5) 残置財産保全		○		○	○	◎				
救護対策	財産被害者の救援及び協力	(1) 仮住居の斡旋，提供		○				◎				
		(2) 生活必需品の支給						◎				

注：1 ◎印は，主務機関を示す。

2 ○印は，主務機関への援助協力を示す。

3 県は，当該県内の市町が処理する上記措置に関する業務の実施を助ける。

## 資料 1 2

## 災害時の相互応援に関する協定書

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規程に基づき、広島県（以下「県」という。）及び広島県内の市町村は、広島県内で災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、広島県内の他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他の都道府県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結した。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1） 食料，飲料水，生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- （2） 被災者救出，医療，防疫，施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- （3） 救援活動等に必要な車両，舟艇，航空機及び資機材の提供
- （4） 医療，救援，応急復旧等に必要な医療職，技術職，技能職等の職員の人的応援
- （5） 被災者を一時収容するための施設の提供
- （6） 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（応援要請の手続等）

第2条 応援を受けようとする市町村は、原則として、次の事項を明らかにして、第4条に定める県又は市町村の連絡担当部局（以下「連絡担当部局」という。）を通じて、電話，ファクシミリ等により要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 災害の状況
- （2） 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名，数量等
- （3） 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職種別人員
- （4） 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容を要する被災者の状況及び人数
- （5） 応援を必要とする区域並びに受入地点への経路
- （6） 応援を必要とする期間
- （7） 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村以外の市町村は、通信の途絶等により被災市町村との連絡が取れず、災害の実態に照らし特に緊急を要し、被災市町村が前項の要請を行ういとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、必要な応援を

行うことができるものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなす。

3 他の都道府県の市町村の応援要請を受けた市町村は、県の連絡担当部局を通じて要請するものとする。

4 県を通じて他の都道府県の市町村から応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県に通報するものとする。

5 県は、市町村間の応援について必要な指示又は調整を行うものとする。  
(応援経費の負担)

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援を受けた市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市町村から要請があった場合には、応援した市町村は一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担基準」に定めるところによる。

(連絡担当部局)

第4条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(連絡協議会の設置)

第5条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、広島県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

(他の協定との関係)

第6条 この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定その他災害応援に関して定められた他の手続きを排除するものではない。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

(施行)

第8条 この協定は、平成8年12月2日から施行する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書87通を作成し、県及び各市町村が記名・押印をして、各自その1通を所持する。



三和町 代表者 三和町 長  
總領村 代表者 總領村 長  
君田村 代表者 君田村 長  
作木村 代表者 作木村 長  
三良坂町 代表者 三良坂町 長  
西城町 代表者 西城町 長  
口和町 代表者 口和町 長  
比和町 代表者 比和町 長

上 下 町 代 表 者 上 下 町 長  
甲 奴 町 代 表 者 甲 奴 町 長  
布 野 村 代 表 者 布 野 村 長  
吉 舍 町 代 表 者 吉 舍 町 長  
三 和 町 代 表 者 三 和 町 長  
東 城 町 代 表 者 東 城 町 長  
高 野 町 代 表 者 高 野 町 長

## 資料 1 3

## 広島県内広域消防相互応援協定書

(目 的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、広島県内において災害が発生した場合に、広島県内の市町及び消防組合がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定の実施区域)

第2条 この協定の実施区域は、広島県の区域とする。

(協定市町等の責務)

第3条 この協定を締結した市町及び消防組合（以下「協定市町等」という。）は、各協定市町等において、消防力の充実強化に努めるものとする。

(対象とする災害)

第4条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、協定市町村等の応援を必要とするものとする。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した協定市町等（以下「災害発生市町等」という。）の長（協定市町等の長から委任を受けた消防長及び消防組合の管理者を含む。以下同じ。）が、次の各号のいずれかに該当する場合に、他の協定市町等の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の協定市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認められる場合
- (2) 災害発生市町等の消防力のみによっては、災害防ぎよが著しく困難と認められる場合
- (3) 災害を防ぎよするため、他の協定市町等が保有する車両、資器材、人員等が必要であると認められる場合
- (4) その他特別な理由により他の協定市町等の応援が必要であると認められる場合

2 応援要請は、次の各号に掲げる事項を明確にして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 必要とする車両、資器材等の種別及び数量並びに人員
- (4) 必要とする消防隊、救助隊、救急隊（消防団を含む。）であって災害応援に必要な隊（以下「応援隊」という。）の到着希望日時及び集結場所

## (5) その他必要な事項

## (応援隊の派遣)

第6条 応援要請を受けた協定市町等（以下「応援市町等」という。）の長は、特別の理由がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく応援要請をした協定市町等（以下「要請市町等」という。）の長に連絡するものとする。

3 応援市町等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の長に連絡するものとする。

4 広島県は、この協定に基づく消防の相互応援が円滑に実施されるよう、必要な調整等を行うものとする。

## (応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、要請市町等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

## (報告)

第8条 応援市町等の長は、応援活動終了後速やかに、応援活動の結果を要請市町等の長に報告するものとする。

2 要請市町等の長は、災害活動終了後速やかに、災害の概要を応援市町等の長に報告するものとする。

## (経費の負担)

第9条 応援に要する経費の負担については、次の各号に定めるところによる。

## (1) 応援市町等が負担する経費

ア 人件費，消費燃料費等の経費

イ 応援隊員（消防団員を含む。以下同じ。）が応援活動により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

ウ 応援隊員が、その出発地と災害発生場所との間の往復中に第三者に損害を与えた場合の賠償費

## (2) 要請市町等が負担する経費

ア 要請による救援物資等の調達経費

イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食料の支給に要する経費

ウ 応援隊員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合の賠償費

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度、応援市町等と要請市町等が協議して定めるものとする。

## (実施細目等)

第10条 この協定の実施に関して必要な事項は、広島県及び協定市町等が協議して、実施細目及び実施基準等により定めるものとする。

(疑義の協議)

第11条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、広島県及び協定市町等が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書26通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 広島県内広域消防相互応援協定書(平成22年3月16日施行)は、この協定の施行の日の前日をもって廃止する。

## 資料 13-2

## 広島県内広域消防相互応援協定実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、広島県内広域消防相互応援協定書（以下「協定」という。）第10条に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第2条 協定市町等は、協定第5条に基づく応援要請を迅速かつ的確に行うため、別表のとおり連絡先（以下「指定連絡表」という。）を定めるものとし、指定連絡先に変更があった場合は、別記様式第1号により、広島県に届け出るものとする。

2 応援要請は、指定連絡先に電話等により行うものとし、事後、速やかに別記様式第2号による応援要請書を応援市町等に送付するものとする。

(応援の特例)

第3条 協定市町等の長は、協定第5条に基づく応援要請がない場合であっても、次のいずれかに該当する場合は、応援隊を派遣することができるものとする。

(1) 行政区域又は消防機関の管轄区域（以下「区域」という。）外で発生した災害を、災害発生市町等が覚知する前に覚知し、災害内容から判断して、応援の必要があると認めた場合

(2) 通信網の途絶等により災害発生市町等との連絡がとれない場合で応援の必要があると認めた場合

2 前号に規定する応援を行った場合、又は区域外の災害と判断して出動した場合は、協定第5条に基づく応援要請による応援とみなす。

3 応援市町等は、第1項第1号により応援隊を派遣した場合は、速やかに災害発生市町等に連絡するものとする。

4 災害発生市町等は、前項の連絡を受けた場合は、速やかに自己の所属する消防隊、救助隊、救急隊その他の隊（消防団を含む。）であって災害対応に必要な隊（以下「消防隊等」という。）を出動させるものとする。

5 前項の規定に関わらず、災害発生市町等は、救急事故等、災害の種別・規模等から応援隊のみで対応及び事後処理が可能である場合は、応援市町等と協議の上、自己の所属する消防隊等を出動させないことができる。

(応援隊の派遣)

第4条 応援市町等の長は、協定第6条に基づく応援隊を派遣する場合は、派遣する隊の種別、人員、車両、出発日時、応援隊の長の職・氏名、その他の応援隊の派遣に関する必要な事項を、要請市町等の指定連絡先に電話等により連絡するものとする。

- 2 応援要請を受けた協定市町等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を要請市町等の指定連絡先に電話等により連絡するものとする。
- 3 応援隊は、災害の状況に応じ、必要な装備資器材、被服等を携行するものとする。

(応援隊の活動)

第5条 要請市町等の長は、応援隊を効率的に運用するため、所属する消防職員又は消防団員等（以下「職員等」という。）に現場への誘導及び応援業務の指示を行わせるとともに、必要に応じて、応援活動上必要な資器材等を応援隊に提供するものとする。

- 2 応援隊と要請市町等との間の無線通信は、原則として主運用波を使用するものとする。

(緊急消防援助隊要請時の対応)

第6条 災害発生市町等の長からの連絡により、広島県知事が緊急消防援助隊の要請を行った場合、県内の応援隊は、広島県内消防応援隊賭して、県に設置される広島県消防応援活動調整本部の調整により活動するものとする。

(報告)

第7条 協定第8条第1項に規定する報告は、原則として、別記様式第3号の応援隊活動結果報告書により行うものとし、同条第2項に規定する報告は別記様式第4号の災害概要報告書により行うものとする。

- 2 前号に定めるほか、応援隊の長は応援活動開始前及び応援活動終了後、要請市町等の現場最高指揮者に対し、次の事項を口頭で報告するものとする。

(1) 応援活動開始前

- ① 応援隊の現場到着日時
- ② 応援隊の車両、資器材等の種別及び数量並びに人員

(2) 応援活動終了後

- ① 応援隊の活動概要
- ② 応援隊員の負傷及び資器材等の損傷の有無
- ③ 応援隊の現場引き揚げ日時

(災害の調査)

第8条 災害の調査は、要請市町等が行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、応援市町等が災害の調査を行うことができるものとする。

- (1) 救急事故（多数傷病者発生事案等の特殊なものを除く。）
- (2) 災害の種別・規模等から、応援市町等において災害の調査を行うことが適当と判断されるとき。
- (3) その他特別な事由により、要請市町等による災害の調査が困難な場合で、要請市町等の長から災害の調査の要請があつたとき。

- 2 応援隊は、要請市町等の職員等が現場に不在のときは、当該市町等の職員等が到着するまでの間、災害現場の保存に努めるとともに、必要に応じて初動の

調査を行うものとする。

(応援の始期等)

第9条 応援の始期は応援隊が出動した時点とし、応援の終期は応援隊が帰着した時点とする。

(経費の請求)

第10条 応援市町等の長は、協定第9条第2号又は第3号の規定により応援に要した経費を請求するときは、別記様式第5号により要請市町等の長に請求するものとする。

(応援隊の派遣計画)

第11条 協定市町等の長は、協定第6条第1項に規定する応援隊の派遣を迅速かつ的確に行うため、あらかじめ応援隊の派遣計画を定めておくものとする。

(情報交換等)

第12条 協定市町等の長は、次に掲げる情報等を相互に交換するものとする。

- (1) 消防力及び消防概要
- (2) その他応援に関し必要な事項

(合同訓練の実施)

第13条 協定市町等は、円滑な応援活動を確保するため、合同で訓練を実施するよう努めるものとする。

(連絡会議)

第14条 広島県及び協定市町等は、協定第11条に規定する疑義事項等を協議するほか、協定の適正な運用を図るため、必要に応じて連絡会議を開くものとする。

(その他)

第15条 この実施細目の実施に関して必要な事項は、広島県及び協定市町等が協議して運用する。

## 附 則

- 1 この実施細目は、協定施行の日から施行する。
- 2 広島県内広域消防相互応援協定実施細目(平成22年3月16日施行)は、協定の施行の日の前日をもって廃止する。

## 別記様式第1号

## 通報指定場所届出書

		令和 年 月 日 指定	
		市町村等名	
		所在地	
連絡体制		昼間 (8:30~17:30)	夜間 (17:30~8:30)
① 連絡担当課又は係			
② 連絡担当者職・氏名			
③ 指定電話番号			
④ 防災行政無線	設置場所		
	無線番号		
	FAX 番号		
⑤ 電話 F A X 番号			
⑥ その他連絡に必要な事項			

- 注 1 休日及び土曜日（12:30～8:30）は、夜間扱いとする。  
 2 防災行政無線は、広島県の消防防災行政無線をいう。  
 3 届出事項に変更がある場合は、その都度遅滞なく届け出ること

別記様式第2号

文 書 番 号  
令和 年 月 日

殿

要 請 者  
市町村等名  
職・氏名

印

応 援 要 請 書

広島県内 広 域 消防相互応援協定書 第 4 条  
高速道路 第 4 条第 2 号 の規定に

より 応 援  
特別応援 を次のとおり要請します。

① 災 害 の 種 別	
② 災 害 発 生 日 時	
③ 災 害 発 生 場 所	
④ 被 害 の 状 況	

⑤ 必要とする車両, 資器材等の種別及び数量並びに人員	
⑥ 応援隊の主な活動	
⑦ 応援隊の到着希望日時	
⑧ 集 結 場 所	
⑨ 使用する無線局	
⑩ その他必要な事項	

別記様式第3号

応援隊活動結果報告書

災害種別								災害発生場所							
災害の発生日時				令和 年 月 日 時 分				応援要請受信時分				月 日 時 分受信			
応援隊の行動経過													受信者 覚知方法		
特記事項															
消防隊	隊名	車種	人員	出動時分	距離	現着時分	放水有無	開始時分	終了時分	使用水利	引揚時分	帰署時分	口径・圧力・ホース本数		
救急隊	隊名	車種	人員	出動時分	距離	現着時分	搬送有無	現場発	病院着	搬送人員	引揚時分	帰署時分	傷病者搬送医療機関		
救助隊	隊名	車種	人員	出動時分	距離	現着時分	救助有無	開始時分	終了時分	救助人員	引揚時分	帰署時分	使用した救助器具等		
その他	隊名	車種	人員	出動時分	距離	現着時分	応援有無	開始時分	終了時分		引揚時分	帰署時分	任 務		
応援活動の概要															
資器材等 使用状況	応援市町村等のもの								応援活動に 起因する事故	職・団員の負傷					
	要請市町村等のもの									資器材等の損傷					

注 応援隊の活動状況図を添付すること。

別記様式第4号

災 害 概 要 報 告 書

市町村等名

発生場所		業態 事業所名		関係者 所有者												
日	時	発生 令和 年 月 日 時 分	覚知 令和 年 月 日 時 分	覚知方法	放水開始日時 月 日 分 (活動開始日時) 時 分	火勢制圧 月 日 分 時 分	鎮火 月 日 分 (活動終了日時) 時 分									
発生原因		災害の概要														
損害程度	建物	全焼	棟	m <sup>2</sup>	死者及び負傷者	区	分	死者	負傷者	気象状況	観測	場所				
		半焼	棟	m <sup>2</sup>		消防吏員	男	女	男			女	日	時	日	時
		部分焼	棟	m <sup>2</sup>		消防団員						天候				
	林野			消防活動に関係がある者							風向					
	車両			応急消火義務者							風速					
	船舶			消防協力者							気温	℃				
	その他			その他							相対湿度	%				
	推定損害額		千円	その他							実効湿度	%				
出動状況	推定損害額 千円				応援出動状況	応援機関	人員	車両		資器材	要請状況		補給状況			
	時	分	隊			名	台		(時分・品名・数)		(時分・品名・数)					
	時	分	隊			名	台									
	時	分	隊			名	台									
	時	分	隊			名	台									
	時	分	隊			名	台									
	時	分	隊			名	台									
	時	分	隊			名	台									
要請市町村等	出動隊	活動隊	出動人員	活動人員		名	台		本災害の教訓							
						名	台									
応援市町村等	出動隊	活動隊	出動人員	活動人員		名	台									
						名	台									
				合計		名	台		死傷者の生じた理由							
発見、通報の状況				本災害の問題点												
先着隊到着時の状況及び防ぎよ概要																
避難誘導及び救助等の概要																

注 1 現場略図（付近見取図等）及び消防活動状況図を添えること。

2 出動状況は、覚知から鎮火に至るまでの間の出動状況を記載すること

別記様式第5号

文 書 番 号  
令和 年 月 日

殿

請 求 者  
市町村等名  
職・氏名  
印

応援に要した経費の請求について

このことについて、令和 年 月 日 時 分ごろ  
で発生した災害へ応援出動したので、  
広島県内広域消防相互応援協定第8条及び同実施細目第9条 の規定により  
広島県内高速道路消防相互応援協定第10条及び同実施細目第11条  
次のとおり応援に要した経費を請求します。

請 求 金 額		金	
請 求 金 額 の 内 訳	経 費 の 区 分	請 求 金 額	摘 要

## 資料 13-3

## 広島県内高速道路等消防相互応援実施基準

## 1 趣 旨

この実施基準（以下「基準」という。）は、広島県内広域消防相互応援協定（以下「協定」という。）第10条及び広島県内広域消防相互応援協定実施細目（以下「実施細目」という。）第15条に基づき、広島県にある構造の特殊性を有する次に掲げる道路（以下「高速道路等」という。）上で発生した災害において、迅速かつ円滑な消防相互応援を行うことを目的として、必要な事項を定める。

- (1) 中国自動車道
- (2) 山陽自動車道
- (3) 広島呉道路
- (4) 東広島・呉自動車道
- (5) 尾道松江道
- (6) 広島岩国道路
- (7) 広島高速道路

## 2 用語の定義及び連絡窓口

この基準において使用する用語は、協定及び実施細目において使用する用語の例による。

なお、協定市町等への連絡は、協定市町等を管轄する消防本部の指定連絡先とする。

## 3 応援要請の特例

## (1) 通常応援

別表の応援市町等に掲げる協定市町等は、同表の応援区域において災害の発生を覚知した場合は、当該災害発生市町等から協定第5条に規定する応援要請があったものとみなし、応援隊を派遣するものとする。

この場合、応援市町等から災害発生市町等への連絡及び災害発生市町等の所属する消防隊等の出動については、実施細目第3条第3項、第4項及び第5項の規定を準用する。

## (2) 特別応援

災害発生市町等は、前号の規定による応援市町等以外の協定市町等の応援が必要と認める場合は、別途定める「広島県内大規模災害時等広域消防相互応援実施基準」により応援を要請するものとする。

## 4 応援要請書等の処理

本基準により消防相互応援が行われた場合の手続きは、実施細目の規定に準じて、次のとおり処理するものとする。

- (1) 災害発生市町等は、事後、速やかに実施細目第2条第3項に規定する応援要請書を応援市町等に送付するものとする。
  - (2) 応援市町等は、活動終了後、速やかに、実施細目第7条第1項に規定する活動結果報告書を災害発生市町等に送付するものとする。
  - (3) 災害発生市町等は、活動終了後、速やかに、実施細目第7条第1項に規定する災害概要報告書を応援市町等に送付するものとする。
- 5 その他
- この基準の実施に関して必要な事項は、広島県及び協定市町等が協議して別に定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この基準は平成29年6月1日から施行する。
- 2 従前の「広島県内高速道路消防相互応援協定書」及び「広島県内高速道路消防相互応援協定実施細目」（平成5年10月26日施行）は廃止する。

別表		通常応援出動区分表	
		平成29年6月1日現在	
応援市町等	応援区域		
広島市	(1) (2) (3) (4) (5) (6)	中国自動車道上り線のうち広島市と北広島町の境界から千代田JCTの間 山陽自動車道上り線のうち広島市と東広島市の境界から志和ICの間 山陽自動車道下り線のうち広島市と廿日市市の境界から宮島SAの間 広島呉道路下り線のうち広島市と呉市の境界から天応東ICの間 広島高速2号線上り線のうち広島市と府中町の境界から府中入路の間 広島高速2号線下り線のうち広島市と府中町の境界から矢賀入路の間	
呉市	(1) (2)	広島呉道路上り線のうち呉市と広島市の境界から坂北ICの間 東広島呉道路下り線のうち呉市と東広島市の境界から黒瀬ICの間	
三原市	(1) (2) (3) (4)	山陽自動車道上り線のうち三原市と尾道市の境界から尾道ICの間 山陽自動車道下り線のうち三原市と竹原市の境界から河内ICの間 尾道松江道上り線のうち世羅町と尾道市の境界から尾道北ICの間 尾道松江道下り線のうち世羅町と三次市の境界から甲奴ICの間	
尾道市	(1) (2) (3)	山陽自動車道上り線のうち尾道市と福山市の境界から福山西ICの間 山陽自動車道下り線のうち尾道市と三原市の境界から三原久井ICの間 尾道松江道下り線のうち尾道市と世羅町の境界から世羅ICの間	
大竹市		広島岩国道路上り線のうち大竹市と廿日市市の境界から大野ICの間	
東広島市	(1) (2) (3)	山陽自動車道上り線のうち竹原市と三原市の境界から本郷ICの間 山陽自動車道下り線のうち東広島市と広島市の境界から広島東ICの間 東広島呉道路上り線のうち東広島市と呉市の境界から郷原ICの間	
廿日市市	(1) (2)	山陽自動車道上り線のうち廿日市市と広島市の境界から五日市ICの間 広島岩国道路下り線のうち廿日市市と大竹市の境界から大竹ICの間	
安芸高田市	(1) (2)	中国自動車道上り線のうち安芸高田市と三次市の境界から三次ICの間 中国自動車道下り線のうち安芸高田市と北広島町の境界から千代田ICの間	
府中町	(1) (2)	広島高速2号線上り線のうち府中町と広島市の境界から間所入路の間 広島高速2号線下り線のうち府中町と広島市の境界から大洲入路の間	
北広島町	(1) (2)	中国自動車道上り線のうち北広島町と安芸高田市の境界から高田ICの間 中国自動車道下り線のうち北広島町と広島市の境界から広島自動車道下り線の広島北ICの間	
備北地区消防組合	(1) (2)	中国自動車道下り線のうち三次市と安芸高田市の境界から高田ICの間 尾道松江道上り線のうち三次市と世羅町の境界から世羅ICの間	
福山地区消防組合		山陽自動車道下り線のうち福山市と尾道市の境界から尾道JCTの間	
注	1 ICはインターチェンジの略 2 JCTはジャンクションの略 3 SAはサービスエリアの略 4 高速自動車国道法第4条第1項に基づく路線名について、本表では、「中国縦貫自動車道」を「中国自動車道」、「中国横断自動車道尾道松江線」を「尾道松江道」、「広島高速道路」を「広島高速」、「東広島・呉自動車道」を「東広島呉道路」という。		

## 資料 13-4

## 広島県内大規模災害時等広域消防相互応援実施基準

## 1 趣旨

この実施基準（以下「基準」という。）は、広島県内広域消防相互応援協定（以下「協定」という。）第10条及び広島県内広域消防相互応援協定実施細目（以下「実施細目」という。）第15条に基づき、広島県内で第3項に規定する大規模災害等が発生した場合における広島県内広域消防相互応援活動（以下「消防相互応援」という。）が、県内の消防本部及び消防団により、迅速、的確かつ必要最大限に実施されることを目的として、必要な事項を定める。

## 2 用語の定義及び連絡窓口

この基準において使用する用語は、協定及び実施細目において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるものとする。

なお、協定市町等への連絡は、第9項を除き、協定市町等を管轄する消防本部の指定連絡先とする。

(1) ブロック 広島県内の市町を2ブロックに区分した西部地域及び東部地域をいい、当該区分に属する協定市町等は、別表1のとおりとする。

(2) 災害発生ブロック 災害発生市町等の属するブロックをいう。

(3) 応援ブロック 災害発生ブロックに対して消防相互応援を行うブロックをいう。

(4) ブロック代表 ブロックの消防相互応援を調整するための代表消防本部をいう。

(5) ブロック代表代行 ブロック代表に事故がある場合、又は連絡の取れない場合に、ブロック代表を代行する消防本部をいう。

(6) 災害発生ブロック代表 災害発生ブロックのブロック代表をいう。

(7) 応援ブロック代表 応援ブロックのブロック代表をいう。

(8) 県代表 広島県全体の消防相互応援を調整するための代表消防本部をいう。

(9) 県代表代行 県代表に事故がある場合、又は連絡の取れない場合に、県代表を代行する消防本部をいう。

(10) ブロック内応援 ブロック内の協定市町等で行う消防相互応援をいう。

(11) 全県応援 ブロックを越えた応援活動の必要がある消防相互応援をいう。

## 3 対象とする災害

この基準の対象とする災害は、次に掲げる災害とし、2以上の協定市町等の応援を必要とするものとする。

ただし、災害による被害が小規模又は限定的と判明し、拡大する恐れがないと判断される場合を除く。

- (1) 大規模な火災，高層建築物火災，危険物火災その他特殊火災
- (2) 地震，風水害その他の大規模な自然災害
- (3) 航空機事故，列車事故等の集団救急救助事故
- (4) 前各号に掲げるほか，大規模又は特殊な災害

#### 4 応援の要請

前項に規定する災害に係る協定第5条に規定する応援要請は、次のとおり行うものとし、その連絡系統は別表2のとおりとする。

- (1) 災害発生市町等は、その属するブロックのブロック代表（又はブロック代表代行。以下同じ。）に対して、ブロック内応援又は全県応援の要請の連絡を行うものとする。

#### (2) ブロック内応援

ア 災害発生市町等からブロック内応援の要請を受けたブロック代表は、当該ブロック内の他の協定市町等に対して応援要請の連絡を行うとともに、その旨を県代表（又は県代表代行。以下同じ。）に連絡するものとする。

イ 前アの連絡を受けた県代表は、その旨を災害発生市町等が属さないブロックのブロック代表及び広島県（以下「県」という。）に連絡するものとする。

ウ 前イの連絡を受けたブロック代表は、その旨を自己のブロックに属する協定市町等に情報提供するものとする。

#### (3) 全県応援

ア 災害発生市町等から全県応援の要請の連絡を受けたブロック代表は、当該ブロック内の他の協定市町等及び県代表に対して応援要請の連絡を行うものとする。

イ 前アの連絡を受けた県代表は、応援ブロック代表に対して応援要請の連絡を行うとともにその旨を県に連絡するものとする。

ウ 前イの連絡を受けた応援ブロック代表は、当該ブロック内の協定市町等に対して応援要請の連絡を行うものとする。

#### (4) 連絡が取れない場合等の措置

ア 前各号の規定に関わらず、ブロック代表若しくは県代表に連絡が取れない場合又は緊急を要する場合は、災害発生市町等は直接他の協定市町

等に応援を要請し、又は県に応援要請を連絡できるものとする。

イ 前アの応援要請を受けた協定市町等又は応援要請の連絡を受けた県は、当該応援要請に係る臨機の対応を行うとともに、別表2に示す連絡先への連絡に努めるものとする。

## 5 応援の決定

協定第6条第2項又は第3項に係る事項（以下「応援隊情報」という。）は次のとおり連絡するものとし、当該連絡系統は、別表2のとおりとする。

(1) 応援市町等は、応援隊情報を、自己の属するブロックのブロック代表に連絡するものとする。

### (2) ブロック内応援

ア 前号の連絡を受けたブロック代表は、当該応援隊情報を災害発生市町等及び県代表に連絡するものとする。

イ 前アの連絡を受けた県代表は、当該応援隊情報を災害発生市町等が属さないブロックのブロック代表及び県に連絡するものとする。

ウ 前イの連絡を受けたブロック代表は、当該応援隊情報を自己のブロックに属する協定市町等に情報提供するものとする。

### (3) 全県応援

ア 第1号の連絡を受けたブロック代表は、当該応援隊情報を県代表に連絡するものとする。

イ 前アの連絡を受けた県代表は、当該応援隊情報を災害発生市町等及び県に連絡するとともに、ブロック代表に情報提供するものとする。

## 6 迅速出動体制

(1) 第3項に規定する災害が発生した場合において、災害発生市町等と連絡が取れず、かつ、事態に照らして緊急を要し、第4項に規定する応援要請を待ついとまがないと認められる場合は、災害発生市町等以外の協定市町等は自らの判断により、ブロック代表又は県代表は災害発生市町等の近隣の協定市町等の消防本部に依頼して、災害発生市町等に先行調査のための応援隊（以下「先遣隊」という。）を派遣することができる。この場合、協定第5条に規定する応援要請があったものとみなす。

(2) 先遣隊を派遣した協定市町等は、その旨を自己の属するブロックのブロック代表に連絡するものとする。

(3) ブロック代表は、自ら先遣隊を派遣し、先遣隊の派遣を依頼し、又は前

号の連絡を受けた場合は、その旨を自己のブロックに属する前号以外の協定市町等及び県代表に連絡するものとする。

- (4) 県代表は、自ら先遣隊を派遣し、先遣隊の派遣を依頼し、又は前号の連絡を受けた場合は、その旨をブロック代表（ただし、前号の連絡を受けたブロック代表を除く。）及び県に連絡するものとする。
- (5) 前号の連絡を受けたブロック代表は、その旨を自己のブロックに属する協定市町等に連絡するものとする。
- (6) 第3号又は第5号の連絡を受けた協定市町等は、直ちに応援のための準備に着手するものとする。

## 7 指揮支援隊

- (1) ブロック内応援の場合にあっては当該ブロックのブロック代表が、全県応援の場合にあっては県代表が災害発生市町等の現地本部に指揮支援隊を派遣し、災害発生市町等の指揮支援に当たるとともに、応援隊の活動を調整・統括するものとする。
- (2) 災害発生市町等が複数に及ぶ場合は、県代表及びブロック代表が協議して、指揮支援隊の派遣を調整するものとする。
- (3) 災害発生市町等の現地本部に先着した応援隊（第6項に規定する先遣隊を含む。以下「先着応援隊」という。）は、前2号に規定する指揮支援隊が到着するまでの間、暫定的に指揮支援隊として活動するものとする。

## 8 応援隊の派遣及び活動等

災害時における応援隊の活動及び平時における応援隊の登録及び装備等については、「緊急消防援助隊広島県大隊応援等実施計画」に準ずるものとする。

## 9 消防団の応援活動

- (1) 消防団による応援は、消防団の特徴である「要員動員力」「即時対応力」「地域密着性」の活用及び被災地に投入する消防力の最大化等を図ることを目的とし、災害種別、規模及び危険性等を勘案して行うものとする。
- (2) 応援の要請及び決定
  - ア 災害発生市町等は、前号の応援を必要とする場合は、第4項の規定に関わらず、協定第5条に規定する応援要請について、協定市町等に対して直接連絡するものとする。

イ 前アの応援要請を受けた協定市町等は、第5項の規定に関わらず、協定第6条に規定する応援隊の派遣について、災害発生市町等に対して直接連絡するものとする。

ウ 県、県代表及びブロック代表は、消防団による応援の情報を得た場合は、相互に連絡するものとする。

(3) 応援市町等は、消防団による応援を行う場合は、消防団長及び消防団を所轄する消防本部の消防長と協議の上、消防組織法第18条第3項の規定に基づき出動させるものとする。

(4) 応援活動を行う消防団は、災害発生市町等の長の指揮のもと、各消防団を所轄する消防本部と緊密に連携して活動するものとする。

#### 10 県の対応

県は、必要に応じて現地本部に職員を派遣し、情報収集及び連絡調整に当たるとともに、県代表と連携し、消防相互応援の円滑な実施及び緊急消防援助隊との連携の確保のため、関係機関との調整等必要な措置を講じるものとする。

#### 11 応援体制の縮小等

(1) 消防相互応援の体制を縮小又は廃止する場合は、ブロック内応援の場合は災害発生市町等及び災害発生ブロック代表が、全県応援の場合はブロック内応援の場合に加え、県代表及び応援ブロック代表が協議の上、決定するものとする。

(2) ブロック内応援の場合であって前号の決定を行った場合は、ブロック代表は県代表にその旨を連絡するものとする。

(3) 県代表は、消防相互応援の体制を縮小又は廃止した場合は、その旨を県に連絡するものとする。

#### 12 応援の中止

(1) 応援市町等は、応援隊の派遣を中止すべき特別な事情が生じた場合は、自己の属するブロックのブロック代表にその旨を連絡し、派遣を中止することができるものとする。

(2) ブロック代表は、前項の連絡を受けた場合は、県代表及び県に連絡するものとする。

(3) 前各号の規定に関わらず、消防団による応援の中止の連絡は、第9項に準じて行うものとする。

#### 13 消防庁長官への連絡

(1) 県は、第4項第2号イ、同項第3号イ、同項第4号ア、第5項第2号イ、同項第3号イ、第6項第4号、第9項第2号ウ、第11項第3号、[第12項第2号]の連絡を受けた場合は、その旨を消防庁長官に連絡するものとする。

(2) 県代表は、県と連絡をとることができない場合であって必要と認める場合は、直接消防庁長官に連絡することができるものとし、その場合、事後速やかに県に連絡するものとする。

1.4 体制又は連絡の省略等

(1) ブロック代表若しくは県代表又は先着応援隊は、災害の状況により、災害発生市町等が自ら応援隊の活動を調整・統括することが適切と判断される場合は、第7項に規定する指揮支援を省略することができるものとする。

(2) 協定市町等又は県は、災害の状況により、災害対応に有効かつ支障がないと判断され、別表2の連絡系統における連絡先の了解を得た場合は、別表2の連絡系統に関わらず最適な連絡先に必要な情報を直接連絡できるものとする。

1.5 その他

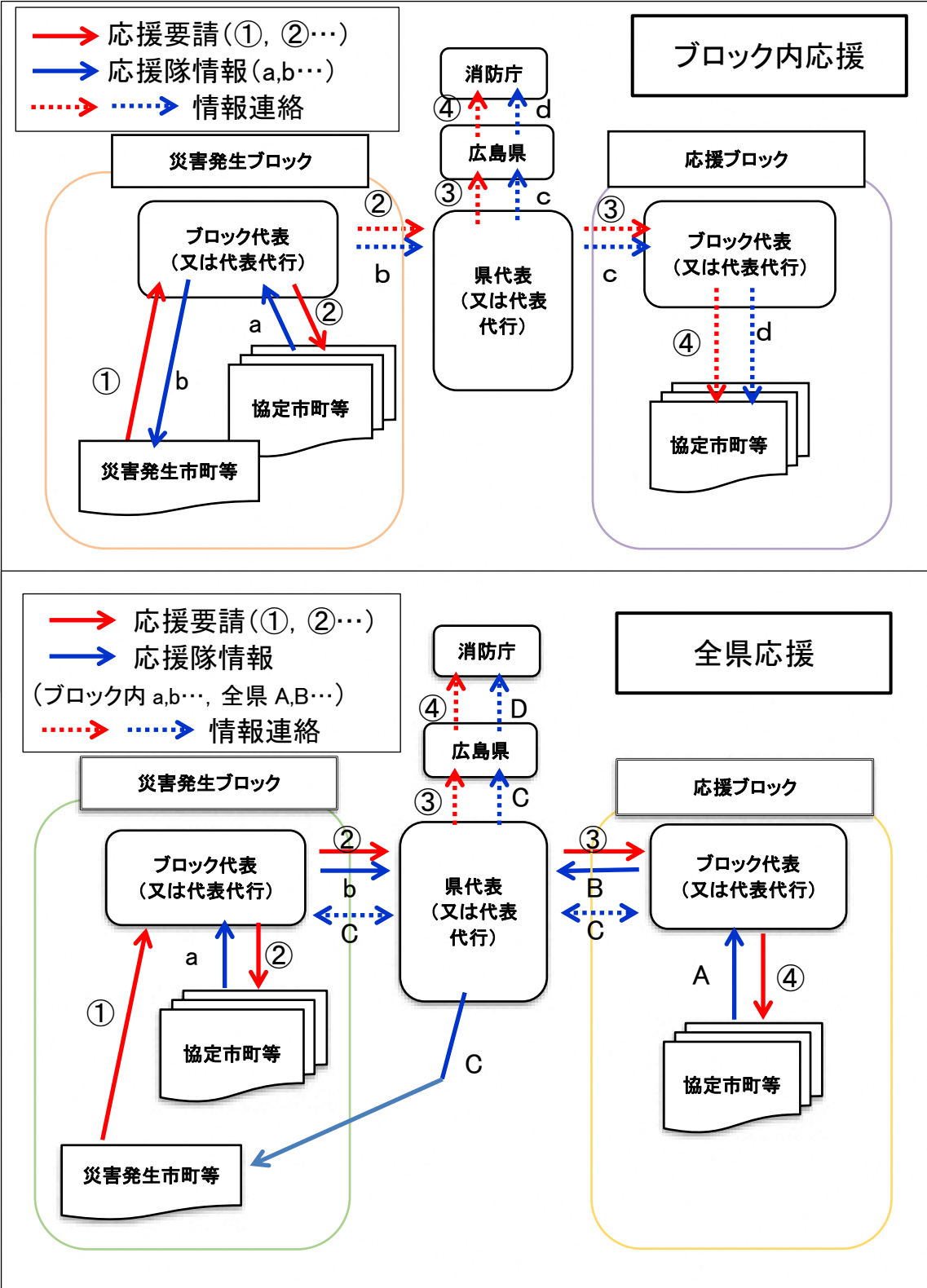
この基準の実施に関して必要な事項は、県及び協定市町等が協議して別に定めるものとする。

附 則

1 この基準は、平成29年6月1日から施行する。

## 地域ブロックブロック代表県代表等一覧（基準第2条関係）

県代表本部	広島市消防局		
県代表代行本部	福山地区消防組合消防局		
ブロック	① ブロック代表本部 ② ブロック代表代行本部	ブロック内の消防本部	ブロック内の市町
西部ブロック	① 広島市消防局 ② 呉市消防局	広島市消防局 呉市消防局 大竹市消防本部 東広島市消防局 廿日市市消防本部 江田島市消防本部 府中町消防本部 北広島町消防本部 安芸高田市消防本部	広島市 呉市 竹原市 府中町 大竹市 東広島市 廿日市市 安芸高田市 江田島市 海田町 熊野町 坂町 安芸太田町 北広島町 大崎上島町
東部ブロック	① 福山地区消防組合消防局 ② 備北地区消防組合消防本部	福山地区消防組合消防局 尾道市消防局 三原市消防本部 備北地区消防組合消防本部	三原市 尾道市 福山市 三次市 庄原市 府中市 世羅町 神石高原町



## 資料 1 4

## 消防相互応援協定書

## (目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、大竹市、岩国市、和木町及び岩国地区消防組合（以下「協定団体」という。）と相互の消防機関を活用して、災害による被害を最小限に防止するため、消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

## (協定の運用地域)

第2条 この協定の運用地域は、大竹市、岩国市及び和木町の全域とする。

## (対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災、地震その他の災害（以下「災害」という。）で、消防に関して協定団体の応援を必要とするものとする。

## (応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、次の各号のいずれかに該当する場合に、災害が発生した協定団体（以下「要請協定団体」という。）の長が、他の協定団体の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の協定団体に拡大し、又は影響を与える恐れがあると認める場合
- (2) 要請協定団体の消防機関では、災害防ぎよが著しく困難と認める場合
- (3) 災害の防除及び災害の被害を軽減するため、他の協定団体が保有する車両資機材等を必要と認める場合

2 前項に規定する応援要請は、次の事項を明確にして行うものとする。

- (1) 災害の状況（災害の種別、発生日時、場所等）及び応援を要請する理由
- (2) 要請する人員、車両等の種別及び資機材の数量
- (3) 応援隊の主な任務
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

## (応援隊の派遣)

第5条 前条の規定により、応援要請を受けた協定団体（以下「応援協定団体」という。）の長は、特別の理由がない限り応援を行うものとする。

2 応援協定団体の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時、人員その他必要な事項を遅滞なく要請協定団体の長に通報するものとする。

3 第1項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請協定団体の長に通報するものとする。

## (応援隊の派遣の中断)

第6条 応援協定団体の長は、応援隊を当該協定団体の消防業務に復帰させる

べき事態が生じた場合、要請協定団体の長と協議の上、派遣を中断することができる。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、要請協定団体の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(報告)

第8条 応援協定団体の長は、応援の結果を応援活動終了後、速やかに要請協定団体の長に報告するものとする。

2 要請協定団体の長は、災害の概要を災害活動終了後、速やかに応援協定団体の長に報告するものとする。

(経費の負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担については、次の各号により負担するものとする。

(1) 応援協定団体が負担する経費

ア 出動手当、旅費等の人件費及び消費燃料等の経常経費

イ 応援の消防職員又は消防団員（以下「応援隊員」という。）が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

ウ 応援隊員が、要請協定団体への往復の途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費

(2) 要請協定団体が負担する経費

ア 要請による救援消防用資機材及び救援物資の調達経費

イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食料の支給に要する経費

ウ 応援隊員が、応援活動中第三者に損害を与えた場合の損害賠償費（応援隊員に重大な過失がある場合を除く。）

(3) 前2号に定める経費以外の経費については、その都度応援協定団体と要請協定団体が協議して定めることとする。

(実施細目)

第10条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要な事項は、協定団体で協議の上、別に定める。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し、疑義が生じたときは、その都度協定団体で協議し、決定するものとする。

(旧協定の廃止)

第12条 大竹市が岩国市及び和木町の2市町と締結している消防相互応援協定（平成19年11月1日締結）は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。

以上のとおり協定した証として、本協定書4通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年2月12日

広島県  
大竹市長 入山欣郎 印

山口県  
岩国市長 福田良彦 印

山口県  
和木町長 古木哲夫 印

岩国地区消防組合  
岩国地区消防組合管理者 福田良彦 印

## 資料 14-2

## 消防相互応援協定実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、消防相互応援協定（以下「協定」という。）第8条に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(応援を必要とする災害)

第2条 協定第2条に規定する応援を必要とするものとは、協定第3条第1項各号のいずれかに該当する場合、その他特別な理由により応援が必要と認められた場合をいう。

(応援の特例)

第3条 応援要請がない場合であっても、次のいずれかに該当する場合、協定団体の長は、応援隊を派遣して応援することができるものとする。

- (1) 行政区域内で発生した火災を他の協定団体が覚知し、災害内容から判断して、応援の必要があると認めた場合
- (2) 通信網の途絶等で、災害が発生した協定団体との連絡がとれない場合で応援の必要があると認めた場合

(応援要請)

第4条 協定第3条第1項に規定する応援要請を迅速かつ的確に行うため、協定団体は、あらかじめ連絡担当課又は係、連絡担当者の職、氏名、電話番号その他連絡に関し必要な事項を通報指定場所として定め、別記様式第1号により他の協定団体に届け出るものとする。

- 2 応援要請は、前項に定める通報指定場所に電話等により応援要請し、速やかに別記様式第2号による応援要請書を応援協定団体の長に送付するものとする。

(応援隊の派遣計画)

第5条 協定第4条第1項に規定する応援隊の派遣を迅速かつ的確に行うため、協定団体の長は、あらかじめ応援隊の派遣計画を定めておくものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 協定団体の長は、応援隊を派遣する場合は、派遣する人員、車両、資器材等の数量、出発日時及び応援隊の長の職、氏名等を応援要請に応ずることができない場合は、その旨を要請協定団体の通報指定場所に電話等により通報するものとする。

- 2 応援隊は、災害の状況に応じ必要な装備資器材、被服等を携行するものとする。

(応援隊の活動)

第7条 要請協定団体の長は、応援隊を効率的に運用するため、所属の消防職員をして、現場への誘導及び担当任務の指定を行わせるとともに、必要に応じて応援活動上必要な資器材等を応援隊に貸し与えるものとする。

- 2 応援隊の要請協定団体との無線通信は、全国共通波を使用するものとする。
- 3 要請協定団体の長は、全国共通波を有する無線局のうちから特定局を指定し、応援隊に通報するものとする。

(報 告)

第8条 協定第6条に規定する報告は、次により行うものとする。

(1) 応援協定団体の長は、別記様式第3号の応援隊活動結果報告書により行うものとする。

(2) 要請協定団体の長は、別記様式第4号の災害概要報告書により行うものとする。

2 前項に定めるほか、応援隊の長は応援活動開始前及び応援活動終了後、要請協定団体の現場最高指揮者に対し、次の事項を口頭で報告するものとする。

(1) 応援活動開始前

ア 応援隊の現場到着日時

イ 応援隊の車両、資器材等の種別及び数量並びに人員

(2) 応援活動終了後

ア 応援隊の活動概要

イ 応援隊員の負傷及び資器材等の損傷の有無

ウ 応援隊員の現場引き揚げの日時

(経費の請求)

第9条 応援協定団体の長は、協定第7条の規定により応援に要した経費を請求するときは、別記様式第5号により要請協定団体の長に請求するものとする。

(情報交換等)

第10条 協定団体の長は、次の各号に掲げる情報等を相互に交換するものとする。

(1) 連絡担当課又は係、連絡担当者の職、氏名、電話番号その他連絡に関し必要な事項

(2) 通報指定場所

(3) 応援隊の派遣計画

(4) 消防力及び消防概要

(5) その他応援に関し必要な事項

(合同訓練の実施)

第11条 協定団体の長は、円滑な応援活動を確保するため協定団体間で協議の上、合同で訓練を実施するよう努めるものとする。

(連絡会議)

第12条 協定団体は、協定第9条に規定する疑義事項等を協議するほか協定の適正な運用を図るため、協定団体間において必要の都度、連絡会議を開くものとする。

(他の協定との関係)

第13条 協定団体が締結しているこの協定以外の協定とこの協定が競合する場合は、あらかじめ当該協定団体間において協議しておくものとする。

(その他)

第14条 この実施細目の実施に関して必要な事項は、協定団体が協議して運用する。

附 則

この実施細目は、協定施行の日から施行する。

## 別記様式第1号

## 通報指定場所届出書

		令和 年 月 日 指定	
		市町村等名	
		所在地	
連絡体制		昼間 (8:30~17:30)	夜間 (17:30~8:30)
① 連絡担当課又は係			
② 連絡担当者職・氏名			
③ 指定電話番号			
④ 防災行政無線	設置場所		
	無線番号		
	FAX 番号		
⑤ 電話FAX番号			
⑥ その他連絡に必要な事項			

- 注 1 休日及び土曜日（12:30～8:30）は、夜間扱いとする。  
 2 防災行政無線は、広島県の消防防災行政無線をいう。  
 3 届出事項に変更がある場合は、その都度遅滞なく届け出ること

別記様式第2号

文 書 番 号  
令和 年 月 日

殿

要 請 者  
市町村等名  
職・氏名

印

応 援 要 請 書

広島県内 広 域 消防相互応援協定書 第 4 条  
高速道路 第4条第2号 の規定に

より 応 援 を次のとおり要請します。  
特別応援

① 災 害 の 種 別	
② 災 害 発 生 日 時	
③ 災 害 発 生 場 所	
④ 被 害 の 状 況	

⑤ 必要とする車両, 資器材等の種別及び数量並びに人員	
⑥ 応援隊の主な活動	
⑦ 応援隊の到着希望日時	
⑧ 集 結 場 所	
⑨ 使用する無線局	
⑩ その他必要な事項	

## 別記様式第3号

## 応援隊活動結果報告書

災害種別								災害発生場所						受信者 覚知方法	
災害の発生日時		令和 年 月 日 時 分						応援要請受信時分		月 日 時 分受信					
応援隊の活動経過														特記事項	
消防隊	隊名	車種	人員	出動時分	距離	現着時分	放水有無	開始時分	終了時分	使用水利	引揚時分	帰署時分	口径・圧力・ホース本数		
救急隊	隊名	車種	人員	出動時分	距離	現着時分	搬送有無	現場発	病院着	搬送人員	引揚時分	帰署時分	傷病者搬送医療機関		
救助隊	隊名	車種	人員	出動時分	距離	現着時分	救助有無	開始時分	終了時分	救助人員	引揚時分	帰署時分	使用した救助器具等		
その他	隊名	車種	人員	出動時分	距離	現着時分	応援有無	開始時分	終了時分		引揚時分	帰署時分	任 務		
応援活動の概要															
資器材使用等の状況	応援市町村等のもの										応援活動に起因する事故	職・団員の負傷			
	要請市町村等のもの											資器材等の損傷			

注 応援隊の活動状況図を添付すること。

## 別記様式第4号

## 災 害 概 要 報 告 書

市町村等名

発生場所		業態 事業所名		関係者 所有者							
日	時	令和 年 月 日 時 分	覚知 令和 年 月 日 時 分	覚知方法	放水開始日時 月 日 時 分 (活動開始日時)	火勢制圧 月 日 時 分	鎮 火 月 日 時 分 (活動終了日時)				
発生原因		災害の概要									
損害 程度	建物	全焼 棟 m <sup>2</sup>	死者及び負傷者	区 分	死者	負傷者		気象 状況	観測	場所	
		半焼 棟 m <sup>2</sup>		消 防 吏 員	男 人	女 人	男 人			女 人	日 時
		部分焼 棟 m <sup>2</sup>		消 防 団 員						天 候	
	林野	消防活動に関係がある者							風 向		
	車両	応急消火義務者							風 速		
	船舶	消 防 協 力 者							気 温 ℃		
	その他	そ の 他							相対湿度 %		
	推定損害額 千円	計							実効湿度 %		
出動 状況	時 分 隊	応援 出動 状況	応援機関	人 員	車 両		資 器 材	要 請 状 況		補 給 状 況	
	時 分 隊			名	台			(時分・品名・数)		(時分・品名・数)	
	時 分 隊			名	台						
	時 分 隊			名	台						
	時 分 隊			名	台						
	時 分 隊			名	台						
	時 分 隊			名	台						
	時 分 隊			名	台						
要請市町村等	出動隊	活動隊	出動人員	活動人員			本災害の 教訓				
応援市町村等	出動隊	活動隊	出動人員	活動人員							
合 計			名	台							
発見、通報の状況		本災害の 問題 点						死傷者の 生じた理			
先着隊到着時の 状況及び 防ぎよ概要											
避難誘導 及び 救助等の概要											

注 1 現場略図（付近見取図等）及び消防活動状況図を添えること。  
 2 出動状況は、覚知から鎮火に至るまでの間の出動状況を記載すること。

別記様式第5号

文 書 番 号  
令和 年 月 日

殿

請 求 者  
市町村等名  
職 ・ 氏 名

印

応援に要した経費の請求について

このことについて、令和 年 月 日 時 分ごろ  
で発生した災害へ応援出動したので、  
広島県内広域消防相互応援協定第8条及び同実施細目第9条 の規定により  
広島県内高速道路消防相互応援協定第10条及び同実施細目第11条  
次のとおり応援に要した経費を請求します。

請 求 金 額		金	
請 求 金 額 の 内 訳	経 費 の 区 分	請 求 金 額	摘 要

## 資料 15

## 大規模災害時の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規程に基づき、伊丹市、青梅市、大竹市、岡崎市、唐津市、蒲郡市、桐生市、倉敷市、津市、徳山市、常滑市、戸田市、鳴門市、府中市、丸亀市、三国町及び箕面市（以下「協定市町」という。）において、地震等による大規模災害が発生し、被災した協定市町では十分に被災者の救援等の災害応急措置が実施できない場合に、協定市町間の応援を迅速に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定市町は、大規模災害に備えて連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局、担当責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。

(応援の要請)

第3条 協定市町は、大規模災害が発生して応援を求めようとするときは、連絡担当部局を通じ、大規模災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援を要請するものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 災害応急活動に必要な職員（以下「応援職員」という。）の派遣及び車両の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された協定市町は、応援を的確かつ円滑に行うよう努めるものとする。

(応援の経費)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した協定市町の負担とする。

(災害補償等)

第6条 応援職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 応援職員が第三者に損害を与えた場合は、その損害が災害応急活動中に生じたものについては、応援を要請した協定市町が賠償の責めを負い、応援を要請した協定市町への往復経路の途中に生じたものについては、応援を行う協定が賠償の責めを負うものとする。

(資料の交換)

第7条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるように毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議の上、別に定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年4月1日から効力を生ずる。

この協定の成立を証するため、この協定書を17通作成し、協定市町は、記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成9年3月27日

伊丹市 代表者	伊 丹 市 長	周南市 代表者	徳 山 市 長
青梅市 代表者	青 梅 市 長	常滑市 代表者	常 滑 市 長
大竹市 代表者	大 竹 市 長	戸田市 代表者	戸 田 市 長
岡崎市 代表者	岡 崎 市 長	鳴門市 代表者	鳴 門 市 長
唐津市 代表者	唐 津 市 長	府中市 代表者	府 中 市 長
蒲郡市 代表者	蒲 郡 市 長	丸亀市 代表者	丸 亀 市 長
桐生市 代表者	桐 生 市 長	三国町 代表者	三 国 町 長
倉敷市 代表者	倉 敷 市 長	箕面市 代表者	箕 面 市 長
津 市 代表者	津 市 長		

## 資料 15-2

## 大規模災害時の相互応援に関する協定の一部を改定する協定

大規模災害時の相互応援に関する協定（平成9年4月1日施行）の一部を次のように改定する。

第1条中「徳山市」を「周南市」に改める。

附 則

この協定は、平成15年4月21日から施行する。

平成15年4月21日

伊丹市 代表者	伊 丹 市 長	津 市 代表者	津 市 長
青梅市 代表者	青 梅 市 長	常滑市 代表者	常 滑 市 長
大竹市 代表者	大 竹 市 長	戸田市 代表者	戸 田 市 長
岡崎市 代表者	岡 崎 市 長	鳴門市 代表者	鳴 門 市 長
唐津市 代表者	唐 津 市 長	府中市 代表者	府 中 市 長
蒲郡市 代表者	蒲 郡 市 長	丸亀市 代表者	丸 亀 市 長
桐生市 代表者	桐 生 市 長	三国町 代表者	三 国 町 長
倉敷市 代表者	倉 敷 市 長	箕面市 代表者	箕 面 市 長
周南市 代表者	周南市職務執行者		

## 資料 15-3

## 大規模災害時の相互応援に関する協定の一部を改定する協定

大規模災害時の相互応援に関する協定（平成9年4月1日施行）の一部を次のように改定する。

第1条中「三国町」を「坂井市」に、「協定市町間」を「協定市間」に、「協定市町」を「協定市」改める。

第2条から第8条までの規定中「協定市町」を「協定市」に改める。

附 則

この協定は、平成19年4月2日から施行する。

平成19年4月2日

伊丹市長 藤 原 保 幸                      津 市 長 松 田 直 久

青梅市長 竹 内 俊 夫                      常滑市長 石 橋 誠 晃

大竹市長 入 山 欣 郎                      戸田市長 神 保 国 男

岡崎市長 柴 田 紘 一                      鳴門市長 亀 井 俊 明

唐津市長 坂 井 俊 之                      府中市長 野 口 忠 直

蒲郡市長 金 原 久 雄                      丸亀市長 新 井 哲 二

桐生市長 大 澤 善 隆                      坂井市長 坂 本 憲 男

倉敷市長 古 市 健 三                      箕面市長 藤 沢 純 一

周南市長 川 村 和 登

## 資料 16

## 相互応援協定

相互応援協定は、災害が発生し、災害を受けた市町村が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災地以外の近隣市町村が応援し、応急対策等を実施してきたが、阪神大震災後において、大規模な災害が発生した場合、災害対策基本法等に基づき、中国5県を始め中国・四国、全国47都道府県で広域応援に関する協定が締結された。

広島県内における広島県内広域消防相互応援協定を始めとし、航空消防、高速道路及び岩国海上保安署、並びに近隣の岩国市、和木町等とも応援協定を締結している。

## 1 中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県（以下「中国5県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

第1条 中国5県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。

2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部による支援）

第2条 中国5県は、被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、中国地方知事会会長県に中国5県広域支援本部（以下「広域支援本部」という。）を設置する。

2 広域支援本部は、中国ブロック内各県、他のブロック知事会及び全国知事会との調整等、広域支援に係る包括的な調整を行う。

3 被災県以外の各県は、広域支援本部に連絡調整員を派遣するとともに、広域支援本部の調整の下、被災県が必要とする支援を実施する。

（支援の内容）

第3条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 避難者を受け入れるための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（広域支援本部による支援の要請）

第4条 広域支援本部による支援を受けようとする県の知事は、中国地方知事会の会長に対し、文書をもって要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（支援に要する経費の負担等）

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下同

じ。) 支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の相互交流)

第6条 中国5県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書5通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

- 1 この協定は、平成23年1月11日から施行する。
- 2 平成7年7月13日に締結された協定は、これを廃止する。

附則

- 1 この協定は、平成24年3月1日から施行する。
- 2 平成23年1月11日に締結された協定は、これを廃止する。

平成24年3月1日

鳥取県代表者 鳥取県知事 平井 伸 治  
島根県代表者 島根県知事 溝口 善兵衛  
岡山県代表者 岡山県知事 石井 正 弘  
広島県代表者 広島県知事 湯崎 英彦  
山口県代表者 山口県知事 二井 関 成

## 2 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「中国・四国9県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

第1条 中国・四国9県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。

2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部の設置）

第2条 中国・四国9県は、被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、中国地方知事会の会長県（以下「会長県」という。）及び四国知事会の常任世話人県（以下「常任世話人県」という。）に広域支援本部を設置する。

2 広域支援本部は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災県に対する支援に係る包括的な調整を行う。

3 会長県及び常任世話人県が被災した場合における広域支援本部の設置県については、別に定める。

（支援の内容）

第3条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 避難者を受け入れるための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（広域支援本部による支援の要請）

第4条 広域支援本部の設置県の知事は、所属ブロックの構成県だけでは被災県に対して十分な支援ができないと判断したときは、中国ブロックにあっては常任世話人県の知事に、四国ブロックにあっては会長県の知事に対し、文書をもって支援要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により支援要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（支援に要する経費の負担等）

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

（平常時の相互交流）

第6条 中国・四国9県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

（他の協定との関係）

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書9通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

1 この協定は平成24年3月1日から施行する。

2 平成7年12月5日に締結された協定は、これを廃止する。

平成24年3月1日

鳥取県代表者	鳥取県知事	平井伸治
島根県代表者	島根県知事	溝口善兵衛
岡山県代表者	岡山県知事	石井正弘
広島県代表者	広島県知事	湯崎英彦
山口県代表者	山口県知事	二井関成
徳島県代表者	徳島県知事	飯泉嘉門
香川県代表者	香川県知事	浜田恵造
愛媛県代表者	愛媛県知事	中村時広
高知県代表者	高知県知事	尾崎正直

### 3 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会で締結している災害時の相互応援協定又は都道府県間で個別に締結している災害時の相互応援協定では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、地震等による大規模災害が発生した都道府県（以下「被災県」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(広域応援)

第2条 被災県は、次の表の自ら所属するブロック知事会以外のブロック知事会を構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援（以下「広域応援」という。）を要請することができる。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

2 所属するブロック知事会（以下「ブロック」という。）が複数ある都道府県については、被災県からの広域応援が要請された場合、重複しているブロックの間で協議のうえ、いずれかのブロックに属するものとして対応すべきことを決定するものとする。

(ブロックによる広域応援の連絡調整)

第3条 広域応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県及び副幹事県（以下「幹事県等」という。）を置く。

2 幹事県は、原則として前条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。

3 幹事県は、被災県に対する広域応援を速やかに行うため、ブロック内の総合調整を行うものとする。

4 幹事県が被災等によりその事務を遂行できない場合に備え、各ブロックは、協議のうえ、副幹事県を決定しておくものとする。

5 幹事県等がともに被災等によりその事務を遂行できなくなったブロック

は、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

6 各ブロックの幹事県は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県又は副幹事県を変更したときも同様とする。

7 全国知事会は、前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

（連絡窓口）

第4条 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。

2 各都道府県は、連絡担当部局を変更した場合には、速やかに全国知事会に報告するものとする。

3 全国知事会は、第1項及び前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

（広域応援の内容）

第5条 広域応援の内容は、被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

（広域応援の要請）

第6条 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに自らが所属するブロックの幹事県に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援の要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

(1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量

(2) 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容

(3) 職種及び人数

(4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路

(5) 応援期間（見込みを含む。）

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項の連絡及び要請を受けた幹事県は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。

3 全国知事会は、前項の連絡を受けたときは、速やかに、各ブロックと調整を行ったうえで、被災県に対する広域応援計画を作成し、各ブロックの幹事県等及び被災県に、広域応援の内容を連絡するものとする。

4 広域応援計画で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。

5 前第1項による要請をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

（経費の負担）

第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限

りではない。

2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え支弁を求めることができるものとする。

3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(隣接県に対する応援要請)

第8条 被災県は、隣接するブロックの一部の都道府県に対し応援を要請することができる。この場合において、被災県は、応援を要請する都道府県名を指定して行うものとする。

2 前項の応援（以下「ブロック外応援」という。）については、第5条、第6条（第3項を除く。）及び第7条の規定を準用する。

3 全国知事会は、被災県が指定した都道府県に対し、ブロック外応援の内容を伝えるとともに、協力方を要請するものとする。

4 前項の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなければならない。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、都道府県が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第10条 各都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成18年7月12日

全国知事会会長  
福岡県知事

北海道東北地方知事会会長  
岩手県知事

関東地方知事会会長  
茨城県知事

中部圏知事会会長  
愛知県知事

近畿ブロック知事会会長  
兵庫県知事

中国地方知事会会長  
広島県知事

四国知事会常任世話人  
香川県知事

九州地方知事会会長  
長崎県知事

## 資料17

## 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会(以下「海ネット」という。)を構成する会員のうち、この協定を締結した会員(以下「海ネット共助会員」という。)が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷者等の受入れ
- (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国 ブロック	大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府貝塚市、大阪府高石市、大阪府忠岡町、大阪府岬町 兵庫県姫路市、兵庫県明石市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市、兵庫県南あわじ市、兵庫県淡路市、兵庫県加古川市、兵庫県播磨町、和歌山県和歌山市、和歌山県海南市、和歌山県湯浅町、和歌山県由良町 岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県備前市、岡山県浅口市、岡山県瀬戸内市 広島県広島市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県大竹市、広島県東広島市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県海田町、広島県坂町、山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県上関町
四国・九州 ブロック	徳島県小松島市、徳島県松茂町 香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県多度津町 愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、愛媛県四国中央市、愛媛県西予市、愛媛県上島町、愛媛県松前町、愛媛県伊方町、愛媛県愛南町、山口県下関市 大分県中津市、大分県姫島村、大分県津久見市、大分県佐伯市

## (地域ブロックの設置)

第3条 災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

## (地域ブロックによる応援の連絡調整)

第4条 地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事（以下「地域ブロック幹事等」という。）を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

- 2 地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ1年とする。
- 3 地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

## (応援の要請)

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
  - (2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
  - (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
  - (4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目
  - (5) 受入港及び受入港への海上経路
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項
- 2 要請を受けた地域ブロック幹事（以下「応援とりまとめ幹事」という。）は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
  - 3 通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。

## (応援の実施)

第6条 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

- 2 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。
- 3 応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連携をとり、被災会員が必要とする「応援を実施できるよう努めるものとする。

## (応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員（以下、「応援会員」という。）との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から

要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

(協定運営協議会の設置)

第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

- (1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。
- (2) 協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。
- (3) 前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ1年とする。
- (4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。

2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。

- (1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意
- (2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理
- (3) この協定の運営に係る連絡及び調整
- (4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

(海ネット共助会員への参加及び離脱)

第9条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定(参加・離脱)申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

- 2 前条第1項第2号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び戸別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第11条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

- 2 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(協定の実効性の確保)

第12条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

(協定に関する協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

## 附 則

- この協定は、平成24年3月29日から施行する。  
 この協定は、平成24年10月29日から施行する。  
 この協定は、平成25年3月27日から施行する。  
 この協定は、平成25年5月22日から施行する。  
 この協定は、平成25年10月25日から施行する。  
 この協定は、平成25年12月27日から施行する。  
 この協定は、平成26年3月28日から施行する。  
 この協定は、平成26年5月29日から施行する。  
 この協定は、平成26年12月17日から施行する。  
 この協定は、平成29年7月21日から施行する。  
 この協定は、平成29年8月14日から施行する。  
 この協定は、平成30年9月10日から施行する。  
 この協定は、令和元年5月23日から施行する。  
 この協定は、令和元年10月25日から施行する。  
 この協定は、令和2年3月13日から施行する。  
 この協定は、令和4年10月5日から施行する。

## 海ネット共助会員

大阪府	堺市長	永藤 英機
大阪府	岸和田市長	永野 耕平
大阪府	貝塚市長	酒井 了
大阪府	高石市長	阪口 伸六
大阪府	忠岡町長	杉原 健士
大阪府	岬町長	田代 堯
兵庫県	姫路市長	清元 秀泰
兵庫県	明石市長	泉 房穂
兵庫県	洲本市長	上崎 勝規
兵庫県	芦屋市長	伊藤 舞
兵庫県	南あわじ市長	守本 憲弘
兵庫県	淡路市長	門 康彦
兵庫県	加古川市長	岡田 康裕
兵庫県	播磨町長	佐伯 謙作
和歌山県	和歌山市長	尾花 正啓
和歌山県	海南市長	神出 政巳
和歌山県	湯浅町長	上山 章善
和歌山県	由良町長	山名 実
岡山県	玉野市長	柴田 義朗
岡山県	笠岡市長	小林 嘉文
岡山県	備前市長	吉村 武司
岡山県	浅口市長	栗山 康彦
岡山県	瀬戸内市長	武久 顕也
広島県	広島市長	松井 一實

広島県	呉市長	新原	芳明
広島県	竹原市長	今榮	敏彦
広島県	三原市長	岡田	吉弘
広島県	尾道市長	平谷	祐宏
広島県	福山市長	枝廣	直幹
広島県	大竹市長	入山	欣郎
広島県	東広島市長	高垣	広徳
広島県	廿日市市長	松本	太郎
広島県	江田島市長	明岳	周作
広島県	海田町長	西田	祐三
広島県	坂町長	吉田	隆行
山口県	下関市長	前田	晋太郎
山口県	宇部市長	篠崎	圭二
山口県	山口市市長	伊藤	和貴
山口県	防府市長	池田	豊
山口県	岩国市長	福田	良彦
山口県	光市長	市川	熙
山口県	柳井市長	井原	健太郎
山口県	周南市長	藤井	律子
山口県	山陽小野田市長	藤田	剛二
山口県	周防大島町長	藤本	浄孝
山口県	上関町副町長	橋本	政
徳島県	小松島市長	中山	俊雄
徳島県	松茂町長	吉田	直人
香川県	高松市長	大西	秀人
香川県	丸亀市長	松永	恭二
香川県	坂出市長	有福	哲二
香川県	観音寺市長	佐伯	明浩
香川県	さぬき市長	大山	茂樹
香川県	東かがわ市町	上村	一郎
香川県	三豊市長	山下	昭史
香川県	土庄町長	岡野	能之
香川県	小豆島町長	大江	正彦
香川県	直島町長	小林	眞一
香川県	宇多津町長	谷川	俊博
香川県	多度津町長	丸尾	幸雄
愛媛県	松山市市長	野志	克仁
愛媛県	今治市長	徳永	繁樹
愛媛県	宇和島市長	岡原	文彰
愛媛県	八幡浜市長	大城	一郎
愛媛県	新居浜市長	石川	勝行
愛媛県	西条市長	玉井	敏久
愛媛県	大洲市長	二宮	隆久

愛媛県	伊予市長	武智	邦典
愛媛県	四国中央市長	篠原	実
愛媛県	西予市長	管家	一夫
愛媛県	上島町長	上村	俊之
愛媛県	松前町長	岡本	靖
愛媛県	伊方町長	高門	清彦
愛媛県	愛南町長	清水	雅文
大分県	中津市長	奥塚	正典
大分県	姫島村長	藤本	昭夫
大分県	津久見市長	川野	幸雄
大分県	佐伯市長	田中	利明

## 資料 18

## 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、石油基地自治体協議会に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）が、その地域においてコンビナート事故、地震その他住民の安全を脅かす危機事象により被災し、被災団体独自では、十分な応急措置ができない場合に、友愛精神及び大規模かつ広域的な災害に対する互いのノウハウに基づき、相互に応援協力し、被災団体への災害対応を行うことを目的とする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 災害への対応に必要な物資の提供
- (2) 災害への対応に必要な人員の派遣
- (3) 負傷者等の医療機関への受入れ
- (4) 被災者の一時的な受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(応援の単位)

第3条 災害の規模、時間的経過に応じてスムーズな応援を行うため、加盟団体を別表のとおり5つのブロックに分ける。

(応援の要請)

第4条 被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、第9条第1項に定めるブロック幹事団体に応援を要請する。

- (1) 被災の状況
- (2) 第2条第1項に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路等
- (3) 第2条第2号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする人員の職種、人数、期間、活動内容、派遣場所及び経路等
- (4) 第2条第3号に定める応援を要請する場合は、受入れを必要とする人数及び診療科目
- (5) 第2条第4号に定める受入れを要請する場合は、受入れを必要とする人数
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

2 前項の要請は、電話、電信等で行い、後日速やかに文書を送付ものとする。

3 ブロック幹事団体は、第1項に定める応援の要請があったときは、応援団体及び応援項目を決定し、被災団体及び代表幹事団体に通知する。

4 前項の場合において、広域被災等によりブロック内で応援ができないとき及びブロック内の応援を実施したにもかかわらず更に応援が必要なときは、ブロック幹事は第9条第1項に定める代表幹事に応援を要請する。

- 5 代表幹事は、前項に定める応援の要請があったときは、被災団体が所属するブロックの直近のブロック幹事団体に応援を要請する。この場合、直近のブロックが2つある場合は、代表幹事団体とそれぞれのブロック幹事団体が、協議して応援ブロックを決定する。
- 6 前項の決定による応援の実施にもかかわらず、更に応援が必要なときは、代表幹事団体は全てのブロック幹事団体に応援を要請する。
- 7 前2項に規定する応援の実施にあたっては、本条第3項の規定を準用する。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された団体は、可能な範囲で応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担は、原則として応援を要請した団体の負担とするが、被災の状況により応援を実施した団体と応援を受けた団体が協議して定める。

(情報及び資料等の交換)

第7条 加盟団体は、この協定が円滑に行われるよう必要に応じて情報交換及び地域防災計画その他関係資料等の交換を行うものとする。また、各ブロックにおいても同様とする。

(連絡担当部局)

第8条 加盟団体は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に情報を交換する。

(代表幹事団体等)

- 第9条 本協定の円滑な遂行のため加盟団体の中から代表幹事団体及び副幹事団体をそれぞれ1団体ずつ選出する。また、第3条に定めるブロックからブロック幹事団体及びブロック副幹事団体を1団体選出する。
- 2 前項に定める幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(代表幹事団体等の選出)

- 第10条 代表幹事団体は、第3条に定めるブロックの輪番とし、輪番については、別途協議する。また、前条に定めるブロック幹事団体が代表幹事団体に就任する。
- 2 副幹事団体は、前項に定める輪番において、代表幹事団体の次のブロック幹事が就任する。
  - 3 ブロック幹事団体及びブロック副幹事団体は、各ブロックの加盟団体の互選とする。

(代表幹事団体等の所掌事務)

第11条 代表幹事団体は、次の事務を所掌する。

- (1) 第4条第5項及び第6項に定める応援の要請、取りまとめ及び取りま

とめ結果の被災団体が属するブロック幹事への通知

- (2) 被災団体から要請のあった事項に係る調整
  - (3) ブロック幹事が行う活動の支援
  - (4) 第8条に定める連絡担当部局の取りまとめ
  - (5) 新たに参加する団体及び離脱する団体の受付
- 2 副幹事団体は、代表幹事団体が上記の所掌事務を処理することが困難なときは、これを代行する。
- 3 ブロック幹事は、次の事務を所掌する。
- (1) 第4条第3項に定める応援の調整並びに被災団体及び代表幹事団体への通知
  - (2) 第4条第4項に定める応援の要請
  - (3) 第4条第7項において準用される調整及び代表幹事団体への通知
- 4 ブロック副幹事団体は、ブロック幹事団体が上記の所掌事務を処理することができないときは、これを代行する。

(通信連絡体制の整備)

第12条 加盟団体は、災害時における通信連絡手段の確保に努めるものとする。

(他の協定等との関係)

第13条 この協定は、各加盟団体が個別に災害時の相互応援に関して既に締結しているもの又は今後締結する協定等を妨げるものではない。

(協定に関する協議)

第14条 この協定に定めるもののほか、協定の実施に関して必要な事項は、加盟団体が協議して定める。

## 指定ブロック

## 別表（第3条関係）

ブロック	都道府県	市町
①	北海道、青森県、秋田県、 岩手県、山形県、宮城県	室蘭市、釧路市、苫小牧市、伊達市、 石狩市、北斗市、青森市、八戸市、 秋田市、男鹿市、久慈市、酒田市、 仙台市、塩竈市、多賀城市
②	茨城県、千葉県、神奈川県	北茨城市、市川市、市原市、 袖ヶ浦市、横浜市
③	新潟県、富山県、石川県、 愛知県、三重県	新潟市、富山市、金沢市、半田市、 碧南市、東海市、知多市、四日市市
④	大阪府、和歌山県、岡山県、香 川県、愛媛県	堺市、泉大津市、松原市、高石市、 海南市、有田市、倉敷市、玉野市、 坂出市、松山市
⑤	広島県、山口県、福岡県、 大分県、熊本県、鹿児島県、沖 縄県	大竹市、下関市、宇部市、周南市、 防府市、岩国市、山陽小野田市、 和木町、北九州市、中間市、大分市、 八代市、鹿児島市、うるま市

この協定を証するため、協定者が記名押印の上、各自1通を保有する。  
この協定は、平成23年7月12日から効力を生ずる。

平成23年7月12日

室蘭市長  
青山 剛

釧路市長  
蝦名 大也

苫小牧市長  
岩倉 博文

伊達市長  
菊谷 秀吉

石狩市長  
田岡 克介

北斗市長  
高谷 寿峰

青森市長  
鹿内 博

八戸市長  
小林 眞

秋田市長  
穂積 志

男鹿市長  
渡部 幸男

久慈市長

酒田市長

山内隆文	阿部寿一
仙台市長 奥山恵美子	塩竈市長 佐藤昭
多賀城市長 菊地健次郎	北茨城市長 豊田稔
千葉市長 熊谷俊人	市川市長 大久保博
船橋市長 藤代孝七	市原市長 佐久間隆義
袖ヶ浦市長 出口清	横浜市長 林文子
横須賀市長 吉田雄人	新潟市長 篠田昭
富山市長 森雅志	金沢市長 山野之義
半田市長 榑原純夫	碧南市長 禰亘田政信
東海市長 鈴木淳雄	知多市長 加藤巧
四日市市長 田中俊行	堺市長 竹山修身
泉大津市長 神谷昇	松原市長 澤井宏文
高石市長 阪口伸六	海南市長 神出政巳
有田市長 望月良男	倉敷市長 伊東香織
玉野市長 黒田晋	坂出市長 綾宏

松山市長  
野 志 克 仁

下関市長  
中 尾 友 昭

周南市長  
木 村 健一郎

岩国市長  
福 田 良 彦

和木町長  
古 木 哲 夫  
中間市長  
松 下 俊 男

大分市長  
釘 宮 磐

鹿児島市長  
森 博 幸

大竹市長  
入 山 欣 郎

宇部市長  
久保田 后 子

防府市長  
松 浦 正 人

山陽小野田市長  
白 井 博 文

北九州市長  
北 橋 健 治  
唐津市長  
坂 井 俊 之

八代市長  
福 島 和 敏

うるま市長  
島 袋 俊 夫

## 資料 19

## 災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い

大竹市（以下「甲」という。）と中国電力株式会社 廿日市営業所（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

## （連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み
- (5) 停電原因
- (6) 停電復旧時刻

## （連絡責任者）

第2条 甲および乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

## （協力）

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して必要と認めた場合適宜、協力するものとする。

- (1) 広報車による住民への周知
- (2) 防災行政無線、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）
- (3) 公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- (4) 避難所へ避難された住民への周知
- (5) 住民からの問い合わせ対応
- (6) 道路等の被災・復旧状況の情報提供

## （連携）

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、緊急を要すると認めた場合、必要に応じて連携をとり、対応するよう努めるものとする。

- (1) 土砂崩れ、倒木等による道路復旧
- (2) 除雪対応状況の情報提供
- (3) 電力復旧に必要な箇所の優先的な除雪

## （要員派遣）

第5条 大規模災害が発生した場合、甲から要請された場合または乙から派遣すべきと判断した場合に、乙は甲へ要員派遣を行うものとする。

派遣要員の役割は、停電状況・復旧状況等の甲への情報提供および道路等の被災・復旧状況の甲からの情報収集とする。

## （防災訓練）

第6条 甲および乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

## （取扱いの変更）

第7条 この取扱いに定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれからその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

## （運用）

第8条 この取扱いの実施に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

(その他)

第9条 この取扱いに定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

平成24年9月26日

甲 大竹市小方一丁目11番1号  
大竹市  
代表者 大竹市長 入山 欣郎

乙 廿日市市串戸六丁目5番12号  
中国電力株式会社 廿日市営業所  
所長 山本 晋司

## 資料 19-2

## 災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施要綱

大竹市（以下「甲」という。）と中国電力株式会社 廿日市営業所（以下「乙」という。）は、災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い（以下「取扱い」という。）第8条の規定に基づき、取扱いの施行に関する必要な細目を定める。

## （連絡体制）

第1条 乙が社内の警戒体制もしくは非常体制に入った時点で、甲と乙は、相互連絡体制を整える。

## （連絡方法）

第2条 甲と乙の相互連絡は、専用の直通電話およびファクシミリによるものとする。電話不通時には携帯電話により連絡をとるものとする。

## （経費の負担）

第3条 前条に定める電話等の設置および運用に要する費用は、甲および乙それぞれの負担において行うものとする。

## （連絡時期および連絡内容）

第4条 停電発生時には、別に定める停電情報連絡票により、停電発生時刻、停電発生地域、停電発生戸数、停電復旧見込み、停電原因、停電復旧時刻を、原則として毎正時または必要の都度、連絡するものとする。

## （連絡体制の解除）

第5条 乙の社内警戒体制もしくは非常体制が解除された時点で、甲と乙は、相互連絡体制を解除する。

## （その他）

第6条 この要綱に定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

平成24年9月26日

甲 大竹市小方一丁目11番1号  
大竹市  
代表者 大竹市長 入山 欣郎

乙 廿日市市串戸六丁目5番12号  
中国電力株式会社 廿日市営業所  
所長 山本 晋司

## 資料 20

大竹市と株式会社イズミとの災害時における食料・生活  
必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、大竹市（以下「甲」という。）と株式会社イズミ（以下「乙」という。）との間で大竹市地域防災計画に基づき、災害応急対策の実施に必要な食料・生活必需品（以下「物資」という。）の緊急調達及び供給に係る乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が大竹市災害対策本部を設置し、乙に対して協力の要請を行ったときをもって発動する。

(協力の要請)

第3条 災害時において甲が物資を必要とするときは、乙に対して物資の供給について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、市長が行うものとする。

3 甲の乙に対する要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により行い、事後において文書を提出するものとする。

(物資の優先供給の協力)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に積極的に協力するものとする。

(物資の種類)

第5条 物資の種類は、次のとおりとする。

(1) 食品関係（主食品、食料、加工食品、缶詰、調味料等）

(2) 調理関係（食器類、箸、やかん、鍋、包丁、哺乳びん、ラップフィルム等）

(3) 衣類関係（外衣、下着等）

(4) 衛生関係（タオル、石鹸、ティッシュペーパー、紙おむつ、生理用品、歯ブラシ、歯磨き剤等）

(5) その他（電池、ろうそく、マッチ、懐中電灯、寝具等）

(物資の搬送及び引き渡し)

第6条 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、物資の引渡し場所は甲が指定する者に物資の引渡しを行うものとする。

- 2 事情により乙が物資を搬送できない場合は、乙が甲に対し引渡し場所を指定し、甲が指定する者に物資の引渡しを行うものとする。
- 3 甲又は甲が指定する者は、乙の立ち会いのもとで、物資の種類及び数量を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(費用)

第7条 この協定に基づき、乙が供給した物資の対価及び乙が行った搬送等の費用については、甲がこれを負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 甲の乙に対する費用の支払方法は、甲の通常の支払方法によるものとする。

(廃止届等)

第8条 乙は、第5条に規定する物資の取扱いを廃止又は休止した場合は、甲に届け出るものとする。また、その後において物資の取扱いを再開した場合も同様とする。

(防災訓練等)

第9条 甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要な訓練等を随時行うとともに、連絡体制、連絡方法等について、常に点検、改善に努めるものとする。

(担当者名簿等の作成)

第10条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿等を作成し、相互に交換するものとする。

(その他)

第11条 甲は、他都市等から物資調達の斡旋を要請された場合、この協定に準じて、乙に対し物資の供給について協力を要請することができる。

- 2 この協定に定める事項で疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 3 この協定に定めるもののほか、乙は、甲が行う防災活動に対し、避難場所の提供や自治会等との連携など可能な限り協力するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は締結の日からその効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本証2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成25年9月25日

甲 大竹市小方一丁目11番1号  
大竹市  
大竹市長 入山欣郎

乙 広島市南区京橋町2番22号  
株式会社イズミ  
代表取締役社長 山西泰明

## 資料20-2

## 災害時における物資供給に関する協定書

大竹市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物質

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡し場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまのないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に負担する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙

が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月1日

甲 広島県大竹市小方一丁目11番1号  
大竹市  
大竹市長 入山 欣郎

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1  
NPO法人 コメリ災害対策センター  
理事長 捧 雄 一 郎

## 別表

## 災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房器具	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

## 災害時における協力に関する協定書

大竹市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、災害時の安定した住民生活の確保のため、株式会社コメリ（以下「丙」という。）の「コメリパワー大竹店」の駐車場（以下「店舗駐車場」という。）の利用及び物資の取り揃えに関する事項について定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（駐車場利用の協力要請）

第3条 災害時において、甲が店舗駐車場を緊急物資供給拠点等として利用することが必要なときは、甲は乙に対し、別図に基づき店舗駐車場の利用について要請することができるものとする。

（駐車場利用の要請に基づく協力）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、丙の了承を得た上で、丙の店舗被災復旧活動や事業活動を妨げない可能な範囲で、甲に協力するものとする。

2 店舗駐車場の使用期間、管理、運営その他必要な事項について、甲と乙は誠意をもって協議するものとする。

（物資の取り揃えの協力要請）

第5条 災害時において、甲は乙に対し、被災状況に応じ必要な物資の取り揃えを要請することができるものとする。

（物資の取り揃えの要請に基づく協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特段の支障がない限り必要な物資を取り揃えるものとする。

(要請手続きの方法)

第7条 第3条及び第5条に規定する甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する暇がないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通保有する。

平成28年9月21日

甲 広島県大竹市小方一丁目11番1号  
大竹市  
大竹市長 入山 欣郎

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1  
NPO法人 コメリ災害対策センター  
理事長 捧 雄一郎

## 資料20-3

## 災害時におけるLPガス等の調達及び供給に関する協定

大竹市（以下「甲」という。）と広島県LPガス協会広島西地区協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるLPガス等の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、乙が甲の要請に応じ、避難所等で使用するLPガス等の調達及び供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時にLPガス等を調達する必要があると認めるときは、乙に要請することができる。

2 前項の要請は、甲からのLPガス等救援物資供給要請書（別紙様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（LPガス等の優先供給）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、速やかに適切な措置をとるとともに可能な範囲において優先的に甲にLPガス等を供給するものとする。

（LPガス等の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請するLPガスは次に掲げるものとする。

- （1）LPガス
- （2）その他甲が指定するもの（ガスコンロ、ガス炊飯器など）

（LPガス等の搬送及び引渡し）

第5条 乙は、LPガス等の搬送及び引渡しについては、甲の指示（LPガス等の供給先に関する指示も含む。）に従うものとする。

- 2 LPガス等の搬送及び設置は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係るLPガス等を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。
- 3 乙は、LPガス等の引渡しが完了したときは、速やかに文書で甲に報告するものとする。

(費用)

第6条 この協定に基づき、乙が供給したL Pガス等の対価及び乙が行った搬送等の費用については、甲がこれを負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における仕入価格を基準として甲・乙協議の上、決定するものとする。

3 甲の乙に対する費用の支払い方法は、甲の通常の支払方法によるものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力を円滑に推進するため、平常時から必要な情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成29年3月31日までとする。ただし、同日前までに甲又は乙がこの協定を更新しない旨の意思表示をしない場合は、引き続き1年間更新するものとし、以後この例による。

(その他)

第9条 この協定に定める事項で疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年3月1日

甲 大竹市小方一丁目11番1号

大 竹 市

大竹市長 入 山 欣 郎

乙 広島市佐伯区千同一丁目24番11号

広島県L Pガス協会広島西地区協議会

広島西地区協議会会長 畠 田 恒 次

## 資料 20-4

## 災害発生時における大竹市と大竹市内郵便局の協力に関する協定

広島県大竹市（以下「甲」という。）と大竹市内郵便局（以下「乙」という。）は、大竹市内に発生した大規模地震、その他災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

## （定 義）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

## （協力要請）

第2条 甲又は乙は、大竹市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、それぞれに協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての郵便局車両の貸出し（郵便配達用車両は除く）
- (2) 各避難所に係る被災者の状況及び被災者の同意を得て作成した避難先リスト等の提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
  - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
  - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
  - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
  - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するために必要な事項
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、甲又は乙より要請のあった事項のうち協力できるもの

## （協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

## （個人情報取扱）

第4条 甲及び乙は、第2条に基づく協力要請において、「避難者情報確認リスト（避難先届）」の被災者の個人情報の取り扱いについては、大竹市個人情報保護条例（平成16年大竹市条例第13号）に基づくものとする。

## （経費の負担）

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は次のとおりとする。

甲 大竹市総務部総務課 危機管理監

乙 日本郵便株式会社 大竹郵便局長

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、本協定を締結した日から平成31年3月31日までとする。ただし、同日前までに甲又は乙がこの協定を更新しない旨の意思表示をしない場合は、引き続き1年間更新するものとし、以後この例による。

(その他)

第10条 この協定の定める事項で疑義が生じた場合又はこの協定に定めない事項で必要がある場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が署名押印の上、各1通を保有する。

平成30年4月27日

甲 広島県大竹市小方一丁目11番1号  
大竹市  
代表者 大竹市長

乙 広島県大竹市西栄一丁目20番9号  
大竹市内郵便局  
代表者 大竹栄町郵便局長

(別紙)

大竹市内郵便局

- ・大竹郵便局
- ・大竹小方郵便局
- ・大竹栄町郵便局
- ・玖波郵便局
- ・阿多田島郵便局
- ・大竹木野郵便局
- ・栗谷郵便局
- ・大竹本町郵便局
- ・大竹立戸郵便局

## 資料20-5

## 災害発生時における生活関連物資の供給等に関する協定書

広島県大竹市（以下「市」という。）と生活協同組合ひろしま（以下「事業者」という。）は、大竹市内において災害等が発生したとき又は災害等が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における生活関連物資（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害時に市が事業者の協力を得て、被災者に対して、より速やかにかつ円滑に物資の提供ができるようにすることを目的とする。

## （要請）

第2条 災害時において市が物資を必要とする場合は、事業者に対して物資の供給を要請する。

2 前項の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した要請書（別紙）をもって行うものとするが、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

## （協力の実施）

第3条 事業者は、市から前条の要請を受けたときは、事業者の営業に支障がない範囲において、要請事項について適切な処置を取り、市に対し、速やかに物資を供給するものとする。

## （支援体制の整備）

第4条 事業者は、前条の規定により市から協力要請を受けたときは、事業者が加盟する生活協同組合連合会等（以下「連合会等」という。）に対して、連合会等が保有する物資の供給、輸送等について協力を要請し、連合会等と連携して、市の要請に応えるものとする。

## （物資の種類）

第5条 市が、事業者に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、事業者が調達可能な物資とする。

- (1) 別表「災害支援物資調達リスト」に掲げる物資
- (2) その他市が指定する物資

## （物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は市が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として事業者が行うものとする。ただし、事業者による運搬が困難な場合は、別に市が指定する者が行うものとする。

(損害の負担)

第7条 第6条の規定に基づく、運搬業務により生じた損害の補償については市と事業者が協議をして定める

(費用負担)

第8条 事業者が供給した物資の対価及び事業者が行った搬送等の費用については、市がこれを負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、市及び事業者が協議をして、その都度定めるものとする。

3 市の事業者に対する費用の支払い方法は、市の通常の支払方法によるものとする。

(平常時の活動)

第9条 市及び事業者は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報の交換や市が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第10条 要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(1) 市の連絡責任者は、総務部総務課危機管理監とする。

(2) 事業者の連絡責任者は、総合企画室統括部長とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じた事項については、その都度、市及び事業者が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、市又は事業者が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市及び事業者が記名のうえ、各1通を保有する。

平成30年9月7日

市 広島県大竹市小方一丁目11番1号  
大竹市  
市長 入山 欣郎

事業者 広島県廿日市市大野原一丁目2番10号  
生活協同組合ひろしま  
理事長 惠木 尚

令和 年 月 日

## 災害時における生活関連物資の供給等要請書

生活協同組合ひろしま  
理事長

様

市長

「災害時における生活関連物資の供給等に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。

## 記

## 1. 協力要請業務

事 項	
要 請 業 務	
実 施 日 時	
物 資 搬 送 場 所	
連 絡 先	
備 考	

## 2. 供給要請物資

品 目	仕 様	数 量	備 考

## 別表

## 災害支援物資調達リスト

NO	商品区分	商品事例
1	飲料水	CO水2L
2	飲料水	CO水500ml
3	飲料水	CO緑茶2L
4	飲料水	CO緑茶500ml
5	飲料水	CO烏龍茶2L
6	飲料水	CO烏龍茶500ml
7	食事の替りになる菓子	CO応援食クッキー・バー等
8	手で食べられる果物	バナナ
9	LLパン	COモーニングクロワッサン
10	乾電池	CO乾電池:単1
11	毛布・寝具	通販取引先の毛布・寝具
12	夏向けの寝具	通販取引先のタオルケット
13	カイロ	COカイロ
14	カイロ	CO貼るカイロ
15	パックご飯	COおいしいご飯
16	カップめん	COOPヌードル
17	レトルトカレー	COLレトルトビーフカレー
18	スープ類	COスープ(FD)
19	スープ類	CO即席みそ汁
20	魚缶	さば缶
21	魚缶	いわし缶
22	魚缶	ツナ缶
23	調理の火力	COカセットコンロ
24	調理の火力	COガスボンベ
25	箸	CO割り箸
26	食器	紙おわん
27	食器	紙皿
28	食器	紙コップ
29	ティッシュ類	COティッシュ
30	ティッシュ類	COウエットティッシュ
31	タオル	取引先のタオル
32	おむつ	紙おむつベビー用
33	おむつ	紙おむつ大人用

## 資料20-6

## 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

大竹市（以下「甲」という。）と医療法人社団いちご会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所（避難所での生活において一定の配慮を要する者を対象とする避難所をいう。以下同じ。）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大竹市で災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、甲が、乙の運営する施設の一部を福祉避難所として利用することについて必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 福祉避難所に避難できる者は、福祉施設、病院等に入所・入院していない者であって、避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者（以下「避難者」という。）と及び避難者を介護する者とする。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、避難者等を福祉避難所に避難させる必要があると認めるときは、乙に対し、当該避難者等を受け入れるよう要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1） 避難者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2） 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（福祉避難所の開設）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、被災状況及び職員の参集状況に応じて、避難者を受け入れることができるかどうか検討し、受け入れることができると判断したときは、福祉避難所を開設するものとする。

2 乙は、前項の規定による検討に当たっては、できる限り避難者を受け入れるよう努めるものとする。

（福祉避難所の運営）

第5条 乙は、福祉避難所の業務として、次に掲げる事項を行うものとする。

（1） 避難者等からの相談等への対応

（2） 避難者の日常生活上の支援

（3） 避難者の状況の急変等に応じて関係機関への連絡又は斡旋

2 乙は、福祉避難所に避難者等を受け入れたときは、原則として市が開設する他の避難所が閉鎖するまで当該福祉避難所を開設しておくものとする。ただし、甲と乙の協議により、避難者の事情に応じて福祉避難所を開設しておく期間を決めることができるものとする。

(経費の負担)

第6条 福祉避難所の管理運営に要する経費は、所要の実費を甲が負担する。

(受入可能人数の把握)

第7条 甲は、平常時から乙の運営する施設の福祉避難所としての受入可能人数を把握しておくものとする。

(対象者の移送)

第8条 福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該避難者の介護者等が行うものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、福祉避難所の管理運営の業務に関して知り得た避難者等の固有の情報を、避難者等の生命身体に危険のある場合を除き外部に漏らしてはならない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1月前までに甲乙いずれからも協定を解除する意思表示がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年1月28日

甲 大竹市小方一丁目11番1号  
大竹市長 入山 欣郎

乙 大竹市油見一丁目9番12号  
医療法人社団いちご会  
理事長 糸谷 富男

## 資料20-7

## 大竹市と株式会社栗本五十市商店との災害時における食料品等の供給に関する協定書

大竹市（以下「甲」という。）と株式会社栗本五十市商店（以下「乙」という。）は、災害時に必要な食料品等（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

## （協力の要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対して物資の供給について協力を要請することができる。

- (1) 大竹市で災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 大竹市外の災害について、国又は他の地方公共団体から物資の調達・斡旋を要請されたとき。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により行い、事後において文書を提出するものとする。

## （物資の優先供給の協力）

第2条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、物資の優先供給に積極的に協力するものとする。

## （物資の種類）

第3条 物資の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料品（福祉施設避難者用の食料を含む。）
- (2) 飲料水
- (3) その他市が必要と認めるもの

## （物資の搬送及び引渡し）

第4条 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、物資の引渡し場所は甲が指定するものとする。

- 2 事情により乙が物資を搬送できない場合は、乙が引渡し場所を指定し、甲は物資を引き取るものとする。
- 3 甲は、乙の立ち会いのもとで、物資の種類及び数量を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(費用)

- 第5条 この協定に基づき、乙が供給した物資の対価及び乙が行った搬送等の費用については、甲がこれを負担するものとする。
- 2 前項の費用は、災害が発生する直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 甲の乙に対する費用の支払方法は、甲の通常の支払方法によるものとする。

(体制作り)

- 第6条 甲及び乙は、この協定締結後速やかにこの協定に係る事務担当者名簿を作成して、相互に交換するものとし、事務担当者、連絡先等に変更があった場合は、直ちにその旨を連絡することとする。
- 2 甲及び乙は、この協定に基づく物資の供給が円滑に行われるよう、必要な訓練等を随時行うとともに、連絡体制等について、常に点検・改善に努めるものとする。

(その他)

- 第7条 この協定に定める事項で疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

- 第8条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本証2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成31年 3月19日

甲 大竹市小方一丁目11番1号  
大竹市  
大竹市長 入山欣郎

乙 大竹市晴海二丁目10番45号  
株式会社栗本五十市商店  
代表取締役社長 栗本保男

## 資料20-8

## 災害救助物資の調達に関する協定書

大竹市（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）とは、大竹市内での災害発生に際し、大竹市災害対策本部が設置された場合、災害救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次の通り協定を締結する。

## （要 請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙

の保有する物資の調達を要請することができる。

## （物資の範囲）

第2条 甲が乙に調達を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 日用品等（トイレ関係用品を含む。）
- (2) 作業関係用品
- (3) 冷暖房機器及び電気用品等
- (4) その他甲が指定する物資

## （要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として別記第1号様式によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を提出するものとする。

## （物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、

甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

## （物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

## （担当者名簿の作成）

第6条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定

めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間の満了する1箇月前までに甲又は乙が各相手方に対し格段の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年5月14日

甲 広島県大竹市小方一丁目11番1号  
大竹市市長 入山 欣郎

乙 島根県益田市下本郷町206番地5  
株式会社ジュンテンドー  
代表取締役社長 飯塚 正

別記第1号様式（第3条関係）

年 月 日

## 災害救助物資調達要請書

株式会社ジュンテンドー 様

大竹市長

「災害救助物資の調達に関する協定書」に基づき、下記のとおり物資の調達を要請します。

## 記

## 1 災害の状況

## 2 応援を必要とする物資の内容等

必要とする物資の内容	数 量	物資の引渡場所	運搬方法	備 考

別記第2号様式（第5条関係）

年 月 日

## 災害救助物資調達報告書

大竹市長

株式会社ジュンテンドー

「災害救助物資の調達に関する協定書」に基づき、下記のとおり物資を納品しましたので報告します。

## 記

物資の内容	数量	物資の引渡場所	運搬方法	備考

## 資料20-9

## 災害に係る情報発信等に関する協定

大竹市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

## 第1条（本協定の目的）

本協定は、大竹市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、大竹市が大竹市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ大竹市の行政機能の低下を軽減させるため、大竹市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

## 第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、大竹市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、大竹市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、大竹市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 大竹市が、大竹市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 大竹市が、大竹市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 大竹市が、災害発生時の大竹市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 大竹市が、大竹市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) 大竹市が、大竹市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 大竹市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、大竹市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

### 第3条（費用）

前条に基づく大竹市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

### 第4条（情報の周知）

ヤフーは、大竹市から提供を受ける情報について、大竹市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

### 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、大竹市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

### 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

### 第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、大竹市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、大竹市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年1月31日

大竹市：広島県大竹市小方一丁目11番1号  
大竹市長 入山 欣郎

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 川邊 健太郎

## 資料20-10

## 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

大竹市（以下「甲」という。）及び広島県行政書士会（以下「乙」という。）は、大竹市内で地震、風水害等の自然災害その他大規模災害（火災、爆発等その及ぼす被害の程度においてこれらに類する事件、事故等を含む。）が発生したとき（以下「災害時」という。）における、乙が被災者への支援として実施する行政書士業務に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害時において乙が実施する支援可能な行政書士業務（以下「支援業務」という。）について、必要な事項を定める。

## （業務の範囲）

第2条 支援業務は、次に掲げるものとする。

- （1）行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3の業務
- （2）被災者支援相談センターの開設
- （3）その他甲が必要とする業務

2 乙は、被災者支援相談センターを開設する際、その開設場所について、あらかじめ甲と協議するものとする。ただし、甲が被災等により協議することができない場合は、この限りでない。

## （支援業務の要請）

第3条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して支援業務の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

## （行政書士の派遣）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、直ちに要請内容による支援業務を実施するための措置を行い、その措置の状況を甲に報告するとともに、甲の要請場所に会員を派遣するものとする。

## （報告）

第5条 乙は、支援業務を実施した場合は、甲の定める期限までに、その状況について書面で報告を行うものとする。

## （連絡体制）

第6条 甲及び乙は、災害時における被災者支援に支障のないように、常に連絡体制に努めるものとする。

2 乙は、支援業務の実施に当たり、広島県行政書士会県内支部に対して必要な調整を行うものとする。

(費用負担)

第7条 第3条第1項の要請に基づき行う第4条に規定する行政書士の派遣に要する費用は、乙の負担とする。

2 支援業務の実施に要する費用は、乙の負担とする。ただし、第2条第1項第1号に掲げる業務のうち行政書士法第1条の2及び第1条の3第1項第1号から第3号までに掲げる業務に係る費用は、相談者（業務上の依頼者）の負担とする。

(損害への対応)

第8条 この協定に基づく支援業務を行う際、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲乙双方又はいずれか一方から何らの意思表示がないときは、有効期間を更に1年延長するものとし、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が押印の上、各自その1通を所持する。

令和2年10月27日

甲 広島県大竹市小方一丁目11番1号  
大竹市  
大竹市長 入山 欣郎

乙 広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ10階  
広島県行政書士会  
会長 光宗 五十六

## 資料20-11

## 災害時における物資の調達に関する協定書

大竹市(以下「甲」という。)と王子コンテナ株式会社 三原工場(以下「乙」という。)は、災害時における避難所生活に必要な段ボール製品等(以下「物資」という。)の調達について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大竹市において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するために、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して物資の調達の協力を要請することができる。

(物資の種類)

第3条 甲が乙に要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請があったときに乙が製造又は調達可能な物資とする。

- (1) 段ボール製品(ベッド、トイレ、パーテーション等)
- (2) その他乙の取扱商品

(要請の手続き)

第4条 甲は、物資調達要請書(別記様式第1号)により、乙に対して物資の調達の要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに物資調達要請書を提出するものとする。

2 前項の協力要請手続を円滑に行うため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置くものとし、連絡責任者は、甲にあっては大竹市災害対策本部とし、乙にあっては乙の営業部とする。

3 甲及び乙は、連絡する順位を定めた連絡先を協定締結時に、災害時における物資の調達に関する協定書連絡先報告書(別記様式第2号)により甲乙互いに報告するものとし、異動があった場合は、その都度、同様式により報告するものとする。

(調達の実施)

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、その要請に基づく物資の製造又は調達を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の出荷見通しを甲に連絡するものとする。

(運搬)

第6条 物資の搬入又は引渡し場所は、甲が指定する場所とし、甲又は甲が指定した者を当該場所に派遣して物資を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、

乙が自ら運搬することができない場合は、甲は、乙の指定する場所において、物資を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

(物資の代金等)

第7条 甲が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、第4条の要請時直前における価格を参考に、甲、乙協議の上決定するものとする。

(代金等の請求及び支払)

第8条 乙は、前条の規定による代金等の決定後、納品書及び請求書により、代金等を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認後、速やかに代金等を支払うものとする。

(報告)

第9条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して調達及び製造可能品目、数量等について資料の提出を求めることができる。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月以内に、甲乙いずれからもこの協定の延長について何らかの申出がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(事業所運営)

第11条 この協定に基づく甲の物資調達の要請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を阻害するものではない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和3年1月20日

甲 大竹市小方一丁目11番1号  
大竹市  
大竹市長 入山 欣郎

乙 三原市南方1丁目2番13号  
王子コンテナ株式会社  
三原工場  
工場長 京本 裕一朗

## 様式第1号（第4条関係）

## 物 資 調 達 要 請 書

年 月 日

王子コンテナ株式会社  
三原工場長 様

大竹市長 印

災害時における物資の調達に関する協定書第4条第1項に基づき、次の物資の調達を要請します。

品 目	数 量	引渡場所	引渡日時

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

## 資料20-12

## 災害時における物資の調達に関する協定書

大竹市（以下「甲」という。）と王子コンテナ株式会社 防府工場（以下「乙」という。）は、災害時における避難所生活に必要な段ボール製品等（以下「物資」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大竹市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するために、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して物資の調達の協力を要請することができる。

（物資の種類）

第3条 甲が乙に要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請があったときに乙が製造又は調達可能な物資とする。

- (1) 段ボール製品（ベッド、トイレ、パーテーション等）
- (2) その他乙の取扱商品

（要請の手続き）

第4条 甲は、物資調達要請書（別記様式第1号）により、乙に対して物資の調達の要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに物資調達要請書を提出するものとする。

- 2 前項の協力要請手続を円滑に行うため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置くものとし、連絡責任者は、甲にあっては大竹市災害対策本部とし、乙にあっては乙の営業部とする。
- 3 甲及び乙は、連絡する順位を定めた連絡先を協定締結時に、災害時における物資の調達に関する協定書連絡先報告書（別記様式第2号）により甲乙互いに報告するものとし、異動があった場合は、その都度、同様式により報告するものとする。

（調達の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、その要請に基づく物資の製造又は調達を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の出荷見通しを甲に連絡するものとする。

（運搬）

第6条 物資の搬入又は引渡し場所は、甲が指定する場所とし、甲又は甲が指定した者を当該場所に派遣して物資を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

- 2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲は、乙の指定する場所において、物資を確

認のうえ引渡しを受けるものとする。

(物資の代金等)

第7条 甲が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、第4条の要請時直前における価格を参考に、甲、乙協議の上決定するものとする。

(代金等の請求及び支払)

第8条 乙は、前条の規定による代金等の決定後、納品書及び請求書により、代金等を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認後、速やかに代金等を支払うものとする。

(報告)

第9条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して調達及び製造可能品目、数量等について資料の提出を求めることができる。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月以内に、甲乙いずれからもこの協定の延長について何らかの申出がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(事業所運営)

第11条 この協定に基づく甲の物資調達の要請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を阻害するものではない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和3年1月20日

甲 大竹市小方一丁目11番1号  
大竹市  
大竹市長 入山 欣郎

乙 防府市大字江泊2470-1  
王子コンテナ株式会社  
防府工場  
工場長 川崎 重則

## 様式第1号（第4条関係）

## 物 資 調 達 要 請 書

年 月 日

王子コンテナ株式会社  
三原工場長 様

大竹市長 印

災害時における物資の調達に関する協定書第4条第1項に基づき、次の物資の調達を要請します。

品 目	数 量	引渡場所	引渡日時

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

## 資料 20-13

## 災害時における物資供給に関する協定

大竹市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

## （要請）

第 2 条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 大竹市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 大竹市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

## （協力）

第 3 条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

## （調達物資の範囲）

第 4 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

## （要請の方法）

第 5 条 第 2 条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第 6 条の措置を執るものとする。

## （要請に基づく乙の措置）

第 6 条 乙は、第 2 条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

## （価格）

第 7 条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

## （運搬および引渡し）

第 8 条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙

が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

- 3 甲は、前項の職員の派遣を大竹市長その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては大竹市危機管理課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙②）を作成し、相互に交換するものとする。

- 2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和 3 年 5 月 1 0 日

甲 広島県大竹市小方1丁目11番1号  
代表者 大竹市長 入山 欣郎 印

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号  
株式会社ナフコ  
代表取締役 石田 卓巳 印

## 資料20-14

## 災害に係る情報発信等に関する協定書

大竹市（以下「甲」という。）と株式会社テレビ新広島（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結した。

## （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携を図り、警戒レベルや警戒レベル相当情報等の防災情報及び発災後の生活支援情報等について、迅速かつ正確に情報発信することを目的とする。

## （情報発信の内容）

第2条 甲と乙は、連携して次の事項について情報発信する。

- (1) 地震、風水害その他の災害に対する「警戒レベル」、「警戒レベル相当情報」、「避難所等の開設情報」等
- (2) 発災後における生活支援情報
- (3) 平時における土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、洪水浸水想定区域等に関する情報、防災関連の取り組みに関する情報

## （情報発信の方法）

第3条 甲から乙への情報伝達は、Lアラート等により行うものとする。

2 乙は、前項で得た情報のうち特に「警戒レベル3」以上の情報については、乙の番組、速報スーパー、L字放送等のいずれかによって報道するとともに、乙のホームページ及び公式SNS等でインターネットを通じて情報発信する。

## （費用の負担）

第4条 甲及び乙は、この協定の運用に要する経費負担を一切求めないこととする。

## （担当者名簿の作成）

第5条 甲及び乙は、この協定の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

## （有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

## （協議）

第7条 この協定に定める事項について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年6月8日

甲 大竹市小方一丁目11番1号  
大竹市  
代表者 大竹市長 入山 欣郎

乙 広島市南区出汐二丁目3番19号  
株式会社テレビ新広島  
代表者 代表取締役社長 箕輪 幸人

## 資料20-15

## 防災パートナーシップに関する協定書

大竹市（以下「甲」という。）と広島テレビ放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害による被害の軽減と平常時における防災に連携して取り組むため、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携して災害の被害を軽減するための防災情報の発信ならびに平常時の防災活動に取り組むことにより、住民の安全の確保に寄与することを目的とする。

## （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 2 災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象または大規模な火事もしくは爆発その他その及ぼす被害の程度において生ずる被害をいう。
- 3 防災とは、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、および災害の復旧を図ることをいう。

## （緊急時の情報発信の要請）

第3条 甲は、目的で定める災害被害を軽減するために、住民への情報伝達が急を要すると判断した場合、乙に対して電話または電子メール、ファックスなどにより情報発信を要請することができる。乙は、甲から要請を受けた際は、放送や通信を通じて速やかな情報発信に努める。

## （平常時の連携）

第4条 甲および乙は、防災のために使用する目的のもと、甲が見舞われた災害の映像・写真・画像など防災関連資料の提供を、相手方に可能な範囲で協力する。

- 2 甲および乙は、本協定の趣旨に基づき、それぞれが防災対策に資する取組みを行うときは、可能な範囲で協力する。

## （連絡担当者）

第5条 甲および乙は、相互に連絡を取り合うための担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先・連絡手段などを運用連絡表に記載し、

互いに確認する。

- 2 甲および乙は、毎年4月1日及び人事異動などによりそれぞれの担当者に変更が生じた場合、速やかに相手方に通知するとともに、新しい担当者の連絡先・連絡手段などを運用連絡表に記載し、互いに確認する。

(協定期間)

第6条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、甲または乙が相手方にこの協定の終了を通知しない限り継続する。

(協議事項)

第7条 この協定の定めのない事項について定める必要が生じたとき、またはこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、対応を決定する。

この協定の締結を証するために、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その1通を保管する。

令和3年12月22日

甲 広島県大竹市小方一丁目11番1号  
大竹市  
大竹市長 入山 欣郎

乙 広島市東区二葉の里3丁目5番4号  
広島テレビ放送株式会社  
代表取締役社長 佐野 讓顯

## 資料20-16

## 災害時における物資の調達に関する協定書

大竹市（以下「甲」という。）と石原工芸株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における避難所生活に必要な段ボール製品等（以下「物資」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大竹市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するために、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して物資の調達の協力を要請することができる。

（物資の種類）

第3条 甲が乙に要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請があったときに乙が製造又は調達可能な物資とする。

- (1) 段ボール製品（ベッド、間仕切り等）
- (2) その他乙の取扱商品

（要請の手続き）

第4条 甲は、物資調達要請書（別記様式第1号）により、乙に対して物資の調達の要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに物資調達要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、協定締結時に、災害時における物資の調達に関する協定書連絡先報告書（別記様式第2号）を互いに報告するものとし、異動があった場合は、その都度、同様式により報告するものとする。

（調達の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、その要請に基づく物資の製造又は調達を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の出荷見通しを甲に連絡するものとする。

（運搬）

第6条 物資の搬入又は引渡し場所は、甲が指定する場所とし、甲又は甲が指定した者を当該場所に派遣して物資を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲は、乙の指定する場所において、

物資を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

(物資の代金等)

第7条 甲が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、第4条の要請時直前における価格を参考に、甲、乙協議の上決定するものとする。

(代金等の請求及び支払)

第8条 乙は、前条の規定による代金等の決定後、納品書及び請求書により、代金等を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認後、速やかに代金等を支払うものとする。

(報告)

第9条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して調達及び製造可能品目、数量等について資料の提出を求めることができる。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月以内に、甲乙いずれからもこの協定の延長について何らかの申出がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和4年8月25日

甲 大竹市小方一丁目11番1号  
大竹市  
大竹市長 入山 欣郎

乙 廿日市市上平良1399  
石原工芸株式会社  
代表取締役社長 石原 弘善

## 資料 20-17

## 災害時等におけるドローンを使用した支援活動に関する協定書

大竹市(以下「甲」という。)と一般社団法人山口県産業ドローン協会(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

## (趣旨)

第1条 この協定は、大竹市内において、自然災害や大規模事故、武力攻撃事態等の他、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある、緊急の事態が発生した場合における被災現場等での支援活動及び平常時における防災啓発事業等への協力(以下「支援活動」という。)に関し、乙の会員がドローン(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。)を使用して実施する支援活動について、必要な事項を定める。

## (協力の要請)

第2条 甲は乙に対し、次の事項に関して支援活動の協力を要請することができる。

- (1) 災害発生現場等の被災状況の把握
- (2) 被災者の捜索
- (3) 物資の運搬
- (4) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (5) その他甲乙協議の上、決定した事項

## (要請手続)

第3条 前条の規定による要請は、原則として別記様式第1号により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出する。

## (要請事項の措置)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、速やかに当該要請を実施するための措置を行い、甲が指示する場所に会員を派遣する。

- 2 乙の会員は、甲の指揮監督に従い、支援活動等を実施する。
- 3 乙の会員は、支援活動等の実施に当たり、航空法、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他関係法令を遵守の上、二次災害の防止に努めるものとする。

4 乙は、支援活動が完了したときは、別記様式第2号により遅滞なく甲に報告する。

(費用の負担)

第5条 乙の会員が支援活動の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、甲及び乙の会員が協議の上、決定する。

(事故の報告)

第6条 乙は、支援活動に当たり、事故があったときは、別記様式第3号により速やかに甲に報告する。

(損害の負担)

第7条 支援活動の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

2 乙は、支援活動の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(補償)

第8条 乙の会員が実施する支援活動に従事した者(以下、「従事者」という。)が支援活動において、負傷し、罹患し、又は死亡した場合は、当該従事者を使用した乙の会員の責任において、その補償を行うものとする。ただし、当該負傷、罹患又は死亡の原因が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(連絡先等の報告)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、書面により相互に報告するものとする。また、報告内容に変更があった場合も同様とする。

(会員等の編成の報告)

第10条 乙は、本協定締結後、支援活動に係る会員の編成及びドローンの数量について、甲に書面により報告するものとする。報告の内容に変更があった場合も同様とする。

(個人情報の保護)

第11条 甲及び乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。甲又は乙の構成員でなくなった場合や、本協定が終了した後においても同様とする。

(映像等の権利帰属)

第12条 第2条の規定による支援活動において撮影した成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権をいう。）は、甲に帰属する。

2 乙は、撮影した成果品を、甲の許可なく、インターネット、テレビ放送その他手段により公開してはならない。

(協定の有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれからによる終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定する。

本協定を締結した証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年4月22日

甲 広島県大竹市小方1丁目11番1号  
大竹市長 入山 欣郎

乙 山口県岩国市室の木町4丁目84番1号  
一般社団法人山口県産業ドローン協会  
代表理事 藤井 光秀

## 資料20-18

## 浸水時緊急退避施設としての使用に関する協定書

大竹市（以下「甲」という。）と株式会社サンクリエイト（以下「乙」という。）は、洪水、高潮、津波等による浸水時における市民等の退避場所の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、洪水、高潮、津波等の浸水が発生し、または発生するおそれがある場合において、逃げ遅れた市民等の緊急一時的な退避場所として、乙が所管する施設を使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## （浸水時緊急退避施設の指定）

第2条 乙は、次に掲げる施設（以下「対象施設」という。）を浸水時の緊急一時的な退避施設（以下「浸水時緊急退避施設」という。）として、市民等に使用させる。

- (1) 所在地 大竹市北栄6番7号
- (2) 所有者 株式会社サンクリエイト
- (3) 名称 サンホテル大竹
- (4) 構造等 鉄筋コンクリート造9階建
- (5) 工事着手 令和4年10月1日
- (6) 退避場所 屋内共用廊下3階から9階、屋上  
(各階  $50.45 \text{ m}^2 \times 7 + \text{屋上 } 292.13 \text{ m}^2 = 645.28 \text{ m}^2$ )
- (7) 収容人数 約300人
- (8) 退避経路 正面玄関又は屋外避難階段入口から対象施設内に進入  
階段又はエレベータを使用し退避場所へ移動

## （使用期間）

第3条 対象施設を浸水時緊急退避施設として使用する期間は、甲が避難情報を発令し、緊急に退避が必要な浸水が発生し、または発生するおそれがある時から、甲が避難情報を解除し、浸水が解消され、または安全が確認されるまでとする。

## （使用の通知）

第4条 甲は、第1条の規定に基づき対象施設を利用するときには、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

2 甲は、施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず

ず、対象施設を利用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

(浸水時緊急退避施設の使用等に係る留意事項の周知)

第5条 甲は、浸水時緊急退避施設の使用等に関し、自主防災組織等と連携して地域住民等に対して次の事項の周知に努める。

- (1) 浸水からの避難は、災害発生前の気象情報や甲が発令する避難情報等に従って、早期に安全な場所へ避難することが基本であること。
- (2) 浸水時緊急退避施設は、甲が開設する避難場所への避難途上等において、目前急迫の浸水危険にさらされた場合の緊急一時的な退避にのみ使用するものであり、当該施設に依存し、早期の避難行動を怠ることがあってはならないこと。
- (3) 浸水時緊急退避施設は、全ての避難者の確実な収容が保障されるものではないこと。
- (4) 浸水時緊急退避施設は、第4条に定める期間において一時的に使用するものであり、甲が開設する避難場所等とは異なり、避難者の滞在等を対象としたものではないこと。
- (5) 平常時においては、地域住民等は、施設管理者等の許可なく浸水時緊急退避施設等に立ち入ってはならないこと。

(施設変更の報告)

第6条 乙は、対象施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により浸水時緊急退避施設としての使用が不能となるときは、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第7条 対象施設を浸水時緊急退避施設として使用する場合等の費用は無償とする。

(損害の賠償)

第8条 甲は、対象施設に地域住民等が避難したことに伴い、施設の破損、施設内の物品の破損又は紛失等が生じたときは、乙が被った損害を賠償するものとする。

(原状回復義務)

第9条 甲は、使用期間を終えたときは、対象施設を現状に回復しなければならない。

- 2 前項の施設の原状回復に要した費用は、甲は負担するものとする。

(退避時の事故等に係わる責任)

第10条 乙は、対象施設に緊急退避した市民等に事故が生じた場合において、一切の責任を負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りではない。

(浸水時緊急退避施設の公開)

第11条 甲は、対象施設が浸水時緊急退避施設である旨を、甲の所管するホームページ等により市民等に対して周知するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から協定締結日の属する年度の末日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、文書をもって協定の終了の通知がないときは、引き続き1年間更新するものとし、以後この例による。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年5月8日

甲 広島県大竹市小方一丁目11番1号  
大竹市  
代表者 大竹市長 入山 欣郎

乙 大阪府堺市西区浜寺石津町西三丁4番25号  
株式会社 サンクリエイト  
代表取締役 社長 石関 久也

## 資料20-19

## 災害時における応急対策資機材の供給等に関する協定書

大竹市（以下「甲」という。）と株式会社 村中産機（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大竹市内において、自然災害や大規模事故等の他、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある、緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）における応急対策資機材（以下「資機材」という。）の供給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、市内での災害時等において、乙に対し乙が所有するレンタル資機材の供給について、優先的な提供を要請することができる。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による要請は、原則として別記様式1により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請することができるものとし、その後、速やかに文書を提出する。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、資機材の供給等に協力するものとし、当該要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡する。

（資機材の範囲）

第5条 甲が乙に要請する資機材は、次の各号に掲げる資機材のうち、乙が保有又は調達可能なものとする。

- （1）別表1に掲げる資機材
- （2）その他甲が指定する資機材

（資機材の運搬引渡し）

第6条 供給資機材の引渡場所は甲が指定するものとし、引渡場所までの運搬は、原則として乙が行う。ただし、道路不通、停電等により運搬に支障が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、甲との協議により対応するものとする。

2 甲の職員又は甲の指定する者は、引渡場所において、乙より資機材の引渡を受けるものとする。

（経費の負担）

第7条 この協定に基づき、乙が提供した資機材及び乙が行った運搬等に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格基準とし、  
甲乙協議の上決定するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進及び防災訓練に対し  
て、可能な限り協力し、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定の締結後、連絡先並びに連絡責任者及び連絡  
担当者を、相互に報告するものとする。報告内容に変更があった場合も同  
様とする。

(有効期間)

第10条 この協定は、令和6年10月8日から効力を有するものとし、甲  
又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、  
甲乙協議の上決定する。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押  
印の上、各自1通を保有する。

令和6年10月8日

甲 広島県大竹市小方一丁目11番1号  
大竹市  
大竹市長 入山 欣郎

乙 広島県大竹市立戸四丁目4番3号  
株式会社 村中産機  
代表取締役 村中 明博

## 資料20-20

## 災害時における応急対策資機材の供給に関する協定書

大竹市（以下「甲」という。）と株式会社 キロク（以下「乙」という。）は、大竹市内に自然災害や大規模事故等の他、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある、緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）における応急対策資機材（乙が所有する資機材であって、レンタルの用に供するもの。以下「資機材」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲の要請に応じて、乙が資機材を迅速に提供することにより、被害の拡大防止と被災地等の早期復旧を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等において資機材を必要とするときは、乙に対し、供給が可能な資機材の提供を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条の規定は、応急対策資機材供給要請書（別記様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、特段の事情がない限り、優先的かつ速やかにこれに応じるものとする。

（資機材の引き渡し）

第4条 甲の要請により、乙が甲に供給する資機材の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、指定場所への搬入は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の搬入が困難なときは甲の指定する者が行うものとする。

2 乙が前項の要請に基づき協力したときは、速やかに応急対策資機材供給報告書（別記様式2）により、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 資機材の供給に係る賃貸借料及び搬入に要した費用（以下「経費」という。）は甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生時の適正な価格を基準とするものとする。ただし、特別な、事情が発生したときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の支払い）

第6条 甲は、乙から前条に係る請求を受けたときは、速やかに乙に支払うものとする。

（連絡責任者）

第7条 要請に関する事項の伝達を迅速かつ正確に行うため、連絡責任者を

定めるものとし、変更等が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、令和6年11月1日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年11月1日

甲 広島県大竹市小方一丁目11番1号  
大竹市  
大竹市長 入山 欣郎

乙 山口県下関市秋根北町8番1号  
株式会社 キロク  
代表取締役 森脇 大陽

## 資料20-21

## 災害時の物流に係る協力に関する協定書

大竹市（以下「甲」という。）と日本通運株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の物流に係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大竹市内において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生の恐れがある場合において、甲が、物流に係る協力を、乙から受けることに関して必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲が、乙に協力を要請する物流に係る協力の内容は、次のとおりとする。

（1）人員の派遣

物資の荷捌き及び保管等を円滑に実施するため、物資集積場所を開設した市施設及び災害対策本部に、必要に応じて人員を派遣する。

（2）荷役資機材の提供

物資集積場所において、物資の荷捌きを円滑に実施するため、フォークリフト等の資機材を提供する。

（3）物資集積場所の提供

市施設に開設する物資集積場所のスペースに不足が生じたときなど、救援物資等の一時的な集積場所として、乙の物流ターミナル施設（大竹市東栄三丁目38番1号）を提供する。

ただし、該当ターミナルが使用不能となった場合は、可能な限り、代替施設を確保できるよう努力する。

（4）救援物資等の輸送（物資の積み下ろしを含む）

ア 甲の備蓄倉庫から、備蓄物資を避難所等に輸送する。

イ 甲の設置する物資集積場所から、救援物資を避難所等に輸送する。

（協力の要請）

第3条 甲は、物流に係る協力について、乙の支援が必要と認めたときは、乙に対し、文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後24時間以内に文書を提出するものとする。

2 乙は、甲の要請があった場合、可能な範囲で協力するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲からの要請に基づき、物流に係る協力を実施したときは、甲に対して、文書により実施内容を報告するものとする。

（費用負担）

第5条 協力要請に基づき、乙が実施した物流に係る協力等に要した費用

は、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

2 甲が費用を負担するときは、乙は前月分の実績を取りまとめ、甲の検査を受けた後、一括して請求するものとする。

3 甲は、前項の請求があったときは、乙に対し費用を支払わなければならない。

(第三者の損害が生じたときの措置)

第6条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙の責任において、その処理解決に当たるものとする。ただし、損害の範囲や程度については、甲乙協議の上、合理的な範囲で対応するものとする。

(災害補償)

第7条 甲の要請に基づき乙が実施する協力業務に従事した者が、協力業務において、負傷し、罹患し、又は死亡したときの災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は、広島県市町の消防団員等公務災害補償等に関する条例（平成20年組合条例第8号）の規定により対処する。

(防災訓練等)

第8条 乙は、その業務に支障のない限り、甲の主催する防災訓練及び会議に参加するものとする。

(協定の改定)

第9条 この協定は、甲又は乙のいずれかの申し出があったときは、協議して協定の解除又は協定の一部を改定することができる。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上、対応するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない限り、この協定は同一条件にてさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。なお、記名押印に代えて電子署名を行う当事者は、当該電子署名がなされたこの協定の電磁的記録を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 広島県大竹市小方一丁目 11 番 1 号  
大竹市  
大竹市長 入山 欣郎

乙 広島県広島市南区西蟹屋三丁目 2 番 1 号  
日本通運株式会社  
執行役員広島支店長 鷺川 章二

## 資料20-22

## 災害時における福祉用具等物資の緊急調達及び供給等の協力に関する協定

大竹市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、大竹市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、福祉用具等物資の緊急調達及び供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害時に、指定避難所及び福祉避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等物資（以下「福祉用具等物資」という。）の緊急調達及び供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が大竹市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

## （福祉用具等物資供給の協力要請）

第3条 災害時において、甲が福祉用具等物資を必要とするときには、甲は、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。また甲は乙が福祉用具等物資を円滑に搬入・設置できるよう配慮するものとする。

## （福祉用具等物資供給の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、福祉用具等物資の優先供給に積極的に協力するよう努めるものとする。

## （福祉用具等物資の種類）

第5条 甲が乙に要請する災害時の福祉用具等物資の種類は、別表に定めるものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

## （福祉用具等物資供給の要請）

第6条 甲の乙に対する要請は、別記様式1「福祉用具等物資供給要請書（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により行い、事後において要請書を提出するものとする。

## （福祉用具等物資の運搬）

第7条 福祉用具等物資の運搬は、乙又は乙が指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙又は乙の指定する者に対して運搬の協力を

行うものとする。

(引渡し)

第8条 福祉用具等物資の引き渡し場所は、甲が指定するものとする。

2 甲は、乙又は乙の指定する者の立会いのもとで、福祉用具等物資の種類及び数量を確認の上、引き渡しを受けるものとする。

(福祉用具等物資の適合確認)

第9条 福祉用具等物資の適合確認は、甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や高齢者、障害者等要配慮者の状況に合わせて行うものとする。

(車両の通行)

第10条 甲は、乙又は乙の指定する者が福祉用具等物資を運搬する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙又は乙の指定する者の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また甲は、乙又は乙の指定する者が燃料・車両等の輸送手段の確保が困難な場合には可能な限り協力を行うものとする。

(配慮事項)

第11条 甲は、乙に第3条の規定に基づき協力要請を行う場合は、立入りが制限されている地域への要請を避けるなど、乙又は乙の指定する者の生命の安全に配慮するものとする。

(損害の負担)

第12条 本協定に基づく協力の実施にあたり、福祉用具等物資の紛失や福祉用具等物資が原因となる事故による損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

(費用)

第13条 この協定に基づき、乙が供給した福祉用具等物資の対価及び乙又は乙の指定する者が行った運搬等の費用は、甲がこれを負担するものとする。ただし、福祉用具専門相談員による福祉用具等物資の適合確認の費用については、乙がこれを負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲の乙に対する費用の支払い方法は、甲の通常の支払い方法によるものとする。

(情報連絡体制の確認)

第14条 甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、それぞれの担当部署を定め、別記様式2「災害時における福祉用具等の供給に関する連絡部署」により相互に交換するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第15条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するよう努めるものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加
- (2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力  
(有効期間)

第16条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(疑義の決定)

第17条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年11月25日

甲 広島県大竹市小方一丁目11番1号  
大竹市  
大竹市長 入山 欣郎

乙 東京都港区浜松町二丁目7番15号  
一般社団法人 日本福祉用具供給協会  
理事長 小野木 孝二

## 資料20-23

## 災害時における応急対策資機材の供給等に関する協定書

大竹市（以下「甲」という。）と光東株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大竹市内において、自然災害や大規模事故等の他、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある、緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）における応急対策資機材（以下「資機材」という。）の供給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、市内での災害時等において乙に対し、乙が所有するレンタル資機材の供給について、優先的な供給を要請することができる。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による要請は、原則として別記様式により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請することができるものとし、その後、速やかに文書を提出する。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、資機材の供給等に協力するものとし、当該要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡する。

（資機材の範囲）

第5条 甲が乙に要請する資機材は、次の各号に掲げる資機材のうち、乙が保有又は調達可能なものとする。

- （1）別表に掲げる資機材
- （2）その他甲が指定する資機材

（資機材の運搬引渡し）

第6条 供給資機材の引渡場所は甲が指定するものとし、引渡場所までの運搬は、原則として乙が行う。ただし、道路不通、停電等により運搬に支障が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、甲との協議により対応するものとする。

- 2 甲の職員又は甲の指定する者は、引渡場所において、乙より資機材の引渡を受けるものとする。

（経費の負担）

第7条 この協定に基づき、乙が供給した資機材及び乙が行った運搬等に要した費用は、甲が負担する。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格基準とし、

甲乙協議の上、決定するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進及び防災訓練に対して、可能な限り協力し、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定の締結後、連絡先並びに連絡責任者及び連絡担当者を、相互に報告するものとする。報告内容に変更があった場合も同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定は、令和6年12月16日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定する。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年12月16日

甲 広島県大竹市小方一丁目11番1号  
大竹市  
大竹市長 入山 欣郎

乙 山口県光市浅江5丁目27番18号  
光東株式会社  
代表取締役 東 日出夫

## 資料20-24

## 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

大竹市（以下「甲」という。）と希望の杜さかえ（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所（避難所での生活において一定の配慮を要する者を対象とする避難所をいう。以下同じ。）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大竹市で災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、甲が、乙の運営する施設の一部を福祉避難所として利用することについて必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 福祉避難所に避難できる者は、福祉施設、病院等に入所・入院していない者であって、避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者（以下「避難者」という。）と及び避難者を介護する者とする。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、避難者等を福祉避難所に避難させる必要があると認めたときは、乙に対し、当該避難者等を受け入れるよう要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）避難者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（福祉避難所の開設）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、被災状況及び職員の参集状況に応じて、避難者を受け入れることができるかどうか検討し、受け入れることができると判断したときは、福祉避難所を開設するものとする。

2 乙は、前項の規定による検討に当たっては、できる限り避難者を受け入れるよう努めるものとする。

（福祉避難所の運営）

第5条 乙は、福祉避難所の業務として、次に掲げる事項を行うものとする。

（1）避難者等からの相談等への対応

（2）避難者の日常生活上の支援

（3）避難者の状況の急変等に応じて関係機関への連絡又は斡旋

2 乙は、福祉避難所に避難者等を受け入れたときは、原則として市が開設

する他の避難所が閉鎖するまで当該福祉避難所を開設しておくものとする。ただし、甲と乙の協議により、避難者の事情に応じて福祉避難所を開設しておく期間を決めることができるものとする。

(経費の負担)

第6条 福祉避難所の管理運営に要する経費は、所要の実費を甲が負担する。

(受入可能人数の把握)

第7条 甲は、平常時から乙の運営する施設の福祉避難所としての受入可能人数を把握しておくものとする。

(対象者の移送)

第8条 福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該避難者の介護者等が行うものとする。

(個人情報保護)

第9条 乙は、福祉避難所の管理運営の業務に関して知り得た避難者等の固有の情報を、避難者等の生命身体に危険のある場合を除き外部に漏らしてはならない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1月前までに甲乙いずれからも協定を解除する意思表示がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年6月2日

甲 大竹市  
代表者  
大竹市小方一丁目11番1号  
大竹市長 入山 欣郎

乙 希望の杜さかえ  
代表者  
広島市西区福島町二丁目29番1号  
株式会社救急レッカーサービス  
代表取締役 山田 昭雄

## 資料20-25

## 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

大竹市（以下「甲」という。）とグループホームソラストゆめか大竹（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所（避難所での生活において一定の配慮を要する者を対象とする避難所をいう。以下同じ。）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大竹市で災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、甲が、乙の運営する施設の一部を福祉避難所として利用することについて必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 福祉避難所に避難できる者は、福祉施設、病院等に入所・入院していない者であって、避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者（以下「避難者」という。）と及び避難者を介護する者とする。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、避難者等を福祉避難所に避難させる必要があると認めたときは、乙に対し、当該避難者等を受け入れるよう要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）避難者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（福祉避難所の開設）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、被災状況及び職員の参集状況に応じて、避難者を受け入れることができるかどうか検討し、受け入れることができると判断したときは、福祉避難所を開設するものとする。

2 乙は、前項の規定による検討に当たっては、できる限り避難者を受け入れるよう努めるものとする。

（福祉避難所の運営）

第5条 乙は、福祉避難所の業務として、次に掲げる事項を行うものとする。

（1）避難者等からの相談等への対応

（2）避難者の日常生活上の支援

（3）避難者の状況の急変等に応じて関係機関への連絡又は斡旋

2 乙は、福祉避難所に避難者等を受け入れたときは、原則として市が開設

する他の避難所が閉鎖するまで当該福祉避難所を開設しておくものとする。ただし、甲と乙の協議により、避難者の事情に応じて福祉避難所を開設しておく期間を決めることができるものとする。

(経費の負担)

第6条 福祉避難所の管理運営に要する経費は、所要の実費を甲が負担する。

(受入可能人数の把握)

第7条 甲は、平常時から乙の運営する施設の福祉避難所としての受入可能人数を把握しておくものとする。

(対象者の移送)

第8条 福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該避難者の介護者等が行うものとする。

(個人情報保護)

第9条 乙は、福祉避難所の管理運営の業務に関して知り得た避難者等の固有の情報を、避難者等の生命身体に危険のある場合を除き外部に漏らしてはならない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1月前までに甲乙いずれからも協定を解除する意思表示がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 7年12月 1日

甲 大竹市  
代表者  
大竹市小方一丁目11番1号  
大竹市長 入山 欣郎

乙 グループホームソラストゆめか大竹  
代表者  
山口県岩国市川口町一丁目8番6号  
株式会社ソラスト  
グループホームソラストりんか岩国  
管理者 宮野 崇司

## 資料20-26

## 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

大竹市（以下「甲」という。）とグループホームさくら（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所（避難所での生活において一定の配慮を要する者を対象とする避難所をいう。以下同じ。）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、大竹市で災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、甲が、乙の運営する施設の一部を福祉避難所として利用することについて必要な事項を定めるものとする。

## （対象者）

第2条 福祉避難所に避難できる者は、福祉施設、病院等に入所・入院していない者であって、避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者（以下「避難者」という。）と及び避難者を介護する者とする。

## （受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、避難者等を福祉避難所に避難させる必要があると認めたときは、乙に対し、当該避難者等を受け入れるよう要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）避難者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

## （福祉避難所の開設）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、被災状況及び職員の参集状況に応じて、避難者を受け入れることができるかどうか検討し、受け入れることができると判断したときは、福祉避難所を開設するものとする。

2 乙は、前項の規定による検討に当たっては、できる限り避難者を受け入れるよう努めるものとする。

## （福祉避難所の運営）

第5条 乙は、福祉避難所の業務として、次に掲げる事項を行うものとする。

（1）避難者等からの相談等への対応

（2）避難者の日常生活上の支援

（3）避難者の状況の急変等に応じて関係機関への連絡又は斡旋

2 乙は、福祉避難所に避難者等を受け入れたときは、原則として市が開設

する他の避難所が閉鎖するまで当該福祉避難所を開設しておくものとする。ただし、甲と乙の協議により、避難者の事情に応じて福祉避難所を開設しておく期間を決めることができるものとする。

(経費の負担)

第6条 福祉避難所の管理運営に要する経費は、所要の実費を甲が負担する。

(受入可能人数の把握)

第7条 甲は、平常時から乙の運営する施設の福祉避難所としての受入可能人数を把握しておくものとする。

(対象者の移送)

第8条 福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該避難者の介護者等が行うものとする。

(個人情報保護)

第9条 乙は、福祉避難所の管理運営の業務に関して知り得た避難者等の固有の情報を、避難者等の生命身体に危険のある場合を除き外部に漏らしてはならない。

第10条 この協定の有効期間は令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1月前までに甲乙いずれからも協定を解除する意思表示がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年12月22日

甲 大竹市  
代表者  
大竹市小方一丁目11番1号  
大竹市長 入山 欣郎

乙 グループホームさくら  
(大竹市南栄二丁目6番31号)  
代表者  
山口県岩国市南岩国町三丁目15番25号  
株式会社ひまわりあくど  
代表取締役 大原 智雄

## 資料 2 1

## 弥栄ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書

国土交通省中国地方整備局弥栄ダム管理所長（以下「甲」という。）と、大竹市長（以下「乙」という。）は、乙が小瀬川周辺の住民に対して、甲所管の放流警報設備（以下「警報設備」という。）により、災害情報等の伝達を要請することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、洪水被害等の発生が予想される場合に、乙が住民に対して行う災害情報等の提供にあたり、甲が自らの警報設備を利用し、支援を行うことを目的とするものである。

（伝達する情報の内容）

第2条 甲が乙に代わって住民に伝達提供する情報の内容は、小瀬川における乙が自ら実施する災害情報伝達及び緊急避難の必要がある場合の避難支援情報等の伝達提供とする。

（費用負担）

第3条 費用負担については、原則として次のとおりとする。

- （1） 洪水時に乙が行う住民等への緊急情報の伝達提供に当たり、乙を支援することを目的とすることに鑑み、伝達に係わる費用は甲の負担とする。
- （2） 伝達に関わり乙が情報の受信等を図る場合等、乙が新たに必要とする通信回線の工事及びその通信回線使用料等の費用は、乙の負担とする。

（情報伝達方法）

第4条 乙が住民に情報伝達するために、甲へ支援の要請を求めることができる施設及び伝達方法は次のとおりとする。

- （1） 甲が設置している放流警報スピーカー設備を用いた音声放送
- 2 上記設備にて伝達する内容及び伝達の手法は、甲及び乙において事前に調整するものとする。

（警報設備の配置）

第5条 警報設備の配置は別図－1のとおりとし、所在は別表－1に示すとおりとする。

（警報設備の利用制限）

第6条 甲がダム放流などにより警報設備を使用しているときは、乙は警報設備を利用した伝達提供はできないものとする。

- 2 乙は、原則として小瀬川が洪水時の場合以外には、警報設備を使用できない。

（情報伝達の責任）

第7条 乙の要請により甲が実施する警報設備を使用した情報伝達提供は、乙が実施する警戒避難等に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達に係る責任を甲が有するものではないものとする。

2 この協定に基づく警報設備等の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責務を乙が負うものとする。

(疑義の解決)

第8条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第9条 本協定は、締結の日から適用し、甲乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示が無い場合は、継続されるものとする。

(実施要領)

第10条 本協定の実施のため、必要な手続については、甲と乙が協議の上、実施要領を別途定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成17年4月27日

甲 国土交通省中国地方整備局  
弥栄ダム管理所長

乙 大竹市  
大竹市長

## 別紙－1 警報所等所在地

警報所等の名称	警報所の所在
弥栄警報局	広島県大竹市小方町小方813-1
八丁 〃	広島県大竹市4051-4
安条 〃	広島県大竹市安条3937-10
小方 〃	広島県大竹市小方町小方字安条山608-2
比作 〃	広島県大竹市比作3677-3
乙瀬 〃	山口県岩国市大字小瀬字乙瀬前原1272-4
前瀬 〃	山口県岩国市大字小瀬字前瀬1120-1
防鹿 〃	広島県大竹市小方町小方字防鹿3376-7
木野1 〃	広島県大竹市木野二丁目46
木野2 〃	広島県大竹市木野二丁目324-3
小瀬 〃	山口県岩国市大字小瀬字沖原282-6
関ヶ浜 〃	山口県玖珂郡和木町関ヶ浜一丁目188-1
元町 〃	広島県大竹市元町四丁目163
瀬田 〃	山口県玖珂郡和木町瀬田二丁目1065-11
新町 〃	広島県大竹市新町三丁目684
南栄 〃	広島県大竹市南栄二丁目985
和木 〃	山口県玖珂郡和木町和木1768

## 資料 2 1 - 2

令和元年 6 月 1 4 日

## 弥栄ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達に関する実施要領

国土交通省中国地方整備局弥栄ダム管理所長（以下「甲」という。）と大竹市長（以下「乙」という。）で協定した、弥栄ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達に関する協定書（平成 17 年 4 月 27 日付、以下「協定書」という。）の第 10 条（実施要領）に関し、下記のとおり実施要領を定める。

## 1. フロー

甲が設置した放流警報設備（以下「警報設備」という。）を、乙が利用するときのフローは別図－1「警報設備利用のフロー」のとおりとする。

## 2. 警報設備利用の要求

別図－1 に示す手続きとして、警報設備を利用する事前に、乙から甲へ次の内容を連絡するものとする。連絡方法は、次の内容を別紙様式 1「弥栄ダム放流警報設備の利用要求書」（以下「要求書」という。）に記入したものを F A X で送信し、内容を電話で確認するものとする。

## ① 要求番号

要求する年月日時分を要求番号とする。

## ② 要求者

機関部署名、担当者氏名、電話番号を記入する。

## ③ 利用する警報設備

利用する警報設備、及び、放送回数を記入する。

## ④ 警報設備を利用して伝達する情報の内容

事前に提出してある「警報設備を利用して伝達する情報」を録音した CD 等の記録媒体の No. を記入する。

## ⑤ 警報設備を利用した情報伝達を開始する日時

情報伝達を開始する日時を記入する。

## ⑥ 送受信の確認

F A X を送信後、電話にて送受信の確認を行い、日時、受信確認者氏名を記入する。

## 3. 伝達する情報の内容

伝達する情報の内容は次のとおりとする。

## ① 小瀬川の急激な増水に対する避難支援

## ② 大雨、台風など、気象により発生した災害に対する避難支援

## ③ 人命に関わる重大な災害に対する避難支援

## 4. 要求書の不受理の判定

乙から受けた要求書に対して、次のものに対しては不受理の判定とする。

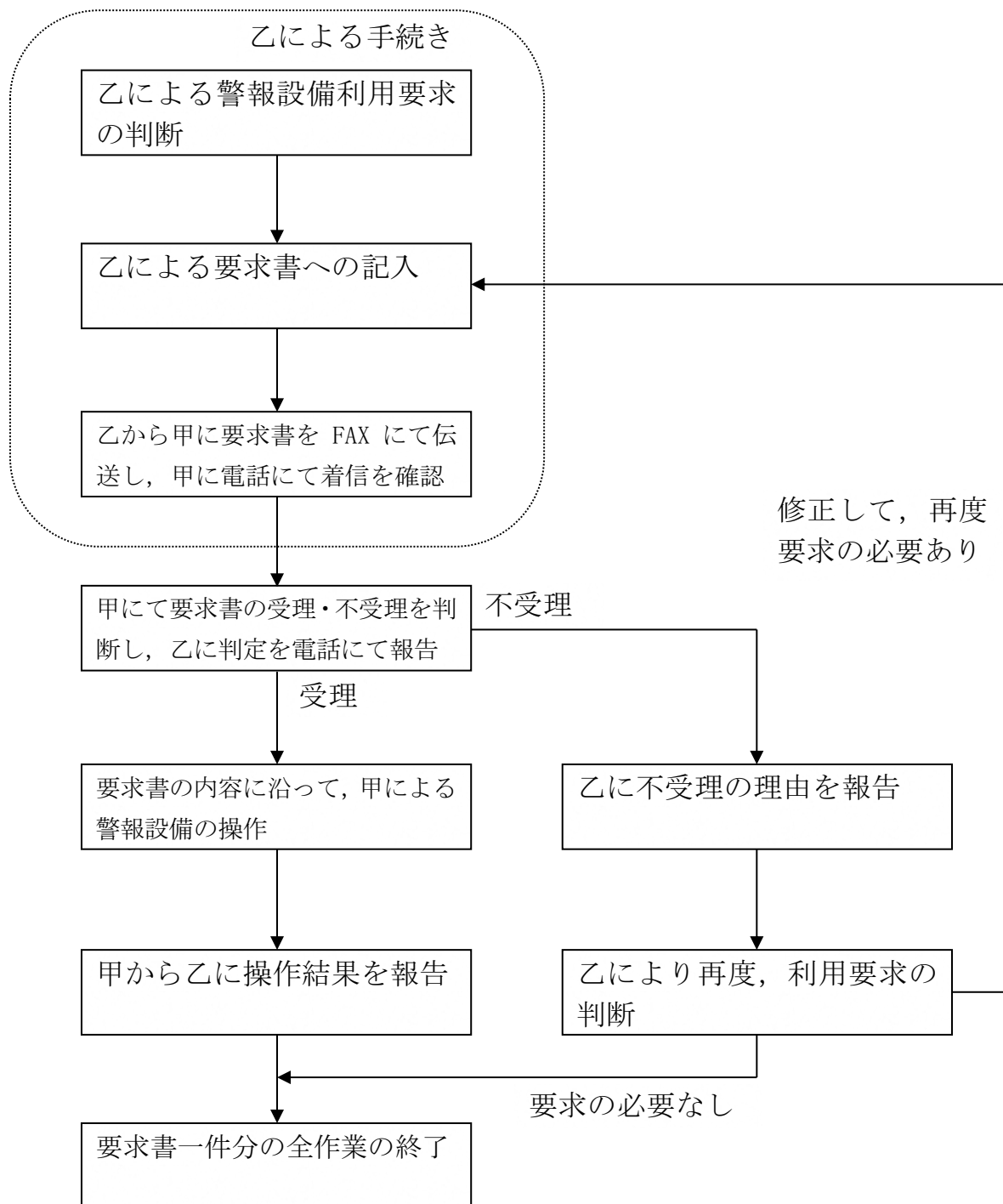
- ① 小瀬川と無関係な災害に対する、住民への連絡事項  
例) 土砂崩れ、雪崩、落雷、交通事故、火災などの情報提供
- ② 急を要さない気象による災害に対する、住民への連絡事項  
例) 気象情報の提供など
- ③ 災害と無関係な情報提供  
例) イベント等の広報など

## 5. 操作結果の報告

甲は、乙から受けた要求書による警報設備の操作を行った結果を、次の内容に関して、別紙様式-2「弥栄ダム放流警報設備の操作結果報告書」(以下「報告書」という。)に記入したものをFAXで送信し、内容を電話で確認するものとする。

- ① 要求番号  
要求書に記載された要求番号を記入する。
- ② 報告者  
機関部署名、担当者氏名、電話番号を記入する。
- ③ 警報設備の操作内容  
警報設備の操作内容を記載する。特筆すべき事項があれば記載する。
- ④ 警報設備を操作した日時  
要求書に従って警報設備を操作した日時を記入する。
- ⑤ 警報設備の操作者  
要求書に従って警報設備を操作した者の氏名を記入する。
- ⑥ 送受信の確認  
FAXを送信後、電話にて送受信の確認を行い、日時、受信確認者氏名を記入する。

別図－1 警報設備利用のフロー



## 別紙様式－1 弥栄ダム放流警報設備の利用要求書

弥栄ダム管理所長 殿

弥栄ダム放流警報設備を利用したく、「弥栄ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達に関する協定書」（平成17年4月27日付）に基づき、「弥栄ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達に関する実施要領」（同年月日付）に従って、下記のとおり警報設備の利用を要求する。

<b>要求番号</b>		
_____年_____月_____日_____時_____分号		
<b>要求者</b>		
大竹市長		
要求書作成者、連絡先		決 裁
機関部署名：_____		
担当者氏名：_____		
電話番号：_____		
<b>利用する警報設備</b> （□に「レ」を記入）※設備は一つのみ選択すること。		
<input type="checkbox"/> 弥栄 <input type="checkbox"/> 八丁 <input type="checkbox"/> 安条 <input type="checkbox"/> 小方 <input type="checkbox"/> 比作 <input type="checkbox"/> 乙瀬 <input type="checkbox"/> 前渕 <input type="checkbox"/> 防鹿 <input type="checkbox"/> 木野1 <input type="checkbox"/> 木野2 <input type="checkbox"/> 小瀬 <input type="checkbox"/> 関ヶ浜 <input type="checkbox"/> 元町 <input type="checkbox"/> 瀬田 <input type="checkbox"/> 新町 <input type="checkbox"/> 南栄 <input type="checkbox"/> 和木 放送回数_____回		
<b>警報設備を利用して伝達する情報の内容</b> （□に「レ」を記入）※内容は一つのみ選択すること。		
<input type="checkbox"/> 自由文          <input type="checkbox"/> 定型文 ICカードNo._____（乙の所管品）		
<b>警報設備を利用した情報伝達を開始する日時</b>		
_____年_____月_____日_____時_____分		
<b>送受信の確認</b>		
送信者確認欄		受信者確認欄
受信確認日時：_____月_____日_____時 分		受信確認日時：_____月_____日_____時 分
受信確認者氏名		受信確認者氏名
受信者側：_____		受信者側：_____
送信者側：_____		送信者側：_____

## 別紙様式－2 弥栄ダム放流警報設備の操作結果報告書

大竹市長 殿

要求書に記載された内容について、警報設備の操作を行ったので、結果を下記のとおり報告する。

<b>要求番号</b>		
_____年_____月_____日_____時_____分 号		
<b>報告者</b>		
弥栄ダム管理所長		
報告書作成者、連絡先 機関部署名：弥栄ダム管理所		決 裁
担当者氏名：_____		
電話番号：0827-57-3135		
<b>警報設備の操作内容</b>		
<input type="checkbox"/> 要求書のとおり  <input type="checkbox"/> その他（特筆事項）		
<b>警報設備を操作した日時</b>		
_____年_____月_____日_____時_____分		
<b>警報設備の操作者</b>		
_____		
<b>送受信の確認</b>		
送信者確認欄		受信者確認欄
受信確認日時：_____月_____日_____時 分		受信確認日時：_____月_____日_____時 分
受信確認者氏名 受信者側：_____		受信確認者氏名 受信者側：_____
送信者側：_____		送信者側：_____

## 資料 2 2

## 小瀬川ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定書

小瀬川ダム管理事務協議会長（以下「甲」という。）と、大竹市長（以下「乙」という。）は、乙が小瀬川周辺の住民に対して、甲所管の放流警報設備（以下「警報設備」という。）により、災害情報等の伝達を要請することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、洪水被害等の発生が予想される場合に、乙が住民に対して行う災害情報等の提供にあたり、甲が自らの警報設備を利用し、支援を行うことを目的とするものである。

（伝達する情報の内容）

第2条 甲が乙に代わって住民に伝達提供する情報の内容は、小瀬川における乙が自ら実施する災害情報伝達及び緊急避難の必要がある場合の避難支援情報等の伝達提供とする。

（費用負担）

第3条 費用負担については、原則として次のとおりとする。

- （1） 洪水時に乙が行う住民等への緊急情報の伝達提供に当たり、乙を支援することを目的とすることに鑑み、伝達に係わる費用は甲の負担とする。
- （2） 伝達に関わり乙が情報の受信等を図る場合等、乙が新たに必要とする通信回線の工事及びその通信回線使用料等の費用は、乙の負担とする。

（情報伝達方法）

第4条 乙が住民に情報伝達するために、甲へ支援の要請を求めることができる施設及び伝達方法は次のとおりとする。

- （1） 甲が設置している放流警報スピーカー設備を用いた音声放送
- 2 上記設備にて伝達する内容及び伝達の手法は、甲及び乙において事前に調整するものとする。

（警報設備の配置）

第5条 警報設備の配置は別図－1のとおりとし、所在は別表－1に示すとおりとする。

（警報設備の利用制限）

第6条 甲がダム放流などにより警報設備を使用しているときは、乙は警報設備を利用した伝達提供はできないものとする。

- 2 乙は、原則として小瀬川が洪水時の場合以外には、警報設備を使用できない。

(情報伝達の責任)

第7条 乙の要請により甲が実施する警報設備を使用した情報伝達提供は、乙が実施する警戒避難等に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達に係る責任を甲が有するものではないものとする。

2 この協定に基づく警報設備の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責任を乙が負うものとする。

(疑義の解決)

第8条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第9条 本協定は、締結の日から適用し、甲乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示が無い場合は、継続されるものとする。

(実施要領)

第10条 本協定の実施のため、必要な手続については、甲と乙が協議の上、実施要領を別途定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年3月7日

甲 小瀬川ダム管理事務協議会長

乙 大竹市長

## 別紙－1 警報設備の所在

警報局等の名称	警報所の所在
小瀬川ダム警報局	広島県廿日市市浅原1030-27
釜ヶ原 //	山口県岩国市美和町釜ヶ原433-3
魚 限 //	広島県大竹市栗谷町大栗林446-3

## 資料 2 2 - 2

平成 1 8 年 3 月 7 日

## 小瀬川ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達に関する実施要領

小瀬川ダム管理事務協議会長（以下「甲」という。）と大竹市長（以下「乙」という。）で協定した、小瀬川ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定書（平成 1 8 年 3 月 7 日付、以下「協定書」という。）の第 1 0 条（実施要領）に関し、下記のとおり実施要領を定める。

## 1. フロー

甲が設置した放流警報設備（以下「警報設備」という。）を、乙が利用するときのフローは別図－1「警報設備利用のフロー」のとおりとする。

## 2. 警報設備利用の要求

別図－1 に示す手続きとして、警報設備を利用する事前に、乙から甲へ次の内容を連絡するものとする。連絡方法は、次の内容を別紙様式 1「小瀬川ダム放流警報設備の利用要求書」（以下「要求書」という。）に記入したものを F A X で送信し、内容を電話で確認するものとする。

## ① 要求番号

要求する年月日時分を要求番号とする。

## ② 要求者

機関部署名、担当者氏名、電話番号を記入する。

## ③ 利用する警報設備

利用する警報設備、及び、放送回数を記入する。

## ④ 警報設備を利用して伝達する情報の内容

自由文と定型文を選択する。自由文を選択した場合は、文書を記載し、定型文を選択した場合は、I C カードNo.を記入する。

## ⑤ 警報設備を利用した情報伝達を開始する日時

情報伝達を開始する日時を記入する。

## ⑥ 送受信の確認

F A X を送信後、電話にて送受信の確認を行い、日時、受信確認者氏名を記入する。

## 3. 伝達する情報の内容

伝達する情報の内容は次のとおりとする。

## ① 小瀬川の急激な増水に対する避難支援

## ② 大雨、台風など、気象により発生した災害に対する避難支援

## ③ 人命に関わる重大な災害に対する避難支援

## 4. 要求書の不受理の判定

乙から受けた要求書に対して、次のものに対しては不受理の判定とする。

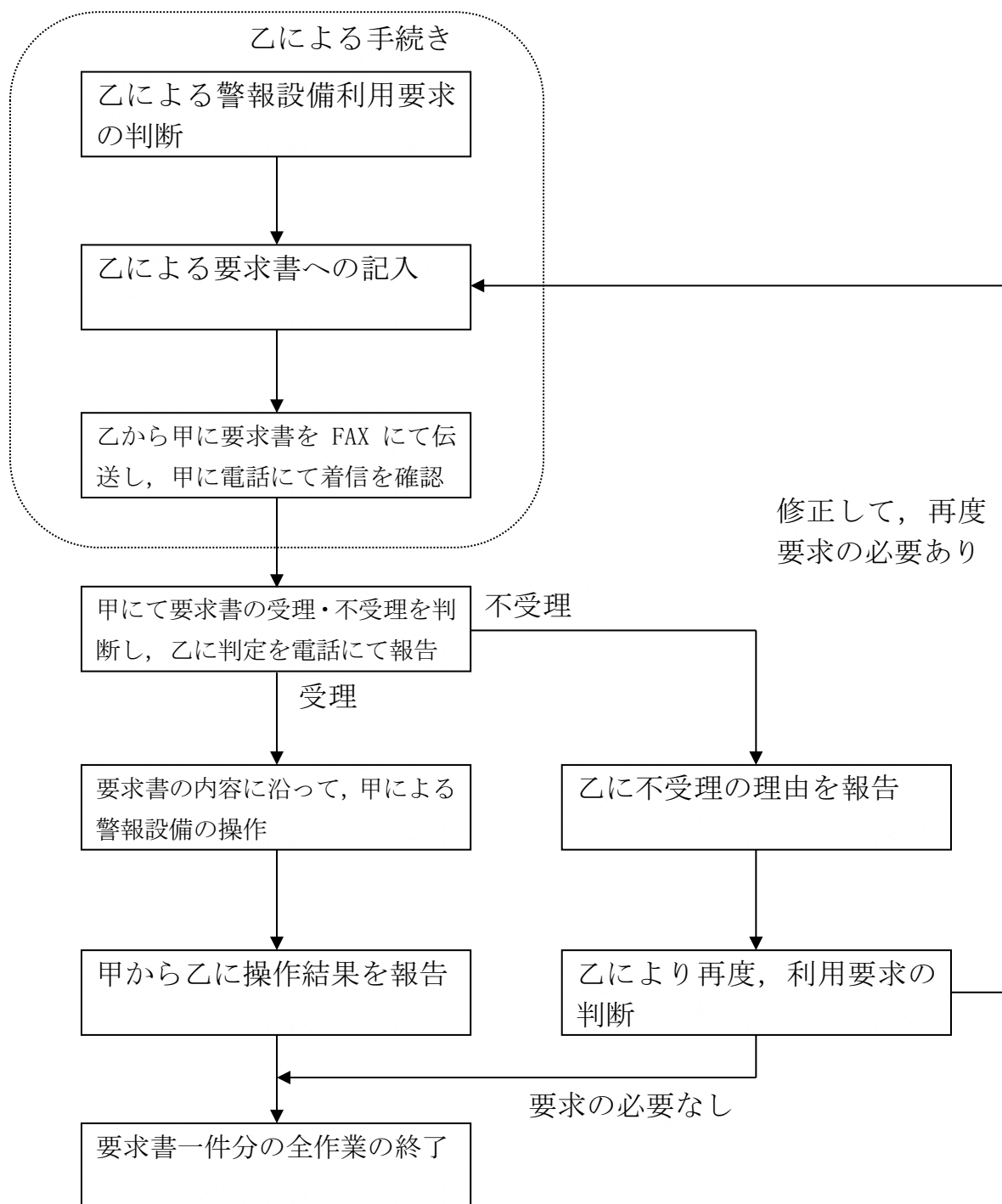
- ① 小瀬川と無関係な災害に対する、住民への連絡事項  
例) 土砂崩れ、雪崩、落雷、交通事故、火災などの情報提供
- ② 急を要さない気象による災害に対する、住民への連絡事項  
例) 気象情報の提供など
- ③ 災害とは無関係な情報提供  
例) イベント等の広報など

## 5. 操作結果の報告

甲は、乙から受けた要求書による警報設備の操作を行った結果を、次の内容に関して、別紙様式-2「小瀬川ダム放流警報設備の操作結果報告書」(以下「報告書」という。)に記入したものをFAXで送信し、内容を電話で確認するものとする。

- ① 要求番号  
要求書に記載された要求番号を記入する。
- ② 報告者  
機関部署名、担当者氏名、電話番号を記入する。
- ③ 警報設備の操作内容  
警報設備の操作内容を記載する。特筆すべき事項があれば記載する。
- ④ 警報設備を操作した日時  
要求書に従って警報設備を操作した日時を記入する。
- ⑤ 警報設備の操作者  
要求書に従って警報設備を操作した者の氏名を記入する。
- ⑥ 送受信の確認  
FAXを送信後、電話にて送受信の確認を行い、日時、受信確認者氏名を記入する。

別図－1 警報設備利用のフロー



## 別紙様式－1 小瀬川ダム放流警報設備の利用要求書

小瀬川ダム管理事務所長 様

小瀬川ダム放流警報設備を利用したく、「小瀬川ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定書」（平成18年3月7日付）に基づき、「小瀬川ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達に関する実施要領」（同年月日付）に従って、下記のとおり警報設備の利用を要求する。

<b>要求番号</b>		
_____年_____月_____日 _____時_____分_____号		
<b>要求者</b>		
大竹市長		
要求書作成者、連絡先 機関部署名： _____ 担当者氏名： _____ 電話番号： _____		決 裁
<b>利用する警報設備</b> （□に「レ」を記入）※設備は一つのみ選択すること。		
□ ダ ム      □ 釜ヶ原      □ 魚 限		
<b>警報設備を利用して伝達する情報の内容</b> （□に「レ」を記入）※内容は一つのみ選択すること。		
□自由文		
□定型文 ICカードNo. _____（乙の所管品）		
<b>警報設備を利用した情報伝達を開始する日時</b>		
_____年_____月_____日 _____時_____分		
<b>送受信の確認</b>		
送信者確認欄		受信者確認欄
受信確認日時： _____月_____日_____時_____分 受信確認者氏名 受信者側： _____ 送信者側： _____		受信確認日時： _____月_____日_____時_____分 受信確認者氏名 受信者側： _____ 送信者側： _____

## 別紙様式ー2 小瀬川ダム放流警報設備の操作結果報告書

大竹市長 様

要求書に記載された内容について、警報設備の操作を行ったので、結果を下記のとおり報告する。

<b>要求番号</b>		
_____年_____月_____日_____時_____分_____号		
<b>報告者</b>		
小瀬川ダム管理事務所長		
報告書作成者、連絡先		決 裁
機関部署名：小瀬川ダム管理事務所		
担当者氏名：_____		
電話番号：0827-56-0321		
<b>警報設備の操作内容</b>		
<input type="checkbox"/> 要求書のとおり  <input type="checkbox"/> その他（特筆事項）		
<b>警報設備を操作した日時</b>		
_____年_____月_____日_____時_____分		
<b>警報設備の操作者</b>		
_____		
<b>送受信の確認</b>		
送信者確認欄		受信者確認欄
受信確認日時：_____月_____日_____時_____分		受信確認日時：_____月_____日_____時_____分
受信確認者氏名		受信確認者氏名
受信者側：_____		受信者側：_____
送信者側：_____		送信者側：_____

## 資料23

## 渡ノ瀬ダム放流警報設備等による避難情報の伝達に関する協定書

中国電力株式会社を甲とし、大竹市を乙として甲と乙は、乙が小瀬川水系玖島川周辺の住民に対して、甲が所有する渡ノ瀬ダム用の放流警報設備（以下「警報設備」という。）等により、避難情報を伝達することに関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、洪水被害等の発生が予想される場合に、乙の要請により甲が自らの警報設備を利用し、乙が住民に対して行う避難情報の提供の協力を円滑に行うことを目的とするものである。

## （情報伝達方法）

第2条 乙が住民に情報伝達するために、甲へ協力を求めることが出来る施設及び伝達方法は次のとおりとする。

- （1） 甲が設置している放流警報スピーカー設備を用いた音声放送
- 2 上記の設備にて伝達する内容及び伝達の手法は、甲と乙が協議の上、「実施要領」を別途定めるものとする。

## （伝達する情報の内容）

第3条 乙の要請に基づき、住民に伝達する避難情報の内容は、小瀬川水系玖島川における乙が自ら実施する避難準備、避難勧告及び避難指示の必要がある場合の支援情報等とする。

## （情報伝達の責任）

第4条 乙の要請により甲が実施する警報設備を使用した情報伝達は、乙が実施する避難情報に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達に係る責任を甲が有するものではないものとする。

- 2 この協定に基づく警報設備等の利用による情報伝達が要因となって、第三者に被害を与えた場合は、一切の責任を乙が負うものとする。

## （地元住民への説明）

第5条 乙は、本来乙が実施すべき洪水時の避難情報の伝達に当たり、甲が甲の放流警報設備をもって協力することに対して、地元住民に事前説明を行い了承を得ておくと共に、放送内容に対する問合せ先についても乙であることを徹底するものとする。

## （警報設備の利用制限）

第6条 甲がダム放流等により警報設備を使用しているときは、乙は警報設備を利用した情報提供はできないものとする。

- 2 乙は、原則として小瀬川水系玖島川が洪水時の場合以外には、この警報設備を使用できないものとする。

## (警報設備の配置)

第7条 警報設備の配置は別図－1、所在は別表－1に示すとおりとする。

## (警報用無線設備の取扱い)

第8条 乙は、警報設備利用に当たって、防災用を目的として無線局免許申請を行い免許を取得する。

また、無線設備の円滑な運用を図るため、甲と乙が協議の上、無線従事者の選任および無線設備の申請・届ならびに無線局の検査対応については乙が甲へ委任すること等を織り込んだ「覚書」を別途締結する。

## (故障時の連絡)

第9条 甲は、警報設備の故障により設備運用に支障が発生した場合は、実施要領により乙へ連絡を行い、利用の可否について協議を行うものとする。

## (作業時の連絡)

第10条 甲は、警報設備を定期点検等の作業で停止する場合は、実施要領により事前に乙へ連絡を行うものとする。

## (費用負担)

第11条 費用負担については、原則として次のとおりとする。

- (1) 乙が行う地域住民等への避難情報の伝達に当たり、甲が乙へ協力を行うことを目的とすることに鑑み、第2条の音声放送に関わる費用（人件費）は甲の負担とする。
- (2) 警報設備の維持に必要な定期保守、故障修理、設備の改修はすべて甲の負担において行うものとする
- (3) 情報伝達は、甲が有する現有の警報設備で行うことを原則とし、乙の要望対応で設備改修が必要な場合は、原因者である乙が費用負担する。
- (4) 警報用無線設備の運用に係る費用は原則甲、乙で負担するものとし、詳細は覚書で定めるものとする。

## (疑義の解決)

第12条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、甲と乙が協議の上定めるものとする。

## (有効期限)

第13条 本協定は、締結の日から適用し、甲乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成19年3月12日

甲 中国電力株式会社  
流通事業本部  
理事 部長 宇津木 健太郎

乙 大 竹 市  
代表者 大竹市長 入山 欣郎

別表－1（第7条関係）警報設備の所在

警報設備	所在地
親装置	広島県廿日市市大野字川平 2631-2 (渡ノ瀬ダム)
第3号サイレン	広島県廿日市市大野字広原山 2587 (玖島川右岸)
第4号サイレン	広島県廿日市市大野字嵐谷 2378-1 (玖島川右岸)
第5号サイレン	広島県廿日市市大野字嵐谷 2364 (玖島川左岸)
第6号サイレン	広島県廿日市市大野字嵐谷 2376 (玖島川左岸)
第7号サイレン	広島県廿日市市大野字嵐谷 2137-1 (玖島川右岸)
第8号サイレン	広島県廿日市市大野字嵐谷 2215 (玖島川左岸)
第9号サイレン	広島県大竹市栗谷町小栗林字宮ヶ原 765-4 (玖島川右岸)
第10号サイレン	広島県大竹市栗谷町大栗林字柏野粒 109 (玖島川左岸)
第11号サイレン	広島県大竹市栗谷町大栗林 544-1 (玖島川左岸)

## 資料23-2

## 渡ノ瀬ダム放流警報装置における無線設備の運用に関する覚書

中国電力株式会社を甲とし、大竹市を乙として、「渡ノ瀬ダム放流警報設備等による避難情報の伝達に関する協定書」（平成19年3月12日付）第8条に基づき、渡ノ瀬ダム放流警報装置における無線設備の円滑な運用を図るため、次のとおり覚書を締結する。

（対象設備）

第1条 対象となる設備は、小瀬川水系玖島川の渡ノ瀬ダム放流警報装置無線設備のうち、別表-1に示すとおりとする。

（運用）

第2条 無線設備の運用は、甲・乙とも電波法で定められた事項を遵守する。

（無線従事者の選任）

第3条 乙の無線局を操作する無線従事者の選任については、甲へ委任するものとする。甲は無線従事者の選任および提出書類（無線従事者選任者名簿）の作成を行い、これを乙が任命するものとする。

なお、提出書類は、乙から甲を経由して中国総合通信局へ提出するものとする。また、乙から任命された無線従事者については、無報酬で無線従事者の任にあたるものとする。

2 無線従事者の取扱いについては、甲と乙が協議の上、「実施要領」に定める。

（無線設備の申請及び届出書類の提出）

第4条 乙は、無線設備の免許申請、変更申請および免許更新に伴う申請・届については、甲へ委託するものとする。甲は申請・届に必要な書類の作成を行い、これを乙が承認するものとする。

なお、提出書類は、乙から甲を経由して中国総合通信局へ提出するものとする。

（無線局の検査）

第5条 乙は、無線局の定期検査、変更検査および臨時検査に伴う書類の作成・提出については、甲へ委託するものとする。甲は申請・届に必要な書類の作成を行い、甲が作成した書類を乙が承認するものとする。

なお、提出書類は、乙から甲を経由して中国総合通信局へ提出するものとする。また、その検査に当たって協力要請があった場合は、検査料を除き無償で協力するものとする。

（無線設備の運用に関する費用負担）

第6条 無線設備の免許申請、変更申請および免許更新、電波利用料および無線局の検査に係る費用で、乙の免許に係るものは、乙が負担するものとする。

（疑義の解決）

第7条 本覚書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、甲と

乙が協議の上定めるものとする。

(有効期限)

第8条 本覚書は、締結の日から適用し、「渡ノ瀬ダム放流警報設備等による避難情報の伝達に関する協定書」の締結期間中とする。

この覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成19年3月12日

甲 中国電力株式会社  
流通事業本部  
理事 部長 宇津木 健太郎

乙 大竹市  
代表者 大竹市長 入山 欣郎

別表－1（第1条関係）対象設備

警報設備	所在地
親装置	広島県廿日市市大野字川平 2631-2 (渡ノ瀬ダム)
第3号サイレン	広島県廿日市市大野字広原山 2587 (玖島川右岸)
第4号サイレン	広島県廿日市市大野字嵐谷 2378-1 (玖島川右岸)
第5号サイレン	広島県廿日市市大野字嵐谷 2364 (玖島川左岸)
第6号サイレン	広島県廿日市市大野字嵐谷 2376 (玖島川左岸)
第7号サイレン	広島県廿日市市大野字嵐谷 2137-1 (玖島川右岸)
第8号サイレン	広島県廿日市市大野字嵐谷 2215 (玖島川左岸)
第9号サイレン	広島県大竹市栗谷町小栗林字宮ヶ原 765-4 (玖島川右岸)
第10号サイレン	広島県大竹市栗谷町大栗林字柏野粒 109 (玖島川左岸)
第11号サイレン	広島県大竹市栗谷町大栗林 544-1 (玖島川左岸)

## 資料 23-3

## 渡ノ瀬ダム放流警報設備等による避難情報の伝達に関する実施要領

中国電力株式会社を甲、大竹市を乙として、甲と乙で協定した、渡ノ瀬ダム放流警報設備等による避難情報の伝達に関する協定書（平成19年3月12日締結。以下「協定書」という。）第2条、第9条および第10条並びに無線設備の運用に関する覚書（平成19年3月12日締結。以下「覚書」という。）第3条に基づき、下記のとおり実施要領を定める。

## 記

## 1. 放送実施

## (1) 実施フロー

協定書第2条（情報伝達方法）について、甲が設置している放流警報スピーカー設備（以下「警報設備」という。）を、乙が利用するときの実施フローは別図-1「警報設備利用フロー図」とおりとする。

## (2) 連絡の条件

項目	時期	連絡先	
		甲	乙
警報設備の利用	事象発生後速やかに	中国電力株式会社 電源事業本部 西部水力センター 広島北土木課	大竹市役所 総務部 危機管理課

## (3) 警報設備利用の要求

別図-1に示す手続きとして、警報設備を利用する前に、乙から甲へ次の内容を連絡する。連絡方法は、別紙様式-1「渡ノ瀬ダム放流警報設備の利用要求書」（以下「要求書」という。）に記載したものをFAXで送信し、内容を電話で確認する。

要求書の詳細内容

## ①要求番号

要求する年月日時分を要求番号とする。

## ②要求者

関係部署名、担当者氏名、電話番号を記入する。

## ③利用する警報設備

利用する警報設備、放送回数を記入する。

## ④警報設備を利用して伝送する情報の内容

定型文とし、NO. を記入する。

## ⑤警報設備を利用した情報伝達を開始する日時

情報伝達を開始する日時を記入する。

## ⑥利用要求の発受信確認

FAXを送信後、電話にて送受信の確認を行い、日時、発受信者氏名を記入する。

## (4) 伝達する情報の内容

伝達する情報の内容は放流警報設備に登録した定型文として、次のとおりとする。

	伝達内容
高齢者等 避難相当	こちらは、水防大竹渡ノ瀬ダムです。大竹市からお知らせします。ただいま、大雨により、玖島川の水位が上昇しています。避難に時間のかかる方は、避難を開始し、今後の情報に十分注意してください。
避難指示	こちらは、水防大竹渡ノ瀬ダムです。大竹市からお知らせします。ただいま、大雨により、玖島川の水位が、非常に危険な状態となっています。住民の方は、直ちに安全な場所に避難してください。
訓練放送	訓練放送、訓練放送。こちらは、水防大竹渡ノ瀬ダムです。 ただいま、避難情報の伝達放送訓練を行っています。これは訓練放送です。

## (5) 放送不可の判定

甲は、乙から受けた要求書に対して、次の事柄に対しては放送しないこととする。ただし、電波法第52条の非常通信を除く。

- ① 渡ノ瀬ダムからの放流以外の住民への連絡事項  
例) 土砂崩れ、雪崩、落雷、交通事故、火災などの情報提供
- ② 気象情報の情報提供
- ③ 災害とは無関係な情報提供  
例) イベント等の広報など

## (6) 操作結果の報告

甲は、乙から受けた要求書による警報設備の放送操作を行った結果を、次の内容に関して、別紙様式-2「渡ノ瀬ダム放流警報設備の操作結果報告書」(以下「操作結果報告書」という。)に記入したものをFAXで送信し、内容を電話で確認する。

- ① 要求番号  
要求書に記載された要求番号を記入する。
- ② 報告者  
機関部署名、担当者氏名、電話番号を記入する。
- ③ 警報設備の操作内容  
警報設備の操作内容を記載する。特筆すべき事項があれば記載する。
- ④ 警報設備を操作した日時  
要求書に従って警報設備を操作した日時を記入する。
- ⑤ 警報設備の操作者  
要求書に従って警報設備を操作した者の氏名を記入する。
- ⑥ 報告の発受信確認  
FAXを送信後、電話にて送受信の確認を行い、日時、発受信者氏名を記入する。

## 2. 渡ノ瀬ダム放流警報設備における主任無線従事者の取扱いについて

## (1) 実施フロー

覚書第3条（無線従事者の選任）について、乙の無線従事者を変更するとき等の実施フローは別図－2「主任無線従事者手続きフロー図」のとおり手続きを行う。覚書第3条は主任無線従事者の選任と読み替える。

(2) 連絡の条件

項目	時期	連絡先	
		甲	乙
主任無線従事者の変更等	変更後速やかに	中国電力株式会社 電源事業本部 西部水力センター 広島北土木課	大竹市役所 総務部 危機管理課

3. 警報設備の運用連絡の取扱いについて

(1) 実施フロー

警報設備の運用に関し、協定書第9条（故障時の連絡）第10条（作業時の連絡）について、設備の故障・作業時には、甲は乙に対して別図－3「警報設備の運用連絡フロー図」により連絡を行う。

(2) 連絡の条件

a. 第9条（故障時の連絡）

故障内容	時期	連絡先		連絡内容
		甲	乙	
警報設備の故障により、通信が出来なくなった場合	事象発生後速やかに	中国電力株式会社 電源事業本部 西部水力センター 広島北土木課	大竹市役所 総務部 危機管理課	・故障状況 ・復旧見込み等

b. 第10条（作業時の連絡）

作業内容	時期	連絡先		連絡内容
		甲	乙	
警報設備の点検等により、通信が出来なくなる場合	作業予定の1週間前までに	中国電力株式会社 電源事業本部 西部水力センター 広島北土木課	大竹市役所 総務部 危機管理課	・作業内容 ・停止期間等

(3) 警報設備の運用連絡票

別図－3に示す手続きとして、警報設備の維持・運用に関して、甲から乙へ次の内容を連絡するものとする。連絡方法は、別紙様式－3「警報設備の運用連絡票」（以下「運用連絡票」という。）に記載したものをFAXで送信し、内容を電話で確認する。

以上